杉並区地域防災計画

（令和６年（2024年）修正）

別冊・資料

杉並区防災会議

杉並区地域防災計画

(令和６年(2024年)修正)

別冊・資料

杉並区防災会議

別冊・資料目次

【条例・規則等】

資料 1　杉並区防災対策条例…… 1
資料 2　杉並区防災会議運営規程…… 9
資料 3　杉並区防災会議運営規程第５条の規定による杉並区防災会議の所掌事務の委任について…… 11
資料 4　杉並区防災会議委員名簿…… 12
資料 5　杉並区災害対策本部に関する規則…… 13
資料 6　杉並区災害対策本部組織の分掌事務一覧…… 18
資料 7　杉並区休日・夜間等警戒態勢に関する規程…… 36
資料 8　杉並区防災対策推進会議設置要綱…… 39
資料 9　杉並区災害応急対策実施要綱…… 42
資料 10　杉並区職員非常呼集要綱…… 54
資料 11　杉並区災害復旧対策実施要綱…… 57
資料 12　災害復旧対策業務の実施細目…… 62
資料 13　水害時における救援本部実施要領…… 65
資料 14　杉並区都市型災害対策緊急部隊設置要綱…… 69
資料 15　杉並区災害復興本部に関する規則…… 72

【地域防災力の向上】

資料 16　杉並区防災市民組織の育成・助言に関する実施要綱…… 76
資料 17　防災市民組織一覧…… 78
資料 18　防火水槽等防災市民組織、町会・自治会別配備状況一覧…… 81
資料 19　大型消火器防災市民組織、町会・自治会別配備状況一覧…… 91
資料 20　街頭消火器設置状況一覧…… 102
資料 21　感震ブレーカー設置状況一覧…… 103
資料 22　高層建築物の現況表…… 104

【情報の収集・伝達】

資料 23　ＩＰ無線機・ＭＣＡ無線機一覧…… 105
資料 24　防災行政無線放送塔・電光表示局一覧…… 110
資料 25　報告事項及び報告主管部一覧…… 112
資料 26　災害対策本部報告様式…… 113
資料 27　防災関係機関連絡先一覧…… 115

【災害救助法の適用】

資料 28　災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表…… 116
資料 29　報告様式…… 120

【協力協定】

資料 30　杉並区協定先一覧…… 124
資料 31　災害時における米穀類供給に関する協定（東京山手食糧販売協同組合）…… 131
資料 32　災害時における炊き出し労務に関する協定（東京都麺類協同組合杉並支部）…… 133

資料 33　災害時における炊き出し労務に関する協定（東京都麺類協同組合荻窪支部）…… 134
資料 34　災害時の医療救護活動に関する協定（杉並区医師会）…… 135
資料 35　災害時の歯科医療救護活動についての協定（東京都杉並区歯科医師会）…… 140
資料 36　災害時の医療救護活動に関する協定（杉並区薬剤師会）…… 142
資料 37　災害時における応急救護活動についての協定（東京都柔道整復師会杉並支部）…… 144
資料 38　災害時の動物に関わる救護活動に関する協定（東京都獣医師会杉並支部）…… 145
資料 39　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（荻窪病院）…… 147
資料 40　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（東京衛生アドベンチスト病院）…… 149
資料 41　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（河北総合病院）…… 151
資料 42　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（浜田山病院）…… 153
資料 43　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（救世軍ブース記念病院）…… 155
資料 44　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（山中病院）…… 157
資料 45　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（城西病院）…… 159
資料 46　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（清川病院）…… 161
資料 47　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（浴風会病院）…… 163
資料 48　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（ニューハート・ワタナベ国際病院）…… 165
資料 49　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定（佼成病院）…… 167
資料 50　災害時における杉並区、医療法人財団荻窪病院及び学校法人中央大学杉並高等学校の
協力に関する協定（荻窪病院、中央大学杉並高等学校）…… 169
資料 51　災害時における杉並区、医療法人社団静山会清川病院及び学校法人杉並学院中学高等学校の
協力に関する協定（静山会、杉並学院中学高等学校）…… 172
資料 52　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ杉並・中野支店）…… 175
資料 53　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（スズケン城西支店）…… 177
資料 54　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（バイタルネット東京中央支店）…… 179
資料 55　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（マルタケ西部営業所）…… 181
資料 56　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（メディセオ中杉支店）（旧杉並支店）…… 183
資料 57　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（酒井薬品中野営業所）…… 185
資料 58　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（東邦薬品杉並・中野営業所）…… 187
資料 59　災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書（河北透析クリニック）…… 189
資料 60　災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書（阿佐谷すずき診療所）…… 192
資料 61　災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書（高円寺すずきクリニック）…… 195
資料 62　災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書（桃井診療所）…… 198
資料 63　災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書（寺田病院）…… 201
資料 64　災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書
（医療法人社団西荻窪透析内科クリニック）…… 204
資料 65　災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（杉並交通株式会社）…… 207
資料 66　災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（杉並交通第二株式会社）…… 210
資料 67　災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（宮園自動車株式会社・本社営業所）…… 213
資料 68　災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（株式会社トップジャンクション）…… 216

資料 69　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（浴風会）…… 219
資料 70　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（サンフレンズ）…… 221
資料 71　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（東京都知的障害者育成会）…… 223
資料 72　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（杉樹会）…… 225
資料 73　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（河北総合病院）…… 227
資料 74　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（鵜足津福祉会）…… 229
資料 75　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（救世軍社会事業団）…… 231
資料 76　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（社団松永会）…… 233
資料 77　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（大起エンゼルヘルプ）…… 235
資料 78　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（仁愛会）…… 238
資料 79　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（仁愛会）…… 241
資料 80　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（済美会）…… 244
資料 81　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（グルップボエンデ）…… 247
資料 82　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（いたるセンター）…… 250
資料 83　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（いたるセンター）…… 253
資料 84　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（ベネッセスタイルケア）…… 256
資料 85　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（奉優会）…… 259
資料 86　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（櫻灯会）…… 262
資料 87　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（正吉福祉会）…… 265
資料 88　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（健誠会）…… 268
資料 89　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（桐仁会）…… 271
資料 90　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（真光会）…… 274
資料 91　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（都立永福学園）…… 277
資料 92　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（さわらび会）…… 280
資料 93　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（都立中央ろう学校）…… 283
資料 94　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（愛あい会）…… 286
資料 95　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（ニチイケアパレス）…… 289
資料 96　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（暁会）…… 292
資料 97　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（三養福祉会）…… 295
資料 98　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（ビーステップ）…… 298
資料 99　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（慈雲会）…… 301
資料 100　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（慈雲会）…… 304
資料 101　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（真松之会）…… 307
資料 102　福祉救援所の開設及び運営に関する協定（バンブーワァオ）…… 310
資料 103　大規模地震等の災害時における創価学会杉並文化会館施設の帰宅困難者一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書…… 313
資料 104　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（立正佼成会）…… 316
資料 105　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（松本工業）…… 319
資料 106　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（東京土建）…… 322

資料 107　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（ネッツトヨタ東京）…… 325
資料 108　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（ワールドメイト）…… 328
資料 109　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（トヨタモビリティ東京）…… 331
資料 110　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（文化杉並学園）…… 334
資料 111　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（劇場創造ネットワーク）…… 337
資料 112　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（杉並学院中学・高等学校）…… 340
資料 113　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（サンワコムシスエンジニアリング）…… 343
資料 114　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（久遠キリスト教会）…… 347
資料 115　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書
（PFI 杉並公会堂㈱、㈱京王設備サービス）…… 350
資料 116　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（ルートインジャパン）…… 354
資料 117　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（明聖高等学校）…… 357
資料 118　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（日本基督教団）…… 360
資料 119　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（ソレイユ）…… 363
資料 120　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（荻窪タウンセブンビル）…… 366
資料 121　災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書佛心山西教寺…… 369
資料 122　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（都立西高等学校）…… 372
資料 123　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（國學院大學久我山中学高等学校）…… 374
資料 124　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（明治大学）…… 376
資料 125　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（専修大学附属高等学校）…… 378
資料 126　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（都立豊多摩高等学校）…… 381
資料 127　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（都立杉並高等学校）…… 384
資料 128　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（佼成学園中学校高等学校）…… 387
資料 129　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（日本大学第二学園）…… 390
資料 130　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（都立永福学園）…… 393
資料 131　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（文化杉並学園）…… 396
資料 132　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（都立荻窪高等学校）…… 399
資料 133　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（杉並学院中学高等学校）…… 402
資料 134　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（東京立正中学校・高等学校）…… 405
資料 135　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（都立中央ろう学校）…… 408
資料 136　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（日本大学鶴ヶ丘高等学校）…… 411
資料 137　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（都立農芸高等学校）…… 414
資料 138　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（都立杉並総合高等学校）…… 417
資料 139　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（中央大学杉並高等学校）…… 420
資料 140　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（光塩女子学園）…… 423
資料 141　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（明聖高等学校）…… 425
資料 142　震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書（都立杉並工科高等学校）…… 428
資料 143　承諾書（高千穂学園）…… 430
資料 144　承諾書（女子美術大学）…… 431

資料 145　承諾書（東京女子大学）…… 432
資料 146　災害時における財団法人杉並区スポーツ振興財団の協力に関する協定
（杉並区スポーツ振興財団）…… 433
資料 147　災害時における震災救援所の運営等に関する協定（杉並建物総合管理事業協同組合）…… 434
資料 148　災害時の避難場所等における連携・協力体制に関する協定（東京都公園協会）…… 436
資料 149　災害時における施設使用に関する協定書（東京都）…… 438
資料 150　災害時の避難にかかる施設利用に関する協定（日本郵政）…… 440
資料 151　災害時等における緊急用資機材等の提供に関する協定（源産業）…… 443
資料 152　災害時等における緊急用資機材等の提供に関する協定書（ピースウィンズ・ジャパン）…… 446
資料 153　災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書（興亜紙業）…… 448
資料 154　災害時における行政手続の支援活動に関する協定（東京都行政書士会）…… 451
資料 155　災害時における情報発信等に関する協定（ヤフー）…… 454
資料 156　災害時における住家被害認定調査等に関する協定（東京都不動産鑑定士協会）…… 456
資料 157　水防業務に関する協定（杉並土木災害防止協力会）…… 460
資料 158　災害時における公共土木施設の被災状況把握に関する協定（都市再生調査事業協同組合）…… 464
資料 159　災害時における障害物の除去に関する協定（杉並造園環境改善災害防止協力会）…… 468
資料 160　災害時における障害物の除去に関する協定（杉並建設業協会）…… 471
資料 161　災害時における障害物の除去に関する協定（杉並土木災害防止協力会）…… 475
資料 162　災害時における障害物の除去に関する協定（東京建物解体協会）…… 480
資料 163　災害時における震災救援所の応急点検等に関する協定（杉並建設防災協議会）…… 485
資料 164　災害時等における物流業務等の協力に関する協定書（東京都トラック協会杉並支部）…… 487
資料 165　災害時等における物流業務等の協力に関する協定書災（杉並輸送事業協同組合）…… 494
資料 166　災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書（ヤマト運輸）…… 500
資料 167　災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書（佐川急便）…… 503
資料 168　災害時等における緊急物資拠点施設の提供に関する協定書（岩崎通信機）…… 506
資料 169　災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定（東京都石油商業組合杉並中野支部）… 509
資料 170　災害時におけるプロパンガスの供給に関する協定（東京都エルピーガス協会）…… 511
資料 171　災害時における応急対策業務の提供に関する協定書（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合）… 513
資料 172　災害時における理容サービスに関する協定（東京都理容生活衛生同業組合）…… 517
資料 173　災害時における各種環境衛生サービスの提供に関する協定（杉並区環境衛生協会）…… 519
資料 174　災害時における避難所等での障害福祉サービス提供に関する協定
（Mayマリーゴールドケアステーション and ラボ）…… 521
資料 175　災害時における避難所等での障害福祉サービス提供に関する協定（ひかり）…… 524
資料 176　災害時における避難所等での福祉サービス提供に関する協定（グローバルエステート）…… 527
資料 177　災害時における避難所等での障害福祉サービス提供に関する協定（天寿園会）…… 530
資料 178　災害時におけるし尿処理（除去）に関する協定（株式会社西原環境）…… 533
資料 179　災害時におけるし尿処理（除去）に関する協定（吉川商事株式会社）…… 535
資料 180　災害時におけるし尿処理（除去）に関する協定（環衛株式会社）…… 537
資料 181　災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局）…… 539

資料 182　災害時における寝具類の提供に関する協定（安田商会）…… 540
資料 183　災害時における応急対策業務に関する協定（東京畳工業協同組合杉並支部）…… 541
資料 184　災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定（サミット）…… 542
資料 185　災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定（杉並区商店会連合会）…… 544
資料 186　災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定（杉並区商店街振興組合連合会）… 546
資料 187　災害時等における応急物資の優先供給等に関する協定書（プラス株式会社）…… 548
資料 188　災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する覚書（大塚製薬）…… 551
資料 189　災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定書（ファミリーマート）…… 554
資料 190　災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する覚書（セブンイレブン、イトーヨーカ堂）… 557
資料 191　災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定書（ココスナカムラ）…… 560
資料 192　災害時における応急物資の優先供給・応急活動等の協力に関する協定書（オオゼキ）…… 563
資料 193　緊急災害時における飲料提供に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン）…… 566
資料 194　緊急災害時における飲料提供に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン）…… 568
資料 195　緊急災害時における飲料提供に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン）…… 570
資料 196　緊急災害時における飲料提供に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン）…… 572
資料 197　緊急災害時における飲料提供に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン）…… 574
資料 198　緊急災害時における飲料提供に関する協定書（ダイドードリンコ）…… 576
資料 199　緊急災害時における飲料提供に関する協定書（ダイドードリンコ）…… 578
資料 200　緊急災害時における飲料提供に関する協定書（ダイドードリンコ）…… 580
資料 201　緊急災害時における飲料提供に関する協定書（ダイドードリンコ）…… 582
資料 202　災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京）…… 584
資料 203　災害時における車両貸渡に関する協定（アイ・ティ・エス）…… 587
資料 204　災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定（ジェイコム東京）… 589
資料 205　災害時における東京中央農業協同組合の協力に関する協定（東京中央農業協同組合）…… 592
資料 206　災害時における杉並区と郵便局の協力に関する協定（杉並郵便局、荻窪郵便局、杉並南郵便局）… 594
資料 207　被災時における民間住宅の応急修繕等に関する協定（杉並区小規模建設事業団体連絡会）…… 595
資料 208　災害時における外国人支援活動に関する協定（杉並区交流協会）…… 596
資料 209　災害時におけるボランティア活動に関する協定（杉並区社会福祉協議会）…… 598
資料 210　ケーブルテレビ事業等に対する出資に関する協定書（ジェイコム東京）…… 600
資料 211　災害時における災害情報の放送等に関する覚書（ジェイコム東京）…… 602
資料 212　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（全東京葬祭業連合会）…… 603
資料 213　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）… 605
資料 214　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（特別区）…… 607
資料 215　東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書（東京都、都内区市町村）…… 610
資料 216　杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書（名寄市）…… 612
資料 217　杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書（東吾妻町）…… 614
資料 218　杉並区及び小千谷市の災害時相互援助に関する協定（小千谷市）…… 616
資料 219　杉並区及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定（南相馬市）…… 618
資料 220　杉並区及び青梅市の災害時相互援助に関する協定（青梅市）…… 620

資料 221　杉並区及び武蔵野市の災害時相互協力に関する協定（武蔵野市）…… 622
資料 222　杉並区及び北塩原村の災害時相互援助に関する協定（北塩原村）…… 624
資料 223　杉並区及び忍野村の災害時相互援助に関する協定（忍野村）…… 626
資料 224　杉並区及び南伊豆町の災害時相互援助に関する協定（南伊豆町）…… 628
資料 225　自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定（自治体スクラム支援会議参加自治体）… 630
資料 226　東京消防庁ヘリコプター緊急離着陸場としての杉並区が所管する施設の使用に関する覚書
（杉並消防署、荻窪消防署）…… 633
資料 227　非常通信の運用に関する協定書（杉並消防署）…… 635
資料 228　災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）…… 637
資料 229　消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書（東京都水道局）…… 638
資料 230　震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定（杉並消防署）…… 642
資料 231　区立大宮前公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定
（荻窪消防署）…… 644
資料 232　区立梅里中央公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定
（杉並消防署）…… 646
資料 233　区立馬橋ほんむら公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定
（杉並消防署）…… 648
資料 234　相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド）…… 650

【水防活動】

資料 235　水防工法…… 655
資料 236　水防資器材備蓄一覧…… 660
資料 237　水防巡視点検表…… 663

【避難】

資料 238　一時避難地指定基準…… 664
資料 239　震災救援所・補助代替施設一覧…… 665
資料 240　第二次救援所・福祉救援所一覧…… 668
資料 241　自主避難所又は避難所（水害・土砂災害時）一覧及び開設の目安…… 670
資料 242　指定緊急避難場所、指定避難所…… 671
資料 243　震災救援所補助・代替施設指定基準…… 674
資料 244　洪水浸水想定区域の災害時要配慮者利用施設及び地下街等…… 675

【緊急輸送】

資料 245　緊急通行車両確認証明書…… 683
資料 246　緊急車両標章…… 684
資料 247　区車両等保有状況一覧…… 685

【医療救護】

資料 248　災害時活動計画（東京都獣医師会杉並支部）…… 686
資料 249　医療救護所・災害拠点病院等一覧…… 689
資料 250　医療資器材・医薬品等備蓄一覧…… 690

【飲料水・食料等の供給】

資料 251　震災対策における都・区間の役割分担…… 691
資料 252　災害救助物資備蓄一覧…… 699
資料 253　区有施設の防災井戸一覧…… 700
資料 254　生活用水井戸登録状況一覧…… 701
資料 255　非常用発電機設置済み公衆浴場一覧…… 702

【遺体の取扱い】

資料 256　遺体処理票…… 702
資料 257　遺留品処理票…… 703
資料 258　遺体氏名札…… 704
資料 259　災害遺体搬送票…… 704
資料 260　遺骨処理票…… 705

【応急生活対策】

資料 261　り災証明願・り災証明書…… 706
資料 262　義援金品受領書…… 708

【激甚災害の指定】

資料 263　激甚法に定める主な事業及び都関係局…… 709

【南海トラフ地震対策】

資料 264　南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件…… 711

【参考資料】

資料 265　気象庁震度階級関連解説表…… 713
資料 266　水防活動報告表…… 716
資料 267　水防活動実施報告書…… 717
資料 268　被害報告表…… 718
資料 269　防災拠点対象施設…… 719
資料 270　指定管理者制度導入施設等における災害対応に関するガイドライン…… 724

【参考図】

図　1　地震に関する地域危険度
図　2　杉並区水害ハザードマップ
図　3　緊急道路障害物除去路線網
図　4　杉並区防災マップ（防災地図）

資料1

杉 並 区 防 災 対 策 条 例

平成 14 年３月 19 日
条 例 第 ９ 号

改正　　平成 25 年３月 21 日条例第 11 号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　区、区民及び事業者の責務
　第１節　区の責務（第４条―第６条）
　第２節　区民の責務（第７条）
　第３節　事業者の責務（第８条）
第３章　防災に関する組織
　第１節　杉並区防災会議（第９条―第 12 条）
　第２節　杉並区災害対策本部（第 13 条・第 14 条）
第４章　予防対策
　第１節　防災まちづくりの推進（第 15 条―第 17 条）
　第２節　初期消火設備の整備（第 18 条）
　第３節　啓発活動及び教育の推進（第 19 条―第 21 条）
　第４節　防災訓練（第 22 条）
　第５節　自主防災組織（第 23 条）
　第６節　要援護者に対する施策（第 24 条）
　第７節　ボランティアへの支援（第 25 条）
第５章　応急対策
　第１節　応急体制等の整備（第 26 条―第 28 条）
　第２節　避難及び救援（第 29 条・第 30 条）
　第３節　帰宅困難者対策（第 31 条・第 32 条）
第６章　復興対策（第 33 条）
第７章　委任（第 34 条）
附則

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災は、多くの貴重な教訓を私たちに残しました。その一つに、行政の初期活動の限界と地域における住民活動の重要性が挙げられます。災害から１人でも多くの生命や財産を守るためには基礎的自治体である杉並区が持てる能力のすべてを挙げて災害に立ち向かうという姿勢の下に、区民や事業者が「自らの生命は自らが守る」という自助と「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方に立ち、「公助・自助・共助」の三位一体で取り組むことが、これからの防災対策を進める上で大切なことです。

この取組は、杉並区 21 世紀ビジョンに掲げる区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ（協働）の考え方に基づくものです。

防災対策の基本は「災害に強いまちづくり・人づくり・仲間づくり」であるとの共通認識に立ち、地域の防災力を向上させていくため、杉並区が区民と事業者と協働し、「みどりの都市杉並」

とそこに住まう区民の生命や財産を守るという決意を表明するとともに、総合的な防災対策を推進する指針を示すため、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、防災対策における杉並区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　地震、豪雨、大規模な火事等により生ずる被害をいう。

（２）　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。

（３）　防災関係機関　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第３号から第６号までに規定する機関をいう。

（４）　自主防災組織　法第５条第２項に規定する自主防災組織をいう。

（基本理念）

第３条　区長は、区民の安全を確保し、災害を最小限にとどめるための最大の努力を払わなければならない。

２　区民及び事業者は、自らの生命は自らが守るという考え方及び自分たちのまちは自分たちで守るという考え方の下に、地域の防災力の向上に努めなければならない。

３　区長、区民及び事業者は、その持てる能力を生かし、それぞれの役割を果たし、及び協働することにより、すべての区民が安心して暮らすことができる安全で災害に強いまちづくりを推進するよう努めなければならない。

第２章　区、区民及び事業者の責務

第１節　区の責務

（区長の基本的責務）

第４条　区長は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、及び防災体制を整備しなければならない。

２　区長は、国、東京都（以下「都」という。）及び関係区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に平常時から努めなければならない。

（地域防災計画の実施）

第５条　区長は、法第 42 条第１項の規定により作成された杉並区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、防災対策の的確かつ円滑な実施を推進するものとする。

（区の職員の責務）

第６条　区の職員は、区民の安全の確保のため、防災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

第２節　区民の責務

第７条　区民は、基本理念にのっとり、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の住民の安全の確保に努めなければならない。

２　区民は、次に掲げる事項その他の必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

（１）　建築物その他の工作物の安全性の向上

（２）　食糧、飲料水等生活必需品の備蓄

（３）　初期消火に必要な用具の準備

（４）　避難経路、場所及び方法についての確認

（５）　防災に関する知識及び技術の習得

３　区民は、区長その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

第３節　事業者の責務

第８条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、社会的責任に基づき、その管理する施設並びに従業員、事業所に来所する顧客及び事業所の周辺地域における住民（以下「従業員等」という。）の安全の確保に努めなければならない。

２　事業者は、区民、自主防災組織等との連携及び協力を図るとともに、区長その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するよう努めなければならない。

３　事業者は、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

第３章　防災に関する組織

第１節　杉並区防災会議

（所掌事務）

第９条　法第 16 条第１項の規定に基づく杉並区防災会議（以下「防災会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成 25 年条例 11 号〕

（組織）

第 10 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、区長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。

（１）　区の職員

（２）　区議会議員

（３）　消防団長

（４）　自主防災組織を構成する者

（５）　都知事の部内の職員

（６）　警視庁及び東京消防庁の職員

（７）　陸上自衛隊の隊員

（８）　法第２条第４号に規定する指定地方行政機関の職員

（９）　法第２条第５号に規定する指定公共機関及び同条第６号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員

(10)　公益的事業を営む団体の役員又は職員

(11)　学識経験のある者

６　前項の委員の総数は、35 人以内とする。

７　第５項第４号及び第９号から第 11 号までの委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

９　前項の専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成 25 年条例 11 号〕

（会議の公開）

第 11 条　防災会議の会議は、公開とする。ただし、防災会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

（議事等）

第 12 条　前３条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

第２節　杉並区災害対策本部

（組織）

第 13 条　法第 23 条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部（以下「本部」という。）に本部長室及び部を置く。

２　部に部長を置く。

３　本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

一部改正〔平成 25 年条例 11 号〕

（職務）
第 14 条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
４　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
５　その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

第４章　予防対策

第１節　防災まちづくりの推進

（防災まちづくりの推進）
第 15 条　区長は、道路、河川、公園等都市基盤整備の施策を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。
２　区長は、前項の目的を達成するため、地域防災計画に基づき、防災まちづくり計画を策定するものとする。

（公共施設等の安全性の確保）
第 16 条　区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化し、その安全性を確保するものとする。

（民間建築物等の安全性の向上）
第 17 条　区長は、民間建築物等の耐震性及び耐火性の確保並びに落下物の防止のため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

第２節　初期消火設備の整備

第 18 条　区長は、区民の協力により火災の延焼を初期に防止するため、別に定める設置基準に従い、街頭消火器を設置し、常に良好な状態を維持しなければならない。

第３節　啓発活動及び教育の推進

（知識の普及及び情報の提供）
第 19 条　区長は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

（防災教育の推進）
第 20 条　区長は、学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実に努めるとともに、自主防災組織、消防団等が行う防災教育に対し支援を行うよう努めなければならない。

（区民防災の日）
第 21 条　区民の防災意識及び防災対策活動を行う意欲を高めるため、区民防災の日を設ける。
２　区民防災の日は、８月 27 日から９月５日までの毎日とする。

第４節　防災訓練

第 22 条　区長は、都、防災関係機関等と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

２　防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は障害を受けたときの補償については、別に定める。

第５節　自主防災組織

第 23 条　区長は、自主防災組織の育成のため、資器材等の助成、研修の実施、防災意識の啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

２　区長は、自主防災組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダー（自主防災組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の防災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。）の育成に努めなければならない。

３　区長は、自主防災組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体等が一体的かつ効果的な活動を行えるようネットワークづくりの促進に努めなければならない。

第６節　要援護者に対する施策

第 24 条　区長は、高齢者、障害者その他の災害時において特に援護を要する者（以下「要援護者」という。）に配慮した施策を講じ、及び支援体制を整備するよう努めなければならない。

２　区民及び事業者は、地域において要援護者が安心して暮らすことができるよう配慮に努めなければならない。

第７節　ボランティアへの支援

第 25 条　区長は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、資器材及び活動拠点の提供等活動環境の整備に対して必要な支援を行うとともに、ボランティアの育成に努めなければならない。

第５章　応急対策

第１節　応急体制等の整備

（応急体制の整備）

第 26 条　区長は、災害時における避難及び救援を円滑に行うため、必要な体制を確立し、並びに資器材及び施設を整備するものとする。

（情報連絡体制の整備）

第 27 条　区長は、災害の発生に備え、あらかじめ、災害に関する情報の収集及び連絡の体制並びに災害時に的確な情報を区民に周知する方法を整備しなければならない。

（他の地方公共団体等との協定の締結）

第 28 条　区長は、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し災害時に迅速かつ的確に協力の要請を行うため必要があると認めるときは、あらかじめ協定を締結するものとする。

第２節　避難及び救援

（活動拠点の確保等）

第 29 条　区立小中学校は、災害時における地域の避難及び救援の活動拠点とする。

２　区長は、前項の活動拠点を救援所として活用するため、その環境の整備に努めなければならない。

３　区長は、避難及び救援活動並びに救援所の運営が円滑に行われるよう必要な体制の確立に努めなければならない。

（避難誘導方法の確立等）

第 30 条　区長は、都と連携を図り、災害時に区民が救援所及び広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の確保に努めるとともに、あらかじめ避難誘導の方法を確立し、周知しなければならない。

第３節　帰宅困難者対策

（帰宅困難者の事前準備）

第 31 条　通勤先、通学先等から徒歩により容易に帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）は、災害時における安全な帰宅を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策の実施）

第 32 条　区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ近隣の区市町村と連携を図り、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう努めなければならない。

第６章　復興対策

第 33 条　区長は、災害により区内に重大な被害が発生した場合、国、都、防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。

２　区長は、被災地の復興及び区民生活の再建を円滑に行うため、あらかじめ、復興体制を確立し、及び復興計画を策定するものとする。

第７章　委任

第 34 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成 14 年４月１日から施行する。

２　杉並区防災会議条例（昭和 38 年杉並区条例第８号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

３　旧条例の規定に基づく防災会議は、この条例の規定に基づく防災会議となり、同一性をもって存続するものとする。

４　杉並区災害対策本部条例（昭和 38 年杉並区条例第９号）は、廃止する。

附　則（平成 25 年３月 21 日条例第 11 号）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第５項第４号の改正規定、同項に１号を加える改正規定及び同条第７項の改正規定は、平成 25 年４月１日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

2　前項ただし書に規定する規定の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区防災対策条例第 10 条第５項第４号の委員である者は、一部施行日にこの条例による改正後の杉並区防災対策条例（以下「新条例」という。）第 10 条第５項第４号の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第７項の規定にかかわらず、平成 26 年７月 31 日までとする。

3　一部施行日以後に委嘱する新条例第 10 条第５項第 11 号の委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、平成 26 年７月 31 日までとする。

資料2

杉並区防災会議運営規程

昭和 38 年 10 月 28 日
区防災会議議決

（目的）
第１条　この規程は、杉並区防災対策条例（平成 14 年杉並区条例第９号）第 12 条の規定に基づき、杉並区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集）
第２条　会議は、必要に応じ会長が招集する。
２　委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。
３　会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め関係の委員に通知しなければならない。
４　前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（議事手続）
第３条　会議の議事は会長が主宰する。
２　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
３　会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

（会議の記録）
第４条　会長は、議事録を作成しておかなければならない。
２　議事録には、次の事項を記載しなければならない。
（１）　会議の日時及び場所
（２）　出席した委員の職名及び氏名
（３）　議事の件名及び概要並びに議決事項
（４）　その他必要と認める事項

（委任）
第５条　会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。
２　会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

（専門委員）
第６条　専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

（会議の公開）
第７条　会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第８条　会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

２　次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（１）　会議を妨害し又は人に危害を加えると認められるものを持っている者

（２）　酒気を帯びていると認められる者

３　傍聴人は次の各号の一に該当するときは、速やかに退場しなければならない。

（１）　係員の指示に従わないとき

（２）　会長が非公開であることを宣告し、傍聴人に退場を命じたとき

附　則

この規程は、昭和 38 年 10 月 28 日から施行する。

附　則（平成 14 年８月１日杉並区防災会議決定）

この規程は、平成 14 年８月１日から施行する。

資料3

杉並区防災会議運営規程第５条の規定による杉並区防災会議の所掌事務の委任について

昭和 41 年 7 月 12 日
区防災会議議決

災害対策基本法による杉並区防災会議の所掌事務のうち、次の事務については、杉並区防災会議運営規程第５条の規定に基づいて杉並区防災会議会長に委任する。

一　関係行政機関の長および関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。（法第 21 条）

二　杉並区災害対策本部を設置するときに区長から意見をきかれた場合において、意見を申し出ること。（法第 23 条第１項）

資料4

杉並区防災会議委員名簿

令和６年(2024 年)４月現在

会長　杉並区長　　会長：１名／委員：33 名

委嘱又は任命区分	委嘱又は任命する役職者
杉並区	副区長
	副区長
	教育長
杉並区議会	議員
	議員
消防団	杉並消防団長
	荻窪消防団長
自主防災組織	杉並区防災市民組織連絡協議会理事
	杉並区防災市民組織連絡協議会理事
東京都	建設局第三建設事務所長
	水道局西部支所杉並営業所長
	下水道局西部第一下水道事務所長
警視庁	第四方面本部長
	杉並警察署長
	高井戸警察署長
	荻窪警察署長
東京消防庁	第四消防方面本部長
	杉並消防署長
	荻窪消防署長
陸上自衛隊	第１普通科連隊第４中隊長
指定公共機関	日本郵便株式会社杉並郵便局長
	東日本旅客鉄道㈱東京支社荻窪駅長
	東日本電信電話株式会社東京北支店長
	東京電力パワーグリッド㈱荻窪支社長
	東京ガス株式会社東京中支店長
指定地方公共機関	東京地下鉄㈱新宿駅務管区荻窪地域区長
	東京都トラック協会杉並支部長
公益的事業団体	(一社)杉並区医師会理事
	(一社)東京都杉並区歯科医師会理事
	(一社)杉並区薬剤師会副会長
	(一社)杉並建設防災協議会会長
学識経験者	常葉大学社会環境学部名誉教授
	宇都宮大学共同教育学部教授

資料5

杉並区災害対策本部に関する規則

平成 14 年３月 29 日
規 則 第 52 号

〔注〕平成 19 年３月から改正経過を注記した。

改正　平成 16 年６月 24 日規則第 69 号　平成 17 年３月 31 日規則第 19 号
平成 19 年３月 19 日規則第 25 号　平成 19 年７月 18 日規則第 97 号
平成 20 年４月１日規則第 41 号　平成 24 年３月 23 日規則第 19 号
平成 26 年３月 18 日規則第 13 号　平成 26 年 10 月 15 日規則第 81 号
平成 27 年６月 29 日規則第 74 号　平成 28 年６月 17 日規則第 126 号
令和４年７月 11 日規則第 73 号

（趣旨）

第１条　この規則は、杉並区防災対策条例（平成 14 年杉並区条例第９号。以下「条例」という。）第 13 条第３項及び第 34 条の規定に基づき、杉並区災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及びその分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

（本部長室の分掌事務）

第２条　条例第 13 条第１項の規定により本部に置く本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議し、策定する。

（１）　本部の非常配備態勢に関すること。
（２）　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
（３）　避難の勧告又は指示に関すること。
（４）　応急公用負担等に関すること。
（５）　他の区市町村との相互応援に関すること。
（６）　東京都知事に対する応援又は応急措置の要請に関すること。
（７）　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用の要請に関すること。
（８）　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
（９）　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

（本部長室の構成）

第３条　本部長室は、次の者をもって構成する。

（１）　災害対策本部長（以下「本部長」という。）
（２）　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
（３）　災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（副本部長）

第４条　副本部長は、副区長をもって充てる。

一部改正〔平成 19 年規則 25 号・20 年 41 号・26 年 13 号・81 号・27 年 74 号・28 年 126 号・令和４年 73 号〕

（本部員）

第５条　本部員は、教育委員会教育長、杉並区組織条例（平成 13 年杉並区条例第５号）第３条に規定する部の長、総務部危機管理室長、杉並保健所長、都市整備部まちづくり担当部長、都市整備部土木担当部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長及び区議会事務局長をもって充てる。

２　前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

一部改正〔平成 19 年規則 25 号・97 号・24 年 19 号〕

（部）

第６条　条例第 13 条第１項の規定により本部に置く部の名称及び分掌事務の概要は、次のとおりとする。

災対総務部

（１）　本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。

（２）　東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

（３）　災害情報の収集、伝達及び発表に関すること。

（４）　本部の通信情報の総括に関すること。

（５）　本部の職員の動員及び服務に関すること。

（６）　本部の職員の食糧等の確保に関すること。

（７）　他の自治体からの応援職員の受入れに関すること。

（８）　災害対策予算に関すること。

（９）　車両の調達及び配車に関すること。

(10)　車両及び燃料の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。

(11)　義えん金品の出納及び保管に関すること。

(12)　区有施設等の点検及び応急対策に関すること。

(13)　応急教育に関すること。

(14)　生活復興に関すること。

(15)　他の部に属さないこと。

救援部

（１）　救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。

（２）　炊き出しの実施及び寝具等の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。

（３）　救援物資の管理、配分及び調達に関すること。

（４）　被災者の収容並びに被災者に対する給食及び生活必需品の支給等に関すること。

（５）　ボランティアの受入れの調整に関すること。

（６）　救援に係るボランティアの受入れに関すること。

（７）　震災救援所及び第２次救援所（以下これらを「所」という。）の設置、管理及び運営に関すること。

（８）　災害時要援護者の保護に関すること。

（９）　遺体の収容及び引渡しに関すること。

(10)　応急保育に関すること。

(11)　避難場所の管理に関すること。

医療救護部
（１） 医療救護所等における医療救護に関すること。
（２） 医薬品の管理、配分及び調達に関すること。
（３） 民間協力団体に対する医療救護活動の要請に関すること。
（４） 所等の防疫その他の保健衛生に関すること。
（５） 医療救護に係るボランティアの受入れに関すること。
（６） その他医療救護に関すること。
災対都市整備部
（１） 道路、河川、橋りょう等の点検、整備、応急復旧及び障害物の除去その他の応急対策の実施に関すること。
（２） 障害物の除去に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。
（３） がれき処理対策に関すること。
（４） 建物の応急危険度判定に関すること。
（５） 土地・建物の危険度の判定等に係るボランティアの受入れに関すること。
（６） 応急仮設住宅に関すること。
（７） 都市復興に関すること。
災対清掃部
（１） ごみ・し尿処理対策に関すること。
（２） 災害の発生直後の救助活動支援及び被害状況の把握に関すること。
２ 前項の規定にかかわらず、水害時に本部に置く部の名称及び分掌事務の概要は、次のとおりとする。
救援部
（１） 本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。
（２） 災害情報の収集及び連絡に関すること。
（３） 救援物資及び資器材の調達及び搬送に関すること。
（４） 負傷者等の医療救護に関すること。
（５） 被災地域住民に対する応急救護に関すること。
（６） 水防部に属さないこと。
水防部
（１） 水防態勢の掌握に関すること。
（２） 水防情報の収集及び連絡に関すること。
（３） 水防作業の実施に関すること。
（４） 水防に係る資器材の調達及び搬送に関すること。
３ 部の編成は、区長が別に定める。

（本部の職員）
第７条 部長、部長補佐、班長、班長補佐、隊長、隊長補佐、所長、所長補佐及び支隊長は、区長が別に定める者とする。
２ 班及び隊に属すべき本部の職員は、前項に定める者のほか、別に定める通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから、部長が指名する。
３ 隊の本隊及び所に属すべき本部の職員は、第１項に定める者のほか、隊に所属する職員のうちから、隊長が指名する。

４　支隊に属すべき本部の職員は、第１項に定める者のほか、班に所属する職員のうちから、班長が指名する。
５　隊長は、特に必要があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、本隊に所属する職員のうちから、所長補佐を指名することができる。

（職務）
第８条　班長及び隊長は、部長の命を受け、班及び隊の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
２　所長及び支隊長は、隊長及び班長の命を受け、所及び支隊の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
３　部長補佐、班長補佐、隊長補佐及び所長補佐は、それぞれ部長、班長、隊長及び所長を補佐し、部長、班長、隊長及び所長に事故があるときは、その職務を代理する。
４　前３項に定める職員以外の本部の職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

（教職員による支援）
第９条　第７条に定める職員のほか、区立学校の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 37 条第１項に規定する職員をいう。）は、所が設置された場合には、本部の職員として所の管理及び運営を支援する。

（応援）
第 10 条　部長は、応急対策を実施するために必要と認めるときは、第７条の規定にかかわらず、班又は隊に所属する職員（前条に規定する職員を除く。）に、他の部又は部内の他の班若しくは隊の応援を命ずることができる。
２　隊長は、応急対策を実施するために必要と認めるときは、第７条の規定にかかわらず、本隊に所属する職員に、所の応援を命ずることができる。
３　第７条第２項から第４項までの規定は、前２項により応援に従事する職員の配属に関して準用する。
４　第１項及び第２項の規定により応援に従事する職員は、第８条の規定にかかわらず、応援を受ける部、班、隊、所及び支隊の長の指揮監督の下に行動するものとする。

（会議）
第 11 条　本部長は、必要に応じ会議を招集し、議事を主宰する。

（委任）
第 12 条　この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この規則は、平成 14 年４月１日から施行する。
附　則（平成 16 年６月 24 日規則第 69 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 17 年３月 31 日規則第 19 号）
この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 19 日規則第 25 号）

この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年７月 18 日規則第 97 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 20 年４月１日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 23 日規則第 19 号）

この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 18 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 26 年 10 月 15 日規則第 81 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 27 年６月 29 日規則第 74 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 28 年６月 17 日規則第 126 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年７月 11 日規則第 73 号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料6

杉並区災害対策本部組織の分掌事務一覧

令和6年4月18日～

本　部　長　室

本部長：区　　長

副本部長：副　　区　　長

本部員：教　　育　　長
〃　：代表監査委員
〃　：政策経営部長
〃　：総　務　部　長
〃　：区民生活部長
〃　：保健福祉部長
〃　：子ども家庭部長
〃　：都市整備部長
〃　：環　境　部　長
〃　：危機管理室長
〃　：杉並保健所長
〃　：まちづくり担当部長
〃　：土木担当部長
〃　：会計管理室長
〃　：教育委員会事務局次長
〃　：区議会事務局長

＜分　掌　事　務＞

1　本部の非常配備態勢の確立に関すること。
2　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
3　本部の設置及び廃止に関すること。
4　避難の勧告又は指示に関すること。
5　警戒区域の設定に関すること。
6　応急公用負担等に関すること。
7　他の区市町村との相互応援に関すること。
8　東京都知事に対する応援又は応急措置の要請に関すること。
9　自衛隊の災害派遣要請に関すること。
10　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用の要請に関すること。
11　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
12　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

※以下の分掌事務については、各班の共通事項とする。

＜分　掌　事　務＞

1　班員等の招集に関すること。
2　班員等の参集状況の報告に関すること。
3　関係機関との連絡調整及び報告に関すること。
4　応援職員の受入れに関すること。

災　対　総　務　部

部　　長：危機管理室長
部長補佐：区政イノベーション担当部長
〃　　：施設マネジメント担当部長
〃　　：事業調整担当部長
〃　　：総務部長
〃　　：会計管理室長
〃　　：教育委員会事務局次長
〃　　：学校整備・支援担当部長
〃　　：教育政策担当部長(教育人事企画課長事務取扱)
〃　　：区議会事務局長

※政策経営部長は、災対各部には所属せず、震災復興本部の設置準備等にあたる。
※部長・班長が不在の時は、部長補佐・班長補佐がその代理を務める。

総　務　班

班　　長：防災課長
班長補佐：総務課長
〃　　：政策法務担当課長
〃　　：コンプライアンス推進担当課長
〃　　：秘書課長
〃　　：区議会事務局次長
班　　員：総務課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：秘書課職員
〃　　：危機管理対策課職員（地域安全担当除く）
〃　　：防災課職員【５名程度】
（指令情報班、受援班除く）
〃　　：区議会事務局職員（震災救援所担当除く）

＜分掌事務＞
１．本部長室の庶務及び他部との連絡調整に関すること。
２．本部活動の把握及び総括統制に関すること。
３．東京都災害対策本部及び防災関係機関との調整に関すること。
４．部内の職員の参集状況の集約に関すること。
５．部所管施設における被害状況等の集約に関すること。
６．災害情報等の報告に関すること。
７．部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関すること。
８．部内各班の連絡調整に関すること。
９．部内の受援ニーズの把握に関すること。
10．部内所管業務に対する応援職員の受入れに関すること。
11．オープンスペースの利用調整に関すること。
12．他の部、班に属さないこと。

指 令 情 報 班

班　　長：地域安全担当課長
班長補佐：情報管理課長
〃　　：政策法務担当課長
〃　　：デジタル戦略担当課長
〃　　：情報システム担当課長
班　　員：情報政策課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：防災課職員【８名程度】
（総務班、受援班除く）
〃　　：庶務課職員【７名程度】
（震災救援所担当、応急教育班除く）
〃　　：教育人事企画課職員【３名程度】
（震災救援所担当、応急教育班除く）
〃　　：学務課職員【４名程度】
（震災救援所担当、応急教育班除く）
〃　　：成田防災住宅居住職員

＜分掌事務＞
１．本部指令の伝達及び各部からの情報収集に関すること。
２．問合せに対する回答及び情報収集に関すること。
３．災害情報の収集及び整理・伝達に関すること。
４．東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関すること。
５．防災行政無線の統制に関すること。
６．コンピュータ等の保全に関すること。
７．防犯対策に関する情報発信に関すること。

広　報　班

班　　長：広報課長
班長補佐：広報課報道係長
班　　員：広報課職員

＜分掌事務＞
１．災害広報に関すること。
２．広報車の運行に関すること。
３．ホームページに関すること。
４．報道機関との連絡に関すること。
５．震災救援所等への迅速な情報伝達に関すること。

庁舎・車両管理班

班　　長：経理課長
班　　員：経理課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：区民課職員（区民事務所含む）【１０名程度】
（震災救援所担当、救援部庶務班、物資班除く）

＜分掌事務＞
１．区役所本庁舎の保全に関すること。
２．区役所本庁舎及び周辺地域における区民への対応及び誘導に関すること。
３．車両の調達及び配車に関すること。
４．車両及び燃料の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。

区有施設点検班
班　　長：営繕課長
班長補佐：施設整備担当課長
班　　員：営繕課職員
〃　　：都市整備部管理課職員（※）
〃　　：市街地整備課職員（※）

（※）建築・電気・機械技術職

建築技術・機械技術・電気技術の職員の配置については、この組織配置を基準とするが、状況に応じて配置先が変更になる場合がある。

＜分掌事務＞
1．区有施設等の点検及び応急危険度判定に関すること。
2．区有施設等の被災度区分判定の実施に関すること。
3．区有施設等の応急補修に関すること。
4．災対都市整備部本部庶務班との連絡調整に関すること。
5．区有施設点検班の庶務に関すること。
6．仮設住宅の建設及び撤去に関すること。

義援金班
班　　長：会計課長
班長補佐：会計課出納係長
班　　員：会計課職員（震災救援所担当除く）

＜分掌事務＞
1．義援金品の出納及び保管に関すること。
2．義援金の受付に関すること。

応急教育班
班　　長：庶務課長
班長補佐：教育相談担当課長
〃　　：学務課長
〃　　：済美教育センター所長
〃　　：学校ICT担当課長
班　　員：庶務課職員【８名程度】
（震災救援所担当、指令情報班除く）
〃　　：教育人事企画課職員【２名程度】
（震災救援所担当、指令情報班除く）
〃　　：学務課職員【５名程度】
（震災救援所担当、指令情報班除く）
〃　　：済美教育センター職員

＜分掌事務＞
1．応急教育に関すること。
2．社会教育施設における被害状況の収集に関すること。
3．文化財における被害状況の収集に関すること。
4．私立学校における被害状況の収集に関すること。

復興計画班
班　　長：企画課長
班長補佐：財政課長
〃　　：区政経営改革担当課長
〃　　：公民連携担当課長
〃　　：施設マネジメント担当課長
班　　員：企画課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：財政課職員（震災救援所担当除く）

＜分掌事務＞
1．災害対策予算に関すること。
2．用地の確保及び調整に関すること。
3．震災復興準備室の設置に関すること。

被災者相談班
班　　長：区政相談課長
班　　員：区政相談課職員

＜分掌事務＞
1．相談ニーズの把握に関すること。
2．臨時相談窓口の設置準備及び運営の調整に関すること。
3．被災者総合相談窓口の設置準備及び運営の調整に関すること。
4．遠隔地避難者への支援に関すること。

受援班
班　　長：危機管理対策課長
班長補佐：人事課長
〃　　：職員厚生担当課長
〃　　：人材育成担当課長
〃　　：文化・交流課長
班　　員：人事課職員（震災救援所担当を除く）
〃　　：危機管理対策課職員（地域安全担当）
〃　　：防災課職員【３名程度】
（総務班、指令情報班除く）

＜分掌事務＞
1．本部職員の動員及び服務に関すること。
2．本部職員の健康管理に関すること。
3．職員の参集状況のとりまとめに関すること。
4．受援本部の設置に関すること。
5．応援職員の派遣要請に関すること。
6．災害対策本部全体の受援ニーズの把握に関すること。
7．応援職員の受入れ調整に関すること。
8．労働者に供給に関すること。

医　療　救　護　部

部　　長：杉並保健所長
部長補佐：健康推進課長（情報・庶務班長と兼務）
〃　　：健康危機管理保健調整担当課長（情報・庶務班長補佐と兼務）
〃　　：歯科衛生担当課長（情報・庶務班長補佐と兼務）
〃　　：健診担当課長（情報・庶務班長補佐と兼務）

情報・庶務班

班　　長：健康推進課長
班長補佐：歯科衛生担当課長
〃　　：健康危機管理保健調整担当課長
〃　　：健診担当課長
班　　員：健康推進課職員
〃　　：保健予防課職員（一部）
〃　　：保健サービス課職員（一部）

＜分掌事務＞
1．医療救護部全体の連絡調整に関すること。
2．国、都その他の防災関係機関及び区内医療機関に関する情報収集、連絡調整に関すること。
3．区災害医療コーディネーターと連携した医療救護活動の統括に関すること。
4．医師会等に対する医療救護活動の要請に関すること。
5．DMAT等や医療救護に係るボランティアの受入れに関すること。
6．災害医療活動拠点支所の設置に関すること。
7．仮設診療所の設置準備に関すること。
8．医療チームの派遣要請に関すること。
9．精神医療業務拠点の設置に関すること。
10．部内の職員の参集状況の集約に関すること。
11．部所管施設における被害状況等の集約に関すること。
12．災害情報等の報告に関すること。
13．部内の災害対策本業務実施状況の集約及び報告に関すること。
14．部内各班の連絡調整に関すること。
15．部内の受援ニーズの把握に関すること。
16．部内所管業務に対する応援職員の受入れに関すること。

衛　生　班

班　　長：生活衛生課長
班長補佐：保健予防課長
班　　員：生活衛生課職員
〃　　：保健予防課職員
〃　　：環境課職員（生活環境担当）

＜分掌事務＞
1．震災救援所等における衛生管理に関すること。
2．感染症対策に関すること。
3．獣医師会等との連絡調整及び負傷動物救護所に関すること。
4．各種検査に関すること。
5．防疫活動に関すること。
6．震災救援所等における動物の適正飼養の指導に関すること。
7．動物の一時保護及び飼い主の捜索に関すること。

荻窪保健活動班

班　　長：保健サービス課長
班長補佐：保健サービス課 管理係長
班　　員：保健予防課職員（一部）
〃　　：保健サービス課 管理係職員
〃　　：保健サービス課 上井草業務係職員

＜分掌事務＞
1．（緊急）医療救護所の設置運営及び医療救護活動に関すること。
2．医薬品・医療資材の調達供給に関すること。
3．災害拠点病院等への搬送体制の確保に関すると。
4．各種健康相談に関すること。
5．巡回診療に関すること。

高井戸保健活動班

班　　長：高井戸・和泉保健センター担当課長
班長補佐：保健サービス課　高井戸業務係長
班　　員：保健サービス課　高井戸業務係職員
〃　　：保健サービス課　和泉業務係職員
〃　　：生活衛生課衛生試験所職員

＜分掌事務＞
荻窪保健活動班に同じ。

高円寺保健活動班

班　　長：高円寺・上井草保健センター担当課長
班長補佐：保健サービス課　高円寺業務係長
班　　員：保健サービス課　高円寺業務係職員

＜分掌事務＞
荻窪保健活動班に同じ。

救　援　部

部　　長：保健福祉部長
部長補佐：区民生活部長
〃　　：文化・スポーツ担当部長
〃　　：産業振興センター所長
〃　　：高齢者担当部長
〃　　：子ども家庭部長
〃　　：生涯学習推進担当部長
〃　　：監査委員事務局長

＜分掌事務＞
1．各救援隊等に対する連絡・調整に関すること。
2．帰宅困難者の支援に関すること。
3．災害時要配慮者に関すること。
4．遺体収容所に係る応援要請に関すること。
5．ボランティア活動拠点の開設及び運営に関すること。
6．一般ボランティア及び語学ボランティアの受入れに関すること。
7．民間福祉施設（協定している社会福祉法人等）の統括及び福祉救援所開設の要請に関すること。
8．避難者の区外避難に関すること。
9．救出・救助活動の支援に関すること。
10．遺体及び行方不明者の捜索及び死亡時の状況記録の取りまとめに関すること。
11．遺体の処理に関すること。
12．火葬に係る特例許可証の発行に関すること。
13．避難者支援に向けた協定締結団体等への要請に関すること。
14．災害援護資金等の貸付、災害弔慰金等の支給に関すること。
15．被災者台帳の作成及び情報提供に関すること。
16．義援金の配分に関すること。
17．区立福祉施設の改修等に関すること。
18．外国人への支援に関すること。
19．消費者相談等の実施に関すること。
20．仮設住宅の入居者調査及び巡回相談に関すること。
21．部内の職員の参集状況の集約に関すること。
22．部所管施設における被害状況等の集約に関すること。
23．災害情報等の報告に関すること。
24．部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関すること。
25．部内各班の連絡調整に関すること。
26．部内のニーズの把握に関すること。
27．部内所管業務に対する応援職員の受入れに関すること。
28．被災者生活実態調査に関すること。

庶　務　班

班　　長：保健福祉部管理課長
班長補佐：区民生活部管理課長
〃　　：男女共同参画担当課長
〃　　：区民課長
〃　　：地域施設担当課長
班　　員：区民生活部管理課職員(震災救援所担当除く)
〃　　：地域課職員(震災救援所担当除く)
〃　　：保健福祉部管理課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：文化・交流課職員【６名程度】
（震災救援所担当、物資班を除く）
〃　　：保育課（本庁）職員【３５名程度】
（震災救援所担当、応急保育班除く）
〃　　：区民課職員（区民事務所含む）【２６名程度】
（震災救援所担当、庁舎・車両管理班、物資班除く）

物　資　班

班　　長：選挙管理委員会事務局長
班長補佐：在宅医療・生活支援センター所長
〃　　：生活自立支援担当課長
班　　員：選挙管理委員会事務局職員（震災救援所担当除く）
〃　　：監査委員事務局職員（震災救援所担当除く）
〃　　：区民課職員（区民事務所含む）【２０名程度】
（震災救援所担当、庁舎・車両管理班、救援部庶務班除く）
〃　　：文化交流課職員【６名程度】
（震災救援所担当、救援部庶務班除く）
〃　　：在宅医療・生活支援センター職員
（震災救援所担当除く）

＜分掌事務＞
1．救援物資の調達・受入れ・輸送等に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること。
2．支援物資の調達計画に関すること。
3．物資流通の把握に関すること。
4．支援物資の輸送に関すること。
5．義援物資に関すること。
6．地域内輸送拠点の管理・運営に関すること。
7．要員の応援調整に関すること。
8．都、自治体スクラム支援会議参加自治体、協定締結団体等に対する物資の調達要請に関すること。
9．支援物資の受入れに関すること。

被害調査班

班　　長：地域課長
班　　員：地域課（本庁）職員（震災救援所担当除く）

被害調査隊

各部に割り振っている水害時における被害調査班を、震災時にも適用し、必要に応じて全庁的な被害調査班を編成する。

＜分掌事務＞
1．住家被害認定調査に関すること。（家屋被害状況調査と統一化）
2．り災証明の交付に向けた情報整理に関すること。
3．り災証明の交付体制の整備に関すること。
4．被災証明の交付に向けた情報整理に関すること。

応急保育班

班　　長：保育課長
班長補佐：保育施設担当課長
〃　　：児童青少年課長
〃　　：子どもの居場所づくり担当課長
〃　　：学童クラブ整備担当課長
〃　　：就学前教育支援センター所長
班　　員：保育課（本庁）職員【２５名程度】(震災救援所担当、救援部庶務班除く)
〃　　：児童青少年課職員（児童館,子ども・子育てプラザ及び震災救援所担当除く）
〃　　：各園長
〃　　：各児童館長
〃　　：就学前教育支援センター職員

＜分掌事務＞
1．応急保育（学童クラブ含む）に関すること。
2．応急育成に関すること。
3．災害遭児等の一時的保護に関すること。

遺体収容・救援隊応援班

班　　長：学校整備課長
班長補佐：産業振興センター事業担当課長
班　　員：課税課職員【１０名程度】
〃　　：学校整備課課職員【５名程度】
〃　　：産業振興センター職員【１０名程度】
〃　　：納税課職員【５名程度】
〃　　：障害者施策課課職員【１０名程度】
〃　　：高齢者施策課職員【５名程度】

＜分掌事務＞
1．被害の大きい地域における救援隊本隊の応援に関すること。
2．地域内輸送拠点の支援に関すること。
※死者が多数発生し、医療機関での対応が困難な場合、以下の分掌事務を実施する。
3．遺体収容所の開設及び運営に関すること。
4．遺品の管理に関すること。
5．遺体の搬送に関すること。
6．遺体の安置・保管及び火葬で使用する物資の調達に関すること。

井　草　救　援　隊　本　隊

隊　　長：課税課長
隊長補佐：障害者生活支援課長
〃　　：区民生活部副参事（井草地域担当）
隊　　員：区民課井草区民係職員（震災救援所担当除く）
〃　　：地域課井草地域活動係職員
〃　　：課税課職員
（遺体収容・救援隊応援班、震災救援所担当除く）
〃　　：障害者生活支援課職員（すぎのき、こすもす、なのはな生活園職員及び震災救援所担当除く）
〃　　：柿木図書館職員（震災救援所担当除く）

＜分掌事務＞
1．救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。
2．震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関すること。
3．庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間の福祉救援所（杉並育成園すだちの里すぎなみ、沓掛ホーム、ベネッセケアハウス今川、すぎなみ正吉苑、リバービレッジ杉並、ピーステップ井草）との連絡・調整に関すること。
4．広域避難場所の避難状況の把握に関すること。
5．広域避難場所の管理に関すること。
6．救援物資等についての連絡調整に関すること。
7．広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入れ・送致に関すること。
8．り災証明及び被災証明の交付に関すること。
9．帰宅困難者の支援に関すること。
10．帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。
11．相談窓口の設置に関すること。
12．避難誘導に関すること。
13．避難者ニーズの収集に関すること。
14．応急給水活動に関すること。
15．所管地域における被害情報の収集に関すること。

井　草　第　二　次　救　援　所

所　　長：障害者生活支援課長
所　　員：（隊長が指名した職員）

＜分掌事務＞
1．第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。
2．第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。
3．災害時要配慮者の保護に関すること。
4．生活相談に関すること。

すぎのき生活園福祉救援所

所　　長：すぎのき生活園長
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：すぎのき生活園職員

＜分掌事務＞
1．福祉救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。
2．福祉救援所の開設・管理及び運営に関すること。
3．災害時要配慮者の保護に関すること。
4．生活相談に関すること。

桃　五　小　震　災　救　援　所

所　　長：文化・交流課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：文化・交流課職員（１名）
納税課職員（２名）
〃　　：桃井第五小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：桃井第五小学校教職員（区費負担教員含む）

＜分掌事務＞
1．震災救援所の設置、管理及び運営に関すること。
2．救助活動の支援及び被害状況の把握に関すること
3．被災者の受入れ及び応急保育に関すること。
4．被災者に対する給食及び生活必需品の支給等に関すること。
5．救援物資その他の資器材の運搬・管理に関すること。
6．遺体の収容及び引き渡しに関すること。
7．避難動物の受入れに関すること。
8．避難者相談窓口の設置に関すること。
9．負傷者等の搬送に関すること。
10．遺体の搬送に関すること。
11．避難誘導に関すること。
12．災害時要配慮者の保護に関すること。
＜支援所員＞
①「杉並区立学校の震災対策に関する要綱」に基づき、区立小・中・養護学校の教職 員（区費負担教員含む）は、所属校に震災救援所が開設された場合、概ね一週間を　目途として災害対策本部の職員として震災救援所業務の支援を行う。
②保育園、児童館等の通所施設に勤務する職員については、通所者の安全確保が図られた段階で各配置場所に参集し、災害対策業務に従事するものとし、各配置場　所の「支援所員」に設定する。

四　宮　小　震　災　救　援　所

所　　長：中央図書館係長級職員（地域図書館含む）
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：中央図書館職員（地域図書館含む）（２名）
〃　　：納税課職員（１名）
〃　　：四宮小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：四宮小学校教職員（区費負担教員含む）
〃　　：四宮保育園職員
〃　　：四宮森児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

沓　掛　小　震　災　救　援　所

所　　長：課税課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：課税課職員（３名）
〃　　：沓掛小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：沓掛小学校教職員（区費負担教員含む）
〃　　：本天沼保育園職員
〃　　：本天沼児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

八成小震災救援所
所　　長：課税課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：課税課職員（３名）
〃　　：八成小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：八成小学校教職員（区費負担教員含む）
〃　　：井草保育園職員
〃　　：井草児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

東原中震災救援所
所　　長：区民生活部管理課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：区民生活部管理課職員（３名）
〃　　：東原中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：東原中学校教職員
〃　　：阿佐谷北保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

中瀬中震災救援所
所　　長：障害者生活支援課(本庁)係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：障害者生活支援課(本庁)職員（２名）
〃　　：国保年金課職員（１名）
〃　　：中瀬中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：中瀬中学校教職員
〃　　：下井草保育園職員
〃　　：子ども・子育てプラザ下井草職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

井荻中震災救援所
所　　長：課税課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：課税課職員（３名）
〃　　：井荻中学校職員
支援所員：井荻中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

西荻救援隊本隊
隊　　長：学校支援課長
隊長補佐：区民生活部副参事（西荻地域担当）
〃　　：杉並福祉事務所長
〃　　：学校整備担当課長
隊　　員：区民課西荻区民係職員（震災救援所担当除く）
〃　　：地域課西荻地域活動係職員
〃　　：杉並福祉事務所職員（震災救援所担当除く）
〃　　：学校支援課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：学校整備課職員
（遺体収容・救援隊応援班、震災救援所担当除く）
〃　　：西荻図書館職員（震災救援所担当除く）

＜分掌事務＞
１．救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。
２．震災救援所、第二次救援所の統括に関すること。
３．庶務班及び震災救援所、第二次救援所、民間の福祉救援所（上井草園、サンフレンズ善福寺、上井草グループボエンデ、あけぼの作業所、介護老人保健施設シーダ・ウォーク）との連絡・調整に関すること。
４．広域避難場所の避難状況の把握に関すること。
５．広域避難場所の管理に関すること。
６．救援物資等についての連絡調整に関すること。
７．広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入れ・送致に関すること。
８．り災証明及び被災証明の交付に関すること。
９．帰宅困難者の支援に関すること。
10．帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。
11．相談窓口の設置に関すること。
12．避難誘導に関すること。
13．避難者ニーズの収集に関すること。
14．応急給水活動に関すること。
15．所管地域における被害情報の収集に関すること。
16．西荻窪駅前滞留者対策に関すること。

西荻第二次救援所
所　　長：杉並福祉事務所長
所　　員：（隊長が指名した職員）

＜分掌事務＞
１．第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関すること。
２．第二次救援所の開設・管理及び運営に関すること。
３．災害時要配慮者の保護に関すること。
４．生活相談に関すること。

桃一小震災救援所
所　　長：課税課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：課税課職員（３名）
〃　　：桃井第一小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：桃井第一小学校教職員（区費負担教員含む）
〃　　：桃井児童館職員
〃　　：今川児童館職員
〃　　：今川保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

桃三小震災救援所
所　　長：中央図書館係長級職員（地域図書館含む）
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：中央図書館職員（地域図書館含む）（３名）
〃　　：桃井第三小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：桃井第三小学校教職員（区費負担教員含む）
〃　　：西荻北保育園職員
〃　　：西荻北子供園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

桃四小震災救援所
所　　長：杉並福祉事務所係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：杉並福祉事務所職員（３名）
〃　　：桃井第四小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：桃井第四小学校教職員（区費負担教員含む）
〃　　：善福寺保育園職員
〃　　：善福寺北児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

井荻小震災救援所
所　　長：保育課（本庁）係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：保育課職員（３名）
〃　　：井荻小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：井荻小学校教職員（区費負担教員含む）
〃　　：善福寺児童館職員（※R4.9より子ども・子育てプラザ善福寺職員）

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

三谷小震災救援所
所　　長：杉並福祉事務所係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：杉並福祉事務所職員（３名）
〃　　：三谷小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：三谷小学校教職員（区費負担教員含む）

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

井草中震災救援所
所　　長：庶務課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：庶務課職員（３名）
〃　　：井草中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：井草中学校教職員
〃　　：上井草児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

荻窪中震災救援所
所　　長：学校整備課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員　スポーツ振興課（２名）
〃　　：学校整備課職員（１名）
〃　　：荻窪中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：荻窪中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

荻窪救援隊本隊
隊　　長：産業振興センター次長
隊長補佐：区民生活部副参事（荻窪地域担当）
〃　　：杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長
〃　　：中央図書館館長
隊　　員：区民課荻窪区民係職員（震災救援所担当除く）
〃　　：地域課荻窪地域活動係職員
〃　　：産業振興センター職員
（遺体収容・救援隊応援班、震災救援所担当除く）
〃　　：杉並福祉事務所高井戸事務所職員
（震災救援所担当除く）
〃　　：中央図書館職員（柿木・西荻・高円寺図書館及び震災救援所担当を除く）

＜分掌事務＞
１．救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。
２．震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関すること。
３．庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間の福祉救援所（ハートフル成田東、おぎくぼ紫苑）との情報連絡・調整に関すること。
４．広域避難場所の避難状況の把握に関すること。
５．広域避難場所の管理に関すること。
６．救援物資等についての連絡調整に関すること。
７．広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入れ・送致に関すること。
８．り災証明及び被災証明の交付に関すること。
９．帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。
10．帰宅困難者の支援に関すること。
11．相談窓口の設置に関すること。
12．避難誘導に関すること。
13．避難者ニーズの収集に関すること。
14．応急給水活動に関すること。
15．所管地域における被害情報の収集に関すること。
16．荻窪駅前滞留者対策に関すること。

荻窪第二次救援所
所　　長：杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長
所　　員：（隊長が指名した職員）

＜分掌事務＞
西荻第二次救援所に同じ。

なのはな生活園福祉救援所
所　　長：なのはな生活園長
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：なのはな生活園職員

＜分掌事務＞
すぎのき生活園福祉救援所に同じ。

桃二小震災救援所
所　　長：区議会事務局係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：区議会事務局職員（３名）
〃　　：桃井第二小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：桃井第二小学校教職員（区負担教員含む）

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

西田小震災救援所
所　　長：児童青少年課係長級職員（児童館除く）
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：児童青少年課職員（３名）
（児童館除く）
〃　　：西田小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：西田小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：荻窪南保育園職員
〃　　：荻窪児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

東田小震災救援所
所　　長：国保年金課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：国保年金課職員（３名）
〃　　：東田小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：東田小学校教職員（区負担教員含む）

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

東田中震災救援所
所　　長：保育課（本庁）係長級職員
（本庁子供園担当含む）
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：保育課（本庁）職員（３名）
（本庁子供園担当含む）
〃　　：東田中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：東田中学校教職員
〃　　：成田保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

宮前中震災救援所
所　　長：納税課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：納税課職員（１名）
〃　　：区民課職員（２名）
〃　　：宮前中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：宮前中学校教職員
〃　　：宮前保育園職員
〃　　：小規模保育事業所宮前北職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

荻窪小震災救援所
所　　長：納税課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：納税課職員（３名）
〃　　：荻窪小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：荻窪小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：宮前北児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

高四小震災救援所
所　　長：地域子育て支援課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：地域子育て支援課職員（２名）
〃　　：児童相談所設置準備課職員（１名）
〃　　：高井戸第四小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：高井戸第四小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：大宮前保育園職員
〃　　：西荻南児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

杉二小震災救援所
所　　長：企画課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：財政課職員（１名）
〃　　：総務課職員（２名）
〃　　：杉並第二小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：杉並第二小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：子ども・子育てプラザ成田西職員
〃　　：成田西子供園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

松溪中震災救援所
所　　長：高齢者在宅支援課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：高齢者在宅支援課職員（３名）
〃　　：松溪中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：松溪中学校教職員
〃　　：荻窪東保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

神明中震災救援所
所　　長：障害者施策課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：障害者施策課職員（３名）
〃　　：神明中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：神明中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

阿佐谷救援隊本隊

隊　　長：国保年金課長
隊長補佐：区民生活部副参事（阿佐谷地域担当）
〃　　：高齢者在宅支援課長
〃　　：地域包括ケア推進担当課長
隊　　員：地域課阿佐谷地域活動係職員
〃　　：国保年金課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：高齢者在宅支援課職員（震災救援所担当除く）

＜分掌事務＞
1．救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。
2．震災救援所、第二次救援所の統括に関すること。
3．庶務班及び震災救援所、第二次救援所、民間の福祉救援所（さんじゅ阿佐ヶ谷、阿佐谷福祉工房、フェニックス杉並、バンブーワァオ高円寺校）との連絡・調整に関すること。
4．広域避難場所の避難状況の把握に関すること。
5．広域避難場所の管理に関すること。
6．救援物資等についての連絡調整に関すること。
7．広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入れ・送致に関すること。
8．り災証明及び被災証明の交付に関すること。
9．帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。
10．帰宅困難者の支援に関すること。
11．相談窓口の設置に関すること。
12．避難誘導に関すること。
13．避難者ニーズの収集に関すること。
14．応急給水活動に関すること。
15．所管地域における被害情報の収集に関すること。
16．阿佐ヶ谷駅前滞留者対策に関すること。

阿佐谷第二次救援所

所　　長：高齢者在宅支援課長
所　　員：（隊長が指名した職員）

＜分掌事務＞
西荻第二次救援所に同じ。

杉一小震災救援所

所　　長：保育課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：保育課職員（３名）
〃　　：杉並第一小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：杉並第一小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：阿佐谷児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

杉七小震災救援所

所　　長：高齢者在宅支援課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：高齢者在宅支援課職員（１名）
〃　　：庶務課職員（１名）
〃　　：学務課職員（１名）
〃　　：杉並第七小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：杉並第七小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：阿佐谷南保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

杉九小震災救援所

所　　長：地域課（旧協働推進課）係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：課税課職員（３名）
〃　　：杉並第九小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：杉並第九小学校教職員（区負担教員含む）

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

馬橋小震災救援所

所　　長：国保年金課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：国保年金課職員（３名）
〃　　：馬橋小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：馬橋小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：馬橋児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

天沼小震災救援所

所　　長：学校支援課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：学校支援課職員（２人）
〃　　：区民課職員職員（１名）
〃　　：天沼小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：天沼小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：天沼児童館職員
〃　　：子ども・子育てプラザ天沼職員
〃　　：上荻児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

保育室若杉震災救援所

所　　長：会計課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：会計課職員（３名）
支援所員：上荻保育園職員
〃　　：上荻児童館職員
〃　　：保育室若杉職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

杉六小震災救援所
所　　長：生涯学習推進課(出先施設含む)係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：生涯学習推進課(出先施設含む)職員（３名）
〃　　：杉並第六小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：杉並第六小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：阿佐谷東保育園職員
〃　　：高円寺南児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

天沼中震災救援所
所　　長：産業振興センター係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：産業振興センター職員（１名）
〃　　：選挙管理委員会事務局（２名）
〃　　：天沼中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：天沼中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

杉森中震災救援所
所　　長：国保年金課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：国保年金課職員（３名）
〃　　：杉森中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：杉森中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

阿佐ヶ谷中震災救援所
所　　長：高齢者在宅支援課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：高齢者在宅支援課職員（３名）
〃　　：阿佐谷中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：阿佐谷中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

高円寺救援隊本隊
隊　　長：生涯学習推進課長
隊長補佐：区民生活部副参事（高円寺地域担当）
〃　　：杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長
〃　　：スポーツ振興課長
〃　　：納税課長
隊　　員：区民課高円寺区民係職員
（震災救援所担当除く）
〃　　：地域課高円寺地域活動係職員
〃　　：納税課職員
（遺体収容・救援隊応援班、
震災救援所担当除く）
〃　　：生涯学習推進課職員
（社会教育センター及び郷土博物館分館含む、震災救援所担当除く）
〃　　：杉並福祉事務所高円寺事務所職員
（震災救援所担当除く）
〃　　：スポーツ振興課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：高円寺図書館職員（震災救援所担当除く）

＜分掌事務＞
1．救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。
2．震災救援所、第二次救援所の統括に関すること。
3．庶務班及び震災救援所、第二次救援所、民間の福祉救援所（ブース記念老人保健施設グレイス、ニチイホーム杉並堀ノ内、プライムガーデンズ高円寺、マイルドハート高円寺（ほのぼの、なでしこ）、愛敬苑、和田堀ホーム）との連絡・調整に関すること。
4．広域避難場所の避難状況の把握に関すること。
5．広域避難場所の管理に関すること。
6．救援物資等についての連絡調整に関すること。
7．広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入れ・送致に関すること。
8．り災証明及び被災証明の交付に関すること。れ
9．帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。
10．帰宅困難者の支援に関すること。
11．相談窓口の設置に関すること。
12．避難誘導に関すること。
13．避難者ニーズの収集に関すること。
14．応急給水活動に関すること。
15．所管地域における被害情報の収集に関すること。
16．高円寺駅前滞留者対策に関すること。

高円寺第二次救援所
所　　長：杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長
所　　員：（隊長が指名した職員）

＜分掌事務＞
西荻第二次救援所に同じ。

旧杉四小震災救援所
所　　長：保育課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：保育課職員（３名）
支援所員：高円寺北子供園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

杉三小震災救援所
所　　長：中央図書館（地域図書館含む）係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：中央図書館（地域図書館含む）職員（３名）
〃　　：杉並第三小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：杉並第三小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：高円寺東保育園職員
高円寺東児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

高円寺学園震災救援所
所　　長：人事課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：人事課職員（３名）
〃　　：高円寺中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：高円寺中学校教職員
〃　　：高円寺学園学童クラブ職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

旧杉八小震災救援所
所　　長：杉並福祉事務所高円寺事務所係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：杉並福祉事務所高円寺事務所職員（３名）
支援所員：子ども・子育てプラザ高円寺職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

杉十小震災救援所
所　　長：生涯学習推進課(出先施設含む)係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：生涯学習推進課(出先施設含む)職員（３名）
〃　　：杉並第十小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：杉並第十小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：堀ノ内東児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

堀之内小震災救援所
所　　長：杉並福祉事務所高円寺事務所係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：杉並福祉事務所高円寺事務所職員（３名）
〃　　：堀之内小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：堀之内小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：松ノ木保育園職員
〃　　：松ノ木児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

和田小震災救援所
所　　長：杉並福祉事務所係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：杉並福祉事務所職員（３名）
〃　　：和田小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：和田小学校教職員（区負担教員含む）

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

松ノ木小震災救援所
所　　長：学務課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：学務課職員（３名）
〃　　：松ノ木小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：松ノ木小学校教職員（区負担教員含む）

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

高南中震災救援所
所　　長：監査委員事務局係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：情報管理課職員（３名）
〃　　：高南中学校職員
支援所員：高南中学校教職員
〃　　：和田保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

松ノ木中震災救援所
所　　長：中央図書館（地域図書館を含む）係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：高齢者施策課職員（２名）
〃　　：中央図書館（地域図書館を含む）職員（１名）
支援所員：松ノ木中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

和田中震災救援所
所　　長：産業振興センター係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：産業振興センター職員（３名）
〃　　：和田中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：和田中学校教職員
〃　　：和田中央児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

高井戸救援隊本隊

隊　　長：子ども家庭部管理課長
隊長補佐：区民生活部副参事（高井戸地域担当）
〃　　：障害者施策課長
〃　　：障害児支援担当課長
〃　　：子ども政策担当課長
〃　　：地域子育て支援課長
〃　　：子ども家庭支援課長
〃　　：児童相談所設置準備課長
〃　　：区民課高井戸区民係職員
隊　　員：（震災救援所担当除く）
〃　　：地域課高井戸地域活動係職員
〃　　：障害者施策課（本庁）職員
（遺体収容・救援隊応援班、震災救援所担当除く）
〃　　：子ども家庭部管理課職員
（震災救援所担当除く）
〃　　：地域子育て支援課職員
（震災救援所担当除く）
〃　　：子ども家庭支援課職員
（震災救援所担当除く）
〃　　：児童相談所設置準備課職員

＜分掌事務＞
1．救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。
2．震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関すること。
3．庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間の福　祉救援所（浴風会施設（南陽園、第二南陽園、第三南陽園、老健くぬぎ、浴風園、松風園、ケアハウス、本館、多目的ホール、認知症介護研究・研修東京センター、）、さんじゅ久我山、ひまわり作業所、かえで園、山河）との連絡・調整に関すること。
4．広域避難場所の避難状況の把握に関すること。
5．広域避難場所の管理に関すること。
6．救援物資等についての連絡調整に関すること。
7．広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入れ・送致に関すること。
8．り災証明及び被災証明の交付に関すること。
9．帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。
10．帰宅困難者の支援に関すること。
11．相談窓口の設置に関すること。
12．避難誘導に関すること。
13．避難者ニーズの収集に関すること。
14．応急給水活動に関すること。
15．所管地域における被害情報の収集に関すること。

高井戸第二次救援所

所　　長：障害者施策課長
所　　員：（隊長が指名した職員）

＜分掌事務＞
1．西荻第二次救援所に同じ。

こども発達センター福祉救援所

所　　長：こども発達センター所長
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：こども発達センター職員

＜分掌事務＞
すぎのき生活園福祉救援所に同じ。

高井戸小震災救援所

所　　長：経理課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：経理課職員（３名）
〃　　：高井戸小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：高井戸小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：高井戸児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

高二小震災救援所

所　　長：子ども家庭支援課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：子ども家庭支援課職員（３名）
〃　　：高井戸第二小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：高井戸第二小学校教職員
〃　　：久我山保育園職員
〃　　：久我山東保育園職員
〃　　：宮前児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

松庵小震災救援所

所　　長：子ども家庭部管理課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：子ども家庭部管理課職員（１名）
〃　　：国保年金課職員（２名）
〃　　：松庵小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：松庵小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：松庵保育園職員
〃　　：松庵児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

富士見丘中震災救援所

所　　長：保健福祉部管理課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：保健福祉部管理課職員（１名）
〃　　：区民課職員（２名）
〃　　：富士見丘中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：富士見丘中学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：高井戸西児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

高井戸東小震災救援所

所　　長：障害者施策課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：障害者施策課課職員（３名）
〃　　：高井戸東小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：高井戸東小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：上高井戸児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

久我山小震災救援所
所　　長：納税課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：納税課職員（１名）
〃　　：区民課職員（２名）
〃　　：久我山小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：久我山小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：高井戸西子供園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

浜田山小震災救援所
所　　長：区民課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：区民課職員（３名）
〃　　：浜田山小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：浜田山小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：浜田山保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

富士見丘小震災救援所
所　　長：納税課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：納税課職員（３名）
〃　　：富士見丘小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：富士見丘小学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

高井戸中震災救援所
所　　長：障害者施策課(本庁)係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：障害者施策課(本庁)職員（２名）
〃　　：児童青少年課職員（１名）（児童館除く）
〃　　：高井戸中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：高井戸中学校教職員
〃　　：高井戸東保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

西宮中震災救援所
所　　長：保健福祉部管理課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：情報管理課職員（２名）
〃　　：杉並福祉事務所高井戸事務所職員(２名)
〃　　：西宮中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：西宮中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

永福和泉救援隊本隊
隊　　長：介護保険課長
隊長補佐：区民生活部副参事（永福和泉地域担当）
〃　　：高齢者施策課長
〃　　：高齢者施設整備担当課長
区民課永福和泉区民係職員
隊　　員：（震災救援所担当除く）
〃　　：地域課永福和泉地域活動係職員
〃　　：高齢者施策課職員
（遺体収容・救援隊応援班、震災救援所担当除く）
〃　　：介護保険課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：生涯学習推進課郷土博物館職員

＜分掌事務＞
1．救援隊本隊の設置、管理及び運営に関すること。
2．震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所の統括に関すること。
3．庶務班及び震災救援所、第二次救援所、区立施設の福祉救援所、民間の福祉救援所（ウェルファー、和泉ササホーム、方南二丁目複合施設、永福南社会福祉ガーデン、都立永福学園、都立中央ろう学校、新泉ササホーム）との連絡・調整に関すること。
4．広域避難場所の避難状況の把握に関すること。
5．広域避難場所の管理に関すること。
6．救援物資等についての連絡調整に関すること。
7．広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入れ・送致に関すること。
8．り災証明及び被災証明の交付に関すること。
9．帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関すること。
10．帰宅困難者の支援に関すること。
11．相談窓口の設置に関すること。
12．避難誘導に関すること。
13．避難者ニーズの収集に関すること。
14．応急給水活動に関すること。
15．所管地域における被害情報の収集に関すること。

永福和泉第二次救援所
所　　長：高齢者施策課長
所　　員：（隊長が指名した職員）

＜分掌事務＞
1．西荻第二次救援所に同じ。

こすもす生活園福祉救援所
所　　長：こすもす生活園長
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：こすもす生活園職員

＜分掌事務＞
すぎのき生活園福祉救援所に同じ。

済美養護学校福祉救援所
所　　長：特別支援教育課長
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：特別支援教育課職員（震災救援所担当除く）
〃　　：済美養護学校職員（県費負担職員除く）
〃　　：済美養護学校教職員（区負担教員含む）

＜分掌事務＞
すぎのき生活園福祉救援所に同じ。

高三小震災救援所
所　　長：区民課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：区民課職員（３名）
〃　　：高井戸第三小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：高井戸第三小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：下高井戸子供園職員
〃　　：子ども子育てプラザ下高井戸

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

大宮中震災救援所
所　　長：人事課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：人事課職員（２名）
〃　　：区民課職員（１名）
〃　　：大宮中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：大宮中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

旧新泉小震災救援所
所　　長：介護保険課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：介護保険課職員（３名）

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

方南小震災救援所
所　　長：区民課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：区民課職員（３名）
〃　　：方南小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：方南小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：方南児童館職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

永福小震災救援所
所　　長：介護保険課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：介護保険課職員（３名）
〃　　：永福小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：永福小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：永福南保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

向陽中震災救援所
所　　長：介護保険課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：介護保険課職員（３名）
〃　　：向陽中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：向陽中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

泉南中震災救援所
所　　長：介護保険課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：介護保険課職員（３名）
〃　　：泉南中学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：泉南中学校教職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

大宮小震災救援所
所　　長：情報管理課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：情報管理課職員（３名）
〃　　：大宮小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：大宮小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：堀ノ内子供園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

済美小震災救援所
所　　長：地域子育て支援課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：区民課職員（２名）
〃　　：地域子育て支援課職員（１名）
〃　　：済美小学校職員（県費負担職員除く）
支援所員：済美小学校教職員（区負担教員含む）
〃　　：堀ノ内保育園職員
〃　　：堀ノ内南学童クラブ職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

杉並和泉学園震災救援所
所　　長：高齢者施策課係長級職員
所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員）
所　　員：高齢者施策課職員（３名）
〃　　：杉並和泉学園職員（県費負担職員除く）
支援所員：杉並和泉学園教職員
〃　　：子ども・子育てプラザ和泉職員
〃　　：和泉保育園職員

＜分掌事務＞
桃五小震災救援所に同じ。

災対都市整備部

部　　長：都市整備部長（震災復興本部と兼務）
部長補佐：まちづくり担当部長（　　〃　　）
　〃　　：土木担当部長（　　〃　　）
　〃　　：都市整備部参事（道路担当）

本部庶務班

班　　長：都市整備部管理課長
　　（復興まちづくり班と兼務）
班長補佐：交通企画担当課長
　〃　　：都市整備部管理課庶務係長
班　　員：都市整備部管理課職員
　〃　　：土木管理課職員
　〃　　：建築課職員（事務職）

＜分掌事務＞
1．災対本部との連絡・調整に関すること。
2．被害情報の収集・連絡に関すること。
3．住宅、マンション等の再建支援に関すること。
4．部内の職員の参集状況の集約に関すること。
5．部内所管施設における被害状況等の集約に関すること。
6．災害情報等の報告に関すること。
7．部内の災害対策本部業務実施状況の集約に関すること。
8．部内各班の連絡調整に関すること。
9．部内の受援ニーズの把握に関すること。
10．部内所管業務に対する応援職員の受入れに関すること。

土木班

班　　長：土木管理課長
班長補佐：土木計画課長
　〃　　：鉄道立体担当課長
　〃　　：都市計画道路担当課長
班　　員：土木管理課職員
　〃　　：土木計画課職員

＜分掌事務＞
1．土木関係各班の指揮命令に関すること。
2．本部庶務班との連絡・調整に関すること。

土木情報班

班　　長：みどり公園課長
班　　員：土木管理課職員
　〃　　：土木計画課職員
　〃　　：みどり公園課職員

＜分掌事務＞
1．公共土木施設情報の収集・整理に関すること。

土木施設応急対策班

班　　長：杉並土木事務所長
班長補佐：みどり施策担当課長
班　　員：土木管理課職員
　〃　　：土木計画課職員
　〃　　：みどり公園課職員
　〃　　：杉並土木事務所職員

＜分掌事務＞
1．公共土木施設の被害状況の把握に関すること。
2．公共土木施設の応急措置に関すること。
3．公共土木施設の応急復旧に関すること。
4．公共土木施設の復旧に関すること。
5．協定業者への出動要請及び指示に関すること。
6．緊急道路障害物除去路線等の障害物除去に関すること。

南部第一支隊

支 隊 長：南土木維持係長
支 隊 員：みどり公園課職員
　〃　　：南土木維持係職員

南部第二支隊

支 隊 長：南公園緑地事務所長
支 隊 員：みどり公園課職員
　〃　　：南公園緑地事務所職員

北部第一支隊

支 隊 長：北土木維持係長
支 隊 員：みどり公園課職員
　〃　　：北土木維持係職員

北部第二支隊

支 隊 長：北公園緑地事務所長
支 隊 員：みどり公園課職員
　〃　　：北公園緑地事務所職員

がれき対策班

班　　長：都市企画担当課長
班長補佐：都市整備部管理課都市施設担当係長
班　　員：都市整備部管理課職員
〃　　：市街地整備課職員
〃　　：土木管理課職員
〃　　：狭あい道路整備課職員
〃　　：ごみ減量対策課職員（３名程度）

＜分掌事務＞
１．本部庶務班との連絡・調整に関すること。
２．がれき等の発生量予測に関すること。
３．がれき処理計画の策定に関すること。
４．緊急道路障害物除去路線及び被災住宅から排出されるがれきの処理に関すること。
５．がれきの処理に必要な車両の調達に関すること。
６．がれきの処理に関する都等との連絡・調整に関すること。
７．一時積み置場等の運営に関すること。
８．有害物等の適正処理に関すること。
９．住家に流入した障害物の除去に関すること。

応急危険度判定班

班　　長：建築課長
班長補佐：狭あい道路整備課長
〃　　：耐震・不燃化担当課長
班　　員：都市整備部管理課職員
〃　　：建築課職員
〃　　：市街地整備課職員
〃　　：土木管理課職員
〃　　：狭あい道路整備課職員
〃　　：みどり公園課職員

＜分掌事務＞
１．本部庶務班との連絡・調整に関すること。
２．応急危険度判定班の庶務に関すること。
３．建築物に係る被害情報の把握に関すること。
４．判定地区の決定と現地確認に関すること。
５．判定建築棟数及び必要判定員数の把握に関すること。
６．判定員に対する受入れ、判定指導、人員調整、宿泊及び食事の支援に関すること。
７．応急危険度判定の実施に関すること。
８．宅地危険度判定の実施に関すること。
９．判定結果データの取りまとめ及び処理に関すること。
10．判定活動に係る相談に関すること。
11．判定士の派遣要請に関すること。

応急住宅班

班　　長：住宅課長
班長補佐：住宅課管理係長
班　　員：住宅課職員
〃　　：市街地整備課職員

＜分掌事務＞
１．本部庶務班との連絡・調整に関すること。
２．応急住宅班の庶務に関すること。
３．被災住宅の応急修理に関すること。
４．仮設住宅建用地に関すること。
５．空き住戸等の確保に関すること。
６．仮設住宅入居者の募集、入居者の選定、入居管理に関すること。
７．仮設住宅の維持・修繕に関すること。
８．区営住宅の応急補修に関すること。

復興まちづくり班

班　　長：都市整備部管理課長（本部庶務班と兼務）
班長補佐：市街地整備課長
〃　　：拠点整備担当課長
〃　　：沿道のまちデザイン担当課長
班　　員：都市整備部管理課職員（※）
〃　　：市街地整備課職員（※）
〃　　：拠点整備担当課職員

※電気・機械技術職除く

＜分掌事務＞
１．本部庶務班との連絡・調整に関すること。
２．復興まちづくり班の庶務に関すること。
３．都市復興の計画に関すること。
４．震災復興本部の設置に関すること。
５．家屋被害概況調査及び家屋被害状況調査に関すること。（家屋被害状況調査については、住家被害認定調査と統一化）

復興まちづくり班の班員は、発災から概ね１週間後に班が災対都市整備部から震災復興本部に移行した後は、電気・機械技術職を含む都市整備部管理課職員及び市街地整備課職員とする。また、発災から概ね２週間後には、応急危険度判定班と土木班に所属していた職員の一部を復興まちづくり班に配置転換する。
建築技術・機械技術・電気技術の職員の配置については、この組織配置を基準とするが、状況に応じて配置先が変更になる場合がある。

災　対　清　掃　部

部　　長：環境部長
部長補佐：環境課長
　〃　　：温暖化対策担当課長

清 掃 庶 務 班

班　　長：ごみ減量対策課長
班長補佐：環境課庶務係長
班　　員：環境課職員（生活環境担当除く）
　〃　　：ごみ減量対策課職員（がれき対策班除く）

＜分掌事務＞
1．災対本部との連絡調整に関すること。
2．一部事務組合等との連絡調整に関すること。
3．ごみ・し尿処理対策に関すること。
4．放射性物質対策に関すること。
5．ごみに関する車両の調達に関すること。
6．部内の職員の参集状況の集約に関すること。
7．部所管施設における被害状況等の集約に関すること。
8．災害情報等の報告に関すること。
9．部内の災害対策本部業務実施状況の集約および報告に関すること。
10．部内各班の連絡調整に関すること。
11．部内の受援ニーズの把握に関すること。
12．部内所管業務に対する応援職員の受入れに関すること。
13．アスベストの飛散防止対策に関すること。

杉 並 清 掃 班

班　　長：杉並清掃事務所長
班長補佐：杉並清掃事務所管理係長
　〃　　：杉並清掃事務所作業係長
　〃　　：杉並清掃事務所作業係統括技能長
　〃　　：杉並清掃事務所高円寺車庫係統括技能長
班　　員：杉並清掃事務所職員

＜分掌事務＞
1．ごみ・し尿処理に関すること。
2．一般ごみの収集に関すること。
3．災害発生直後の救助活動支援及び被害状況の把握に関すること。
4．直営車両の管理及び運用に関すること。

方 南 支 所 班

班　　長：方南作業係長
班長補佐：方南作業係統括技能長
班　　員：方南支所担当職員

＜分掌事務＞
1．ごみ・し尿処理に関すること。
2．一般ごみの収集に関すること。

資料7

杉並区休日・夜間等警戒態勢に関する規程

昭和 55 年９月 16 日
訓 令 甲 第 26 号

〔注〕平成 18 年３月から改正経過を注記した。

改正　昭和 61 年３月 31 日訓令甲第 11 号　平成元年４月１日訓令甲第３号
平成４年６月 26 日訓令甲第 45 号　平成５年３月 31 日訓令甲第 23 号
平成５年 10 月 29 日訓令甲第 39 号　平成６年９月 30 日訓令甲第 30 号
平成８年９月 30 日訓令甲第 10 号　平成 11 年４月１日訓令甲第 15 号
平成 12 年４月１日訓令甲第 23 号　平成 12 年４月 27 日訓令甲第 45 号
平成 13 年４月１日訓令甲第 35 号　平成 15 年４月１日訓令甲第 12 号
平成 15 年７月１日訓令甲第 26 号　平成 16 年３月 31 日訓令甲第７号
平成 18 年３月 31 日訓令第 11 号　平成 19 年３月 30 日訓令第 29 号
平成 20 年４月１日訓令第 10 号　平成 24 年３月 30 日訓令第 33 号
令和３年８月 19 日訓令第 12 号

庁中一般
福祉事務所
保健所
事業所
教育委員会事務局
教育機関
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
議会事務局

（目的）

第１条　この規程は、休日、夜間等に発生する地震災害その他の非常事態（以下「非常事態」という。）又は杉並区役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の火災に対する警戒態勢の実施に関し必要な事項を定めることにより、災害対策活動の円滑な遂行を確保することを目的とする。

（警戒本部）

第２条　本庁舎に休日・夜間警戒本部（以下「警戒本部」という。）を置く。

２　警戒本部の職員（以下「職員」という。）は、杉並区職員の職名に関する規則（昭和 46 年杉並区規則第 16 号）第３条に規定する参事、専門参事、副参事及び専門副参事の職層にある者並びに区長が指定した会計年度任用職員とする。

一部改正〔平成 18 年訓令 11 号・20 年 10 号・24 年 33 号・令和３年 12 号〕

（職務）

第３条　職員は、輪番制により、警戒本部において、警戒のため、宿直勤務又は日直勤務（以下「勤務」という。）をしなければならない。

２　職員は、非常事態が発生した場合は、区長又は副区長が登庁するまでの間、次に定める事務を行わなければならない。

（１）　災害に関する情報の収集、伝達及び記録に関すること。

（２）　東京都及び防災関係機関との連絡に関すること。

（３）　杉並区危機管理対策本部、杉並区災害対策本部、杉並区国民保護対策本部又は杉並区緊急対処事態対策本部の設置準備に関すること。

（４）　参集した区職員の指揮に関すること。

３　職員は、本庁舎に火災が発生した場合は、別に定めるところにより自衛消防活動に関し必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成 19 年訓令 29 号〕

（勤務時間）

第４条　職員の勤務時間は、次表のとおりとする。ただし、杉並区杉並清掃事務所に勤務する職員に係る勤務時間は、別に定める。

区分		勤務時間
宿直勤務		１年間を通じ、勤務が始まる日の午後５時 15 分から翌日の午前８時 30 分まで
日直勤務	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日	午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

（勤務日）

第５条　職員の勤務すべき日は、区長が定め、予め当該職員に命ずる。

（勤務日の変更）

第６条　組織改正、職員の退職その他の事情により職員数等が変わつたときは、前条に規定する日を変更することができる。

（勤務できない場合の措置）

第７条　職員が、疾病、休暇その他やむを得ない事情により勤務日に勤務することができないときは、当該職員の所属する部（教育委員会事務局を含み、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局は総務部に、農業委員会事務局は区民生活部に属するものとみなす。）の長（教育委員会事務局にあつては、教育委員会事務局次長）は、当該職員に代わつて勤務する職員を区長に届け出、その承認を受けなければならない。

一部改正〔平成 19 年訓令 29 号・24 年 33 号〕

（事務の引継ぎ）

第８条　職員は、勤務時間が終了したときは、総務部危機管理室防災課長に事務を引き継がなければならない。ただし、勤務時間の終了する日が日曜日その他勤務が連続する日に当たるときは、当該職員と交替して勤務する職員に引き継ぐものとする。

２　前項ただし書の場合には、職員は、事務の引継ぎを完了するまで引き続き勤務しなければならない。
　　一部改正〔平成 24 年訓令 33 号〕

（庶務）
第９条　休日・夜間等警戒態勢の実施に係る庶務は、総務部危機管理室防災課において処理する。
　　一部改正〔平成 24 年訓令 33 号〕

（雑則）
第 10 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

　附　則
この規程は、昭和 55 年 10 月１日から施行する。ただし、第５条の規定は、昭和 55 年９月 25 日から施行する。
　附　則（昭和 61 年３月 31 日訓令甲第 11 号）
この規程は、昭和 61 年４月１日から施行する。
　附　則（平成４年６月 26 日訓令甲第 45 号）
この規程は、平成４年７月１日から施行する。
　附　則（平成５年３月 31 日訓令甲第 23 号）
この規程は、平成５年４月１日から施行する。
　附　則（平成５年 10 月 29 日訓令甲第 39 号）
この規程は、平成５年 11 月１日から施行する。
　附　則（平成６年９月 30 日訓令甲第 30 号）
この規程は、平成６年 10 月１日から施行する。
　附　則（平成 12 年４月 27 日訓令甲第 45 号）
この規程は、平成 12 年５月１日から施行する。
　附　則（平成 16 年３月 31 日訓令甲第７号）
この規程は、平成 16 年４月１日から施行する。
　附　則（平成 18 年３月 31 日訓令第 11 号）
この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。
　附　則（平成 19 年３月 30 日訓令第 29 号）
この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。
　附　則（平成 24 年３月 30 日訓令第 33 号）
この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

資料8

杉並区防災対策推進会議設置要綱

昭和 53 年 12 月 28 日
杉環防発第 176 号

改正　昭和 54 年４月１日杉環防発第８号　昭和 54 年 12 月１日杉環防発第 223 号
昭和 56 年５月 15 日杉環防発第 42 号　昭和 57 年４月 21 日杉環防発第 14 号
昭和 59 年４月 10 日杉環防発第５号　昭和 61 年３月 27 日杉環防発第 455 号
平成３年９月 17 日杉都防発第 185 号　平成５年５月 10 日杉環防発第 40 号
平成７年９月 19 日杉環防発第 165 号　平成 11 年３月 12 日杉環防発第 357 号
平成 11 年６月 29 日杉地防発第 94 号　平成 12 年３月 31 日杉地防発第 430 号
平成 15 年 10 月 16 日杉並第 2662 号　平成 16 年７月１日杉並第 26811 号
平成 18 年３月１日杉並第 83959 号　平成 19 年３月６日杉並第 80756 号
平成 19 年７月 11 日杉並第 26858 号　平成 20 年３月 31 日杉並第 86105 号
平成 21 年３月 26 日杉並第 72379 号　平成 23 年３月 10 日杉並第 65191 号
平成 24 年３月 21 日杉並第 64735 号　平成 24 年 11 月 30 日杉並第 45845 号
平成 26 年４月１日杉並第 1922 号　平成 27 年４月１日杉並第 18058 号
平成 27 年６月 29 日杉並第 18123 号　平成 28 年４月１日杉並第 33812 号
平成 28 年６月 17 日杉並第 34828 号　平成 29 年３月 31 日杉並第 71615 号
平成 30 年３月 26 日杉並第 68606 号　平成 31 年３月 20 日杉並第 68914 号
令和２年３月 17 日杉並第 67266 号　令和３年４月１日杉並第 4172 号
令和４年３月 16 日杉並第 56193 号　令和５年３月 31 日杉並第 64861 号
令和６年３月 26 日杉並第 65431 号

（設置）
第１条　杉並区における防災対策を、総合的かつ計画的に推進するため、防災関係機関及び関係部課等において、強力かつ主体的に防災対策を実施することを目的として、杉並区防災対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）
第２条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）　防災対策に関する事務事業の計画の確定及び実施の推進に関すること。
（２）　防災関係機関及び関係部課等の所管する事務事業のうち、防災対策に関する計画案の連絡調整に関すること。
（３）　職員の防災意識の高揚に関すること。
（４）　その他、推進会議において必要と認めること。

（構成及び会議等）
第３条　推進会議は、別表１に掲げる職員をもって構成する。
２　推進会議の会長は総務部を担任する副区長とし、会議を総括する。
３　会長に事故あるときは、副区長（会長となる副区長を除く。）がその職務を代理し、両者に事故ある時は、あらかじめ会長が指名する構成員が代理する。
４　推進会議は、会長が招集する。

（幹事会）
第４条　推進会議に幹事会を置き、別表２に掲げる職員をもって構成する。
２　幹事会は、推進会議の所掌事項について討議するとともに、分科会から付議された事項を検討する。
３　幹事会は、危機管理室長が総括する。
４　幹事会は、危機管理室長が招集する。
５　幹事会の構成員は、幹事会における討議結果等を、速やかに所属部課に周知し必要な措置をとるものとする。

（分科会）
第５条　幹事会の下に、会長の指名する職員をもって構成する分科会を置き、防災に関する基本問題及び個別問題を調査・研究し、対応策を立案して、幹事会及び推進会議に付議する。
２　分科会の招集及び総括は、各分科会の構成員の互選により選出されたリーダーが行う。

（決定事項の処理）
第６条　推進会議における決定事項は、区長に報告の上、各部長等が実施するほか、防災関係機関にあっては、区長から、実施の要請をする。

（庶務）
第７条　推進会議の庶務は、危機管理室防災課が担当する。

（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附　則
この要綱は、昭和 54 年１月１日から施行する。
附　則（令和５年３月 31 日杉並第 64861 号）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和６年３月 26 日杉並第 65431 号）
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）
副区長
教育委員会教育長
政策経営部長
政策経営部区政イノベーション担当部長
政策経営部施設マネジメント担当部長
政策経営部事業調整担当部長
総務部長
総務部危機管理室長
区民生活部長
区民生活部地域活性化担当部長
産業振興センター所長
保健福祉部長
保健福祉部高齢者担当部長
保健福祉部健康担当部長
杉並保健所長
新型コロナウイルス対策担当部長
子ども家庭部長
都市整備部長

都市整備部まちづくり担当部長
都市整備部土木担当部長
環境部長
会計管理室長
教育委員会事務局次長
教育委員会事務局教育政策担当部長
教育委員会事務局学校整備・支援担当部長
教育委員会事務局生涯学習担当部長
監査委員事務局長
区議会事務局長

別表２（第４条関係）
総務部危機管理室長
政策経営部企画課長
総務部総務課長
総務部危機管理室危機管理対策課長
総務部危機管理室地域安全担当課長
総務部危機管理室防災課長
区民生活部管理課長
保健福祉部管理課長杉並保健所健康推進課長
杉並保健所健康危機管理保健調整担当課長
子ども家庭部管理課長
都市整備部管理課長
環境部環境課長
教育委員会事務局庶務課長
その他総務部危機管理室長が必要と認める者

資料9

杉並区災害応急対策実施要綱

昭和 57 年４月 26 日
杉環防発第 31 号

改正　昭和 58 年４月 23 日杉環防発第 19 号　昭和 59 年５月９日杉環防発第 45 号
昭和 61 年３月 27 日杉環防発第 455 号　昭和 62 年４月 24 日杉都防発第 37 号
平成２年７月 18 日杉都防発第 105 号　平成３年７月 26 日杉都防発第 125 号
平成５年５月 10 日杉環防発第 42 号　平成６年５月 13 日杉環防発第 34 号
平成８年３月 21 日杉環防発第 352 号　平成９年３月４日杉環防発第 358 号
平成 10 年３月３日杉環防発第 397 号　平成 10 年 10 月８日杉環防発第 143 号
平成 11 年３月 19 日杉環防発第 329 号　平成 11 年６月 29 日杉地防発第 94 号
平成 12 年３月 31 日杉地防発第 430 号　平成 13 年６月７日杉区防発第 52 号
平成 14 年４月 15 日杉区防発第 12 号　平成 15 年７月１日杉並第 1093 号
平成 16 年１月 21 日杉並第 20833 号　平成 19 年３月６日杉並第 80756 号
平成 23 年３月 23 日杉並第 67284 号　平成 24 年３月 21 日杉並第 65604 号
平成 25 年３月 15 日杉並第 65657 号　令和４年２月 14 日杉並第 58455 号
令和６年３月７日杉並第 64263 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、杉並区災害対策本部に関する規則（平成 14 年杉並区規則第 52 号。以下「規則」という。）第 12 条の規定に基づき、杉並区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項を定めるとともに、本部設置前における災害応急対策の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する暴風、豪雨、地震等の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生ずる被害をいう。

（２）　地震注意情報　大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第４条に規定する観測及び測量の結果、東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する東海地震注意情報をいう。

（３）　警戒宣言　大規模地震対策特別措置法第９条の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

第２章　水害時の活動態勢

（水害時の対応）

第３条　災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害が水害によるものであるときは、次のとおり対応する。

（1） 水害応急対策室の設置

副区長は、水害に対する配備態勢を発令する必要があると認めたときは、水害応急対策室を設置する。この場合において、副区長に事故がある時はあらかじめ副区長が指名した水害応急対策室会議構成員がその職務を代理する。

（2） 災害対策本部（水害対応）の設置

区長は、水防非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、災害対策本部（水害対応）を設置する。

（3） 水害応急対策室等の設置場所

水害応急対策室又は災害対策本部（水害対応）は、西棟６階第５・６・７会議室（以下「防災センター」という。）に設置する。

（水害時の配備態勢）

第４条　水害時の配備態勢の種別、時期及び主な活動内容は次のとおりとする。

配備態勢の種別		時期	主な活動内容
（1）	情報連絡態勢	注意報（雷・大雨・洪水）が発表され、降雨量や雨雲の動き等から、今後更に気象情報の収集と注意が必要な場合又はその他の状況により、副区長が必要あると認めたときに、この態勢を発令する。	気象情報の収集を主とする。
（2）	水防出動配備態勢	警報（大雨・洪水）が発表され、短時間に相当量の降雨が予想される場合若しくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合又はその他の状況により、副区長が必要あると認めたときに、この態勢を発令する。	避難所を開設するとともに、水害の防御及び救援・救護のほか、危険が予測される地域を警戒巡回する。
（3）	水防非常配備態勢	被害が発生し、あるいは被害が拡大するおそれがある場合若しくは区内の広範囲にわたって特別の警戒が必要な場合又はその他の状況により、区長が必要あると認めたときは本部を設置し、この態勢を発令する。 ただし、水防非常配備態勢が発令された場合には、本部は「水害応急対策室」から「災害対策本部（水害対応）」に移行する。	水防出動配備態勢を強化し、拡大した水害に本部の全力をもって対処する。

２　配備態勢の発令

（1） 総務部危機管理室長（以下「危機管理室長」という。）及び都市整備部土木担当部長（以下「土木担当部長」という。）は、水害に関する情報を受理した場合において、配備態勢をとる必要があると認めたときは、両者協議のうえ配備態勢の発令を副区長に申請しなければならない。

（２） 副区長は、前号の申請があったとき又はその他の状況により配備態勢をとる必要があると認めたときは、災害の状況に応じた配備態勢を発令する。
（３） 副区長は、災害の状況により必要があると認めたときは、特定の部、班又は隊に対し態勢を発令し、特定の部、班又は隊を編成して非常配備態勢を発令することができる。
（４） 副区長は、災害の状況により、水防出動配備態勢では対処できないと認めたときは、水防非常配備態勢の発令を区長に申請しなければならない。
（５） 区長は、前号の申請があったとき又はその他の状況により、水防非常配備態勢をとる必要があると認めたときは、本部を設置し、この態勢を発令する。

３ 配備態勢指令の伝達
（１） 勤務時間内に配備態勢が発せられたときは、危機管理室長は、直ちに防災無線、庁内放送、有線電話その他の手段により職員に伝達するものとする。
（２） 勤務時間外に配備態勢が発せられたときは、杉並区休日・夜間等警戒態勢に関する規程（昭和 55 年杉並区訓令甲第 26 号。以下「規程」という。）及び杉並区職員非常呼集要綱（昭和 55 年２月 20 日杉環防発第 295 号。以下「呼集要綱」という。）を準用して職員に伝達する。

４ 職員の配備及び服務
（１） 杉並区組織条例（平成 13 年杉並区条例第５号）に定める部の長及び杉並区教育委員会事務局次長（以下「部長等」という。）は、あらかじめ、別に定める配備態勢別職員配置基準表に基づき、各配備態勢において従事すべき職員を指名し、配備態勢別職員動員表（別記第１号様式）により区長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底しておかなければならない。
ただし、会計管理室、監査委員事務局、区議会事務局及び選挙管理委員会事務局は総務部長が、区立小・中学校、養護学校及び中央図書館は教育委員会事務局次長が処理するものとする。
（２） 配備態勢別職員動員表に登載された職員は、配備態勢が発令されたときは、直ちに準備を整え、別に定める配備態勢別編成表の定めるところにより、配置につかなければならない。

（都市型災害対策緊急部隊の対応）
第５条 区長は、休日・夜間等において前条に規定する配備態勢の参集指令を発令するいとまがない場合には、都市型災害対策緊急部隊設置要綱（平成 22 年８月 27 日杉並第 29111 号）に基づき、都市型災害対策緊急部隊員を招集して水害応急対策活動に対応する。

（水害応急対策活動）
第６条 水害応急対策室の組織及び主な活動は、次のとおりとする。
（１） 水害応急対策室に救援・救護活動を実施する救援本部及び水害防御活動を実施する水防本部を置く。この場合において、救援本部の指揮は危機管理室長が、水防本部の指揮は土木担当部長がそれぞれ行い、副区長がこれを統括する。
（２） 副区長は、水害対策に関する重要事項について審議する必要が生じたときは、水害応急対策室会議を開催する。
（３） 水害応急対策室会議の構成員は、副区長、総務部長、危機管理室長、土木担当部長、総務課長、危機管理対策課長、防災課長及び土木計画課長とする。

（４） 副区長は、水害の状況により避難の必要があると認めたときは、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難の準備を勧告する。

２　救援・救護活動

危機管理室長は、救援本部の編成及び分掌事務を別に定め、救援・救護活動を実施する必要があると認めたときは、これに従い実施する。

３　水害防御活動

（１） 土木担当部長は、水害の防御活動を実施する必要があると認めたときは、杉並区水防本部の組織及び分掌事務に従いこれを実施する。

（２） 土木担当部長は、災害の拡大その他の理由により、上記水防本部職員のみでは対処できないと認めたときは、副区長に対し応援職員の派遣を申請することができる。

４　水害応急対策室の廃止

副区長は、本部が設置されたとき又は水害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、水害応急対策室を廃止する。

第３章　地震災害時等の活動態勢

（災害即応態勢及び情報監視態勢）

第７条　災害即応態勢の活動内容等は、次のとおりとする。

（１） 災害即応態勢の発令

杉並区の地域に震度５弱の地震が発生したとき、又はその他の災害（地震以外の大火災、大規模な爆発事故及び列車事故など）が発生し、緊急に応急対策の実施が見込まれるときは、区長は、災害即応態勢を発令する。

（２） 自主参集

災害即応態勢に指名されている職員は、杉並区の地域に震度５弱の地震が発生したことを知った時点で指令があったものとみなし、自主的に参集しなければならない。

（３） 態勢

被害状況の把握、区民からの相談対応及び防災関係機関との連絡調整等、災害に即応できる態勢とする。

（４） 災害即応態勢職員の指名

部長等は、あらかじめ配備態勢別職員配置基準表に基づき、災害即応態勢に配置すべき職員を指名し、配備態勢別職員動員表により区長に報告する。

（５） 情報監視態勢への移行及び解除

区長は、災害即応態勢又は非常配備態勢の業務が終了したと認めたときは、情報監視態勢に移行し、事態の収束に向けた態勢を取る。その後、情報監視態勢の業務がおおむね終了したと認めたときは、情報監視態勢を解除する。

（本部（震災対応）の設置）

第８条　区長は、杉並区の地域に震度５強以上の地震が発生したとき、災害即応態勢では対応できない災害が発生したとき、被害拡大等により災害即応態勢では対応できない状況になったとき又は地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合など災害の発生するおそれがあるときには、非常配備態勢を発令し、本部（震災対応）を設置する。ただし、水害に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、第４条の水害時の配備態勢の例による。

2　本部を構成する規則第６条で定める部の部長（以下「災対部長」という。）又は部長補佐の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理室長に本部の設置を要請する。

3　危機管理室長は、前項の要請があった場合又はその他の状況等により本部を設置する必要があると認めたときは、本部の設置を区長に申請しなければならない。

4　本部が設置されたときは、災対総務部長は、直ちに次に掲げる者に本部の設置を通知するとともに、区役所庁舎正面玄関又は適当な場所に「杉並区災害対策本部」の標示を掲出する。

（１）　東京都知事

（２）　防災関係機関の長又は代表者

（３）　隣接区市長

（地震災害時等の配備態勢）

第９条　地震災害時等の配備態勢の種別、時期及び主な活動内容は、次のとおりとする。

配備態勢の種別		時期	主な活動内容
（１）	情報収集態勢	①　東京 23 区（杉並区を除く。）及び多摩東部で震度５弱以上の地震が発生したとき ②　南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	被害情報の収集を主とする。
（２）	災害即応態勢	①　杉並区で震度５弱の地震が発生したとき ②　その他の災害（地震以外の大火災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認めたとき	被害状況の把握及び災害対応を行う。
（３）	非常配備態勢	①　杉並区で震度５強以上の地震が発生したとき ②　災害即応態勢では対応できない災害が発生したとき ③　被害拡大等により災害即応態勢では対応できない状況になったとき	震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救援活動又はその準備を行う。
（４）	情報監視態勢	①　災害即応態勢の応急対策業務が終了したとき ②　非常配備態勢の応急対策業務が終了したとき	事態の収束及び二次災害等への警戒のための情報監視を行う。

2　非常配備態勢の特例

（１）　本部長は、災害の状況により必要があると認めたときは、特定の部、班又は隊に対し態勢を発令し、特定の部、班又は隊に対し種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。

（２） 区長は、区の地域において震度５強以上の地震が観測された場合、業務継続計画（以下「ＢＣＰ」という。）を発動する。配備態勢別職員動員表により、ＢＣＰ要員として指名されている職員は、各課における非常時優先業務の対応にあたる。

３　非常配備態勢指令の伝達

（１） 勤務時間内に配備態勢が発せられたときは、危機管理室長は、直ちに防災無線、庁内放送、有線電話その他の手段により職員に伝達するものとする。

（２） 勤務時間外に配備態勢が発せられたときは、規程及び呼集要綱の定めるところにより職員に伝達する。

４　非常配備態勢別職員の指名及び任命

（１） 職員の指名

部長は、あらかじめ配備態勢別職員配置基準表に基づき、各非常配備態勢において配置すべき職員を指名し、配備態勢別職員動員表により区長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底しておかなければならない。

（２） 本部職員の任命

災対部長、班長及び隊長は、部、班又は隊の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に従事すべき職員を、規則第７条第２項、第３項又は第４項の規定に基づく本部職員として任命するとともに、名簿を備えておかなければならない。

５　非常配備態勢発令時の各部のとるべき措置

災対部長は、非常配備態勢が発令されたときは、職員をして、直ちに次の措置をとらせるとともに、職員の交替方法及び高次の非常配備態勢に移行できる措置を講じておかなければならない。

（１） 災対総務部

ア　総務班長は、中棟６階第４会議室及び防災センターを確保し、本部長室を設営するとともに、所定の部署に職員を配置する。ただし、防災センター等に本部長室が設置できないときは、別の場所に定めることができる。

イ　庁舎班長は、応急対策業務の実施に備え、庁有車を確保し、関係輸送業界の供給可能車両の台数を把握し、当該車両の待機を要請する。

ウ　指令情報班長は、災害情報等、重要通信を確保するため、防災無線の通信統制を実施し、所定の部署に職員を配置する。

エ　広報班長は、広報車その他の広報資器材を確保し、災害広報の実施に備える。

オ　職員班長は、応急対策業務の実施に備えて、職員に対する情報連絡及び非常呼集を行うとともに、給食及び宿泊の準備をする。

（２） 医療救護部

ア　医療救護部長は、杉並区医師会等に対し、医療救護班等の編成準備及び待機の態勢を要請する。

イ　情報・庶務班長は、医療用資器材、緊急車両等を確保し、所定の部署に職員を配置する。

ウ　各保健活動班長は、医療救護所の開設及び保健活動に備えて所定の部署に職員を配置する。

（３） 救援部

ア　各救援隊長は、避難誘導及び第二次救援所開設に備えるため、原則として所属職員を所定の救援隊本隊に配置し待機の態勢をとらせるとともに、都が指定した、区内に所在する避難場所へ必要に応じて派遣する。

イ　震災救援所に所属する職員は、所定の震災救援所に集結する。ただし、保育園、子供園及び児童館並びに福祉施設等の職員は、園児等を保護者に引き渡す等、利用者の安全対策を講じた後に集結するものとする。

ウ　各救援隊長は、震災救援所等への職員配置状況を把握し、本部に報告する。

エ　物資班長は、食糧、生活必需品及び資器材等（以下「救援物資等」という。）の供給態勢を確保するため、次の措置をとるとともに、所定の部署に職員を配置する。

（ア）　備蓄物資の点検及び保安のため備蓄倉庫に職員を配置する。

（イ）　救援物資等を確保するため、関係業者等の救援物資等の在庫状況及び供給可能な労力等を把握するとともに、供給態勢を整えるように要請する。

（４）　災対都市整備部

ア　災対都市整備部長は、障害物の除去その他の応急対策業務の実施に備えて、所定の部署に職員を配置するとともに、応急復旧等に必要な資器材及び車両を確保し、関係土木、建築業界に対し待機の態勢を要請する。

イ　土木施設復旧班の各支隊に所属する職員は、応急対策業務の実施に備え、原則として、所属する各支隊に集結し、待機する。

（５）　災対清掃部

災対清掃部長は、応急対策業務の実施に備えて、所定の部署に職員を配置する。

（初動配備態勢）

第 10 条　初動配備態勢の発令等は、次のとおりとする。

（１）　初動配備態勢の発令

区長は、次に定める場合に、初動配備態勢を発令することができる。

①　勤務時間外に杉並区の地域に震度５強以上の地震が発生した場合

②　勤務時間外に注意情報又は警戒宣言が発表された場合

③　勤務時間外に災害が発生した場合において、区長が必要あると認めた場合

（２）　初動配備態勢指令の伝達

初動配備態勢指令の伝達は、呼集要綱の定めるところにより職員に伝達する。

（３）　自主参集

初動配備態勢の職員は、呼集要綱の定めるところにより自主参集する。

（４）　態勢

主に情報収集及び災害対策本部設置を行う態勢とする。

（５）　初動配備態勢職員の指名

区長は、あらかじめ初動配備態勢において配置すべき職員を指名するとともに、職員に対し周知徹底しておかなければならない。

（職員の服務）

第 11 条　すべての本部の職員は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　勤務時間外に非常配備態勢が発令されたときは、万難を排して参集すること。

（２）　常に災害に関する情報又は本部関係の指示事項若しくは連絡事項に注意すること。

（３）　勤務場所を離れている場合においても、常に上司と連絡をとり、所在を明らかにしておくこと。

（４） 不急の行事、会議又は出張等は中止すること。
（５） 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
２ すべての本部の職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障をきたすことのないように厳に注意しなければならない。

（被服及び標識）
第 12 条 本部職員の被服及び標識については、別に定める。

第４章 本部長室の運営

（本部長室の開設）
第 13 条 本部長は、非常配備態勢を発令したときに、規則第３条第１項第２号及び第３号に定める本部長室を構成する者全員を招集する。
２ 本部長は、特に必要と認めたときは、本部長室に、本部長室を構成する者以外の者の出席を求めることができる。

（本部長室の議事）
第 14 条 本部長室に付議する事項は、規則第２条各号に掲げる事項のほか、杉並区地域防災計画に定める報告事項とする。
２ 各災対部長は、その所管に係る業務について本部長室に付議すべき事項があるときは、原則として総務班長を経由して付議しなければならない。
３ 各災対部長は、本部長室に付議する事項については、必要な資料等を添付するとともに、当該資料等について説明する者の出席を求めることができる。
４ 本部長室に対する措置の要請及び被害状況等の報告要領は、杉並区地域防災計画の定めるところによる。

（本部長室における指令等の伝達及び情報の収受）
第 15 条 指令等の伝達及び情報の収受等は次のとおりとする。
（１） 災対総務部長は、本部長の指示事項及び決定事項のうち必要と認めた事項について、総務班長に指令文等を作成させ、本部長の確認を得たうえ、指令情報班長を通して関係班長等に伝達させなければならない。
（２） 災対総務部長は、本部指令等のうち必要と認めたものについて指令情報班長に庁内放送等の実施を指示するとともに、広報班長を通じ、報道機関にこれを発表しなければならない。
２ 情報の収受
（１） 指令情報班員は、収受した情報を直ちに指令情報班長に報告しなければならない。
（２） 指令情報班長は、報告を受けた情報を更に関係災対部長に、伝達しなければならない。
（３） 各災対部長は、伝達を受けた情報のうち、必要があると認めたものを総務班長を経由して本部長室に付議又は報告しなければならない。
３ 発信用紙及び発・受信情報の整理等
（１） 本部長室における情報の発信に当たっては別記第２号様式の通信用紙を、受信に当たっては別記第３号様式の通信用紙をそれぞれ使用するものとする。

（２） 指令情報班長は、本部長室における発信情報及び受信情報を整理集計しておかなければならない。

第５章　本部の救援・救護活動

（避難）

第 16 条　避難の勧告及び指示等は、次のとおりとする。

（１） 本部長は、危険が切迫したときは、警察署長及び消防署長と協議して、避難を要する地域及び避難先を定め、当該地域の住民に対し避難の勧告又は指示を発する。

この場合、直ちに都に報告しなければならない。

（２） 避難の勧告及び指示の伝達は、防災無線又は広報車等によるほか、警察署、消防署又は防災市民組織の協力を得て行う。

２　警戒区域の設定

本部長は、住民の生命・身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策業務に従事する者以外の当該地域への立ち入りを制限し、又は禁止し、若しくは退去を命ずることができる。

３　避難誘導

（１） 救援部長は、避難の勧告又は指示が発せられたときは、住民の避難誘導に充たらせるため、直ちに当該地域を管轄する救援隊員を派遣しなければならない。

（２） 救援部隊は、警察官、消防官又は防災市民組織等の協力を得て、当該地域の住民を災害の状況に応じて避難場所又は震災救援所へ誘導する。

４　避難場所における対応措置

ア　避難場所における避難住民への対応は、当該避難場所へ避難誘導した救援隊員が、防災市民組織等の協力を得て行う。

イ　救援隊員は、避難場所の一定の場所に「杉並区災害対策本部連絡所」の標示を掲出するとともに、携行した無線機等により情報の収集及び伝達を行い、避難場所内の秩序維持に努めなければならない。

ウ　救援隊員が、避難住民のために実施する救援措置は、原則として給水及び情報伝達等（以下「給水等」という。）とする。

エ　給水等の実施については、第 17 条第２項の救援所における救援・救護の例による。

オ　区外の避難場所へ避難した住民への対応は、当該避難場所が所在する区又は市が行うが、当該避難場所まで避難誘導した救援隊員もこれに協力するものとする。

（救援・救護）

第 17 条　震災救援所の開設等は、次のとおりとする。

（１） 本部長は、被災者に対し救援・救護を実施する必要があると認めたときは、区立小・中学校に震災救援所を開設する。

この場合、開設状況を速やかに都に報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に連絡する。

（２） 本部長は、震災救援所に予定された区立小・中学校が被災したとき、又は被災状況等から震災救援所を増設する必要があると認めたときは、所定の震災救援所補助・代替施設を開設する。

（3） 救援部長は、震災救援所の開設指令を受けたときは、直ちに救援隊員を所定の部署に配置する。

（4） 震災救援所を開設したときは、所内の一定の場所に「杉並区○○震災救援所」の標示を掲出する。

（5） 震災救援所の運営に必要な帳票類は、杉並区地域防災計画に定めるところによる。

2 震災救援所における救援・救護

（1） 食品の給与

ア 給食は、原則として炊き出しによる米飯給食とするが、炊き出し体制が整うまでの間は、備蓄している食糧を支給して行う。

イ 給食に必要な米穀、副食品、燃料及び資器材等は、物資班及び救援隊が震災救援所と協力して備蓄倉庫又は関係業界等から調達して搬送する。

ウ 炊き出しにあたっては、関係業界及び防災市民組織の給食担当部の協力を求める。

エ 救援部長は、食品の不足が予測されるときは、速やかに都に必要品目及び数量を示して供給を要請する。

オ 給食は、杉並区地域防災計画に定める配布基準に基づき実施する。

（2） 飲料水の供給

ア 給水は、震災救援所のほか、杉並区地域防災計画に定める応急給水拠点において実施する。

イ 震災救援所において、飲料水が不足する場合は、救援隊が震災救援所と協力して、都給水槽又は浄水場から搬送する。

ウ 応急給水拠点において、飲料水が不足する場合は、救援隊が都給水槽又は浄水場から搬送する。

エ 給水用資器材の備蓄倉庫から震災救援所への搬送は、物資班及び救援隊が震災救援所と協力して実施する。

オ 給水用資器材の備蓄倉庫から応急給水拠点への搬送は、物資班及び救援隊が実施する。

カ 給水は、杉並区地域防災計画に定める配布基準に基づき実施する。

（3） 生活必需品の給与・貸与

ア 生活必需品の給与・貸与は、原則として震災救援所において実施する。

イ 生活必需品の調達、搬送及び不足が予想される場合の都への要請等については、第１号の食品の給与の例による。

ウ 生活必需品の給与・貸与は、杉並区地域防災計画に定める配布基準に基づき実施する。

（4） 医療救護等

ア 医療救護等は、医療救護所及び歯科医療救護所において、医療救護班、薬剤師班、接骨救護班、歯科医療救護班が実施し、震災救援所は、これに協力する。

イ 医療資器材等の輸送は、原則として各保健活動班が行う。ただし、状況に応じ薬剤師会等に協力を求めることができる。

ウ 重症患者の後方医療機関への搬送は、各保健活動班の緊急車両を使用するとともに、消防署又は防災市民組織に協力を求める。

（5） 宿泊施設の供与

ア 被災者の宿泊は、震災救援所の教室等を利用して行う。

イ　１教室当りの宿泊者数は、おおむね 40 名とし、割振りに当たっては、幼児及び高齢者等の災害時要援護者を優先し、かつ、できる限り防災市民組織、町会又は自治会等の地域単位にまとめるものとする。

ウ　震災救援所長は、防災市民組織等の協力を得て避難者台帳を作成するとともに、所内の秩序維持に努めなければならない。

（６）　その他の措置

ア　飲料水又は救援物資等の搬送に必要な車両は、庁舎班が関係業界から調達し、震災救援所等に配車する。

イ　救援部長は、必要があると認めたときは、避難場所又は震災救援所に仮設便所を設置する。

ウ　救援部長は、仮設便所の不足が予想されるときは、他の自治体への要請及び関係業界からの調達により確保し設置する。

第６章　本部の財務

（費用の内部負担区分）

第 18 条　各部等の分掌事務の遂行に要した費用は、当該部が負担するものとする。ただし、庁舎班が調達した車両等の輸送機関に関する費用、職員班が供給した労務に関する費用、物資班が調達した救援物資に関する費用、その他、他の部のため協力又は応援した事項に関する費用は、当該調達、供給、その他協力又は応援を受けた部が負担する。

（予算手続）

第 19 条　各災対部長は、前条の規定により部が負担する費用について、予算額が不足するとき、又は予算措置が講じられていないときは、ただちに政策経営部長の指示を受けなければならない。

２　政策経営部長は、本部が設置されたとき、又は前項の規定により指示を求められたときは、速やかに予算措置に関する基本方針を本部長室に付議して、関係災対部長に必要な指示をしなければならない。

３　政策経営部長は、各部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう各部の予算事務について指導し、協力しなければならない。

（調達手続）

第 20 条　各部等の分掌事務の遂行に要する物資等の調達は、通常の契約手続等に従い処理する。

２　政策経営部長は、各部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう各部の調達事務について指導し、協力しなければならない。

（支払手続）

第 21 条　各部等が調達又は収容した物資等に関する支払は、原則として当該部が通常の支払手続により処理し、即時支払を必要とするものについては、杉並区会計事務規則（昭和 39 年杉並区規則第５号）第 78 条の規定により資金前途を受けて処理する。

２　会計管理室長は、本部が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部長室に付議し、関係災対部長に指示をしなければならない。

３　会計管理室長は、各部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう各部の支払事務について指導し、協力しなければならない。

第７章　災害対策の実施

（災害対策の実施）

第 22 条　本部の各機関が実施する災害対策は、この要綱に定めるもののほか、杉並区地域防災計画に定めるところによる。

第８章　本部の廃止及び事務引継

（本部の廃止）

第 23 条　本部長は、警戒解除宣言が発せられるなど、区の地域について災害が発生する恐れがなくなったと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

２　危機管理室長は、本部が廃止されたときは、第８条の本部の設置の場合に準じ、本部の廃止の通知等を行わなければならない。

（事務引継）

第 24 条　各災対部長は、本部が廃止された場合において、引き続き災害応急対策を実施する必要があるときは、速やかに本部における所管業務を関係部長に引き継ぐとともに、処理状況をまとめて危機管理室長に報告しなければならない。

（委任）

第 25 条　この要綱に定めのない事項は、危機管理室長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、昭和 57 年４月 26 日から施行する。

２　杉並区災害対策本部運営要綱（昭和 40 年７月 27 日杉総総発第 335 号）及び災害対策本部設置前における各部の態勢について（昭和 51 年庁議決定第９号）は、廃止する。

附　則（令和６年３月７日杉並第 64263 号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

資料10

杉並区職員非常呼集要綱

昭和 55 年２月 20 日
杉環防発第 295 号

改正　昭和57年６月22日杉環防発第81号　昭和61年３月27日杉環防発第455号
平成５年３月30日杉環防発第397号　平成８年３月21日杉環防発第353号
平成９年３月６日杉環防発第359号　平成11年３月12日杉環防発第352号
平成12年３月31日杉地防発第430号　平成13年３月28日杉区防発第341号
平成14年４月15日杉区防発第18号　平成15年７月１日杉政防発第４号
平成16年１月21日杉並第20833号　平成19年３月６日杉並第80756号
平成23年３月23日杉並第67302号　平成24年３月21日杉並第65597号
平成25年３月15日杉並第65660号　令和５年９月29日杉並第37556号

（目的）

第１条　この要綱は、休日、夜間等の正規の勤務時間（杉並区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年杉並区訓令甲第３号）第２条に規定する正規の勤務時間をいう。）外に、杉並区の地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合等において、杉並区災害対策本部の組織態勢を速やかに確立し、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、職員の非常呼集について必要な事項を定めることを目的とする。

（非常呼集の発令）

第２条　区長は、次に掲げる事項に該当する場合に、非常呼集を発令するものとする。

（１）　大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第３条に基づく地震対策強化地域に係る東海地震注意情報（以下「地震注意情報」という。）が発表された場合

（２）　法第９条に基づく警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発令された場合

（３）　災害が発生し、又はその恐れがある場合において、区長が必要と認めた場合

２　区長は、前項の場合において、杉並区災害応急対策実施要綱（昭和57年４月26日杉環防発第31号。以下「実施要綱」という。）第４条及び第９条に定める配備態勢の種別に応じた非常呼集を発令することができる。

３　区長は、第１項第１号及び第３号（災害が発生した場合に限る。）の場合において、実施要綱第10条に定める初動配備態勢の非常呼集を発令することができる。

（非常呼集の方法）

第３条　非常呼集は、原則として別表第１及び別表第２に定める非常呼集連絡網（以下「連絡網」という。）に基づく継送電話、職員非常参集システムによるメール、電話配信等により行う。

（職員の服務等）

第４条　非常呼集の指令（以下「指令」という。）があった場合は、やむを得ない場合を除き、職員は直ちに勤務地に参集し、実施要綱第12条に定める被服を着用のうえ、杉並区災害対策本部に関する規則（平成14年杉並区規則第52号。以下「規則」という。）第６条の定めるところにより、

所定の部署につかなければならない。ただし、実施要綱第10条の初動配備態勢も併せて発令された場合は、初動配備態勢要員は直ちに指定参集場所に参集する。

2　指令を受けた職員は、速やかに、連絡網による指令の継送及び参集システムによる参集可否の返信をしなければならない。

3　継送の場合において、継送すべき職員が不在のときは、その職員が行うべき指令の継送を代行しなければならない。

（非常呼集の特例）

第５条　職員は、次の場合には、その事実を知り得た時点で指令があったものとみなし、あらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。

状況	自主的参集対象とする配備態勢要員	備考
東京２３区（杉並区を除く。）又は多摩東部で震度５弱以上の地震が観測された場合	危機管理室防災課職員のうち危機管理室防災課長が事前に指定した職員	情報収集のため参集した職員のみで対応できない場合は、危機管理室の職員又は防災住宅職員に参集を要請することができる。
杉並区の地域で震度５弱の地震が観測された場合	災害即応態勢要員	初動配備態勢要員は、直ちに指定参集場所に参集すること。 その他の配備態勢職員は、勤務地に参集の上、規則第６条に定める所定の部署につくこと。 ※業務継続計画（ＢＣＰ）要員は、各課における非常時優先業務の実施場所に参集すること。
杉並区の地域で震度５強以上の地震が観測された場合	初動配備態勢要員 非常配備態勢要員 ※業務継続計画（ＢＣＰ）要員	
地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合	初動配備態勢要員 非常配備態勢要員 ※業務継続計画（ＢＣＰ）要員	

2　連絡網による指令が、不在又は不通のため伝達されなかった職員は、前項に定める場合のほか、災害に関する情報を察知したときは、自らの判断により、規則第６条に定める所定の部署に参集しなければならない。

（連絡網の作成）

第６条　総務部長は、別表第１に定める連絡網を作成し、関係職員に周知しておかなければならない。

2　杉並区組織条例（平成13年杉並区条例第５号）に定める部の長及び杉並区教育委員会事務局次長は、指令を伝達するため、別表第２に定める連絡網を作成し、所属職員に周知しておかなければならない。

3　部長等は、前項の連絡網を作成したときは、その写しを総務部長に提出しなければならない。職員の異動等により修正したときも、また同様とする。

4　前２項の場合において、次の機関については、それぞれ総務部及び教育委員会事務局に属するものとして、当該部長等が処理するものとする。

（１）　会計管理室、区議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局については、総務部長

（２）　区立小・中学校及び養護学校並びに中央図書館については、教育委員会事務局次長

附　則

この要綱は、昭和55年２月20日から施行する。

附　則（平成25年３月15日杉並第65660号）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和５年９月29日杉並第37556号）

この要綱は、令和５年10月１日から施行する。

資料11

杉並区災害復旧対策実施要綱

昭和 58 年４月 23 日
杉環防発第 20 号

改正　昭和 59 年５月９日杉環防発第 44 号　昭和 61 年３月 27 日杉環防発第 455 号
昭和 62 年４月 24 日杉都防発第 37 号　平成２年７月 18 日杉都防発第 107 号
平成３年９月 17 日杉都防発第 184 号　平成５年５月 10 日杉環防発第 40 号
平成 11 年３月 25 日杉環防発第 356 号　平成 11 年６月 29 日杉環防発第 94 号
平成 12 年３月 31 日杉地防発第 430 号　平成 15 年 10 月 16 日杉並発第 3134 号
平成 16 年１月 21 日杉並第 20833 号　平成 18 年３月１日杉並第 83959 号
平成 19 年３月６日杉並第 80756 号　平成 20 年３月 31 日杉並第 86093 号
平成 21 年３月 26 日杉並第 72386 号　平成 23 年３月 10 日杉並第 65193 号
平成 24 年３月 21 日杉並第 64724 号　平成 24 年 11 月 30 日杉並第 45836 号
平成 25 年３月 18 日杉並第 65652 号　平成 27 年４月１日杉並第 18236 号
平成 27 年６月 29 日杉並第 18238 号　平成 28 年４月１日杉並第 33811 号
平成 28 年６月 17 日杉並第 34764 号　平成 29 年３月 21 日杉並第 71617 号
平成 30 年３月 26 日杉並第 68623 号　平成 31 年３月 20 日杉並第 68845 号
令和２年３月 17 日杉並第 67272 号　令和４年３月 16 日杉並第 56197 号
令和５年３月 17 日杉並第 64977 号　令和６年３月 26 日杉並第 65434 号

（目的）

第１条　この要綱は、杉並区の地域内に災害による被害が生じた場合で、杉並区災害対策本部又は水害応急対策室が廃止若しくは縮小されたときにおいて、災害復旧対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（活動の原則）

第２条　災害復旧対策は、通常の行政組織により活動することを原則とする。

（各部の業務）

第３条　災害復旧対策に係る各部の業務の内容は、次のとおりとする。ただし会計管理室、監査委員事務局、区議会事務局及び選挙管理委員会事務局は総務部に、区立小・中学校、養護学校及び中央図書館は、教育委員会事務局に属するものとする。

部	業務の内容
政策経営部	1　災害復旧対策予算に関すること。 2　部に属する施設の被害調査及び区施設全体の復旧に関すること。
総務部	1　災害復旧対策の総合調整に関すること。 2　職員の動員及び給与に関すること。 3　災害復旧に関する広報及び報道機関との連絡に関すること。 4　被災者の各種相談に関すること。 5　被害状況調査の総括に関すること。 6　災害救助法による生活必需品の配布に関すること。 7　都及び防災関係機関との連絡に関すること。 8　部に属する施設の被害調査及び復旧に関すること。
区民生活部	1　災害復旧対策総括の協力に関すること。 2　区民税の徴収猶予及び減免等に関すること。 3　被災地の調査、商工農業関係の被害調査及び被災者台帳並びにり災証明書に関すること。 4　被災商工農業者への融資相談に関すること。 5　部に属する施設の被害調査及び復旧に関すること。
保健福祉部	1　災害援護資金等の貸付及び災害弔慰金の支給に関すること。 2　見舞金支給及び義えん金品の取扱いに関すること。 3　国民健康保険料の減免等及び国民年金保険料の免除に関すること。 4　防疫及び保健衛生に関すること。 5　部に属する施設の被害調査及び復旧に関すること。
子ども家庭部	1　保育料等の減額に関すること。 2　部に属する施設の被害調査及び復旧に関すること。
都市整備部	1　住宅修築資金融資のあっせんに関すること。 2　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による応急仮設住宅の入居等に関すること。 3　河川道路等における障害物の除去及び清掃に関すること。 4　がれき処理対策に関すること。 5　部に属する施設の被害調査及び復旧に関すること。
環境部	1　ごみ、し尿処理対策に関すること。 2　被災所帯に対する薬剤散布等に関すること。 3　がれき処理に係る連絡調整に関すること。 4　部に属する施設の被害調査及び復旧に関すること。
教育委員会事務局	1　災害救助法による被災児童・生徒の教科書・学用品等の調達及び配布に関すること。 2　事務局に属する施設の被害調査及び復旧に関すること。

（応援の要請）

第４条　災害復旧対策を実施する部は、対策を迅速に行う必要があると認めるときは、他の部に応援の要請を行うことができる。この応援の要請を受けた部は、通常の分掌事務に優先して応援しなければならない。この場合において、被害の程度に応じた応援の態勢をあらかじめ定めることのできる業務については別に定めておくことができるものとする。

（災害復旧対策業務の実施細目）

第５条　災害復旧対策業務のうち、実施細目をあらかじめ定めておく必要のあるものについては、別に定めておくものとする。

（復旧対策関係課長会の設置等）

第６条　副区長は、災害収束直前の段階で、総務部危機管理室（以下「危機管理室」という。）長及び都市整備部土木担当部長から災害による被害の概況報告を求め、被害が次の各号のいずれかに該当するときは、危機管理室危機管理対策課長に災害収束後における災害復旧対策の総括及び連絡調整を図るため、復旧対策関係課長会（以下「課長会」という。）の設置を命ずるものとする。この場合、危機管理室危機管理対策課長は、課長会招集前に総務部総務課長、総務部広報課長、総務部区政相談課長、危機管理室防災課長、区民生活部地域課長、環境部環境課長、都市整備部土木計画課長及び都市整備部杉並土木事務所長と緊急を要する初動措置等について協議するものとする。

（１）　水害による床上浸水世帯がおおむね 100 世帯以下のとき又は床下浸水のみの世帯がおおむね 300 世帯以上のとき。

（２）　震災等により、家屋の一部損壊程度の被害を受けた世帯が相当数あり、かつ、救助を必要とするとき。

２　課長会は次に掲げる事項を所掌する。

（１）　災害復旧対策の初動措置

（２）　災害復旧対策の対応措置及び応援態勢

（３）　災害復旧対策の総括及び連絡調整

（４）　その他必要な事項

３　課長会は、別表１に掲げる職員をもって構成する。

４　課長会に会長及び副会長を置き、会長は危機管理室危機管理対策課長、副会長は危機管理室防災課長とする。

５　会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、副会長がこの職務を代理する。

６　課長会の庶務は、危機管理室危機管理対策課及び防災課が担当する。

７　会長は、課長会における協議事項を危機管理室長及び副区長に報告するものとする。

８　会長は、災害復旧対策が終了したときは課長会を解散するものとする。

（復旧対策委員会の設置等）

第７条　副区長は、災害による被害の程度が課長会で対応する範囲を超えていると判断したときは、災害収束後における災害復旧対策の総括及び連絡調整を図るため、復旧対策委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。この場合、副区長は、危機管理室危機管理対策課長に対して、委員会招集前に直ちに総務部総務課長、総務部広報課長、総務部区政相談課長、危

機管理室防災課長、区民生活部地域課長、環境部環境課長、都市整備部土木計画課長及び都市整備部杉並土木事務所長等と緊急を要する初動措置等について協議するよう命ずるものとする。

2　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）　災害復旧対策の初動措置

（2）　災害復旧対策の対応措置及び応援態勢

（3）　災害復旧対策の総括及び連絡調整

（4）　その他必要な事項

3　委員会は、別表２に掲げる職にある者をもって構成する。

4　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部を担任する副区長、副委員長は副区長（委員長となる副区長を除く。）とする。

5　委員長は会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6　委員会に幹事会を置き、幹事会を構成する幹事は、第６条に定める課長会を構成する職員を充てる。

7　幹事会は、委員長の指示事項を処理する。

8　幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は危機管理室危機管理対策課長、副幹事長は危機管理室防災課長とする。

9　委員会の庶務は危機管理室危機管理対策課及び防災課が担当する。

10　委員長は、委員会における協議事項のうち重要なものについて、区長に報告するものとする。

11　委員長は、災害復旧対策が終了したときは、委員会を解散するものとする。

（改正）

第８条　この要綱を改正する必要があるときは、区の組織改正に伴う改正を除き、杉並区防災対策推進会議に諮るものとする。

附　則

この要綱は、昭和 58 年４月 25 日から施行する。

附　則（令和２年３月 17 日杉並第 67272 号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第３条表中、子ども家庭部の項については、令和元年 10 月１日から適用する。

附　則（令和５年３月 17 日杉並第 64977 号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 26 日杉並第 65434 号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第６条関係）

総務部総務課長

総務部広報課長

総務部区政相談課長

総務部危機管理室危機管理対策課長

総務部危機管理室防災課長

区民生活部地域課長

区民生活部課税課長

区民生活部納税課長
区民生活部産業振興センター次長
保健福祉部管理課長
保健福祉部国保年金課長
保健福祉部杉並福祉事務所長
保健福祉部杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長
保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長
子ども家庭部保育課長
都市整備部土木計画課長
都市整備部杉並土木事務所長
都市整備部建築課長
環境部環境課長
環境部ごみ減量対策課長
教育委員会事務局学務課長

別表２（第７条関係）

副区長
教育委員会教育長
政策経営部長
政策経営部区政イノベーション担当部長
政策経営部施設マネジメント担当部長
政策経営部事業調整担当部長総務部長
総務部危機管理室長
区民生活部長
区民生活部文化・スポーツ担当部長
区民生活部産業振興センター所長
保健福祉部長
杉並保健所長
保健福祉部高齢者担当部長
保健福祉部健康担当部長
子ども家庭部長
都市整備部長
都市整備部土木担当部長
都市整備部まちづくり担当部長
環境部長
会計管理室長
教育委員会事務局次長
教育委員会事務局教育政策担当部長
教育委員会事務局学校整備・支援担当部長
教育委員会事務局生涯学習担当部長
区議会事務局長
監査委員事務局長

資料12

災害復旧対策業務の実施細目

昭和 58 年４月 23 日
杉環防発第 20－２号

改正　昭和 61 年３月 27 日杉環防発第 455 号　平成２年６月 25 日杉都防発第 62 号
平成５年５月 10 日杉環防発第 42 号　平成 11 年３月 23 日杉環防発第 383 号
平成 12 年３月 31 日杉地防発第 430 号　平成 16 年１月 21 日杉並第 20833 号
平成 23 年３月 10 日杉並第 65223 号　平成 24 年３月 21 日杉並第 64728 号
平成 25 年３月 22 日杉並第 66442 号　平成 28 年４月１日杉並第 33811 号
令和２年３月 17 日杉並第 67405 号

（目的）

第１条　この実施細目は、杉並区災害復旧対策実施要綱（昭和 58 年４月 23 日杉環防発第 20 号）第４条及び第５条の規定により、災害復旧対策業務を迅速かつ的確に実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

（制定及び改正）

第２条　災害復旧対策業務を実施する部が、実施細目を制定しようとするとき、又は改正しようとするときは、危機管理室防災課長に案文を提出し、危機管理室防災課長が制定又は改正の手続きをとるものとする。

（各部の実施細目）

第３条　各部の実施細目は、次のとおりとする。

１　被災者相談（総務部）

（１）　被災者相談（主管課―区政相談課）を行うため、区役所本庁舎に相談所を開設し、災害の程度により、被災地域内の区施設にも開設する。

（２）　相談所には、臨時専用電話を設置する。

（３）　相談所の開設については、広報車による広報（広報課担当）及びその他の方法により周知する。

（４）　相談所は各種相談に対処できるよう、関係部課に担当職員の派遣を求め対応する。

２　被害調査等（区民生活部）

（１）　被害調査（主管課―地域課）は、迅速性、確実性を確保するため、原則として２人１組で行う。

（２）　被害調査は、被災世帯を直接訪問して行い、その結果に基づき、被災者台帳（杉並区地域防災計画指定様式）を作成する。

（３）　被害者から申請があったときは、前号に掲げる被災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。

（４）　被害調査終了後は、速やかにその集計結果を区民生活部長に報告する。

（５）　被害調査に係るその他の事項については、被災者台帳に記載の台帳作成指針による。

（6） 小規模災害における応援態勢については、状況に応じて臨機に対応することとし、応援職員必要数の算出及び各部への割当ては、区民生活部において行う。

なお、各部への応援職員数の割当ては（原則として災害復旧対策業務に専念する主管課及び出先事務所、出先施設、学校を除く。）各部の在籍職員数を基礎とし、按分して行う。

3 薬剤散布等（環境部）

（1） 被災世帯のうち、希望する世帯に次のこと（主管課―環境課）を行う。

ア 薬剤散布

イ 薬剤及び使用方法のチラシ配布

ウ 器材の貸し出し及び使用方法の指導

（2） 小規模災害における応援態勢については、状況に応じて臨機に対応することとし、応援職員必要数の算出及び各部への割当ては、環境部において行う。

なお、各部への応援職員数の割当ては（原則として災害復旧対策業務に専念する主管課及び出先事務所、出先施設、学校を除く。）各部の在籍職員数を基礎とし、按分して行う。

4 生活必需品の配布（危機管理室）

（1） 災害救助法による生活必需品等の配布（主管課―防災課）は、被災者台帳に基づき、被害調査の終了後、直ちに実施する。

（2） 生活必需品等の配布基準は、杉並区地域防災計画による。

（3） 生活必需品及び見舞品を共に配布する場合は、危機管理室防災課及び保健福祉部管理課が協同して一体的に実施する。

（4） 小規模災害における応援態勢については、状況に応じて臨機に対応することとし、応援職員必要数の算出及び各部への割当ては、危機管理室において行う。

なお、各部への応援職員数の割当ては（原則として災害復旧対策業務に専念する主管課及び出先事務所、出先施設、学校を除く。）各部の在籍職員数を基礎とし、按分して行う。

5 見舞金等の支給（保健福祉部）

（1） 見舞金及び見舞品（災害救助法に基づく生活必需品を除く。）の支給（主管課―管理課）は、被災者台帳に基づき、被害調査の終了後、直ちに実施する。

（2） 見舞金の支給基準は、杉並区小災害被災者応急援護措置要綱（昭和 57 年 12 月 28 日杉厚福発第 795 号）による。

（3） 見舞金（義えん金品）の配布基準は、杉並区地域防災計画による。

（4） 見舞品及び生活必需品を共に支給する場合は、危機管理室防災課及び保健福祉部管理課が協同して一体的に実施する。

（5） 小規模災害における応援態勢については、状況に応じて臨機に対応することとし、応援職員必要数の算出及び各部への割当ては、保健福祉部において行う。

なお、各部への応援職員数の割当ては（原則として災害復旧対策業務に専念する主管課及び出先事務所、出先施設、学校を除く。）各部の在籍職員数を基礎とし、按分して行う。

6 保育料等の減額（子ども家庭部）

（1） 震災に伴い保育園等を閉鎖した場合の保育料等の取扱いについては、杉並区地域防災計画による。

（2） 小規模災害における応援態勢については、状況に応じて臨機に対応することとし、応援職員必要数の算出及び各部への割当ては、子ども家庭部において行う。

なお、各部への応援職員数の割当ては（原則として災害復旧対策業務に専念する主管課及び出先事務所、出先施設、学校を除く。）各部の在籍職員数を基礎とし、按分して行う。

7　学用品等の支給（教育委員会事務局）

（1）　地域課で作成する被災者台帳を原本とし、学校の調査結果との照合を行い、調査誤り等を補完する。

（2）　支給対象は、災害救助法が適用された災害により、住家に床上浸水の被害を受け、教科書等の教材、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小・中学校児童生徒（私立学校を含む。）とする。

（3）　学用品等の支給に関するその他の事項については、杉並区地域防災計画による。

附　則

この細目は、昭和 58 年４月 25 日から施行する。

附　則（令和２年３月 17 日杉並第 67405 号）

この細目は、平成 31 年４月１日から適用する。ただし、第３条第６項の規定は、令和元年 10 月１日から適用する。

資料13

水害時における救援本部実施要領

昭和 58 年４月 23 日
杉環防発第 20 号

改正　昭和 59 年５月９日杉環防発第 43 号　昭和 61 年３月 27 日杉環防発第 455 号
平成２年７月 18 日杉環防発第 106 号　平成３年７月 26 日杉環防発第 126 号
平成５年５月 10 日杉環防発第 39 号　平成５年 10 月１日杉環防発第 206 号
平成６年５月 13 日杉環防発第 34 号　平成 10 年３月２日杉環防発第 394 号
平成 11 年３月 19 日杉環防発第 355 号　平成 12 年３月 31 日杉地防発第 432 号
平成 13 年６月７日杉地防発第 53 号　平成 15 年７月１日杉並第 914 号
平成 20 年３月 13 日杉並第 81608 号　平成 23 年３月 23 日杉並第 67307 号
平成 24 年３月 21 日杉並第 64730 号　令和元年５月 30 日杉並第 12374 号
令和３年６月１日杉並第 10734 号　令和４年６月１日杉並第 36678 号

（目的）

第１条　この要領は、杉並区災害応急対策実施要綱（昭和 57 年 57 杉環防発第 31 号）第６条第２項の規定に基づき、水害時における救援本部の編成及び分掌事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織編成と役割）

第２条　救援本部の組織編成と役割は別表のとおりとする。ただし、総務部危機管理室長は、災害の程度、状況等に応じて、避難所隊の派遣及び編成等を適宜変更することができる。

（改正）

第３条　総務部危機管理室長がこの要領を改正しようとするときは、防災対策推進会議幹事会の意見を聞かなければならない。

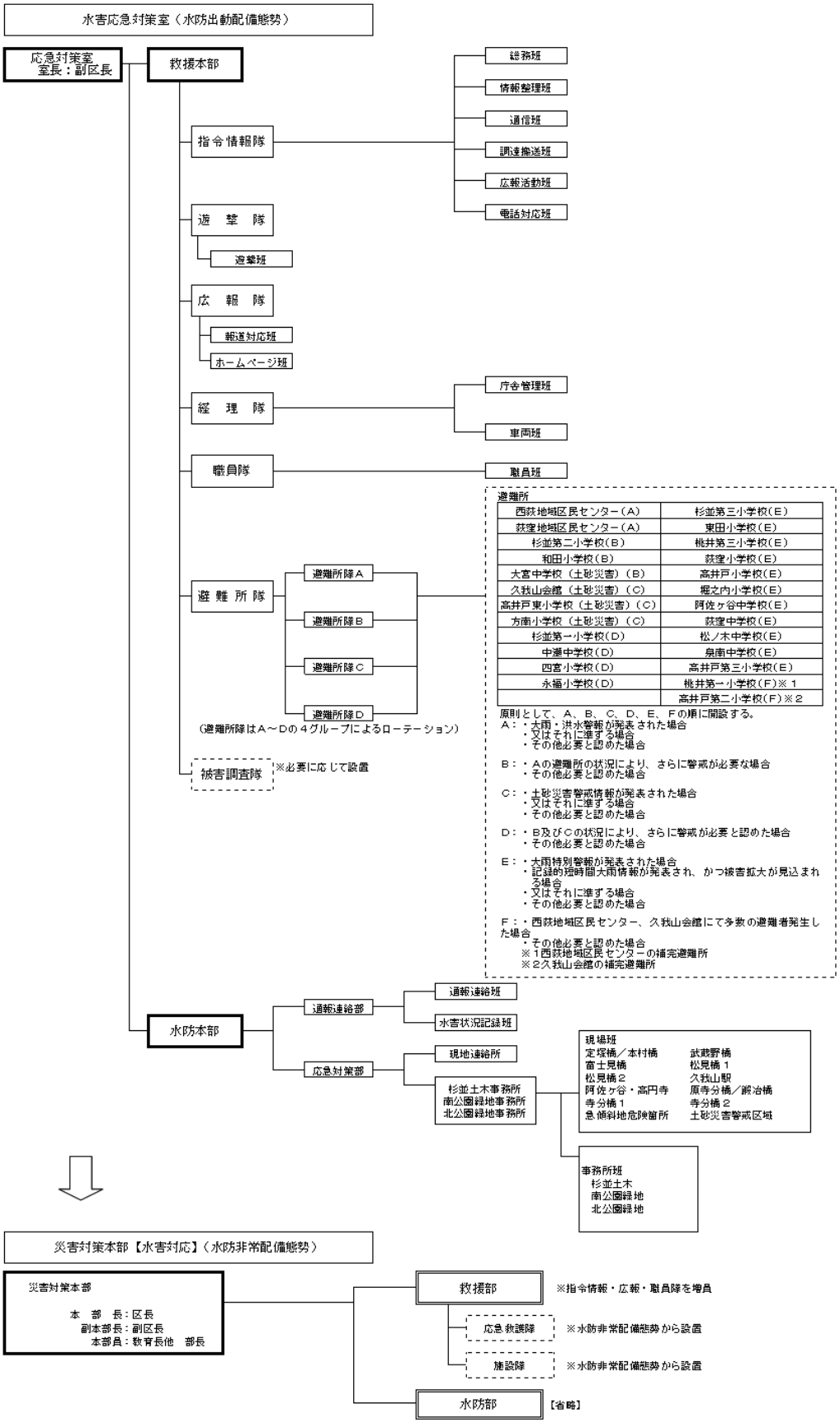
附　則

この要領は、昭和 58 年４月 25 日から施行する。

附　則（令和４年６月１日杉並第 36678 号）

この要領は、令和４年６月１日から施行する。

別表（第２条関係）


水害応急対策室（水防出動配備態勢）
応急対策室
室長：副区長
救援本部
指令情報隊
総務班
情報整理班
通信班
調達搬送班
広報活動班
電話対応班
遊撃隊
遊撃班
広報隊
報道対応班
ホームページ班
経理隊
庁舎管理班
車両班
職員隊
職員班
避難所隊
避難所隊Ａ
避難所隊Ｂ
避難所隊Ｃ
避難所隊Ｄ
（避難所隊はＡ～Ｄの４グループによるローテーション）
被害調査隊
※必要に応じて設置
避難所
西荻地域区民センター（Ａ）
荻窪地域区民センター（Ａ）
杉並第二小学校（Ｂ）
和田小学校（Ｂ）
大宮中学校（土砂災害）（Ｂ）
久我山会館（土砂災害）（Ｃ）
高井戸東小学校（土砂災害）（Ｃ）
方南小学校（土砂災害）（Ｃ）
杉並第一小学校（Ｄ）
中瀬中学校（Ｄ）
四宮小学校（Ｄ）
永福小学校（Ｄ）
杉並第三小学校（Ｅ）
東田小学校（Ｅ）
桃井第三小学校（Ｅ）
荻窪小学校（Ｅ）
高井戸小学校（Ｅ）
堀之内小学校（Ｅ）
阿佐ヶ谷中学校（Ｅ）
荻窪中学校（Ｅ）
松ノ木中学校（Ｅ）
泉南中学校（Ｅ）
高井戸第三小学校（Ｅ）
桃井第一小学校（Ｆ）※１
高井戸第二小学校（Ｆ）※２
原則として、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆの順に開設する。
Ａ：・大雨・洪水警報が発表された場合
・又はそれに準ずる場合
・その他必要と認めた場合
Ｂ：・Ａの避難所の状況により、さらに警戒が必要な場合
・その他必要と認めた場合
Ｃ：・土砂災害警戒情報が発表された場合
・又はそれに準ずる場合
・その他必要と認めた場合
Ｄ：・Ｂ及びＣの状況により、さらに警戒が必要と認めた場合
・その他必要と認めた場合
Ｅ：・大雨特別警報が発表された場合
・記録的短時間大雨情報が発表され、かつ被害拡大が見込まれる場合
・又はそれに準ずる場合
・その他必要と認めた場合
Ｆ：・西荻地域区民センター、久我山会館にて多数の避難者発生した場合
・その他必要と認めた場合
※１西荻地域区民センターの補完避難所
※２久我山会館の補完避難所
水防本部
通報連絡部
通報連絡班
水害状況記録班
応急対策部
現地連絡所
杉並土木事務所
南公園緑地事務所
北公園緑地事務所
現場班
定塚橋／本村橋
富士見橋
松見橋２
阿佐ヶ谷・高円寺
寺分橋１
急傾斜地危険箇所
武蔵野橋
松見橋１
久我山駅
原寺分橋／鍛冶橋
寺分橋２
土砂災害警戒区域
事務所班
杉並土木
南公園緑地
北公園緑地
災害対策本部【水害対応】（水防非常配備態勢）
災害対策本部
本　部　長：区長
副本部長：副区長
本部員：教育長他　部長
救援部
※指令情報・広報・職員隊を増員
応急救護隊
※水防非常配備態勢から設置
施設隊
※水防非常配備態勢から設置
水防部
【省略】

救援部組織		役　　割
救 援 本 部		水害応急対策室全体に関する意思決定、各組織への指揮及び各報道機関との連絡調整を行う。 (1)本部の配備の確立に関すること。 (2)重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3)緊急対応組織全体に関する意思決定に関すること。 (4)各組織への指揮に関すること。 (5)避難の勧告又は指示に関すること。 (6)避難所開設の決定に関すること。 (7)各報道機関との連絡調整に関すること。 (8)前各号以外の災害対策に関する重要事項に関すること。
	指令情報隊	(1)本部から各隊への指令伝達に関すること。 (2)各隊からの災害情報、活動状況の収集及び記録に関すること。 (3)災害情報、活動状況の本部への報告に関すること。 (4)本部の補佐に関すること。 (5)各部隊への指揮及び連絡調整に関すること。 (6)区議会との連絡調整に関すること。 (7)都との連絡調整に関すること。 (8)防災無線の統制に関すること。 (9)資機材の調達・搬送に関すること。 (10)広報車両による浸水常襲地域等の情報収集・広報活動に関すること。 (11)河川・道路等の状況把握に関すること。 (12)区民からの問い合わせ及び要望等の電話対応に関すること。 (13)前各号以外の災害対策に関する重要事項に関すること。
	遊　撃　隊	(1)各隊との連絡調整に関すること。 (2)指令情報隊及び各隊に属さない業務に関すること。 (3)警察・消防等関係機関との連絡調整に関すること。
	広　報　隊	(1)災害広報に関すること。 (2)ホームページに関すること。 (3)ケーブルテレビへの放送の依頼に関すること。 (4)各報道機関との連絡調整に関すること。
	経　理　隊	(1)庁舎管理に関すること。（会議室・空調・電話等） (2)警備員室、中央管理室との連絡調整に関すること。 (3)車両調達、配車及び運行管理に関すること。
	職　員　隊	(1)職員の勤務状況の把握に関すること。 (2)職員の給食・宿泊に関すること。
	避 難 所 隊	(1)避難所の開設業務に関すること。 避難所として指定する施設は以下の５個所を基本とする。 ①西荻地域区民センター ②荻窪地域区民センター ③大宮中学校 ④杉並第二小学校 ⑤和田小学校 (2)避難者の受け入れ業務（避難者支援及び物資・食料等の提供）に関すること。 (3)避難所管理者との連絡調整に関すること。 (4)指令情報隊への連絡・報告に関すること。
	応急救護隊	(1)負傷者の救護に関すること。

	被害調査隊	（1）被災情報を収集し、調査区域の設定に関すること。 （2）被災現場の調査に関すること。 （3）被災証明の発行に関すること。 （4）見舞金配布対象者の抽出、配布準備に関すること。

資料14

杉並区都市型災害対策緊急部隊設置要綱

平成 22 年 8 月 27 日
杉並第 29111 号

改正　平成 31 年４月 24 日杉並第 2768 号　令和５年２月 15 日杉並第 59634 号

杉並区都市型災害対策緊急部隊設置要綱（平成 17 年 12 月 26 日杉並第 66704 号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、杉並区内で休日又は夜間等に、甚大な被害が発生する恐れがある水害等の都市型災害（以下「災害」という。）に対し、区民の生命・財産を守るための対策を迅速に実施するため設置する、都市型災害対策緊急部隊（以下「緊急部隊」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の定義）

第２条　災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害のうち、暴風、豪雨等の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生じる被害をいう。

（活動態勢）

第３条　休日・夜間において、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、次に定めるとおり対応する。

（１）　杉並区に大雨・洪水警報が発表された場合又は周辺自治体に大雨・洪水警報が発表される等、杉並区に豪雨災害発生の兆候となる気象情報を得て救援本部長又は副本部長が緊急部隊の設置が必要と判断した場合には、緊急部隊員に参集を指令する。

（２）　杉並区に大雨・洪水警報が発表された場合、緊急部隊員は、あらかじめ指定された場所に自主参集する。

（組織と役割）

第４条　緊急部隊の組織及び役割は、別表第１のとおりとする。

（緊急部隊の態勢解除）

第５条　緊急部隊の態勢解除は、次による。

（１）　大雨・洪水警報の解除等により、救援本部長が緊急部隊の態勢解除を決定したとき。

（２）　杉並区災害応急対策実施要綱（昭和 57 年４月 26 日杉環防発第 31 号。以下「実施要綱」という。）第３条第１号の規定に基づき、水害応急対策室が設置されたとき又は同条第２号の規定に基づき杉並区災害対策本部（以下「本部」という。）が設置されたときは、処理した事務を本部に引き継ぐ。

（隊員の指名）

第６条　区長は、あらかじめ配備態勢時において配置すべき職員を指名しておくとともに、職員に対し各部隊の役割等を周知徹底する。

（連絡先変更）

第７条　緊急部隊員は、新たに指名された場合は第１号様式により、連絡先に変更があった場合は第２号様式により区長に直ちに届け出る。

（指名解除）

第８条　住所等の変更により緊急参集が困難となった緊急部隊員は、第３号様式によりその理由を記して指名解除を速やかに申請する。

附　則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

附　則（令和５年２月 15 日杉並第 59634 号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

組織		役割
救援本部		緊急対応組織全体に関する意思決定、各組織への指揮及び各報道機関との連絡調整を行う。 （１）　本部の非常配備の確立に関すること。 （２）　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 （３）　緊急対応組織全体に関する意思決定に関すること。 （４）　各組織への指揮に関すること。 （５）　避難の勧告又は指示に関すること。 （６）　避難所開設の決定に関すること。 （７）　各報道機関との連絡調整に関すること。 （８）　前各号以外の災害対策に関する重要事項に関すること。
指令情報隊		（１）　本部から各隊への指令伝達に関すること。 （２）　本部の補佐に関すること。 （３）　都との連絡調整に関すること。 （４）　区議会との連絡調整に関すること。
	総務班	（１）　各隊からの災害情報、活動状況の収集及び記録に関すること。
	情報整理班	（１）　災害情報、活動状況の本部への報告に関すること。
	通信班	（１）　防災無線の統制に関すること。 （２）　都への被害状況等の報告に関すること。 （３）　区民への情報周知に関すること。

	調達搬送班	（1） 資機材の調達・搬送に関すること。
	車両班	（1） 車両調達、配車及び運行管理に関すること。
	広報活動班	（1） 広報車両による浸水常襲地域等の情報収集・広報活動に関すること。 （2） 河川・道路等の状況把握に関すること。
	電話対応班	（1） 区民からの問い合わせ及び要望等の電話対応に関すること。
	庁舎管理班	（1） 庁舎管理に関すること。（会議室・空調・電話等） （2） 警備員室、中央管理室との連絡調整に関すること。
	報道対応班	（1） 災害広報に関すること。 （2） ケーブルテレビへの放送の依頼に関すること。 （3） 各報道機関との連絡調整に関すること。
	ホームページ班	（1） ホームページに関すること。
	職員班	（1） 職員の勤務状況の把握に関すること。 （2） 職員の飲食・宿泊に関すること。
遊撃隊		（1） 各隊との連絡調整に関すること。 （2） 指令情報隊及び各隊に属さない業務に関すること。 （3） 警察・消防等関係機関との連絡調整に関すること。
避難所隊		水害の際は避難場所として2箇所指定する。ただし、さらに警戒が必要な場合及びその他必要と認める場合は、そのほかの避難所を設置する。 （1） 避難所の開設業務に関すること。 （2） 避難者の受け入れ業務（避難者支援及び物資・食料等の提供）に関すること。 （3） 避難所管理者との連絡調整に関すること。 （4） 指令情報隊への連絡・報告に関すること。
水防本部		土木担当部署による水防態勢をとる。 （1） 水防態勢の掌握、水防情報の収集及び水防活動の実施に関すること。

資料15

杉並区災害復興本部に関する規則

平成 31 年３月 29 日
規則第 11 号

改正　令和４年７月 11 日規則第 68 号　　改正　令和６年３月 18 日規則第 11 号

（趣旨）

第１条　この規則は、杉並区防災対策条例（平成 14 年杉並区条例第９号。以下「条例」という。）第 33 条第２項の規定に基づき、被災地の復興及び区民生活の再建を円滑に行うため、杉並区災害復興本部（以下「本部」という。）の組織及びその分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　区長は、区が地震、豪雨、大規模な火事等により重大な被害を受けた場合において、被災地の復興及び区民生活の再建に関する施策（以下「復興施策」という。）を迅速に、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるときは、本部を設置するものとする。

（所掌事務）

第３条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　復興に係る基本方針及び計画の策定に関すること。

（２）　復興施策の実施に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、次条第２項第１号に規定する本部長が特に必要と認める事務

（本部会議）

第４条　本部に、復興に係る重要事項を審議するため、復興本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

２　本部会議は、次の者をもって構成する。

（１）　復興本部長（以下「本部長」という。）

（２）　復興副本部長（以下「副本部長」という。）

（３）　復興本部員（以下「本部員」という。）

３　本部会議は、本部長が招集する。

（本部長）

第５条　本部長は、区長をもって充てる。

２　本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

（副本部長）

第６条　副本部長は、副区長をもって充てる。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、区長の職務代理の順序による。

（本部員）

第７条　本部員は、教育委員会教育長、杉並区組織条例（平成 13 年杉並区条例第５号）第３条に規定する部の長、総務部危機管理室長、杉並保健所長、都市整備部まちづくり担当部長、都市整備部土木担当部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長及び区議会事務局長をもって充てる。

２　前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

３　本部員は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　所掌する復興施策に係る企画及び立案を行うこと。

（２）　所掌する復興施策を実施すること。

（３）　所掌する復興施策の実施状況について、本部長又は本部会議に報告すること。

（４）　その他本部長の特命に関すること。

４　前項各号に掲げる事務を処理するに当たり、本部員は、所属職員を指揮監督する。

（部）

第８条　本部に部を置く。

２　本部に置く部の名称及び分掌事務の概要は、次のとおりとする。

復興政策経営部

（１）復興に係る基本方針及び計画の策定に関すること。

（２）復興に係る調査及び企画に関すること。

（３）復興に係る財政の計画に関すること。

（４）復興に係る予算の総括に関すること。

（５）復興基金の創設に関すること。

（６）区有施設の復旧及び再建に関すること。

（７）その他政策経営部の所管に属すること。

復興総務部

（１）復興施策に係る人事計画に関すること。

（２）復興施策に係る職員の派遣の調整に関すること。

（３）復興に係る広報及び被災者の相談体制の整備に関すること。

（４）その他総務部の所管に属すること。

復興区民生活部

（１）復興に係るＮＰＯ、ボランティア等による市民活動に関すること。

（２）復興に係る税制の調査研究に関すること。

（３）復興に係る生活支援対策に関すること（区民生活部の所管に属するものに限る。）。

（４）在住外国人等に対する復興に係る情報連絡等に関すること。

（５）社会体育施設の再建に関すること。

（６）商店街及び中小企業への支援に関すること。

（７）雇用の確保に関すること。

（８）その他区民生活部の所管に属すること。

復興保健福祉部

（１）区における福祉に対する需要の把握に関すること。

（２）社会福祉施設の再建に関すること。

（３）復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。

（４）復興に係る生活支援対策に関すること（他の部に属するものを除く）。

（５）入所施設及び福祉人材の確保に関すること。

（６）その他保健福祉部の所管に属すること（杉並保健所の所管に属するものを除く。）。

復興杉並保健所

（１）復興に係る地域医療体制の整備に関すること。

（２）医療機関の再建に関すること。

（３）復興に係る保健対策及び生活環境の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。

（４）その他杉並保健所の所管に属すること。

復興子ども家庭部

（１）復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。

（２）復興に係る生活支援対策に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。

（３）児童福祉施設の再建に関すること。

（４）その他子ども家庭部の所管に属すること。

復興都市整備部

（１）被災市街地の復興に関すること。

（２）復興に係る応急的な住宅の整備に関すること。

（３）住宅の再建支援に関すること。

（４）その他都市整備部の所管に属すること。

復興環境部

（１）復興施策の実施に係る環境対策に関すること。

（２）災害廃棄物の処理に係る連絡調整に関すること。

（３）その他環境部の所管に属すること。

復興会計管理室

（１）復興施策の実施に係る公金の歳入及び歳出に関すること。

復興教育委員会事務局

（１）被災した児童及び生徒への支援に関すること。

（２）教育施設の再建に関すること（他の部に属するものを除く。）。

（３）文化財に関すること。

（４）その他教育委員会事務局の所管に属すること。

復興選挙管理委員会事務局

（１）特命事項に関すること。

復興監査委員事務局

（１）特命事項に関すること。

復興区議会事務局

（１）特命事項に関すること。

3　前項の規定にかかわらず、本部長が、必要があると認めるときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を臨時に分掌させることができる。
4　部に属すべき本部の職員及び部の編成は、区長が別に定める。

（事務局）
第９条　本部に事務局を置く。
2　事務局の分掌事務は、次のとおりとする。
（1）本部の庶務及び部の調整に関すること。
（2）東京都及び防災関係機関（条例第２条第３号に規定する防災関係機関をいう。）との調整に関すること。
（3）復興施策の進行管理及び総合調整に関すること。
（4）用地の確保及び調整に関すること。
（5）地域協働復興（被災後において、区民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び区長その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。）の推進及び調整に関すること。
3　事務局に事務局長及び事務局員を置く。
4　事務局長は、政策経営部長をもって充てる。
5　事務局員は、政策経営部企画課、危機管理室危機管理対策課、危機管理室防災課及び都市整備部管理課の職員その他の職員を本部長が指名する。

（委任）
第 10 条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、平成 31 年４月１日に施行する。
附　則（令和６年３月 18 日規則第 11 号）
この規則は、令和６年３月 19 日から施行する。

資料16

杉並区防災市民組織の育成・助言に関する実施要綱

〔昭和 50 年 3 月 29 日〕
〔杉環防発第 121 号〕

改正　平成 14 年４月１日杉区防発第 10 号　平成 19 年５月 29 日杉並第 13174 号
平成 26 年１月 29 日杉並第 51197 号

（目的）

第１　この要綱は、災害対策基本法及び東京都震災対策条例に基づき、区が防災関係機関の協力を得て、地域住民の相互協力による自主的防災市民組織（以下「防災会」という。）の育成を図るとともに、結成するに当たり必要な助言等の協力を行うことにより、区、防災関係機関及び地域住民が一体となって効果的震災対策を推進していくことを目的とする。

（実施方針）

第２　区及び防災関係機関は協力して地域住民に対し、防災知識の普及・防災意識の高揚を図るとともに、地域防災に関する意識を高めることに努め、これを基礎として期待される防災会の結成に協力し、必要な助言等を実施する。

（実施対象）

第３　防災会の補助育成は、原則として町会・自治会等を単位とした地域住民とする。

なお、新たに立ち上げる防災会の場合は、町会・自治会等に限らないものとするが、継続的な防災訓練等を行い、災害に備える地域、社会づくりに貢献できる規模の組織とする。

（育成・助言実施機関）

第４　育成・助言は、次に掲げる機関が実施するものとする。

（１）　杉並区

（２）　防災関係機関

（実施方法）

第５　区は、防災関係機関と協力し次の事項を行う。

（１）　町会、自治会等の役員を対象に、防災会の必要性及び地域防災活動の重要性等について説明し、防災会の結成を呼び掛けていく。

（２）　町会・自治会等が防災会を結成するに当たり、助言等を必要とし要請があった場合、説明会等を通じて協力する。

（結成手続）

第６　防災会を結成しようとする者は（以下「申請者」という。）は、防災市民組織結成申請書（第１号様式）に以下の書類を添えて区長宛てに提出するものとする。

（１）　組織の規約又は会則

（２）　役員名簿

（３）　活動範囲の地図

（４）　その他区長が必要と認める書類

（結成の承認）

第７　区長は前条の規定により申請があったときは、事務局の審査を経て承認の可否を決定し、防災市民組織結成承認（不承認）通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（解散手続）

第８　防災会を解散しようとする者は、防災市民組織解散届出書（第３号様式）を区長宛てに届け出るものとする。

（委任）

第９　この実施に関する必要な事項については、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年１月 29 日杉並第 51197 号）

この要綱は、平成 26 年２月３日から施行する。

資料17

防 災 市 民 組 織 一 覧

令和５年(2023年)９月１日現在

Ｎｏ	組　　織　　名	区　　域	Ｎｏ	組　　織　　名	区　　域
1	三谷防災会	上井草	39	南荻窪会防災会	荻窪
2	上井草自治会防災会	上井草	40	久我山南防災会	宮前
3	馬橋南自治会防災会	高円寺北	41	高南一丁目東町会防災会	高円寺中央
4	本天沼東町会防災会	天沼	42	久我山東防災会	宮前
6	和田三丁目東町会防災会	和田	43	宮前三丁目会防災会	宮前
7	和田三丁目西町会防災会	和田	44	大宮二丁目防災会	堀ノ内松ノ木
8	松庵町会防災会	宮前	46	荻窪東防災会	荻窪
9	松ノ木防災会	堀ノ内松ノ木	47	方南東防災会	方南和泉
10	堀ノ内南町会防災会	堀ノ内松ノ木	48	高井戸中央町会防火防災部	高井戸
12	井荻三丁目防災会	上井草	49	阿佐谷南一丁目東町会防災部	馬橋
14	高円寺中通町会防災会	高円寺北	50	新高円寺防災対策本部	馬橋
15	阿佐三会町会防災会	阿佐谷	51	川端新興会防災会	阿佐谷
16	下高井戸中央町会防災会	下高永福	53	高南二丁目町会防災会	高円寺中央
17	松庵東町会防災会	宮前	54	阿佐谷一番街防災会	阿佐谷
18	下高井戸三丁目町会防災会	下高永福	55	浜田山町会防災会	下高永福
19	阿佐谷元六丁目町会防災会	阿佐谷	56	高円寺南一丁目西防災会	高円寺中央
20	馬橋北自治会防災本部	高円寺北	57	方南西町会防災対策本部	方南和泉
21	天沼一丁目町会防災会	天沼	58	中瀬防災会	下井草
22	下高井戸二・三丁目防災会	下高永福	59	泉南町会防災会	方南和泉
24	天沼二丁目三よし会防災会	天沼	61	方南二丁目町会防災対策本部	方南和泉
25	馬橋三丁目東防災会	馬橋	62	下井草東部自治会防災部	下井草
26	神戸町会防災会	下井草	63	阿佐谷北一丁目町会防災会	阿佐谷
27	上高井戸防災会	高井戸	64	梅里二丁目町会防災会	馬橋
28	宿町防災会	上井草	65	下高井戸下町会防災会	下高永福
29	高円寺北二丁目町会防災会	高円寺北	66	上町親交会防災対策本部	下高永福
30	天沼三丁目上荻一丁目一部 あかるい町会防災会	天沼	67	阿佐谷北五丁目町会防災会	阿佐谷
31	天神山町会防災会	下高永福	68	成田地区連合成三町会防災会	成田
32	荻窪五丁目町会防災会	荻窪	69	成田地区連合西田自治会防災会	成田
33	馬橋防災会	馬橋	70	成田地区連合成二町会防災会	成田
34	都営久我山アパート防災会	宮前	71	成田地区連合成一防災会	成田
35	高南自治会防災会	高円寺中央	72	成田地区連合東二会防災会	成田
37	阿佐谷スターロード商店会防災会	阿佐谷	73	成田地区連合松溪自治会防災会	成田
38	富士見丘防災会	高井戸	74	成田地区連合東一防災会	成田

Ｎｏ	組　　織　　名	区　域	Ｎｏ	組　　織　　名	区　域
75	成田地区連合西田町会防災会	成田	114	四宮防災会	下井草
76	高円寺北中央防災会	高円寺北	115	阿佐谷南三丁目新和会防災会	阿佐谷
77	荻窪川南町会防災会	荻窪	116	高井戸町会防災連合会	高井戸
78	和泉第一町会防災会	方南和泉	117	堀ノ内町会防災会	堀ノ内松ノ木
79	成田地区連合シャレール荻窪自治会防災会	成田	118	堀ノ内自治協力防災会	堀ノ内松ノ木
80	緑ケ丘町会防災会	高円寺中央	119	上荻親和会防災会	上荻窪
81	井草一・二丁目自治会防災会	下井草	120	堀ノ内西防災会	堀ノ内松ノ木
82	高円寺北庚申文化会防災会	高円寺北	121	大宮一丁目防災会	堀ノ内松ノ木
83	荻窪中央町会防災会	荻窪	122	阿佐谷北二丁目町会防災会	阿佐谷
84	阿佐谷北三丁目町会防災会	阿佐谷	123	西荻窪町会防災会	荻窪
85	高井戸ハイホーム防災会	高井戸	124	永福西町会防災会	下高永福
86	阿佐谷南三丁目曙会防災会	阿佐谷	125	久我山西防災会	宮前
88	永福防災会	下高永福	126	仲よし町会防災会	上荻窪
89	柿木共栄会防災会	下井草	127	天沼尚和会防災会	天沼
90	和田自治協力防災会	和田	128	堀ノ内一・二丁目防災会	堀ノ内松ノ木
91	さくら町会防災会	上井草	129	上荻中央町会防災会	上荻窪
92	都営高井戸団地防災会	高井戸	131	阿佐谷南一丁目中町会防災会	阿佐谷
93	阿佐谷南三丁目壱睦防災会	阿佐谷	132	宮前四丁目防災会	宮前
94	阿佐谷南三丁目町会防災会	阿佐谷	133	向陽防災会	下高永福
95	下高井戸五丁目住宅自治会防災会	下高永福	134	馬橋二丁目北自治会防災会	馬橋
96	高円寺南中央町会防災会	高円寺中央	136	高円寺北一丁目防災会	高円寺北
97	高円寺パル商盛会防災会	高円寺中央	137	和泉西防災会	方南和泉
98	和田一丁目町会防災会	和田	138	和泉第二町会防災会	方南和泉
99	高円寺南五丁目町会防災会	高円寺中央	139	阿佐谷北松山通親交会防災会	阿佐谷
100	コーシャハイム杉並和田防災会	和田	140	明和会防災会	清沓中通
101	高南２南町会防災会	高円寺中央	141	清和会防災会	清沓中通
102	下高井戸仲町防災会	下高永福	143	和泉第三防災会	方南和泉
103	宮前五丁目南地区防災会	宮前	145	矢頭防災会	下井草
104	天沼三丁目西町会防災会	天沼	147	阿佐谷北温交会防災会	阿佐谷
105	翠親和会防災会	下高永福	148	阿佐谷商店街振興組合防災会	阿佐谷
106	善福寺町会防災会	上井草	149	梅里一丁目防災会	堀ノ内松ノ木
107	新町防災会	上井草	150	方和防災会	方南和泉
108	今川町防災会	上井草	151	西荻南中央会防災会	宮前
109	井荻自治会防災会	上井草	152	沓掛防災会	清沓中通
110	本天沼西防災会	天沼	153	高井戸第２ハイホーム防災会	高井戸
112	天沼二丁目町会防災会	天沼	154	住吉防災会	下井草
113	西荻北町会防災会	上荻窪	155	高円寺南二丁目東自治会防災会	高円寺中央

Ｎｏ	組　　織　　名	区　　域
156	阿佐谷駅前通商店会防災会	阿佐谷
157	都営高井戸東一丁目アパート 自治会防災会	高井戸
161	阿佐谷南一丁目親睦会防災会	馬橋
163	高井戸東四丁目町会防災会	高井戸
164	都営井草三丁目第３アパート防災会	下井草
165	都営井草三丁目アパート防災会	下井草
166	井草すばる防災会	下井草
167	宮前一丁目防災会	宮前
168	高円寺南氷川町会防災会	高円寺中央
169	阿佐谷東一番街町会防災会	阿佐谷
170	高井戸パークハウス防災会	高井戸
171	ファミールグラン高井戸 デュープレックス防災会	高井戸
172	神明町文化会防災会	荻窪
173	インザパーク荻窪防災会	上井草
174	成田地区連合都営荻窪二丁目アパート 防災会	成田
175	宮前５丁目北地区防災防犯会	宮前
176	グランドメゾン杉並シーズン管理組合 防災会	下井草
177	高円寺北４丁目新生会防災会	高円寺北
178	さくら野町会防災会	下高永福
179	宮前２丁目防災会	宮前
180	大宮会	堀ノ内松ノ木
181	杉並区営富士見丘アパート防災会	高井戸

№5, 11, 13, 23, 36, 45, 52, 60, 87, 111, 130, 135, 142, 144, 146, 158, 159, 160, 162 は欠番、162 組織

資料18

防火水槽等防災市民組織、町会・自治会別配備状況一覧

令和５年(2023年)９月１日現在

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
方南和泉	47	方南東自治会防災会	○		○	方南１－51－20（方南中央公園）
			○		○	方南１－38－13（あづま児童遊園）
	57	方南西町会防災対策本部		○		方南１－52－24（上水橋緑地）
	59	泉南町会防災会	○		○	和泉４－17－29（べんてんばし公園）
			○		○	堀ノ内１－３－１（泉南中学校）
			○		○	和泉４－50－６（和泉保健センター）
	61	方南二丁目町会防災対策本部	○		○	方南２－６－11（方南二丁目公園）
			○	○	○	方南２－28－24（方南公園）
	78	和泉第一町会防災会		○		和泉２－２－21（消防団第一分団格納庫横）
			○			和泉１－44－26（旧新泉小学校南側）
				○		和泉１－３－15（宮川精肉店前）
	137	和泉西防災会		○	○	和泉２－46（宮前橋西側空地）
			○			和泉４－16－23（和泉児童遊園）
			○	○	○	和泉３－51－７（東京電力和田堀家族寮）
	138	和泉第二町会防災会	○		○	和泉１－44－26（新泉小学校北側）
			○		○	和泉４－18－５（和泉がけ公園）
	143	和泉第三防災会			○	和泉２－17－21（杉並和泉学園）
			○		○	和泉２－45－10（和泉二丁目公園）
	150	方和防災会		○	○	方南1－2－14（遊び場80番）
下高永福	16	下高井戸中央町会防災会	○			下高井戸４－16－24（高井戸第三小学校西側）
	18	下高井戸三丁目町会防災会	○			下高井戸４－16－24（高井戸第三小学校南側）
	22	下高井戸二・三丁目防災会	○			下高井戸３－24－１（向陽中学校）
			○			下高井戸２－27－５（下高井戸公園）
	55	浜田山町会防災会	○		○	浜田山４－15－12（保育室浜田山東）
			○		○	浜田山３－35－７（浜田山かなめ公園）
			○		○	浜田山１－17－10（浜田山南公園）
			○		○	浜田山３－11－17（浜田山東公園）
			○		○	浜田山２－５－１（柏ノ宮公園）
	65	下高井戸下町会防災会		○		永福１－７－６（ひまわり公園）

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
下高永福	66	上町親交会防災対策本部	○		○	下高井戸５－９－24 （下高井戸西公園）
			○			浜田山２－15 （区営浜田山二丁目アパート）
	88	永福防災会	○			永福２－16－33 （永福小学校）
			○		○	永福２－６－23 （永福南公園）
			○			永福２－50－12 （永福女子学生会館）
	95	下高井戸五丁目住宅自治会防災会	○		○	下高井戸５－１－１ （区営下高井戸五丁目アパート）
	102	下高井戸仲町防災会	○		○	下高井戸４－２－29 （下高井戸仲町緑地）
	105	翠親和会防災会	○		○	下高井戸４－38－15 （下高井戸子供園）
	124	永福西町会防災会	○		○	永福３－51－17 （永福体育館）
			○		○	永福３－40－６ （西永福公園）
			○		○	永福４－25－７ （永福図書館）
			○		○	永福４－26－４ （永福北公園）
	178	さくら野町会防災会			○	下高井戸４－39－22 （藤和緑地公園）
					○	下高井戸４－39－13
和田	6	和田三丁目東町会防災会	○		○	和田３－41－20 （和田北公園）
			○			和田３－46－２ （東高円寺シティハウス）
	7	和田三丁目西町会防災会	○		○	和田３－40－10 （高南中学校）
	90	和田自治協力防災会	○		○	和田３－15－18 （和田西公園）
			○		○	和田２－１－11 （和田公園）
			○		○	和田３－９－７ （帝釈天北広場緑地）
				○		和田２－21－８ （和田中学校）
					○	和田２－８ （立正佼成会法輪閣北側）
	98	和田一丁目町会防災会	○		○	和田１－41－10 （ゆうゆう和田館）
			○	○		和田１－38－19 （和田中央公園）
					○	和田１－４９－８ （女子美術大学）
					○	和田１－２３－１１ （立正佼成会杉並教会）
					○	和田１－１５－９ （立正佼成会育成会）
					○	和田１－３－１５ （愛敬苑）
	100	コーシャハイム杉並和田防災会	○		○	和田２－５－３ （コーシャハイム内）
堀ノ内松ノ木	9	松ノ木防災会	○		○	松ノ木１－３－22 （松ノ木運動場管理事務所）
			○		○	松ノ木３－17－16 （松ノ木北公園）
			○		○	松ノ木２－20－５ （松ノ木公園）

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
堀ノ内松ノ木	10	堀ノ内南町会防災会	○		○	松ノ木１－２－26 （松ノ木小学校）
			○	○	○	堀ノ内２－17－32 （堀ノ内南公園）
					○	堀ノ内2－1－28 （定塚橋公園）
	44	大宮二丁目防災会	○		○	大宮２－４－10 （大宮児童公園）
			○		○	大宮２－16－16 （大宮保育園）
	117	堀ノ内町会防災会	○		○	堀ノ内３－20－23 （堀ノ内山谷児童遊園）
					○	堀ノ内３－37－４ （梅里堀ノ内災害備蓄倉庫）
	118	堀ノ内自治協力防災会	○		○	堀ノ内３－49－11 （堀ノ内東公園）
	120	堀ノ内西防災会	○		○	堀ノ内３－24－11 （堀ノ内小学校）
	121	大宮一丁目防災会	○		○	大宮１－20－８ （郷土博物館）
					○	堀ノ内１－12－16 （大宮小学校）
	128	堀ノ内一・二丁目防災会	○	○	○	堀ノ内２－５－26 （済美教育センター）
			○		○	堀ノ内１－27－40 （済美公園）
	149	梅里一丁目防災会	○			梅里１－１－55 （梅里公園）
				○	○	梅里１－１－37 （都営高円寺アパート）
			○		○	梅里１－14－２ （梅里児童遊園）
高円寺中央	35	高南自治会防災会	○		○	高円寺南２－47－７ （高南小公園）
	41	高南一丁目東町会防災会	○		○	高円寺南１－28－４ （高円寺南防災活動拠点）
			○		○	高円寺南１－４－16 （こりす公園）
	53	高南二丁目町会防災会	○		②	高円寺南２－40－24 （杉並第八小学校）
			○		○	高円寺南２－32－５ （高円寺中央会議室）
	56	高円寺南一丁目西防災会	○			高円寺南１－15－13 （杉並第三小学校）
					○	高円寺南１－14－23 （朝日生命高円寺研修センター）
	80	緑ヶ丘町会防災会			○	高円寺南３－60－13 （みどりヶ丘児童遊園）
	96	高円寺南中央町会防災会	○		○	高円寺南４－31－７ （高円寺中央公園）
					○	高円寺南４－37－15 （高南幼児公園）
	97	高円寺パル商盛会防災会			○	高円寺南２－50 （桃園川緑道）
	99	高円寺南五丁目町会防災会	○		○	高円寺南５－11－７ （高円寺東公園）
			○		○	高円寺南５－19－４ （谷中緑地）
			○		○	高円寺南５－13－23 （高円寺いこい公園）
			○			高円寺南５－９－14 （高円寺南五丁目町会事務所）
	168	高円寺南氷川町会防災会	○			高円寺南４－44－11 （高円寺南保育園）

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
高円寺北	3	馬橋南自治会防災会			○	高円寺北３－11－12（馬橋北公園）
			○		○	高円寺北４－２－17（馬橋児童館）
					○	阿佐谷南２－35－７（ＪＲ中央線高架下）
	14	高円寺中通町会防災会	○			高円寺北３－４－21（学校法人立志舎杉並学園本部）
	20	馬橋北自治会防災本部	○	○	○	高円寺北４－28－５（馬橋小学校）
			○		○	高円寺北３－26－９（馬橋北第二公園）
			③		○	高円寺北４－35－５（馬橋公園）
	29	高円寺北二丁目町会防災会		○		高円寺北２－１（河川埋立跡地）
			○			高円寺北２－32－14
			○		○	高円寺北２－14－13（杉並第四小学校）
	82	高円寺北庚甲文化会防災会	○		○	高円寺北３－20－15（高円寺北公園）
			○			高円寺北３－35－７（高円寺北三丁目公園）
	136	高円寺北一丁目防災会	○		○	高円寺北１－10－１（たかはら公園）
馬橋	25	馬橋三丁目東防災会	○		○	高円寺南３－30－26（高円寺南公園）
	33	馬橋防災会	○		○	阿佐谷南１－24－21（杉並第六小学校）
					○	阿佐谷南２－４－４（馬橋稲荷神社）
	49	阿佐谷南一丁目東町会防災会	○			阿佐谷南１－42－６（阿佐谷東公園）
			○		○	阿佐谷南１－21－28（阿佐谷にしはら公園）
	50	新高円寺防災対策本部			○	高円寺南３－16－５（新高円寺公園）
	64	梅里二丁目町会防災会	○		○	梅里２－34－20（梅里中央公園）
			○		○	梅里２－12－２（かっぱ公園）
	134	馬橋二丁目北自治会防災会	○		○	高円寺南３－24－15（高円寺保健センター）
					○	高円寺南３－31－15（国立印刷局高円寺南第２宿舎）
阿佐谷	15	阿佐三町会防災会	○			阿佐谷北３－33－26（都営阿佐谷北三丁目アパート）
	19	阿佐谷元六丁目町会防災会	○		○	阿佐谷北６－26－13（阿佐谷北保育園）
			○		○	阿佐谷北６－７－８（阿佐谷北第二児童遊園）
			○		○	阿佐谷北４－20－13（阿佐谷かりん公園）
	37	阿佐谷スターロード商店会防災会	○		○	阿佐谷北２－８－３（阿佐谷北二丁目敷地）
					②	阿佐谷北２－12－２（トーワセントラルフィットネスクラブ）
	63	阿佐谷北一丁目町会防災会	○		○	阿佐谷北１－39－24（阿佐谷中央公園）
			○		○	阿佐谷北１－11－３（阿佐谷北児童遊園）
			○		○	阿佐谷北１－１－１（阿佐谷けやき公園）

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
阿佐谷	67	阿佐谷北五丁目町会防災会	○		○	阿佐谷北５－45－24（杉森中学校）
			○		○	阿佐谷北５－35－５（お伊勢の森児童遊園）
	93	阿佐谷南三丁目壱睦防災会	○		○	阿佐谷南３－２－19（産業商工会館）
	94	阿佐谷南三丁目町会防災会	○		○	阿佐谷南３－16－18（阿佐谷南公園）
			○		○	阿佐谷南３－19－２（杉並第七小学校）
	115	阿佐谷南三丁目新和会防災会	○		○	阿佐谷南３－４－16（阿佐谷ことり公園）
	122	阿佐谷北二丁目町会防災会	○		○	阿佐谷北２－32－21（阿佐谷西公園）
			○			阿佐谷北２－18－17（ゆうゆう阿佐谷館）
	131	阿佐谷南一丁目中町会防災会	○		○	阿佐谷南１－18－９（阿佐ヶ谷児童遊園）
	139	阿佐谷北松山通親交会防災会		○		阿佐谷北３－36（杉並消防団地域活動センター）
	147	阿佐谷北温交会防災会	○		○	阿佐谷北３－35－２（松山児童遊園）
天沼	4	本天沼東町会防災会		○		下井草１－５－４（関東バス阿佐ヶ谷営業所）
			○	○	○	本天沼１－２－19（杉並第九小学校）
				○	○	下井草１－９－１（東原公園）
	21	天沼一丁目町会防災会	○	○		天沼１－32－11（天沼東公園）
			○		○	天沼１－１－４（天沼地蔵前公園）
			○			天沼１－２－11（天沼一丁目児童遊園）
			○		○	天沼１－45－33（日本大学第二高等学校）
	24	天沼二丁目三よし会防災会	○		○	天沼２－46－10（天沼小学校）
	30	天沼三丁目上荻一丁目一部あかるい町会防災会	○		○	天沼３－30－40（荻窪北第三駐輪場）
	104	天沼三丁目西町会防災会	○	○		天沼３－15－20（保育室若杉）
	110	本天沼西防災会		○		本天沼２－38（都営本天沼二丁目アパート）
			○			本天沼３－10－20（天沼中学校）
			○			本天沼２－３－10（本天沼南公園）
			○		○	本天沼２－38－９（本天沼北公園）
	127	天沼尚和会防災会	○		○	天沼３－17－27（天沼西公園）
			○			天沼２－30－10（天沼会議室）
成田	68	成連・成三町会防災会	○		○	成田東３－17－29（白幡児童遊園）
			○		○	成田東２－37－１（成三会館）
	69	成連・西田自治会防災会	○		○	荻窪１－38－15（西田小学校）
			○		○	荻窪１－57－33（西田第二児童遊園）
			○		○	荻窪２－15－11（西田公園）

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
成田	70	成連・成二町会防災会	○		○	成田西３－４－１（成田西災害備蓄倉庫）
			○		○	成田西１－22－13（杉並児童交通公園）
	71	成連・成一防災会	○		○	成田東５－15－12（成宗公園）
			○		○	成田東５－５－５（なりむね児童遊園）
	72	成連・東二会防災会	○		○	成田西４－５－２（成田西四丁目緑地）
			○		○	成田東３－７－17（東二児童遊園）
			○		○	成田東１－39－１（東二公園）
	73	成連・松溪自治会防災会	○		○	荻窪２－３－１（松溪中学校）
	74	成連・東一防災会	○		○	成田東３－19－17（東田中学校）
			○		○	成田東４－15－18（東田児童遊園）
	75	成連・西田町会防災会	○			成田西２－12－24（大塚児童遊園）
			○	○	○	成田西２－12－４（成田西公園脇）
	79	成連・シャレール荻窪防災会			○	荻窪３－７－51（大谷戸けやき緑地）
荻窪	32	荻窪五丁目町会防災会	○		○	荻窪５－10－25（桃井第二小学校）
			○		○	荻窪５－20－１（杉並保健所）
	39	南荻窪会防災会	○		○	南荻窪３－28－10（視覚障害者会館）
	46	荻窪東防災会			○	荻窪４－30（藤澤ビル駐輪場）
			○			荻窪４－24－６
			○		○	荻窪３－33－12（大田黒公園）
					○	荻窪４－１５－２６（荻窪つどい公園）
	77	荻窪川南町会防災会			○	荻窪２－27－８（荻窪公園）
	83	荻窪中央町会防災会			○	南荻窪２－１－１（大宮前体育館）
			○		○	南荻窪２－25－16（荻窪第一児童遊園）
			○		○	南荻窪４－３－22（与謝野公園）
			○		○	南荻窪１－28－11（南荻窪公園）
	123	西荻窪町会防災会	○		○	西荻南３－18－９（西荻窪平和児童遊園）
			○		○	西荻南３－４－５（西荻南児童公園）
	172	神明町文化会防災会	○		○	南荻窪２－37－28（神明中学校）
上荻窪	113	西荻北町会防災会	○		○	西荻北１－９－５（西荻北児童館）
			○		○	西荻北２－10－７（桃井第三小学校）
			○		○	西荻北１－19－22（西荻北子供園）
			○		○	西荻北２－９－17（西荻わかば公園）

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
上荻窪	119	上荻親和会防災会		○	○	上荻２－21－６（上荻窪会館）
			○		○	上荻２－36－６（上荻窪第三児童遊園）
			○			上荻２－21－６（上荻窪児童遊園）
	126	仲よし町会防災会	○		○	上荻３－16－６（上荻窪会議室）
			○		○	上荻４－２－10（関根文化公園）
	129	上荻中央町会防災会			○	上荻１－21－７（白山神社）
					○	上荻１－20－13（上荻保育園）
清沓中通	140	明和会防災会	○			今川３－３－７（今川三丁目公園）
			○		○	桃井２－６－１（桃井第一小学校）
					○	今川３－３－18（今川児童館）
			○		○	桃井１－33－９（中通公園）
	141	清和会防災会		○	○	桃井 1－17（桃井公園飛地）
			○		○	清水１－28－11（清水一丁目公園）
				○		清水２－９－17（清水森公園）
	152	沓掛防災会		○		清水３－14－19（公務員宿舎沓掛住宅）
			○		○	清水２－17－11（杉並区保育室清沓中通）
下井草	26	神戸町防災会		○		下井草５－２（井草湯前駐車場）
			○		○	下井草５－19－８（神戸町児童遊園）
			○			今川１－19－８（今川一丁目公園）
				○		清水 3-29-12
	58	中瀬防災会			○	清水３－20－12（妙正寺体育館）
			○		○	下井草４－22－４（桃井第五小学校）
	62	下井草東部自治会防災会	○			下井草２－16－18（下井草二丁目公園）
			○		○	下井草１－28－５（東原中学校）
					○	下井草２－31－１（上ノ台児童遊園）
			○	○		下井草２－34－９（遊び場 35 番）
			○		○	下井草３－13－７（向井公園）
	81	井草一・二丁目自治会防災会	○		②	井草２－21－１（井草公園）
			○			井草２－27－８（八成公園）
			○		○	井草１－17－16（井草さくら公園）
			○		○	井草１－32－２（正保公園）

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
下井草	89	柿木共栄会防災会		○		上井草１－26－14（区営上井草一丁目アパート）
			○		○	上井草１－６－13（柿木図書館）
	114	四宮防災会	○		○	上井草２－12－26（四宮小学校）
			○		○	上井草２－27－12（四宮公園）
	145	矢頭防災会	○		○	井草４－３－５（矢頭公園）
	154	住吉町防災会	○		○	井草３－20－10（井草北公園）
	164	都営井草三丁目第３アパート防災会			○	井草３－４－18（都営住宅内倉庫）
	165	都営井草三丁目アパート防災会	○		○	井草３－15－５（住吉公園）
上井草	1	三谷防災会	○		○	上井草３－14－12（三谷小学校）
			○		○	今川４－12－10（今川図書館）
			○		○	今川４－27－７（道灌公園）
					○	上井草３－12－10（三谷公園）
	2	上井草防災会	○		○	上井草２－39－19（上井草向山公園）
	12	井荻三丁目防災会	○		○	善福寺１－10－19（井荻小学校）
					○	善福寺２－６－１（東京女子大学）
	28	宿町防災会	○		②	桃井４－３－２（勤労福祉会館）
	91	さくら町会防災会			○	善福寺２－14－14（町会事務所）
			○			善福寺２－12－12（さくら児童遊園）
	106	善福寺町防災会	○		○	善福寺２－26－22（善福寺保育園）
			○		○	善福寺４－８－２（善福寺西の山公園）
			○			善福寺２－24－13（善福寺二丁目緑地）
			○			善福寺３－13－10（善福寺北児童館）
					○	善福寺４－３－29（善福寺美樹園公園）
					○	善福寺３－18（善福寺池上池）
					○	善福寺４－３－６（善福寺）
	107	新町防災会	○	○	○	善福寺３－３－５（桃井第四小学校）
					○	上井草４－８－９（上井草西公園）
			○	○		上井草４－３－11（あけぼの作業所）
	108	今川町防災会	○		○	今川２－13－24（井荻中学校）
	109	井荻自治会防災会	○		○	西荻北４－38－17（井荻公園）
			○		○	善福寺１－18－９（善福寺児童館）
			○		○	西荻北３－25－３（西荻北中央公園）

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
宮前	8	松庵町会防災会	○		○	松庵１－14－22（松庵公園）
			○		○	松庵３－28－１（西高井戸児童遊園）
			○		○	松庵２－23－24（松庵小学校）
				○		松庵３－10－３（松庵稲荷神社）
			○		○	松庵３－５－21（松庵三丁目公園）
	17	松庵東町会防災会	○		○	松庵２－10－９（松庵東公園）
	34	都営久我山アパート防災会	○		○	久我山１－８（都営住宅内）
	40	久我山南防災会	○		○	久我山３－23－20（久我山会館）
			○		○	久我山３－５－37（兵庫橋公園）
	42	久我山東防災会	○		○	久我山５－30－25（久我山東児童遊園）
			○		○	久我山５－18－７（久我山災害備蓄倉庫）
			○		○	久我山５－12－27（久我山東原公園）
	43	宮前三丁目防災会		○	○	宮前３－８－18（都営大宮前アパート１号棟）
			○			宮前３－15－10（大宮前公園）
	103	宮前五丁目南地区防災会	○			宮前５－１－25（西宮中学校）
			○		○	宮前５－５－27（宮前図書館）
	179	宮前２丁目防災会	○		○	宮前２－27－30（宮下公園）
			○		○	宮前２－22－４（なのはな生活園）
	125	久我山西防災会			○	久我山４－49－１（高井戸第二小学校）
			○		○	久我山４－36－１（久我山児童遊園）
			○		○	久我山４－42－５（セラヴィ久我山）
			○		○	久我山３－37－３（久我山公園）
	132	宮前四丁目防災会	○		○	宮前４－４－５（第二尾崎荘）
			○		○	宮前４－15－13（宮前児童館）
	151	西荻南中央会防災会	○			西荻南１－８－16（高井戸第四小学校西側）
	175	宮前５丁目北地区防災防犯会			○	宮前５－１９－２（なかよし公園）
高井戸	27	上高井戸防災会	○		○	上高井戸１－15－３（上高井戸南公園）
			○		○	上高井戸３－11－17（上高井戸第二児童遊園）
			○		○	上高井戸２－16－13（富士見丘小学校）
			○		○	上高井戸１－24－５（上高井戸宿公園）
	38	富士見丘防災会	○			久我山５－24－19（久我山東保育園）
			○		○	久我山５－24－23（富士見丘北公園）

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	防火水槽（５t）・ポンプ（C級・D級）			
			水槽	Cポンプ	Dポンプ	格納庫設置場所
高井戸	48	高井戸中央町会防火防災部	○		○	高井戸東１－12－１（高井戸東小学校）
			○		○	高井戸東１－１－38（乙女橋児童遊園）
					○	高井戸西１－５－33（山中公園）
	85	高井戸ハイホーム防災会	○		○	高井戸東３－８－５（高井戸ハイホーム内）
	92	都営高井戸団地防災会			○	高井戸西１－31－15（都営高井戸住宅 12 号棟前）
					○	高井戸西２－５（都営高井戸住宅 3 号棟前）
	116	高井戸町会防災連合会	○		○	高井戸東１－28－１（高井戸中学校）
					○	高井戸東３－32－２（杉並消防署高井戸出張所）
			○		○	高井戸東３－14－23（高井戸正用公園）
			○		○	高井戸西３－６－18（高井戸西公園）
			○			高井戸東３－７－８（高井戸東三丁目児童遊園）
	157	都営高井戸東一丁目アパート自治会防災会	○			高井戸東１－14（都営住宅公園内）
	163	高井戸東四丁目町会防災会	○		○	高井戸東４－12－26（柳窪公園）
			○		○	高井戸東４－19－10（高井戸東公園）
	170	高井戸パークハウス防災会			○	高井戸西３－３－５（高井戸パークハウス）

※丸の中の数字は配備数

資料19

大型消火器防災市民組織、町会・自治会別配備状況一覧

令和５年(2023年)９月１日現在

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
方南和泉	47	方南東自治会防災会	方南１－33－６ （方南東自治会防災器具庫）	○
			方南１－13－11 （西京信用金庫）	○
	57	方南西町会防災対策本部	和泉４－１－19 （肉ノ天野屋）	○
			方南１－51－７ （方南町マンション）	○
			和泉１－38－12 （ドーミー方南町）	○
			方南１－52-24 （上水橋緑地格納庫）	
	59	泉南町会防災会	和泉４－46－41	○
			和泉４－48－19	○
			堀ノ内１－３－１ （泉南中学校）：２台	○
	61	方南二丁目町会防災対策本部	方南２－29－７ （駐車場）	○
			方南２－13－６ （わかば）	○
			方南２－８－16 （方南二丁目郵政宿舎）	○
	78	和泉第一町会防災会	和泉１－７－６ （遊び場 96 番）	○
			和泉１－８－24	○
	137	和泉西防災会	和泉３－58－24 （第二大博マンション）	○
			和泉３－60－12	○
			和泉３－33－１ （金子左官工業）	○
	138	和泉第二町会防災会	和泉４－18－17 （文珠院）	○
			和泉４－９－25 （ユーハイツ）	○
	143	和泉第三防災会	和泉２－26－３ （メゾンウエルストンⅠ）	○
			和泉２－21－36 （ミニストップ杉並和泉町店）	○
			和泉２－37－25	○
			和泉２－27－８	○
			和泉２－７ （玉川上水公園）	

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
	150	方和防災会	方南１－１－７ （広川ビル）	○
下高永福	16	下高井戸中央町会防災会	下高井戸４－16－24 （高井戸第三小学校西側）：２台	○
	18	下高井戸三丁目町会防災会	下高井戸４－16－24 （高井戸第三小学校南側）	○
	22	下高井戸二・三丁目防災会	下高井戸２－27－２	○
			下高井戸３－14－５	○
			下高井戸３－24ー１ （向陽中学校）	○
	31	天神山町会防災会	下高井戸４－41－１	○
	55	浜田山町会防災会	浜田山２－24－８ （吉田ビル）	○
			浜田山１－24－18 （トゥワイス新美）	○
			浜田山３－35－１ （フローラルたちばな）	○
	65	下高井戸下町会防災会	下高井戸１－１－７ （幸ビル）	
			下高井戸２－５－５ （サンフラット）	○
	66	上町親交会防災対策本部	下高井戸４－29－１	
			下高井戸４－７－15 （広瀬石材店）	
			下高井戸５－９－24 （下高井戸西公園）	○
	88	永福防災会	永福２－50－19 （杉並永福郵便局）	
			永福２－59－１ （アゼリア水久保）	○
			永福２－50－12 （永福女子学生会館）	○
	95	下高井戸五丁目住宅自治会防災会	下高井戸５－１－１ （区営住宅内）	
	105	翠親和会防災会	下高井戸４－39－３ （下高井戸八幡）	○
	124	永福西町会防災会	永福３－57－２	
	133	向陽防災会	下高井戸３－40－８	○
	178	さくら野町会防災会	下高井戸４－45 （神田川梢橋南）	

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
和田	6	和田三丁目東町会防災会	和田３－48－８ （日本キリスト教団杉並教会）	
			和田２－16－15	○
			和田２－９－７ （藤枝工務店）	○
	98	和田一丁目町会防災会	和田１－１－13 （富士見コーポ）	○
			和田３－22－５ （坂部タバコ店）	○
			和田１－38－８	○
堀ノ内松ノ木	9	松ノ木防災会	松ノ木２－34－２	
			松ノ木３－16－15 （二葉クリーニング店）	○
			松ノ木１－12－54 （松ノ木ゴルフセンター）	○
			松ノ木１－６－31 （井川駐車場）	○
	10	堀ノ内南町会防災会	堀ノ内２－14－２ （佐野駐車場）	○
	44	大宮二丁目防災会	大宮２－10－25 （広瀬医院）	
	117	堀ノ内町会防災会	堀ノ内３－37－５ （大高運送駐車場）	
			堀ノ内３－10－６	○
			堀ノ内３－４ （堀ノ内みどりの里）	○
	118	堀ノ内自治協力防災会	堀ノ内３－48－３ （妙法寺）	○
	120	堀ノ内西防災会	梅里１－４－56 （西方寺）	○
	121	大宮一丁目防災会	大宮１－３－18 （グランプラス五本木）	○
	128	堀ノ内一・二丁目防災会	堀ノ内１－12－10 （サトウ文具）	○
	149	梅里一丁目防災会	梅里１－１－38 （都営住宅１号棟）	○
高円寺中央	35	高南自治会防災会	高円寺南２－48－12 （村島医院）	
			高円寺南２－21－２	
	41	高南一丁目東町会防災会	高円寺南１－24－７ （シャトー東高円寺前歩道）	
			高円寺南１－23－８ （二瓶歯科前歩道）	○
			高円寺南１－２－１ （日本科学技術連盟東高円寺ビル）	○

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
高円寺中央	53	高南二丁目町会防災会	高円寺南２－53－３ （桜コーポ　東京ラッキーベル㈱））	○
			高円寺南２－52－２ （高円寺中央児童館）	○
			高円寺南２－32－５ （高円寺中央会議室）	○
	56	高円寺南一丁目西防災会	高円寺南１－34－２	○
			高円寺南１－16－21	○
			高円寺南１－18－２ （パークハイツⅡ）	○
			高円寺南１－16－１ （ガーデンハウス堀ノ内住宅内）	○
	96	高円寺南中央町会防災会	高円寺南４－11－７ （ブロンズハイツ高円寺）	○
	99	高円寺南五丁目町会防災会	高円寺南５－11－16 （弥生印刷紙工）	
			高円寺南５－30－１ （早川二輪ショップ）	
			高円寺南５－９－４ （高円寺日東マンションＡ）	○
	101	高南２南町会防災会	高円寺南２－16－13 （自販機コーナー脇）	○
			高円寺南２－６－１ （高南二南町会会館）	
	155	高円寺南二丁目東自治会防災会	高円寺南２－１－４ （シャンボール新高円寺）	
			高円寺南２－36 （高円寺体育館）	○
			高円寺南２－１－13 （増井燃料店）	○
	168	高円寺南氷川町会防災会	高円寺南４－44－19 （氷川神社）	
高円寺北	3	馬橋南自治会防災会	高円寺北４－２－５	○
			高円寺北３－７－３ （今野木工）	
			高円寺北３－５－15 （双葉荘）	
			高円寺北４－９－15 （産業住宅協会高円寺アパート）	
			高円寺北４－２－19	
			高円寺北３－７－14	
	14	高円寺中通町会防災会	高円寺北３－３－５	○

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
高円寺北	20	馬橋北自治会防災本部	高円寺北４－31－３ （大成文化センター）	○
			高円寺北３－37－５	○
			高円寺北４－33－１ （さゆり保育園分室）	○
	29	高円寺北二丁目町会防災会	高円寺北２－２－21 （高円寺北二丁目町会会館）	○
	76	高円寺北中央防災会	高円寺北２－６－４ （三菱東京ＵＦＪ銀行高円寺支店）	
	82	高円寺北庚甲文化会防災会	高円寺北３－35－23 （杉並消防団第４分団本部）	
			高円寺北２－41－９ （シュロス高円寺）	○
			高円寺北３－20－23 （高円寺北自転車駐車場）	○
馬橋	25	馬橋三丁目東防災会	高円寺南３－43－４ （グレイス高円寺）	
			高円寺南３－65 （ＪＲ中央線高架下空地）	
	33	馬橋防災会	阿佐谷南１－25－23	○
			阿佐谷南２－31 （桃園川緑道）	○
			阿佐谷南２－34－３ （柳コーポ第一）	○
			阿佐谷南２－35－１	
	49	阿佐谷南一丁目東町会防災会	阿佐谷南１－３－24 (町会集会所)	○
	50	新高円寺防災対策本部	高円寺南３－16－12 （馬橋ほんむら公園）	
			高円寺南３－16－15 （ドミール新高円寺）	○
	64	梅里二丁目町会防災会	梅里２－15－12 （松崎工務店倉庫）	○
			梅里２－４－11 （シオノたばこ店）	○
	80	緑ヶ丘町会防災会	高円寺南３－60－13 （みどりヶ丘児童遊園）	
			高円寺南３－61－６	
			高円寺南３－58－12	○
	134	馬橋二丁目北自治会防災会	高円寺南３－23－９ （サンドミール）	○
	161	阿佐谷南一丁目親睦会防災会	阿佐谷南１－31－12	

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
阿佐谷	19	阿佐谷元六丁目町会防災会	阿佐谷北４－23－７ （西武信金阿佐ヶ谷支店）	
			阿佐谷北６－15－３	○
			阿佐谷北４－17－11	○
			阿佐谷北４－28－14 （阿佐ヶ谷コーポラス）	○
	37	阿佐谷スターロード商店会防災会	阿佐谷北２－11－４ （Nautilus）	○
			阿佐谷北２－12－２ （トーアセントラルフィットネスクラブ）	○
	63	阿佐谷北一丁目町会防災会	阿佐谷北１－38－11 （メゾンブランシュ）	
			阿佐谷北１－18－５ （ウインサム阿佐谷）	○
			阿佐谷北１－31－10 （リヴィエール阿佐ヶ谷）	○
	67	阿佐谷北五丁目町会防災会	阿佐谷北５－24－２ （くちなし荘）	
			阿佐谷北５－３－18 （グリーンヒルＢ）	○
	84	阿佐谷北三丁目町会防災会	阿佐谷北３－26－11 （高橋医院）	
			阿佐谷北３－８－11 （シルクハウス）	○
	86	阿佐谷南三丁目曙会防災会	阿佐谷南３－49－２ （鈴木塗料店）	○
			阿佐谷南３－49－１	○
	93	阿佐谷南三丁目壱睦防災会	阿佐谷南３－２－14	
	94	阿佐谷南三丁目町会防災会	阿佐谷南３－47－５ （カーザアゼリア）	
			阿佐谷南３－44－10	
	115	阿佐谷南三丁目新和会防災会	阿佐谷南３－７－１ （東京ガス阿佐谷ショールーム）	○
			阿佐谷南３－９－８ （メゾンドスバル）	○
	122	阿佐谷北二丁目町会防災会	阿佐谷北２－７－24 （メゾンルミエール）	○
			阿佐谷北２－32－18	○
			阿佐谷北２－38－３ （新生パン）	
			阿佐谷北２－32－21 （阿佐谷西公園）：２台	

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
阿佐谷	131	阿佐谷南一丁目中町会防災会	阿佐谷南１－47－24 （都民銀行）	
			阿佐谷南１－39－17	○
	139	阿佐谷北松山通親交会防災会	阿佐谷北４－21－９	○
			阿佐谷北３－36 （杉並消防団地域活動センター）	○
	147	阿佐谷北温交会防災会	阿佐谷北３－42－16 （リンダーホフ宇田川）	
			阿佐谷北３－36－14 （阿佐谷図書館）	
	169	阿佐谷東一番街町会防災会	阿佐谷南２－22－６	
			阿佐谷南２－41－１ （阿佐ヶ谷東自転車駐車場）	○
			阿佐谷南 2－21－14 （駐車場）	○
天沼	4	本天沼東町会防災会	下井草１－24－２ （町会掲示板横）	○
	21	天沼一丁目町会防災会	天沼１－15－18 （いたる臨床発達指導センター）	
			天沼１－１－８ （メゾン玉穂）	○
	24	天沼二丁目三よし会防災会	天沼２－42－４ （浅倉駐車場）	
			天沼２－16－17	○
	30	天沼三丁目上荻一丁目一部あかるい町会防災会	天沼３－29－25 （矢島ハイツ）	
			天沼３－29－５ （クレール荻窪）	
			天沼３－31－５ （天沼もえぎ公園）	○
	104	天沼三丁目西町会防災会	天沼３－15－20 （保育室若杉）	
			天沼３－11－８ （第二水野荘）	
	110	本天沼西防災会	本天沼２－14－10 （稲荷神社）	○
			本天沼２－５－15 （三峯神社）	○
			本天沼３－10－20 （天沼中学校）	○
	112	天沼二丁目町会防災会	天沼２－３－10	

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	3Ｌ二本入に入替済み
天沼	127	天沼尚和会防災会	天沼３－34－9 ソアラノーム荻窪天沼	
			天沼２－28－10	
			天沼２－31－７	○
			天沼３－17－27 （天沼西公園）	
成田	68	成連・成三町会防災会	成田東２－37－１ （成三会館）	○
			成田東２－16－５ （成田保育園）	
	70	成連・成二町会防災会	成田西３－９－５ （熊野神社社務所）	
			成田西１－21 （尾崎公園）	
	71	成連・成一防災会	成田東５－１－19 （ナチュール杉並）	○
			成田東５－29－３ （須賀神社社務所）	○
			成田西４－８－14 （加賀建設（株）成宗作業所）	○
	72	成連・東二会防災会	成田東１－39－６ （東二会館防災用具置場）	○
			成田東３－28－５ （成田図書館）	○
	73	成連・松溪自治会防災会	荻窪２－４－４ （シティハイム松溪）	
	74	成連・東一防災会	成田東４－24－１ （東一会館）	
	75	成連・西田町会防災会	成田西２－21－４	○
荻窪	39	南荻窪会防災会	南荻窪３－28－10 （視覚障害者会館）：２台	
			南荻窪３－14－８ （グランヴェール）	○
	46	荻窪東防災会	荻窪４－18－20	
			荻窪４－30 （藤澤ビル駐輪場）	○
	83	荻窪中央町会防災会	荻窪２－34－14	
	123	西荻窪町会防災会	西荻南３－11－１ （グリーンコート西荻窪）	
			西荻南３－18－９ （西荻窪平和児童遊園）	○

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
上荻窪	113	西荻北町会防災会	西荻南４－34 （西荻北会館）：２台	
			西荻南２－33－９ （西荻図書館）	
	119	上荻親和会防災会	上荻２－21－６ （上荻窪会館）	○
	129	上荻中央町会防災会	上荻１－19－５ （上荻ホワイトビル駐車場）	
清沓中通	140	明和会防災会	桃井１－33－９ （中通公園）	
	141	清和会防災会	桃井１－25－15 （メゾンルート８）	○
下井草	26	神戸町防災会	下井草５－１９－１６ セブンイレブン杉並井荻店	
	58	中瀬防災会	下井草４－15－６	
			下井草４－６－６ （駐車場）	○
			下井草４－20－22 （井草運送駐車場）	○
	62	下井草東部自治会防災会	下井草２－23－13 （下井草東部自治会館）	○
			下井草２－39－13 （駐車場）	○
	81	井草一・二丁目自治会防災会	井草２－25－４ （八成小学校）	○
			井草１－３－14 （井草観音堂）	○
	89	柿木共栄会防災会	上井草１－18－４	○
	114	四宮防災会	上井草２－10－５ （畑）	○
	145	矢頭防災会	井草５－10－26	○
			井草４－３－５ （矢頭公園）	○
	166	井草すばる防災会	井草３－23－15 （区営井草三丁目第２アパート内）	○
上井草	1	三谷防災会	善福寺１－15－17 （㈱田崎精米）	
			今川４－26－８ （小美野ビル）	○
	2	上井草防災会	上井草２－45 （線路際空地）	
	12	井荻三丁目防災会	善福寺１－22－13 （第２野田ハイツ）	
	28	宿町防災会	桃井４－１－９ （宿町町会集会所）	○
	91	さくら町会防災会	善福寺２－14－14 （町会事務所）	

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
上井草	106	善福寺町防災会	善福寺３－15－８ （畑）	○
			善福寺２－39－23 （森田ハイム）	○
	108	今川町防災会	今川２－21－11 （今川交番向かい駐車場）	○
	109	井荻自治会防災会	西荻北４－35－９ （井荻会館）	
宮前	8	松庵町会防災会	松庵３－10－９ （コーポ松宮）	○
			松庵３－37－４ （西教寺駐車場）	○
			松庵３－24－８ （松庵わかくさ公園）	○
	17	松庵東町会防災会	松庵２－４－22 （セザール杉並松庵）	
			松庵２－８－27	○
			松庵２－８－24	○
	34	都営久我山アパート防災会	久我山１－８ （都営住宅集会所）	
	40	久我山南防災会	久我山３－６－８ （矢口塗装店）	
			久我山２－13－３ （日本キリスト教団久我山教会）	○
			久我山３－30－２ （緑橋緑地）	○
	42	久我山東防災会	久我山５－９－20 （久我山災害備蓄倉庫）	○
			久我山５－35－19 （グランデ久我山）	○
	103	宮前五丁目南地区防災会	宮前５－１－25 （西宮中学校）	○
			宮前５－11－17 （美鈴タクシー駐車場）	○
	179	宮前２丁目防災会	宮前２－８－３ （クレール宮前駐車場）	○
	125	久我山西防災会	久我山４－４２－２２	○
			久我山４－４２－４ （セラヴィハウス久我山）	
			久我山３－37 （久我山稲荷神社）：４台	
	132	宮前四丁目防災会	宮前４－27－19	○
			宮前４－32－８ （駐車場）	○

区域	No.	防災市民組織、町会・自治会名称	大型消火器（20ℓ） 設　置　場　所	３Ｌ二本入に入替済み
宮前	151	西荻南中央会防災会	西荻南１－21－21	○
	167	宮前一丁目防災会	宮前１－14－14 （東京消防庁大宮前第１寮）	○
高井戸	27	上高井戸防災会	上高井戸３－４－12 （海老沢工務店資材置場）	
			上高井戸１－11－14	○
			上高井戸１－２－５ （ウィスタリアフラット）	○
	38	富士見丘防災会	久我山２－23－29 （ハイネス富士見ヶ丘）	
			高井戸西３－16－13 （富岡精米店）	
			高井戸西２－10－９ （ノースメインビル）	○
	48	高井戸中央町会防火防災部	高井戸西１－５－８ （メゾンたちばな）	
			高井戸東２－23－１ （高井戸ダイヤモンドテニスクラブ）	
			高井戸東１－５ （乙女橋脇）	○
	85	高井戸ハイホーム防災会	高井戸東３－８－５ （高井戸ハイホーム内）	
	92	高井戸団地防災会	高井戸西１－31－15 （都営住宅公園内）	
			高井戸西２－７－26 （都営住宅集会所）	
	116	高井戸町会防災連合会	高井戸西２－14－32 （武蔵野ローンテニスクラブ）	○
	157	都営高井戸東一丁目アパート自治会防災会	高井戸東１－15－４ （都営住宅集会所）	○
	163	高井戸東四丁目町会防災会	高井戸東４－12－26 （柳窪公園）	
			高井戸東４－８－５ （区営高井戸東四丁目アパート）	
	171	ファミールグラン高井戸デュープレックス防災会	高井戸東３－９－10 （ファミールグラン高井戸　敷地内）	

資料20

街頭消火器設置状況一覧

令和５年(2023年)12月１日現在

町丁目	設置本数
井　草	
1	45
2	33
3	28
4	30
5	32
上井草	
1	24
2	57
3	42
4	34
下井草	
1	24
2	39
3	35
4	45
5	19
善福寺	
1	46
2	41
3	21
4	21
今　川	
1	14
2	16
3	30
4	21
桃　井	
1	40
2	19
3	4
4	23
西荻北	
1	21
2	35
3	43
4	45
5	18
上　荻	
1	32
2	49
3	30
4	40
清　水	
1	29
2	18
3	38

町丁目	設置本数
本天沼	
1	33
2	52
3	52
天　沼	
1	53
2	59
3	71
阿佐谷北	
1	72
2	36
3	41
4	40
5	41
6	43
阿佐谷南	
1	83
2	41
3	76
高円寺北	
1	44
2	62
3	65
4	55
高円寺南	
1	71
2	86
3	97
4	59
5	64
和　田	
1	93
2	34
3	84
方　南	
1	84
2	38
和　泉	
1	55
2	58
3	52
4	67
堀ノ内	
1	40
2	55
3	72

町丁目	設置本数
松ノ木	
1	21
2	29
3	33
大　宮	
1	22
2	54
梅　里	
1	44
2	54
久我山	
1	8
2	18
3	44
4	47
5	65
高井戸西	
1	64
2	30
3	25
上高井戸	
1	28
2	21
3	8
永　福	
1	28
2	41
3	42
4	43
浜田山	
1	44
2	19
3	35
4	50
下高井戸	
1	54
2	39
3	59
4	91
5	24
高井戸東	
1	21
2	28
3	41
4	35

町丁目	設置本数
成田東	
1	49
2	30
3	40
4	40
5	52
成田西	
1	29
2	21
3	23
4	14
荻　窪	
1	57
2	38
3	83
4	37
5	31
南荻窪	
1	34
2	30
3	23
4	28
西荻南	
1	33
2	32
3	24
4	28
松　庵	
1	32
2	29
3	50
宮　前	
1	30
2	19
3	34
4	32
5	31
合　計	5,651

資料21

感震ブレーカー設置状況一覧

令和６年(2024年) 1月31日現在

町丁目	設置台数※
井　草	
1	16
2	24
3	5
4	12
5	22
上井草	
1	18
2	43
3	31
4	9
下井草	
1	13
2	28
3	21
4	22
5	8
善福寺	
1	36
2	30
3	12
4	12
今　川	
1	7
2	10
3	22
4	24
桃　井	
1	18
2	13
3	7
4	14
西荻北	
1	5
2	23
3	31
4	51
5	17
上　荻	
1	5
2	30
3	23
4	25
清　水	
1	20
2	14
3	28

町丁目	設置台数※
本天沼	
1	56
2	43
3	25
天　沼	
1	81
2	44
3	33
阿佐谷北	
1	73
2	59
3	118
4	63
5	125
6	70
阿佐谷南	
1	142
2	96
3	51
高円寺北	
1	21
2	65
3	95
4	66
高円寺南	
1	50
2	131
3	133
4	95
5	42
和　田	
1	44
2	29
3	269
方　南	
1	103
2	30
和　泉	
1	23
2	113
3	46
4	79
堀ノ内	
1	27
2	89
3	105

町丁目	設置台数※
松ノ木	
1	11
2	32
3	27
大　宮	
1	79
2	134
梅　里	
1	19
2	33
久我山	
1	60
2	72
3	73
4	38
5	39
高井戸西	
1	48
2	19
3	22
上高井戸	
1	20
2	7
3	8
永　福	
1	21
2	32
3	15
4	16
浜田山	
1	26
2	9
3	15
4	18
下高井戸	
1	34
2	28
3	55
4	89
5	96
高井戸東	
1	15
2	9
3	35
4	40

町丁目	設置台数※
成田東	
1	111
2	36
3	51
4	50
5	50
成田西	
1	18
2	18
3	11
4	8
荻　窪	
1	23
2	36
3	52
4	22
5	9
南荻窪	
1	24
2	30
3	25
4	17
西荻南	
1	14
2	12
3	10
4	18
松　庵	
1	33
2	23
3	28
宮　前	
1	11
2	55
3	16
4	26
5	30
合　計	5,644

※感震ブレーカー設置支援事業による設置台数

資料22

高層建築物の現況表

令和５年(2023年)９月現在

所在地	棟数	所在地	棟数
阿佐谷北	13	下高井戸	39
阿佐谷南	47	松庵	3
天沼	7	善福寺	8
井草	8	高井戸西	7
和泉	30	高井戸東	27
今川	2	成田西	3
梅里	38	成田東	22
永福	10	西荻北	21
大宮	0	西荻南	16
荻窪	82	浜田山	9
上井草	3	方南	20
上荻	68	堀ノ内	23
上高井戸	31	本天沼	0
久我山	5	松ノ木	2
高円寺北	29	南荻窪	9
高円寺南	84	宮前	4
清水	5	桃井	13
下井草	6	和田	22

※高層建築物とは、地上８階建以上の建築物をいう。

資料23

ＩＰ無線機・ＭＣＡ無線機一覧

令和５年(2023年)９月現在

組織			設置場所（施設名）	IP 無線機			MCA 無線機
				個別番号	グループ番号		個別番号
災対総務部			防災課（統制局）	1	2		500～521
			防災課（災害対策本部）	2			
			防災課（指令情報班用携帯）	1313～1320			
			防災課（災対総務部用携帯）	1301～1310 1401～1405			
			防災課（区有施設点検班用携帯）	957～962			
			防災課（車両）	1311・1312			
			本庁代替施設（セシオン杉並）	411			
			本庁代替施設（セシオン杉並携帯）	1514～1523			
			バイク隊				550～559
救援部	救援部庶務班		救援部庶務班（井草救援隊）	51	12	3	
			救援部庶務班（西荻救援隊）	52			
			救援部庶務班（荻窪救援隊）	53			
			救援部庶務班（阿佐谷救援隊）	54			
			救援部庶務班（高円寺救援隊）	55			
			救援部庶務班（高井戸救援隊）	56			
			救援部庶務班（永福和泉救援隊）	57			
	井草救援隊	本隊	井草地域活動係	451・452	13		400
		震災救援所	桃井第五小学校	454			402
			四宮小学校	455			403
			沓掛小学校	456			404
			八成小学校	457			405
			東原中学校	458			406
			中瀬中学校	459			407
			井荻中学校	460			408
		福祉救援所	すぎのき生活園	461			
	西荻救援隊	本隊	西荻地域活動係	251・252	14		200
		震災救援所	桃井第一小学校	453			401
			桃井第三小学校	253			202
			桃井第四小学校	254			203
			井荻小学校	255			204
			三谷小学校	256			205
			井草中学校	257			206
			荻窪中学校	258			207
	荻窪救援隊	本隊	荻窪地域活動係	151・152	15		100
		震災救援所	杉並第二小学校	304			252
			西田小学校	307			255
			桃井第二小学校	155			103
			東田小学校	308			256
			荻窪小学校	203			151
			高井戸第四小学校	206			154
			東田中学校	313			261
			松渓中学校	314			262
			宮前中学校	211			159
			神明中学校	157			105
		福祉救援所	なのはな生活園	216			

組織			設置場所（施設名）	IP 無線機			MCA 無線機
				個別番号	グループ番号		個別番号
救援部	阿佐谷救援隊	本隊	阿佐谷地域活動係	301・302	16	3	250
		震災救援所	杉並第一小学校	303			251
			杉並第六小学校	354			302
			杉並第七小学校	306			254
			杉並第九小学校	153			101
			天沼小学校	154			102
			馬橋小学校	309			257
			杉森中学校	311			259
			阿佐ヶ谷中学校	312			260
			天沼中学校	156			104
			保育室若杉	158			106
	高円寺救援隊	本隊	高円寺地域活動係	351・352	17		300
		震災救援所	杉並第三小学校	353			301
			旧杉並第四小学校	305			253
			旧杉並第八小学校	355			303
			杉並第十小学校	356			304
			堀之内小学校	358			306
			和田小学校	359			307
			松ノ木小学校	361			309
			高円寺学園	310			258
			高南中学校	362			310
			松ノ木中学校	363			311
			和田中学校	365			313
	永福和泉救援隊	本隊	永福和泉地域活動係	401・402	18		350
		震災救援所	大宮小学校	357			305
			済美小学校	360			308
			高井戸第三小学校	403			351
			旧新泉小学校	405			353
			方南小学校	406			354
			永福小学校	407			355
			大宮中学校	364			312
			杉並和泉学園	408			356・360
			向陽中学校	409			358
			泉南中学校	410			359
		福祉救援所	こすもす生活園	366			
			済美養護学校	367			361
	高井戸救援隊	本隊	高井戸地域活動係	201・202	19		150
		震災救援所	高井戸小学校	204			152
			高井戸第二小学校	205			153
			松庵小学校	207			155
			富士見丘小学校	208			156
			高井戸東小学校	209			157
			久我山小学校	210			158
			浜田山小学校	404			352
			富士見丘中学校	212			160
			高井戸中学校	213			161
			西宮中学校	214			162
		福祉救援所	子ども発達センター	215			

組織	設置場所（施設名）	IP 無線機			MCA 無線機
		個別番号	グループ番号		個別番号
災対都市整備部	杉並土木事務所	901	24	5	601
	土木担当携帯	902～913			602
	北公園緑地事務所	919	25		804
	北公園緑地事務所（携帯）	920			
	南公園緑地事務所	917			603
	南公園緑地事務所（携帯）	918			
	建築担当（携帯）	951～956	26		600
災対清掃部	杉並清掃事務所	981	6		800、810～823
	清掃事務所方南支所	982			830～845
	高円寺車庫係	983			850～869
医療救護部	杉並保健所	501	20	4	700
	杉並保健所（携帯）	502・503			701
	荻窪保健センター	504	21	20	702
	荻窪保健センター（携帯）	510～515			
	高井戸保健センター	505	22	20	703
	高井戸保健センター（携帯）	516～521			
	高円寺保健センター	506	23	20	704
	高円寺保健センター（携帯）	522～525			
	上井草保健センター	508	20		705
	和泉保健センター	509			706

組織	設置場所（施設名）	IP 無線機		
		個別番号	グループ番号	
防災関係機関	杉並警察署	1001	27	7
	高井戸警察署	1002		
	荻窪警察署	1003		
	杉並消防署	1004	28	
	荻窪消防署	1005		
	日本郵便(株)杉並郵便局	1006	30	
	日本郵便(株)荻窪郵便局	1007		
	日本郵便(株)杉並南郵便局	1008		
	東京電力パワーグリッド（株）荻窪支社	1009		
	東京ガス(株)西部導管事業部　粕谷ビル	1010		
	NTT 東日本　東京北支店	1011		
	杉並区医師会	1012	31	
	荻窪病院	1013		
	浜田山病院	1014		
	河北総合病院	1015		
	救世軍ブース記念病院	1016		
	城西病院	1017		
	清川病院	1018		
	浴風会病院	1019		
	東京衛生アドベンチスト病院	1020		
	山中病院	1021		
	寺田病院	1022		
	杏林大学医学部付属杉並病院	1023		
	ニューハートワタナベ国際病院	1024		
	杉並区歯科医師会	1025		
	杉並区薬剤師会	1026		
	東京都柔道整復師会杉並支部	1027		
	東京都獣医師会杉並支部	1028		
	杉並土木災害防止協力会	1029		
	杉並建設業協会	1030		
	東京都トラック協会杉並支部	1031		
	杉並区社会福祉協議会	1036		
	東日本旅客鉄道(株)荻窪駅	1032	29	
	東京地下鉄(株)荻窪駅	1033		

組織		設置場所（施設名）	IP 無線機		
			個別番号	グループ番号	
防災関係機関		京王電鉄（株）永福町駅	1034	29	7
		西武鉄道（株）井荻駅	1035		
		東日本旅客鉄道(株)高円寺駅（携帯）	701		
		東日本旅客鉄道(株)阿佐谷駅（携帯）	702		
		東日本旅客鉄道(株)荻窪駅（携帯）	710		
		東日本旅客鉄道(株)西荻窪駅（携帯）	703		
民間福祉救援所	井草救援隊	杉並育成園すだちの里すぎなみ	804	32	8
		沓掛ホーム	806		
		ベネッセケアハウス今川	807		
		すぎなみ正吉苑	808		
		リバービレッジ杉並	825		
		新泉サナホーム	833		
	西荻救援隊	介護老人保健施設　シーダ・ウォーク	805	33	
		上井草園	819		
		サンフレンズ善福寺	820		
		上井草グルップボエンデ	821		
		あけぼの作業所	822		
	荻窪救援隊	おぎくぼ紫苑	803	34	
		ハートフル成田東	828		
	阿佐谷救援隊	さんじゅ阿佐谷	801	35	
		阿佐谷福祉工房	827		
		フェニックス杉並	831		
	高円寺救援隊	マイルドハート高円寺	802	36	
		ブース記念老人保健施設グレイス	812		
		ニチイホーム杉並堀ノ内	829		
		プライムガーデンズ高円寺	830		
		愛敬苑	832		
	永福和泉救援隊	介護老人保健施設ウェルファー	809	37	
		和泉サナホーム	810		
		方南二丁目複合施設	811		
		永福南社会福祉ガーデン	823		
		ビーステップ井草	834		
		都立中央ろう学校	851		
		都立永福学園	852		
	高井戸救援隊	浴風会本部	813	38	
		浴風会　第二南陽園	814		
		浴風会　第三南陽園	815		
		浴風会　南陽園	816		
		さんじゅ久我山	817		
		ひまわり作業所	818		
		かえで園	824		
		特別養護老人ホーム山河	826		
輸送拠点		永福体育館	601	39	
		上井草スポーツセンター	602		
		高円寺体育館	603		
		大宮前体育館	604		
		旧杉並中継所	605		
		井草森公園運動場	606		
遺体安置所		荻窪体育館	611	40	
		妙正寺体育館	612		
		下高井戸区民集会所	613		
帰宅困難情報ステーション		高円寺駅情報ステーション	720	41	
		阿佐ヶ谷駅情報ステーション	721		
		荻窪駅情報ステーション	722		
		西荻窪駅情報ステーション	723		
都立公園		和田堀公園	621		

組織	設置場所（施設名）	IP 無線機	
		個別番号	グループ番号
民間一時滞在施設	立正佼成会	704	
	創価学会	705	
	松本工業	706	
	東京土建	707	
	ネッツトヨタ	708	
	ワールドメイト	709	
	トヨタモビリティ東京（株） レクサス浜田山	724	
	学校法人文化杉並学園	711	
	座・高円寺	712	
	杉並学院中学・高等学校	713	
	サンワコムシスエンジニアリング（株）	714	
	久遠キリスト協会	715	
	コミュニティふらっと永福	716	
	杉並公会堂	725	
	ホテルルートイン阿佐谷	726	
	日本基督教団 阿佐ヶ谷教会	727	
	阿佐ヶ谷聖ペテロ教会	728	
	明誠高等学校 中野キャンパス	729	
	トヨタモビリティ東京（株）LTG 荻窪店	730	
	トヨタモビリティ東京（株） 高井戸インター店	731	
	トヨタモビリティ東京（株） 高井戸北陸橋店	732	
	トヨタモビリティ東京（株） 井荻店	733	
	都立杉並高等学校	717	
	都立豊多摩高等学校	718	
	都立農芸高等学校	719	
広域避難場所	広域避難場所用(井草救援隊)携帯１	1101	
	広域避難場所用(井草救援隊)携帯２	1102	
	広域避難場所用(西荻救援隊)携帯１	1103	
	広域避難場所用(荻窪救援隊)携帯１	1104	
	広域避難場所用(阿佐谷救援隊)携帯１	1105	
	広域避難場所用(高円寺救援隊)携帯１	1106	
	広域避難場所用(高円寺救援隊)携帯２	1107	
	広域避難場所用(永福和泉救援隊)携帯１	1108	
	広域避難場所用(高井戸救援隊)携帯１	1109	
	広域避難場所用(高井戸救援隊)携帯２	1110	
補助・代替施設	日本大学第二高校	1111	
	中央大学杉並高校	1112	
	日本大学鶴ケ丘高校	1113	
	専修大学付属高校	1114	
	明治大学和泉キャンパス	1115	
	高千穂大学	1116	
	都立荻窪高校	1117	
	東京立正高校	1118	
	光塩女子学院	1119	
	女子美術大学	1120	
	佼成学園高校	1121	
	都立西高校	1122	
	都立杉並総合高校	1123	
	國學院大學久我山高校	1124	
	都立杉並工科高校	1126	
	都立中央ろう学校	851	
	都立永福学園	852	

資料24

防災行政無線放送塔・電光表示局一覧

令和５年(2023年)９月現在

	拡声子局名	設置所在地		拡声子局名	設置所在地
東部地区	杉並第一小学校	阿佐谷北１－５-27	西部地区	高井戸小学校	高井戸西２－２－１
	杉並第二小学校	成田西３－４－１		高井戸第二小学校	久我山４-49-１
	杉並第三小学校	高円寺南１-15-13		高井戸第四小学校	西荻南１-8-16
	旧杉並第四小学校	高円寺北２-14-13		高井戸東小学校	高井戸東１-12-１
	杉並第六小学校	阿佐谷南１-24-21		久我山小学校	久我山５-18-７
	杉並第七小学校	阿佐谷南３-19-２		松庵小学校	松庵２-23-24
	旧杉並第八小学校	高円寺南２-40-24		大宮前体育館	南荻窪２－１－１
	東田小学校	成田東１-21-１		桃井第二小学校	荻窪５-10-25
	西田小学校	荻窪１-38-15		高井戸中学校	高井戸東１-28-１
	馬橋小学校	高円寺北４-28-５		富士見丘中学校	上高井戸２-16-13
	善福寺川緑地	成田西４－２		高井戸児童館	高井戸西２－５-10
	天王橋	成田西４-15		高井戸公園	久我山２-19-１
	杉並児童交通公園	成田西１-22-13		旧大宮前体育館跡地	宮前２-11-11
	シャレール荻窪	荻窪３－７		久我山児童遊園	久我山４-36-１
	高円寺北公園	高円寺北３-20-15		都立西高等学校	宮前４-21-32
	子供の遊び場	天沼１-37 先		高井戸西公園	高井戸西３－６-18
	梅里中央公園	梅里２-34-20		上高井戸第二児童遊園	上高井戸３-11-17
	旧大宮保育園跡地	大宮２-16-16		宮前保育園	宮前２-24-38
	荻窪南保育園	荻窪１－１－６		荻窪公園	荻窪２-27-８
	荻窪体育館	荻窪３-47-２		松庵東公園	松庵２-10-９
	阿佐谷北第二児童遊園	阿佐谷北６－７－８		西高井戸児童遊園	松庵３-28-１
	阿佐谷中央公園	阿佐谷北１-39-24		上高井戸宿公園	上高井戸１-24-５
	杉並区役所	阿佐谷南１-15-１		高井戸保健センター	高井戸東３-20-３
	高円寺中央公園	高円寺南４-31-７		久我山会館	久我山３-23-20
	高円寺東公園	高円寺南５-11-７		神明中学校	南荻窪２-37-28
	高円寺学園	高円寺北１－４-16		西荻南児童館	西荻南３－５-23
28箇所	東京都交通局 小滝橋自動車営業所杉並支所	梅里１-14-22	29箇所	つくだ公園	高井戸東２-13-16
	都立豊多摩高等学校	成田西２－６-18		都営宮前三丁目アパート	宮前３－８-18
				与謝野公園	南荻窪４－３-22

	拡声子局名	設置所在地		拡声子局名	設置所在地
	大宮小学校	堀ノ内１-12-16		桃井第一小学校	桃井２－６－１
	永福小学校	永福２-16-33		桃井第三小学校	西荻北２-10-７
	杉並和泉学園	和泉２-17-14		桃井第四小学校	善福寺３－３－５
	旧新泉小学校	和泉１-44-26		桃井第五小学校	下井草４-22-４
	方南小学校	方南１-52-14		天沼小学校	天沼２-46-３
	済美小学校	堀ノ内１-17-24		杉並第九小学校	本天沼１－２-19
	松ノ木小学校	松ノ木１－２-26		保育室若杉	天沼３-15-20
	堀之内小学校	堀ノ内３-24-11		沓掛小学校	清水３－１－９
	和田小学校	和田２-30-21		八成小学校	井草２-25-４
	浜田山小学校	浜田山４-23-１		四宮小学校	上井草２-12-26
	杉並第十小学校	和田３-55-49		三谷小学校	上井草３-14-12
	高井戸第三小学校	下高井戸４-16-24		井荻小学校	善福寺１-10-19
	佼成学園中・高等学校	和田２－６-29		東京女子大学	善福寺２－６－１
	永福体育館	永福１－７－６		上井草スポーツセンター	上井草３-34-１
南	明治大学和泉校舎グランド	永福１-12	北	旧清沓中通会議室跡地	清水２-17-11
部	松ノ木運動場	松ノ木１－３-22	部	荻窪北第三自転車駐車場	天沼３-30-40
	旧永福図書館	永福４-25-７		関根文化公園	上荻４－２-10
地	浜田山会館	浜田山１-36-３	地	上荻窪児童遊園	上荻２-21-６
区	和泉サナホーム	和泉４-16-10	区	観泉寺児童遊園	今川２－６-12
	下高井戸おおぞら公園	下高井戸２-27-５		善福寺公園	善福寺３-17
	西永福公園	永福３-40-６		私立ちどり幼稚園	下井草２-30-９
	下高井戸西公園	下高井戸５－９-24		井荻公園	西荻北４-38-17
	京王バス永福町営業所	永福２-60-10		今川一丁目公園	今川１-19-８
	都営和田一丁目アパート	和田１-33		矢頭公園	井草４－３－５
	堀ノ内東公園	堀ノ内３-49-11		すぎのき生活園	井草３-18-14
	泉南中学校	堀ノ内１－３－１		都営本天沼二丁目アパート	本天沼２-38
	浜田山南公園	浜田山１-17-10		今川図書館	今川４-12-10
	都立中央ろう学校	下高井戸２-22-10		勤労福祉会館	桃井４－３－２
	和田堀公園済美山運動場	堀ノ内１-16		井草さくら公園	井草１-17-16
	柏の宮公園	浜田山２－５－１		妙正寺体育館	清水３-20-12
	都営久我山一丁目アパート	久我山１－８		井草森公園	井草４-12-１
	べんてん橋公園	和泉４-17-29		おぎ緑地公園	西荻北１-12-11
	杉並清掃事務所方南支所	方南１－３－４		上井草四丁目自転車集積所	上井草４-25-２
	桜上水北自転車駐車場	下高井戸１-24-15		東原中学校	下井草１-28-５
37	和泉給水駐車場	和泉２－５	36	荻窪駅前北口（電光表示板）	上荻１－６から８先
箇	方南二丁目住宅	方南２-10	箇	桃井原っぱ公園（電光表示板）	桃井３－８－１
所	下高井戸おおぞら公園（電光表示板）	下高井戸２-28-23	所		

資料25

報告事項及び報告主管部一覧

区分 / 報告事項	報告事項	報告主管部		
		速報	中間報告	確定報告
活動状況	職員動員数	各部	各部	各部
	避難受入状況	救援部	救援部	救援部
	救援物資等給与状況	救援部	救援部	救援部
	物資経理状況	救援部	救援部	救援部
	車両配車状況	――	災対総務部	災対総務部
	衛生活動状況	医療救護部	医療救護部	医療救護部
	その他の活動	関係部	関係部	関係部
被害状況	人的被害	関係部	関係部	関係部
	住家被害	救援部	救援部	救援部
	商工業被害	――	――	救援部
	農業被害	――	――	救援部
	公共土木施設被害	災対都市整備部	災対都市整備部	災対都市整備部
	区有施設被害	災対総務部	災対総務部	災対総務部
	区有財産被害	――	災対総務部	災対総務部
	医療機関被害	医療救護部	医療救護部	医療救護部
	その他の被害	関係部	関係部	関係部

資料26

災害対策本部報告様式

発信用紙　　第３号様式

本部長室付議		災対総務部長	総務班長	指令情報班長	起案者	伝達確認
要否	了					

あて先		受信者	写枚
発信機関		発信者	

件名

杉並区

年　月　日　時　分　　発第　号

災害対策本部

本文

受　信　用　紙　　第４号様式

本部長室付議		災対総務部長	総務班長	指令情報班長	起案者	伝達確認
要	否 了					

あて先		受信者	写　枚
発信機関		発信者	

件　名

杉　並　区
年　月　日　時　分　　発第　号
災害対策本部

本　文

資料27

防災関係機関連絡先一覧

令和５年(2023年) ９月１日現在

機関名	代表電話
杉並区役所	3312-2111
東京都総務局総合防災部	5388-2453
東京都建設局第三建設事務所	3387-5132
東京都建設局東部公園緑地事務所	3821-6141
東京都交通局小滝橋自動車営業所杉並支所	3311-2079
東京都水道局西部支所杉並営業所	5300-8261
東京都下水道局西部第一下水道事務所	5343-6200
警視庁杉並警察署	3314-0110
警視庁高井戸警察署	3332-0110
警視庁荻窪警察署	3397-0110
東京消防庁杉並消防署	3393-0119
東京消防庁荻窪消防署	3395-0119
杉並郵便局	3313-2241
荻窪郵便局	3301-5513
杉並南郵便局	3315-4311
東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社	6375-7449
東京ガス株式会社東京中支店	5400-7521
ＮＴＴ東日本電信電話株式会社東京北支店	3352-6293
東京地下鉄株式会社荻窪駅	3392-3878
東日本旅客鉄道株式会社東京支社荻窪駅	3391-0985
首都高速道路株式会社東京西局保全管理課	3264-8201
中日本高速道路株式会社八王子支社	042-691-1171
中野区役所防災危機管理課	3389-1111
練馬区役所危機管理課	3993-1111
世田谷区役所災害対策課	5432-1111
渋谷区役所防災課	3463-1211
武蔵野市防災課	0422-51-5131
三鷹市防災課	0422-45-1151

資料28

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表

救助の種類	対　　象	費用の限度額等	期　　間	備　　考
避難所の設置	１．法第４条第１項 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 ２．法第４条第２項 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	１．基本額 避難所設置費 １人１日当たり 330 円 ２．加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費加算	１．法第４条第１項第１号の避難所 災害発生の日から７日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり） ２．法第４条第２項の避難所 法第２条第２項の規定による救助を開始した日から、別に定める日まで	１．避難所設置費には、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費 ２．輸送費は別途計上 ３．避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げをすることが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 １．１戸当り 6,285,000 円以内 ２．解体撤去原状回復の費用 当該地域の実費 ○賃貸型応急住宅 １．１戸当り 地域の実情に応じた額	○建設型応急住宅 災害発生の日から 20 日以内着工（供与期間：２年以内） ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を提供（救助期間：最長２年）	１．建設型応急住宅を 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ２．高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
炊き出しその他による食品の供与	１．避難所に避難している者 ２．住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１．１人１日当り 1,180 円以内	災害発生の日から７日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	食品供与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額等</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">被服、寝具その他、生活必需品の供与又は貸与</td><td rowspan="5">住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１．夏期（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。

２．別記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>１．備蓄物資の価格は年度当初の評価額</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table>
<tr><th></th><th></th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増す毎に加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,700</td><td>24,000</td><td>35,600</td><td>42,500</td><td>53,900</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,000</td><td>40,100</td><td>55,800</td><td>65,300</td><td>82,200</td><td>11,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,160</td><td>8,200</td><td>12,300</td><td>15,000</td><td>18,900</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,900</td><td>12,900</td><td>18,300</td><td>21,800</td><td>27,400</td><td>3,600</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１．救護班
使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費

２．病院又は診療所
国民健康保険診療報酬の額以内

３．施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前、又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者</td><td>１．救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費

２．助産師による場合は慣行料金の８割以内の額</td><td>分べんした日から７日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>妊婦等の移送費は別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額等	期　　間	備　　考
被災者の救出	1．現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2．生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1．期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2．輸送費、人件費は別途計上
被災住宅の応急修理	1．住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2．大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対する費用（１世帯当たり） 1．大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯　655,000 円以内 2．半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から３か月以内（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）	
学用品の給与	全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1．教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2．文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童１人当たり 4,700 円以内 中学校生徒１人当たり 5,000 円以内 高等学校等生徒１人当たり 5,500 円以内	1．教科書 災害発生の日から１か月以内 2．文房具及び通学用品 災害発生の日から 15 日以内	1．備蓄物資は評価額 2．入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3．幼稚園児、専門学生、大学生等は対象外
埋葬	1．災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬する者	1体当り 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	

救助の種類	対　　象	費用の限度額等	期　　間	備　　考
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途
死体の処理	災害の際死亡した者	１．死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 １体当たり 3,500 円以内 ２．死体の一時保存 ・既存建物…通常実費 ・既存建物以外…１体当り 5,400 円以内 ・ドライアイス…通常実費 ３．検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	１．検案は原則として救護班 ２．輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者	１世帯当り平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１．被災者の避難 ２．医療及び助産 ３．被災者の救出 ４．飲料水の供給 ５．死体の捜索 ６．死体の処理 ７．救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

資料29

報　告　様　式

Ｎｏ．１　被害概況速報

区市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の時限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

Ｎｏ．２　被害状況調

区市町村名

被害の状況＼地区名				地区	地区	地区	地区	計
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
災害発生年月日				年　月　日				

Ｎｏ．３　世帯構成員別被害状況

年　　月　　日　　時現在

区市町村名

被害別＼世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯		7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼															
流失															
半壊・半焼															
床上浸水															

Ｎｏ．４　災害救助費概算額調

種目別区分				員数	単価	金額	備考
Ⅰ 救助業務に要した経費					円	円	
1 救助費							
	(1)	避難所設置費	避難所	延人			
			福祉避難所	延人			
			ホテル・旅館など	延人			
			計	延人			
	(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	戸			
			賃貸型応急住宅	戸			
			応急修理期間における応急仮設住宅の使用	戸			
			計	戸			
	(3)	炊出しその他による食品給与費		延人			
	(4)	飲料水供給費					
	(5)	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与費	全壊（焼）流出	世帯			
			半壊（焼）・床上浸水	世帯			
			計	世帯			
	(6)	医療及び助産費	医療	延人			
			助産	延人			
			計	延人			
	(7)	被災者の救出費		人			
	(8)	住宅の応急修理費	大規模半壊・半壊以上	世帯			
			準半壊	世帯			
			計	世帯			
	(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			
	(10)	学用品の給与	小学校児童 教科書	人			
			小学校児童 文房具等	人			
			中学校生徒 教科書	人			
			中学校生徒 文房具等	人			
			高等学校等生徒 教科書	人			
			高等学校等生徒 文房具等	人			
			計	人			
	(11)	埋葬費	大人	体			
			小人	体			
			計	体			
	(12)	死体の捜索費		体			
	(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
			一時保存	体			
			検案	体			
			計	体			
	(14)	障害物の除去費		世帯			
	(15)	輸送費					
	(16)	賃金職員等雇上費					
2 実費弁償				人			
3 扶助金				件			
4 損失補償				件			
5 法第19条の補償							
Ⅱ 救助事務に要した経費							
1 都道府県事務費							
2 市町村事務費							
3 法第２０条第１項の求償に係る事務費							
4 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費							
（合計）							

別　表　　世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 / 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊（焼） 床上浸水														

資料30

杉 並 区 協 定 先 一 覧

令和６年(2024年)３月１日現在

種別	番号	内容	協定先	締結年月日
食料	1	米穀類供給に関する協定	東京山手食糧販売協同組合	平成 29 年１月 13 日
炊き出し	2	炊き出し労務に関する協定	東京都麺類協同組合杉並支部	平成８年３月１日
	3		東京都麺類協同組合荻窪支部	
医療救護	4	医療救護活動に関する協定	社団法人杉並区医師会	昭和 51 年 10 月５日
	5	歯科医療救護活動についての協定	社団法人東京都杉並区歯科医師会	平成９年３月 25 日
	6	医療救護活動に関する協定	社団法人杉並区薬剤師会	平成 11 年１月 26 日
	7	応急救護活動に関する協定	東京都柔道整復師会杉並支部	平成３年８月６日
	8	動物に関わる救護活動に関する協定	社団法人東京都獣医師会杉並支部	平成 14 年 12 月９日
	9	緊急医療救護所の開設等に関する協定	荻窪病院	平成 26 年２月 28 日
	10		東京衛生アドベンチスト病院	
	11		河北総合病院	
	12		浜田山病院	
	13		救世軍ブース記念病院	
	14		山中病院	
	15		城西病院	
	16		清川病院	
	17		浴風会病院	
	18		ニューハート・ワタナベ国際病院	平成 27 年３月 10 日
	19		佼成病院	
	20	杉並区、医療法人財団荻窪病院及び学校法人中央大学杉並高等学校の協力に関する協定	荻窪病院、中央大学杉並高等学校	平成 26 年７月４日
	21	杉並区、医療法人社団静山会清川病院及び学校法人杉並学院中学高等学校の協力に関する協定	清川病院、杉並学院中学高等学校	平成 27 年１月 15 日
	22	医薬品等の調達業務に関する協定	アルフレッサ㈱杉並・中野支店	平成 26 年４月 15 日
	23		㈱スズケン城西支店	
	24		㈱バイタルネット東京中央支店	
	25		㈱マルタケ西部営業所	
	26		㈱メディセオ新宿・中杉支店	
	27		酒井薬品㈱中野営業所	
	28		東邦薬品㈱練馬営業所	

種別	番号	内容	協定先	締結年月日
医療救護	29	災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定	河北透析クリニック	令和６年２月 21 日
	30		阿佐谷すずき診療所	
	31		高円寺すずきクリニック	
	32		桃井診療所	
	33		寺田病院	
	34		西荻窪透析内科クリニック	
	35	災害時における医療救護活動の協力に関する協定	杉並交通㈱	令和６年２月 21 日
	36		杉並交通第二㈱	
	37		宮園自動車㈱	
	38		㈱トップジャンクション	
福祉救援所	39	福祉救援所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人浴風会	平成 18 年３月 30 日
	40		社会福祉法人サンフレンズ	平成 20 年３月 28 日
	41		社会福祉法人東京都知的障害者育成会	
	42		社会福祉法人杉樹会	平成 21 年３月 19 日
	43		医療法人財団河北総合病院	平成 22 年１月 21 日
	44		社会福祉法人鵜足津福祉会	平成 22 年２月１日
	45		社会福祉法人救世軍社会事業団	平成 23 年２月１日
	46		医療法人社団松永会	
	47		㈱大起エンゼルヘルプ	平成 27 年３月 19 日
	48		社会福祉法人仁愛会	平成 27 年３月 19 日 令和４年 11 月 15 日
	49		社会福祉法人済美会	平成 28 年３月 15 日
	50		有限会社グルップボエンデ	
	51		社会福祉法人いたるセンター	平成 29 年２月 15 日 令和２年 11 月 19 日
	52		㈱ベネッセスタイルケア	平成 29 年２月 15 日
	53		社会福祉法人奉優会	
	54		社会福祉法人櫻灯会	平成 30 年３月１日
	55		社会福祉法人正吉福祉会	
	56		社会福祉法人健誠会	平成 30 年 10 月 15 日
	57		社会福祉法人桐仁会	平成 30 年 12 月 19 日
	58		社会福祉法人真光会	令和元年 10 月１日
	59		東京都立永福学園	令和元年 11 月５日
	60		社会福祉法人さわらび会	令和２年１月８日
	61		東京都立中央ろう学校	令和２年９月 25 日
	62		社会福祉法人愛あい会	令和３年４月 25 日
	63		株式会社ニチイケアパレス	令和３年７月 26 日
	64		社会福祉法人暁会	令和４年２月７日

種別	番号	内容	協定先	締結年月日
福祉救援所	65	福祉救援所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人三養福祉会	令和４年２月 18 日
	66		㈱ビーステップ	令和４年９月９日
	67		社会福祉法人慈雲会	令和５年３月 22 日
	68		社会福祉法人真松之会	令和５年８月 15 日
	69		㈱バンブーワァオ	令和６年３月１日
帰宅困難一時滞在施設	70	帰宅困難者一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書	創価学会	平成 27 年２月５日
	71	帰宅困難者の受入等に関する協定	立正佼成会	平成 27 年 11 月４日
	72		松本工業㈱	平成 27 年 12 月４日
	73		東京土建一般労働組合杉並支部	平成 28 年 12 月 14 日
	74		ネッツトヨタ東京㈱	平成 30 年１月 29 日
	75		ワールドメイト	平成 31 年３月 28 日
	76		トヨタモビリティ東京㈱	令和元年 12 月２日
	77		文化杉並学園	令和元年 12 月 20 日
	78		劇場創造ネットワーク	令和元年 12 月 24 日
	79		杉並学院中学・高等学校	令和２年１月 10 日
	80		サンワコムシスエンジニアリング㈱	令和３年 11 月１日
	81		久遠キリスト教会	令和２年２月７日
	82		PFI 杉並公会堂㈱、㈱京王設備サービス	令和２年７月 10 日
	83		ルートインジャパン㈱	令和３年６月１日
	84		明聖高等学校中野キャンパス	令和４年１月５日
	85		日本基督教団阿佐谷教会	令和４年４月１日
	86		㈱ソレイユ	令和４年 10 月 21 日
	87		荻窪タウンセブンビル㈱	令和５年 12 月 15 日
	88		沸心山西教寺	令和５年 12 月 22 日
震災救援所補助代替施設	89	震災救援所（避難所）施設利用に関する協定	都立西高等学校	平成 29 年６月１日
	90		学校法人国学院大学久我山中学・高等学校	平成 29 年６月 16 日
	91		学校法人明治大学	平成 29 年７月 31 日
	92		学校法人専修大学付属高等学校	平成 30 年２月 16 日
	93		都立豊多摩高校	令和元年 10 月７日
	94		都立杉並高等学校	令和元年 10 月 16 日
	95		学校法人佼成学園中学・高等学校	令和元年 10 月 25 日
	96		学校法人日本大学第二学園	令和元年 10 月 30 日
	97		都立永福学園	令和元年 11 月５日
	98		学校法人文化杉並学園中学・高等学校	令和元年 11 月 29 日
	99		都立荻窪高等学校	令和元年 12 月３日

種別	番号	内容	協定先	締結年月日
震災救援所補助代替施設	100	震災救援所（避難所）施設利用に関する協定	学校法人杉並学院中学・高等学校	令和元年 12 月３日
	101		学校法人立正高等学校	令和元年 12 月 24 日
	102		都立中央ろう学校	令和２年２月７日
	103		学校法人日本大学鶴ヶ丘高等学校	令和２年２月 14 日
	104		都立農芸高等学校	令和２年３月 11 日
	105		都立杉並総合高等学校	令和２年３月 13 日
	106		学校法人中央大学杉並高等学校	令和２年３月 17 日
	107		学校法人光塩女子学園	令和３年３月 22 日
	108		学校法人明聖高等学校中野キャンパス	令和４年１月５日
	109		都立杉並工科高等学校	令和５年４月１日
	110	承諾書	学校法人高千穂学園	平成 10 年 10 月６日
	111		学校法人女子美術大学	平成 10 年 10 月 22 日
	112		学校法人東京女子大学	平成 10 年 10 月 30 日
避難場所運営	113	財団法人杉並区スポーツ振興財団の協力に関する協定	財団法人杉並区スポーツ振興財団	平成 20 年２月 29 日
	114	震災救援所の運営等に関する協定	杉並建物総合管理事業協同組合	平成 23 年３月 29 日
	115	避難場所等における連携・協力体制に関する協定	東京都公園協会	平成 28 年３月 30 日
	116	施設使用に関する協定	東京都	令和３年７月 30 日
	117	避難にかかる施設利用に関する協定	日本郵政株式会社、日本郵政共済組合	令和４年７月 15 日
応急資器材	118	緊急用資機材等の提供に関する協定	㈱源産業	平成 29 年３月 21 日
	119	緊急用資機材等の提供に関する協定	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	
	120	段ボール製品等の調達に関する協定	興亜紙業株式会社	令和５年３月 17 日
行政手続きの支援活動	121	行政手続の支援活動に関する協定	東京都行政書士会杉並支部	平成 29 年９月７日
情報発信	122	情報発信等に関する協定	LINE ヤフー㈱	令和元年 11 月 28 日

種別	番号	内容	協定先	締結年月日
住家被害認定調査	123	住家被害認定調査等に関する協定	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会	平成 30 年２月１日
水防	124	水防業務に関する協定	杉並土木災害防止協力会	平成 31 年３月７日
土木	125	土木施設被災状況把握に関する協定	都市再生調査事業協同組合	令和５年４月１日
障害物除去	126	障害物の除去に関する協定	杉並造園環境改善災害防止協力会	平成 18 年 12 月１日
	127		杉並建設業協会	令和４年５月１日
	128		杉並土木災害防止協力会	令和４年５月１日
	129		一般社団法人東京建物解体協会	令和４年９月１日
応急点検	130	震災救援所の応急点検等に関する協定	一般社団法人杉並建設防災協議会	平成 21 年 10 月 29 日
輸送	131	物流業務等の協力に関する協定	一般社団法人東京都トラック協会杉並支部	平成 31 年３月 20 日
	132	物流業務等の協力に関する協定	杉並輸送事業協同組合	令和６年２月１日
物流	133	緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書	ヤマト運輸㈱	平成 29 年３月 21 日
	134		佐川急便㈱	
	135	緊急物資拠点施設の提供に関する協定書	岩崎通信機㈱	平成 29 年 10 月 31 日
燃料	136	緊急車両用燃料等の供給に関する協定	東京都石油商業組合杉並中野支部	平成 23 年３月 23 日
	137	プロパンガスの供給に関する協定	社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部	
環境衛生サービス	138	災害時における応急対策業務の提供に関する協定	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	令和５年 12 月１日
	139	理容サービスに関する協定	東京都理容生活衛生同業組合	平成 28 年９月６日
	140	各種環境衛生サービスの提供に関する協定	杉並区環境衛生協会	令和４年 11 月 22 日
障害福祉サービス	141	避難所等での障害福祉サービス提供に関する協定	㈱May マリーゴールドケアステーション and ラボ	令和５年８月 31 日
	142		㈲ひかり	令和５年８月 31 日
	143		㈱グローバルエステート	令和６年３月１日
	144		社会福祉法人天寿園会	令和６年３月１日
し尿	145	し尿処理（除去）に関する協定	㈱西原環境	平成 17 年 12 月６日
	146		吉川商事㈱	
	147		環衛㈱	
	148	下水道施設へのし尿搬入に関する覚書	東京都下水道局西部第一下水道事務所	平成 23 年３月 23 日
物資	149	寝具類の提供に関する協定	(有)安田商会	平成８年３月１日
	150	応急対策業務に関する協定	東京畳工業協同組合杉並支部	

種別	番号	内容	協定先	締結年月日
物資	151	応急物資の優先供給等の協力に関する協定	サミット㈱	平成 20 年２月１日
	152		杉並区商店会連合会	平成 21 年２月 12 日
	153		杉並区商店街振興組合連合会	
	154		プラス㈱ジョインテックスカンパニー	平成 29 年３月 21 日
	155		大塚製薬㈱	平成 29 年７月 10 日
	156		㈱ファミリーマート	平成 30 年４月 13 日
	157		㈱セブン‐イレブン・ジャパン、㈱イトーヨーカ堂	平成 29 年５月 19 日
	158		㈱ココスナカムラ	令和４年３月１日
	159		㈱オオゼキ	令和５年９月１日
	160	災害時における飲料提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン㈱	令和３年３月 11 日 令和４年３月 14 日 令和４年７月 21 日
	161		ダイドードリンコ㈱	令和４年３月 14 日 令和５年８月７日
車両	162	給電車両貸与に関する協定	トヨタモビリティ東京㈱	令和２年 12 月１日
	163	車両貸渡に関する協定	㈱アイ・ティ・エス	令和４年３月 11 日
	164	地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	㈱ジェイコム東京　杉並・中野局	令和４年８月 29 日
用地	165	東京中央農業協同組合の協力に関する協定	東京中央農業協同組合	平成 12 年２月１日
	166	杉並区と郵便局の協力に関する協定	杉並郵便局、荻窪郵便局、杉並南郵便局	平成 10 年 12 月 15 日
住宅	167	被災時における民間住宅の応急修繕等に関する協定	杉並区小規模建設事業団体連絡会	平成 23 年 12 月 27 日
ボランティア	168	語学ボランティアの派遣に関する協定	杉並区交流協会	令和３年４月１日
	169	ボランティア活動に関する協定	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	平成 30 年４月１日
放送	170	ケーブルテレビ事業等に対する出資に関する協定	㈱ジェイコム東京	平成 11 年５月 11 日
	171	災害情報の放送等に関する覚書	㈱ジェイコム東京	平成 18 年６月 28 日
葬祭	172	棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	全東京葬祭業協同組合連合会	平成 13 年 11 月 12 日
	173		社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	
自治体	174	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区 （千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、港区、新宿区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区）	平成８年２月 16 日
	175	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	東京都、23 区、都内 26 市及び都内 13 町村	令和３年 12 月 27 日

種別	番号	内容	協定先	締結年月日
自治体	176	災害時相互援助協定	名寄市	平成 18 年 7 月 1 日
	177		東吾妻町	平成 18 年 10 月 10 日
	178		小千谷市	平成 16 年 5 月 12 日
	179		南相馬市	平成 19 年 2 月 19 日
	180		青梅市	平成 23 年 8 月 28 日
	181		武蔵野市	平成 23 年 12 月 20 日
	182		北塩原村	平成 24 年 2 月 25 日
	183		忍野村	平成 24 年 8 月 27 日
	184		南伊豆町	平成 24 年 9 月 14 日
	185		自治体スクラム支援会議参加自治体	令和 4 年 5 月 20 日
ヘリコプター緊急離着陸場	186	ヘリコプター緊急離発着場に関する覚書	杉並消防署、荻窪消防署	平成 19 年 4 月 27 日
通信	187	非常通信の運用に関する協定	杉並消防署	平成 20 年 3 月 31 日
情報交換	188	情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 6 月 28 日
応急給水	189	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	東京都水道局	平成 25 年 7 月 10 日
	190	震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定	杉並消防署	平成 25 年 10 月 15 日
	191		荻窪消防署	平成 28 年 3 月 23 日
	192		杉並消防署	平成 29 年 6 月 1 日
	193		杉並消防署	平成 31 年 3 月 31 日
ライフライン	194	相互連携に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社	令和 3 年 10 月 1 日

資料31

災害時における米穀類供給に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に際し、杉並区が、東京山手食糧販売協同組合に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　杉並区長（以下「甲」という。）は、災害が発生し、杉並区のみでは応急対策を実施することが困難な場合、東京山手食糧販売協同組合理事長（以下「乙」という。）に対して、業務の協力を要請することができる。

（米穀類の提供）
第３条　乙は、甲から要請があったときは、乙の保有する米穀、その他の食料の類（以下「米穀類」という。）を提供するものとする。

（業務内容）
第４条　甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、日時、場所を指定して、米穀類の提供を受けるものとする。

（費用負担）
第５条　乙が米穀類の提供に要した費用は、甲が負担する。

（報告及び請求）
第６条　乙は、業務終了後、甲に報告し、業務に要した通常の実費用額を、甲に請求するものとする。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、平成 29 年１月 13 日から 10 年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲、乙からなんらの申し出がないときは、さらに 10 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年１月１３日

甲　東京都杉並区長　　田　中　　良

乙　東京山手食糧販売協同組合理事長
石　井　忠　裕

災害時における米穀類供給に関する協定実施細目

杉並区長（以下「甲」という。）と東京山手食糧販売協同組合理事長（以下「乙」という。）は、平成 29 年１月 13 日付で締結した「災害時における米穀類供給に関する協定」の実施に関して、次のとおり細目を協定する。

（協力の要請方法）

第１条　甲は、乙に対し、協力を要請するときは、日時、場所、品目及び数量を指定して、口頭又は電話等により行うものとする。

（輸送方法）

第２条　乙は、甲の要請により、米穀類を提供する場合は、乙の車両によるものとする。ただし、それにより難い事情がある場合は、甲の配置する車両によるものとする。

（費用額の基準）

第３条　乙が、業務終了後、甲に請求する費用額は、災害発生の直前の価格又は訓練当日の価格を基準とする。

（損害補償）

第４条　甲は、乙に属する業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。

（現状報告）

第５条　乙は、毎年３月 31 日現在で、区内の加盟組合員、乙の保有する米穀類等の品目及びその概算数量を、甲に速やかに報告するものとする。

（有効期間）

第６条　この実施細目の有効期間は、平成 29 年１月 13 日から 10 年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲、乙からなんらの申し出がないときは、さらに 10 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第７条　この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成29年１月13日

甲　東京都杉並区長　　田　　中　　良

乙　東京山手食糧販売協同組合理事長

石　井　忠　裕

資料32

災害時における炊き出し労務に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害に際し、杉並区長（以下「甲」という。）が東京都麺類協同組合杉並支部長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）
第２条　甲は、杉並区内に災害が発生し、杉並区のみでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、日時、場所を指定して業務の協力を要請するものとする。

（業務内容）
第３条　乙の協力する業務の内容は、甲の行う非常炊き出しの際に、労務を提供するものとする。
２　非常炊き出しの際、乙の手持ちの原材料によるほか、原材料、資器材及び燃料は、甲が準備するものとする。
３　非常時に対処するため、杉並区と共同で、または、乙が単独で年１回以上、炊き出し訓練を実施するものとする。

（費用の負担）
第４条　甲に対し、乙が提供した労務の対価、原材料及び訓練に要した費用は甲が負担するものとする。

（報告及び請求）
第５条　乙は、業務が終了した後、甲に報告のうえ、業務に要した実費用額を甲に請求するものとする。

（損害補償）
第６条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務を実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（状況報告）
第７条　乙は、災害時に協力できる人員を、毎年４月１日現在で甲に報告しなければならない。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成８年３月１日から５年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲、乙からなんらの申し出がないときは、さらに５年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年３月１日

甲　東京都杉並区長　　本　楯　　保　正

乙　東京都麺類協同組合杉並支部
支　部　長　　河　口　　祐　治

資料33

災害時における炊き出し労務に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害に際し、杉並区長（以下「甲」という。）が東京都麺類協同組合荻窪支部長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）
第２条　甲は、杉並区内に災害が発生し、杉並区のみでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、日時、場所を指定して業務の協力を要請するものとする。

（業務内容）
第３条　乙の協力する業務の内容は、甲の行う非常炊き出しの際に、労務を提供するものとする。
２　非常炊き出しの際、乙の手持ちの原材料によるほか、原材料、資器材及び燃料は、甲が準備するものとする。
３　非常時に対処するため、杉並区と共同で、または、乙が単独で年１回以上、炊き出し訓練を実施するものとする。

（費用の負担）
第４条　甲に対し、乙が提供した労務の対価、原材料及び訓練に要した費用は甲が負担するものとする。

（報告及び請求）
第５条　乙は、業務が終了した後、甲に報告のうえ、業務に要した実費用額を甲に請求するものとする。

（損害補償）
第６条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務を実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（状況報告）
第７条　乙は、災害時に協力できる人員を、毎年４月１日現在で甲に報告しなければならない。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成８年３月１日から５年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲、乙からなんらの申し出がないときは、さらに５年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年３月１日

甲　東京都杉並区長　　本　橋　　保　正
乙　東京都麺類協同組合荻窪支部　　支部長　平　沢　　信　男

資料34

災害時の医療救護活動に関する協定

東京都杉並区を「甲」とし、社団法人杉並区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、東京都杉並区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、東京都杉並区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救援班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

（１）　医師

（２）　看護婦　　若干名

（３）　その他補助事務

（医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）　傷病者に対する応急処置

（２）　後方医療施設への転送の要否及び、転送順位の決定

（３）　転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

（４）　死亡の確認

（指揮命令）

第６条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第８条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）
第９条　救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

（医療費）
第 10 条　救護所における医療費は、無料とする。
２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）
第 11 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）
第 12 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）　医療救護班の編成・派遣に伴うもの
　ア　医療救護班の編成・派遣に要する経費
　イ　医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費弁償
　ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（２）　合同訓練時における医療救護活動における前（１）に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）
第 13 条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する東京都杉並区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（細目）
第 14 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）
第 15 条　前各条に定めのない事項については甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和51年10月５日

甲　東京都杉並区
　代表者　東京都杉並区長　菊　地　喜一郎

乙　社団法人杉並区医師会
　代表者　杉並区医師会長　櫛　引　謙　一

災害時の医療救護活動実施細目

昭和 51 年 10 月 5 日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第 14 条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第２条　甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

２　甲は、災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第３条　前第２条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第４条　協定書第 12 条及び、前条の定める費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に報告するものとする。

（１）　医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式１）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班名簿（様式１－１）及び医療救護診療記録（様式１－２）を添えて請求するものとする。

（２）　医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(１)による様式１に薬品・衛生材料使用報告書（様式２）を添えて請求するものとする。

（３）　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式３）に事故疾病者が概要（様式３－１）を添えて報告するものとする。

（４）　甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る実費弁償等については、前(１)～(３)の定めを準用する。

（５）　後方医療施設及び救護所を設置された医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前(１)による様式１物件損傷等報告書（様式４）を添えて請求するものとする。

（６）　その他医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和 38 年規則第 136 号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第５条　甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、協定書第 12 条第２項による基準により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

東京杉並区（以下「甲」という。）と、社団法人杉並区医師会（以下「乙」という。）との間において昭和 51 年 10 月 5 日締結した「災害時の医療救護活動についての協定」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償に関し、次のとおり覚書を交換し、 相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第 1 医療救護従事者に対する実費弁償の額は、一回の出動につき、次のとおりとする。

（1）医師　　19,500 円

（2）看護婦　7,000 円

（3）事務　　3,900 円

2　医療救護活動の時間が 3 時間をこえる場合は、次表の 1 時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職種	1 時間単価	備考
医師	6500 円	ただし、従事時間が午後 5 時から同 10 時まで及び午前 5 時から同 9 時までの場合は、左記単価の 125/100 を、また午後 10 時から午前 5 時までの場合は 150/100 により算出した額とする。
看護婦	2330 円	
事務	1300 円	

（医薬品等の実費弁償）

第 2 医療救護班が撫行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

2　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第 3 医療救護に従事したものが負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費については、その者が通常得ている収入の額を某準として、災害救助法（昭和 22 年法律第 11 8 号）の規定に某づき算出した額とする。

（合同訓練参加経費）

第 4 合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、次のとおりとする。

（1）医師　　16,300 円

（2）看護婦　5,800 円

（3）事務　　3,200 円

2　医薬品等の実費弁償及び扶助費については、前第 2 及び第 3 の規定を準用する。

（医事紛争の処理）

第5 医療救護班が転送した患者の診療について、この患者を診療した後方医療施設と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙はただちに甲に連絡するものとする。

2　甲は、前項の連絡をうけたときは、速やかに開査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措罹をとるものとする。

（未収金の処理）

第6 後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ、別紙様式により甲に通知するものとする。

2　甲は、前項の通知をうけたときは、 詞査のうえ支払義務者に対し当該請求分の支払いを催促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、 乙と協議のうえ、 後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

なお、 昭和63年4月1日確定の「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」は廃止する。

平成元年4月1日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番1号
甲　東京都杉並区
代表者　東京都杉並区長　　松田　良吉

東京都杉並区阿佐谷南三丁目48番８号
乙　社団法人杉並区医師会
代表者　杉並区医師会長　　山田　淑

資料35

災害時の歯科医療救護活動についての協定

杉並区（以下「甲」という）と、社団法人東京都杉並区歯科医師会（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都杉並区地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）
第２条　甲は、東京都杉並区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。
２　乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定および提出）
第３条　乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、つぎのとおりとする。
（１）　歯　科　医　師　　若干名
（２）　歯 科 衛 生 士　　若干名
（３）　その他補助事務　　若干名

（歯科医療救護班の活動場所）
第４条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては、第６条の指揮命令に従い被災地を巡回し、歯科医療救護活動を実施する。

（歯科医療救護班の業務）
第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
（１）　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
（２）　後方医療施設への転送の要否の決定
（３）　医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・保健指導
（４）　身元確認作業等に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）
第６条　歯科医療救護班に係る指揮命令および歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）
第７条　乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）
第８条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　医療救護所等において歯科医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。
３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）
第９条　医療救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）
第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）
第 11 条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）　歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費
（２）　歯科医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費弁償
（３）　歯科医療救護班の歯科医師等が、歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（４）　歯科医療救護班の歯科医師等による歯科医療救護活動において発生した医事紛争に係る経費のうち、甲が必要と認めた経費（歯科医師等による重大な過失によるものは除く。）
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）
第 12 条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都杉並区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

（細目）
第 13 条　この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成９年３月25日

甲　東京都杉並区
代表者　東京都杉並区長　　本　橋　保　正

乙　社団法人東京都杉並区歯科医師会
代表者　東京都杉並区歯科医師会　会長　　田　上　　敏

資料36

災害時の医療救護活動に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と、社団法人杉並区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、杉並区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）
第２条　甲は、杉並区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、甲が設置する医療救護所等に薬剤師班を派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定および提出）
第３条　乙は、前条の定める医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）
第４条　薬剤師班は、甲が設置する医療救護所及び震災救援所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）
第５条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。
（１）　医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
（２）　医療救護所等における医薬品の仕分及び管理
（３）　甲の要請に基づく医薬品等の調達

（指揮命令）
第６条　薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）
第７条　薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）
第８条　薬剤師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。
２　医療救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。
３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）
第９条　医療救護所等における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）
第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際、傷病者が発生した場合の調剤及び服薬指導を併せて行うものとする。

（費用弁償等）
第 11 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）　薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
ア　薬剤師班の編成、派遣に要する経費
イ　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
ウ　薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
エ　甲の要請に基づいて調達した医薬品等の実費弁償
（２）　合同訓練時における医療救護活動の前（１）に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）
第 12 条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する杉並区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

（細目）
第 13 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成 11 年１月 26 日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区　代表者　杉並区長　　本　橋　　保　正

乙　杉並区荻窪四丁目 21 番 17 号
社団法人杉並区薬剤師会
代表者　杉並区薬剤師会会長　石　井　　明

資料37

災害時における応急救護活動についての協定

杉並区を「甲」とし、杉並区接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都杉並区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）
第２条　災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。
ア　傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲）の実施
イ　傷病者に対する応急救護に関する衛生材料の提供
２　乙が救護所において行う応急救護は、救護班の編成下に入り、救護所の医師の指示により救護活動を行うものとする。

（費用弁償）
第３条　甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害補償）
第４条　甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、（「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号））の例による。

（防災訓練への参加）
第５条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護計画の策定）
第６条　乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、社団法人杉並区医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）
第７条　この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は平成３年８月６日から平成４年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通保有する。

平成３年８月６日

甲　東京都杉並区
　　代表者　東京都杉並区長　松　田　良　吉
乙　公益財団法人東京都柔道整復師会杉並支部長
　　井　澤　津久夫

資料38

災害時の動物に関わる救護活動に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と東京都獣医師会杉並支部（以下「乙」という。）は、杉並区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に甲が行う動物（人の飼育する動物で、ほ乳類、鳥類、及びは虫類に属するもの（東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年東京都条例第 81 号）第２条第２項に規定する特定動物を除く。））に関わる救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）
第２条　乙の協力業務の内容は、次のとおりとする。
（１）　負傷した動物に対する応急処置
（２）　乙の会員病院への転送の要否決定
（３）　動物の死亡確認
（４）　甲が実施する動物に関わる救護活動に対する指導、公衆衛生活動
（５）　乙の協力業務に必要な医薬品、ペットフード等の備蓄及び調達

（甲の負担）
第３条　甲は、甲の保有する防災無線機を乙に貸与し、災害時における連絡手段の確保を図るものとする。また、前条第５号に掲げる備蓄に対し、可能な限り協力するものとする。

（獣医師会救護班の派遣要請）
第４条　甲は、動物に関わる救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、獣医師会救護班の派遣を要請するものとする。
２　前項の規定による甲の要請は、杉並区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により、副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。
３　前２項の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を電話又は防災無線等をもって連絡するものとし、その後速やかに、甲は災害時協力要請書を乙に提出するものとする。
（１）　要請を行った者の職氏名、担当者氏名
（２）　要請内容
（３）　履行の期日（期間）及び場所
（４）　その他必要な事項
４　乙は、前３項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに獣医師会救護班を編成し、杉並区地域防災計画に基づき甲が設置する負傷動物救護所等へ派遣するものとする。

（業務報告）
第５条　乙は、協力業務を実施したときは、次に掲げる事項を電話又は防災無線等をもって甲に報告するものとする。
（１）　実施業務内容
（２）　従事者の氏名
（３）　その他必要な事項

（災害時活動計画の策定及び提出）
第６条　乙は、協力業務を実施するため、災害時活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前項の計画に変更があった際も、また同様とする。

（医療費）
第７条　負傷動物救護所における医療費について、飼い主負担はなしとする。
２　乙の会員病院における医療費は、原則として飼い主負担とする。

（費用弁償等）
第８条　甲の要請に基づき、乙が協力業務を実施した場合の費用弁償等については、甲が負担するものとする。
（１）　獣医師会救護班の編成及び派遣に関するもの
ア　獣医師会救護班の編成及び派遣等に要する経費
イ　乙が調達及び使用した医薬品等及びペットフードの実費弁償
ウ　獣医師会救護班の獣医師等が協力業務において負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡した場合の補償
（２）　合同訓練時における前号に係る経費
２　前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
３　前２項の規定による費用弁償等を請求する場合、乙は、災害時協力業務実施報告書及び経費の積算根拠を示す資料を添付した請求書を甲に提出するものとする。
４　甲は、費用弁償等の支払い請求があったときは、その内容を確認のうえ、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（合同訓練）
第９条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

（避難方式の周知）
第 10 条　甲及び乙は、動物の飼い主である区民が避難するときは、動物収容設備（ケージ等）に動物を収容して同行避難するよう、平常時から周知徹底に努めるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲及び乙の連絡責任者は、甲にあっては杉並保健所生活衛生課長、乙にあっては東京都獣医師会杉並支部長とする。

（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）
第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙からなんらの申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成14年12月９日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉　並　区　長　　山　田　　宏

乙　杉並区阿佐谷北四丁目１番２号
社団法人東京都獣医師会杉並支部長　中　西　章　男

資料39

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と医療法人財団荻窪病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区今川三丁目１番２４号

名　称　医療法人財団荻窪病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月２８日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　医療法人財団荻窪病院長

村　井　信　二

資料40

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と医療法人財団アドベンチスト会東京衛生病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点連携病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点連携病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区天沼三丁目１７番３号

名　称　医療法人財団アドベンチスト会東京衛生病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月２８日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　医療法人財団アドベンチスト会東京衛生病院長

西　野　俊　宏

※東京衛生病院は、東京衛生アドベンチスト病院に名称変更

資料41

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会医療法人河北医療財団河北総合病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点連携病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点連携病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区阿佐谷北一丁目７番３号

名　称　社会医療法人河北医療財団河北総合病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月２８日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　社会医療法人河北医療財団河北総合病院長

渡　邉　千　之

資料42

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と医療法人社団樺島会樺島病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点連携病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点連携病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区浜田山四丁目１番８号

名　称　医療法人社団樺島会樺島病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）
第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。
２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）
第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。
２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）
第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）
第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）
第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月２８日

甲　杉　並　区　長
田　中　　良

乙　医療法人社団樺島会樺島病院長
小　瀬　忠　男

※樺島病院は、浜田山病院に名称変更

資料43

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と宗教法人救世軍救世軍ブース記念病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点協力病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点協力病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区和田一丁目４０番５号

名　称　宗教法人救世軍　救世軍ブース記念病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月２８日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　宗教法人救世軍　救世軍ブース記念病院長

高　木　道　人

資料44

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と山中病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点連携病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点連携病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区西荻南二丁目２５番１７号

名　称　山中病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月２８日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　山中病院長

山　中　英　雄

※令和 3 年(2021 年)4 月時点における所在地については、次のとおり。

所在地　東京都杉並区南荻窪１丁目５番１５号に移転

資料45

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社団法人衛生文化協会城西病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点連携病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点連携病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区上荻二丁目４２番１１号

名　称　社団法人衛生文化協会城西病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月２８日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　社団法人衛生文化協会城西病院長

笠　原　　督

資料46

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と医療法人社団静山会清川病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点連携病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点連携病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区阿佐谷南二丁目３１番１２号

名　称　医療法人社団静山会清川病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月２８日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　医療法人社団静山会清川病院長

安　田　清　美

資料47

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人浴風会浴風会病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点連携病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点連携病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区高井戸西一丁目１２番１号

名　称　社会福祉法人浴風会浴風会病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月２８日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　社会福祉法人浴風会浴風会病院長

吉　田　亮　一

資料48

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と医療法人社団東京医心会ニューハート・ワタナベ国際病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点連携病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点連携病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区浜田山三丁目 19 番 11 号

名　称　医療法人社団東京医心会ニューハート・ワタナベ国際病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成 27 年 3 月 10 日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　医療法人社団東京医心会

ニューハート・ワタナベ国際病院長

小　田　　誠

資料49

災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と立正佼成会附属佼成病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定における緊急医療救護所とは、災害時等において乙の災害拠点病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第３条　本協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地　東京都杉並区和田二丁目 25 番１号

名　称　立正佼成会附属佼成病院

（協力要請等）

第４条　災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲は乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合乙は速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品及び資器材の購入及び保管・管理について、乙に協力を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条２項に規定する要請を乙が受諾する場合は、購入及び保管・管理に係る経費は、甲が負担するものとする。

（連絡体制）

第６条　第４条で規定する協力要請の目的を達成するため、甲乙はお互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第７条　甲乙は、あらかじめ協力内容についてお互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　前項の内容に変更が生じた場合、お互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）

第８条　乙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲に対して施設等を提供するものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（訓練等）

第９条　乙が緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲は積極的に協力することとする。

（協議等）

第 10 条　本協定に定めるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項は、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成 27 年３月 10 日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　立正佼成会附属佼成病院長

神　保　好　夫

資料50

災害時における杉並区、医療法人財団荻窪病院及び学校法人中央大学杉並高等学校の協力に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と、医療法人財団荻窪病院（以下「乙」という。）及び学校法人中央大学杉並高等学校（以下「丙」という。）は、災害時における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点病院として医療活動を実施する際、丙が所有し、又は管理する施設及び用地の一部（以下「施設等」という。）を負傷者等の待機場所等として利用し、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適切かつ円滑に実施するために甲、乙及び丙の相互協力の内容を定めることを目的とする。

（提供施設等）

第２条　第１条に規定する丙の施設等とは、以下の施設とする。

（１）第二体育館（地階）

（２）柔道場（地階）

（３）中庭のアスファルト舗装部分

（４）被服室（１階）

（５）第一体育館（２階）

２　前項第４号で掲げる被服室はスタッフルームとして、第５号で掲げる第一体育館は生徒不在時に限って使用すること。

３　第１項に規定する施設のうち第１号、第２号及び第５号で掲げる施設については、甲により震災救援所補助・代替施設として指定されているが、原則として、発災後７２時間までは、本協定にもとづく使用が優先する。

（協力内容）

第３条 甲、乙及び丙は、甲が緊急医療救護所を開設及び運営する際において、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）甲は、乙の病院機能を維持するため、災害の大きさ等により、丙の施設等を以下の順において、提供することを要請することができる。

ア　治療後の負傷者等の待機場所

イ　トリアージ前の軽症者の待機場所

ウ　トリアージ後の軽症者の治療場所

（２）甲及び乙は、丙に対して、可能な範囲内において、負傷者等の搬送等に協力することを要請することができる。ただし、丙の教員が引率する場合に限る。

（３）丙は、丙が提供する負傷者等の待機場所等で必要とされる医薬品、医療資器材及び物品の提供を甲に要請することができる。

（協力要請）

第４条　甲、乙及び丙は、互いに協力を要請する場合は、連絡責任者が口頭により行えるものとする。ただし、後日、改めて文書を送付するものとする。

（協力体制）

第５条　甲、乙及び丙は、あらかじめ協力体制を明らかにしておくため、相互に協議するものとする。

２　甲、乙及び丙は、災害時における協力体制の実効性を高めるため、相互に協力して、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第３条に規定する協力要請に対し、丙が要した経費については、適正な方法により算出した金額を、甲が予算の範囲内において負担するものとする。ただし、法令その他別段の定めがあるものを除く。

（連絡責任者）

第７条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては杉並保健所地域保健課長とし、乙においては事務部企画推進室課長とし、丙においては教頭とする。

（費用弁償等）

第８条　第３条第１号に基づき、丙が提供を行った施設等において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷の復旧に要する経費又は不慮の事故等による損害補償（故意又は重大な過失による場合を除く。）が生じた場合の補償額は、甲が負担するものとする。

（協議等）

第９条　本協定に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（有効期限）

第10条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに甲、乙及び丙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲、乙及び丙署名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年７月４日

甲　東京都杉並区阿佐谷南１－１５－１
杉　並　区　長
田　中　　良

乙　東京都杉並区今川３－１－２４
医療法人財団荻窪病院長
村　井　信　二

丙　東京都杉並区今川２－７－１
学校法人中央大学杉並高等学校長
坂　田　　聡

資料51

災害時における杉並区、医療法人社団静山会清川病院及び学校法人杉並学院中学高等学校の協力に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と、医療法人社団静山会清川病院（以下「乙」という。）及び学校法人杉並学院中学高等学校（以下「丙」という。）は、災害時における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が想定される場合（以下「災害時等」という。）において、乙が災害拠点連携病院として医療活動を実施する際、丙が所有し、又は管理する施設及び用地の一部（以下「施設等」という。）を負傷者等の待機場所等として利用し、甲が行う緊急医療救護所の開設及び運営を適切かつ円滑に実施するために甲、乙及び丙の相互協力の内容を定めることを目的とする。

（提供施設等）

第２条　第１条に規定する丙の施設等とは、以下の施設とする。

第１条 駐輪場（敷地内東側）

第２条 講習室３及び講習室４（講習棟１階）

第３条 アネックスＡ（柔・剣道場）

２　前項第２号で掲げる講習室３及び講習室４（講習棟１階）は、生徒在校中においては、生徒の安全を最優先として使用することとする。

３　第１項に規定する施設のうち第３号で掲げる施設については、甲により震災救援所補助・代替施設として指定されているが、原則として、発災後７２時間までは、本協定にもとづく使用が優先する。

（協力内容）

第３条 甲、乙及び丙は、甲が緊急医療救護所を開設及び運営する際において、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）甲は、乙の病院機能を維持するため、災害の大きさ等により、丙の施設等を以下の順において、提供することを要請することができる。

ア　治療後の負傷者等の待機場所

イ　トリアージ前の軽症者の待機場所

ウ　トリアージ後の軽症者の治療場所

（２）甲及び乙は、丙に対して、可能な範囲内において、負傷者等の搬送等に協力することを要請することができる。ただし、丙の教員が引率する場合に限る。

（３）丙は、丙が提供する負傷者等の待機場所等で必要とされる医薬品、医療資器材及び物品の提供を甲に要請することができる。

（協力要請）
第４条　甲、乙及び丙は、互いに協力を要請する場合は、連絡責任者が口頭により行えるものとする。ただし、後日、改めて文書を送付するものとする。

（協力体制）
第５条　甲、乙及び丙は、あらかじめ協力体制を明らかにしておくため、相互に協議するものとする。
２　甲、乙及び丙は、災害時における協力体制の実効性を高めるため、相互に協力して、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（経費の負担）
第６条　第３条に規定する協力要請に対し、丙が要した経費については、適正な方法により算出した金額を、甲が予算の範囲内において負担するものとする。ただし、法令その他別段の定めがあるものを除く。

（連絡責任者）
第７条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては杉並保健所地域保健課長とし、乙においては事務長とし、丙においては教頭とする。

（費用弁償等）
第８条　第３条第１号に基づき、丙が提供を行った施設等において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷の復旧に要する経費又は不慮の事故等による損害補償（故意又は重大な過失による場合を除く。）が生じた場合の補償額は、甲が負担するものとする。

（協議等）
第９条　本協定に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（有効期限）
第 10 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の２箇月前までに甲、乙及び丙いずれからも書面による解約の申出がないときは、期間満了の翌日から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲、乙及び丙署名押印の上、各１通を保有する。

平成 27 年 1 月 15 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南１－15－１
杉　並　区　長
田　中　　良

乙　東京都杉並区阿佐谷南２－31－12
医療法人社団静山会清川病院長
安　田　清　美

丙　東京都杉並区阿佐谷南２－30－17
学校法人杉並学院中学高等学校長
吉　野　弘　一

資料52

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社杉並・中野支店（以下「乙」という。）との間において、災害時における医薬品等の調達業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、供給に関する協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等により、行うことができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　医療器具

（４）　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　本規定により乙が供給した医薬品等の代金及び運送等に係る経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 10 条　本協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年４月 15 日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　アルフレッサ株式会社杉並・中野支店

支店長　浅　野　隆　裕

資料53

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社スズケン城西支店（以下「乙」という。）との間において、災害時における医薬品等の調達業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、供給に関する協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等により、行うことができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　医療器具

（４）　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　本規定により乙が供給した医薬品等の代金及び運送等に係る経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 10 条　本協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年４月 15 日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　株式会社スズケン城西支店支店長

市　川　正　樹

資料54

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット東京中央支店（以下「乙」という。）との間において、災害時における医薬品等の調達業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、供給に関する協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等により、行うことができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　医療器具

（４）　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　本規定により乙が供給した医薬品等の代金及び運送等に係る経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 10 条　本協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年４月 15 日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　株式会社バイタルネット東京中央支店

支店長　大　島　康　幸

資料55

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社マルタケ西部営業所（以下「乙」という。）との間において、災害時における医薬品等の調達業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、供給に関する協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等により、行うことができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　医療器具

（４）　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　本規定により乙が供給した医薬品等の代金及び運送等に係る経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 10 条　本協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年４月 15 日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　株式会社マルタケ西部営業所所長

諸　橋　一　則

資料56

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ杉並支店（以下「乙」という。）との間において、災害時における医薬品等の調達業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、供給に関する協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等により、行うことができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　医療器具

（４）　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　本規定により乙が供給した医薬品等の代金及び運送等に係る経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 10 条　本協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年４月 15 日

甲　杉　並　区　長

田　中　　良

乙　株式会社メディセオ杉並支店支店長

島　田　達　也

資料57

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と酒井薬品株式会社中野営業所（以下「乙」という。）との間において、災害時における医薬品等の調達業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、供給に関する協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等により、行うことができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　医療器具

（４）　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　本規定により乙が供給した医薬品等の代金及び運送等に係る経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）
第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（委任）
第８条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）
第９条　本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）
第 10 条　本協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年４月 15 日

甲　杉　並　区　長
田　中　　良

乙　酒井薬品株式会社中野営業所所長
平　杉　憲　治

資料58

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社杉並・中野営業所（以下「乙」という。）との間において、災害時における医薬品等の調達業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、供給に関する協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等により、行うことができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　医療器具

（４）　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　本規定により乙が供給した医薬品等の代金及び運送等に係る経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）
第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（委任）
第８条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）
第９条　本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）
第 10 条　本協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年４月 15 日

甲　杉　並　区　長
田　中　　良

乙　東邦薬品株式会社杉並・中野営業所所長
中　村　至　男

資料59

災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と社会医療法人河北医療財団　河北透析クリニック（以下「乙」という。）は、災害時における透析医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する透析患者の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は、次に掲げる内容とする。

（１）乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を透析医療機関へ搬送する業務

（２）前号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）以外の場所から、透析患者等を搬送する業務

（３）その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　乙は、第２条に規定する協力事項に係る経費について、車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者から請求があった場合はとりまとめの上、前項の請求に含めて甲へ請求する。
３　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。
４　第２項の規定により請求があった車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者からの請求分については、前３項の規定により甲から支払を受けた経費の中から、乙が車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者へ支払う。

（賠償）
第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生した場合は、その損害を賠償するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）
第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）
第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）
第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。
（１）医療救護活動に必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期間）

第11条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、この期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）

第12条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都杉並区阿佐谷北一丁目 18 番９号

社会医療法人河北医療財団
河北透析クリニック
院長　青木　尚子

資料60

災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と医療法人社団昇陽会　阿佐谷すずき診療所（以下「乙」という。）は、災害時における透析医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する透析患者の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は、次に掲げる内容とする。

（１）乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を透析医療機関へ搬送する業務

（２）前号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）以外の場所から、透析患者等を搬送する業務

（３）その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　乙は、第２条に規定する協力事項に係る経費について、車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者から請求があった場合はとりまとめの上、前項の請求に含めて甲へ請求する。
３　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。
４　第２項の規定により請求があった車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者からの請求分については、前３項の規定により甲から支払を受けた経費の中から、乙が車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者へ支払う。

（賠償）
第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生した場合は、その損害を賠償するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）
第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）
第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）
第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。
（１）医療救護活動に必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期間）

第11条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、この期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）

第12条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都杉並区阿佐谷南一丁目９番２号
GOOD２階・３階

医療法人社団昇陽会
阿佐谷すずき診療所
院長　鈴木　太

資料61

災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と医療法人社団昇陽会　高円寺すずきクリニック（以下「乙」という。）は、災害時における透析医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する透析患者の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は、次に掲げる内容とする。

（１）乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を透析医療機関へ搬送する業務

（２）前号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）以外の場所から、透析患者等を搬送する業務

（３）その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　乙は、第２条に規定する協力事項に係る経費について、車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者から請求があった場合はとりまとめの上、前項の請求に含めて甲へ請求する。
３　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。
４　第２項の規定により請求があった車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者からの請求分については、前３項の規定により甲から支払を受けた経費の中から、乙が車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者へ支払う。

（賠償）
第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生した場合は、その損害を賠償するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）
第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）
第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）
第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。
（１）医療救護活動に必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期間）

第11条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、この期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）

第12条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都杉並区高円寺北二丁目 20 番１号
グリュッケンビル４Ｆ

医療法人社団昇陽会
高円寺すずきクリニック
院長　鈴木　敦

資料62

災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と社会医療法人社団健友会　桃井診療所（以下「乙」という。）は、災害時における透析医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する透析患者の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は、次に掲げる内容とする。

（１）乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を透析医療機関へ搬送する業務

（２）前号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）以外の場所から、透析患者等を搬送する業務

（３）その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　乙は、第２条に規定する協力事項に係る経費について、車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者から請求があった場合はとりまとめの上、前項の請求に含めて甲へ請求する。
３　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。
４　第２項の規定により請求があった車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者からの請求分については、前３項の規定により甲から支払を受けた経費の中から、乙が車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者へ支払う。

（賠償）
第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生した場合は、その損害を賠償するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）
第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）
第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）
第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。
（１）医療救護活動に必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期間）

第11条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、この期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）

第12条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都杉並区荻窪五丁目 13 番２号

社会福祉法人社団健友会
桃井診療所
理事長　伊藤　浩一

資料63

災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と医療法人社団君真光　寺田病院（以下「乙」という。）は、災害時における透析医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する透析患者の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は、次に掲げる内容とする。

（１）乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を透析医療機関へ搬送する業務

（２）前号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）以外の場所から、透析患者等を搬送する業務

（３）その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　乙は、第２条に規定する協力事項に係る経費について、車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者から請求があった場合はとりまとめの上、前項の請求に含めて甲へ請求する。
３　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。
４　第２項の規定により請求があった車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者からの請求分については、前３項の規定により甲から支払を受けた経費の中から、乙が車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者へ支払う。

（賠償）
第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生した場合は、その損害を賠償するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）
第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）
第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）
第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。
（１）医療救護活動に必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期間）

第11条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、この期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）

第12条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都杉並区宮前五丁目 18 番 16 号

医療法人社団君真光
寺田病院
理事長　新井　雅裕

資料64

災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と医療法人社団西荻窪透析内科クリニック（以下「乙」という。）は、災害時における透析医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する透析患者の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は、次に掲げる内容とする。

（１）乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を透析医療機関へ搬送する業務

（２）前号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救援所（区内７か所）以外の場所から、透析患者等を搬送する業務

（３）その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　乙は、第２条に規定する協力事項に係る経費について、車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者から請求があった場合はとりまとめの上、前項の請求に含めて甲へ請求する。
３　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。
４　第２項の規定により請求があった車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者からの請求分については、前３項の規定により甲から支払を受けた経費の中から、乙が車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者へ支払う。

（賠償）
第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生した場合は、その損害を賠償するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）
第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）
第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）
第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。
（１）医療救護活動に必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期間）

第11条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、この期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）

第12条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都杉並区西荻北三丁目 32 番 12 号
ルミノール西荻窪３階

医療法人社団西荻窪透析内科クリニック
理事長　能塚　進

資料65

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と杉並交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は次に掲げる内容とする。

（１）緊急医療救護所が開設されている病院にいる傷病者等を、他の災害拠点病院等に搬送する業務

（２）第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を、透析医療機関へ搬送する業務

（３）前２号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、透析患者を含む傷病者等を搬送する業務

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。

（賠償）

第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。

２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む）が発生した場合は、その損害を賠償する。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）

第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）

第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）

第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）

第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。

（１）医療救護活動に必要な情報の交換

（２）甲の行う防災訓練等への参加

（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都杉並区高井戸東三丁目 19 番 19 号

杉並交通株式会社
代表取締役　吉田　正幸

資料66

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と杉並交通第二株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は次に掲げる内容とする。

（１）緊急医療救護所が開設されている病院にいる傷病者等を、他の災害拠点病院等に搬送する業務

（２）第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を、透析医療機関へ搬送する業務

（３）前２号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、透析患者を含む傷病者等を搬送する業務

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。

（賠償）
第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む）が発生した場合は、その損害を賠償する。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）
第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）
第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）
第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。
（１）医療救護活動に必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期限）
第 11 条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）
第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都杉並区高井戸東三丁目 36 番 16 号

杉並交通第二株式会社
代表取締役　吉田　正幸

資料67

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と宮園自動車株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は次に掲げる内容とする。

（１）緊急医療救護所が開設されている病院にいる傷病者等を、他の災害拠点病院等に搬送する業務

（２）第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を、透析医療機関へ搬送する業務

（３）前２号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、透析患者を含む傷病者等を搬送する業務

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。

（賠償）

第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。

２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む）が発生した場合は、その損害を賠償する。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）

第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）

第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）

第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）

第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。

（１）医療救護活動に必要な情報の交換

（２）甲の行う防災訓練等への参加

（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期限）

第11条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都中野区中央三丁目 13 番 11 号

宮園自動車株式会社・本社営業所
専務執行役員　佐藤　文章

資料68

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社トップジャンクション そよ風タクシー（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙が協力する業務は次に掲げる内容とする。

（１）緊急医療救護所が開設されている病院にいる傷病者等を、他の災害拠点病院等に搬送する業務

（２）第二次救援所（区内７か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を、透析医療機関へ搬送する業務

（３）前２号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、透析患者を含む傷病者等を搬送する業務

（協力要請の手続）

第３条　甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

（経費の負担）

第５条　甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第２条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

２　甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。

（賠償）
第６条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
３　乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害（第三者に及ぼした損害を含む）が発生した場合は、その損害を賠償する。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（災害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和４１年杉並区条例第２６号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

（緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給）
第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

（連絡担当者）
第９条　甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

（平常時の活動）
第10条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。
（１）医療救護活動に必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

（有効期限）
第 11 条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降においても同様とする。

（その他）
第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年２月 21 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都練馬区南田中三丁目７番６号
ポルテ高野台１Ｆ東側

株式会社トップジャンクション
そよ風タクシー
代表取締役　福永　章紘

資料69

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区(以下「甲」という。)と社会福祉法人浴風会(以下「乙」という。)は、災害時に要援護者を救護するための福祉救援所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目　的)
第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要援護者を救護するための福祉救援所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる要援護者)
第２条　この協定により開設する福祉救援所が受け入れる要援護者は、原則として介護が必要な高齢者とする。

(対象施設)
第３条　この協定の対象となる施設は、乙が運営する施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

(利用人員)
第４条　受入れる要援護者は、前条に定める施設において利用可能な人員とする。

(福祉救援所の開設)
第５条　甲は、災害が発生し、乙の施設内に福祉救援所を開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに開設を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りではない。

(福祉救援所の管理運営)
第６条　福祉救援所の管理運営は、甲と乙が相互に協力し、これにあたるものとする。

(物資等の提供及び介護支援者の確保)
第７条　甲は、福祉救援所を開設したときは、乙に対して施設運営に必要な物資及び情報を提供するとともに、適切な介護の実施に必要な介護支援者の確保に最大限努めるものとする。

(経費の負担)
第８条　甲は、福祉救援所の管理運営に係る経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(通常業務再開への努力)
第９条　甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援所の早期解消に努めるものとする。

(有効期間)
第10条　この協定の有効期間は、平成１８年　３月　３０日から平成１９年　３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協　議)
第11条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名の上、それぞれ１通を保有する。

平成 18 年３月 30 日

甲　　杉　並　区　長　　山　田　　宏

乙　　社会福祉法人浴風会　理事長　　板　山　　賢　治

資料70

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区(以下「甲」という。)と社会福祉法人サンフレンズ(以下「乙」という。)は、災害時に要援護者を救護するための福祉救援所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目　的)
第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区国民保護計画に基づく要援護者を救護するための福祉救援所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)
第２条　この協定の対象となる施設は、乙が運営する特別養護老人ホーム上井草園及び特別養護老人ホームサンフレンズ善福寺の施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

(利用人数)
第３条　受入れる要援護者は、前条に定める施設において利用可能な人数とする。

(福祉救援所の開設)
第４条　甲は、要援護者を対象とした福祉救援所として開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに開設を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。

(要援護者の移送)
第５条　乙は、甲の要請により要援護者を受入れる場合、自施設への移送を行うよう努めるものとする。また、甲は乙による移送が不可能な場合、乙に協力するものとする。
２　甲は、要援護者の移送が安全に完了するよう、車両の運行経路等の確保に協力するものとする。
３　甲は移送開始までに、次に挙げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
（１）　要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
（２）　身元引受人の氏名・連絡先
（３）　その他、福祉救援所生活を送るうえでの注意事項等

(福祉救援所の管理運営)
第６条　福祉救援所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
２　福祉救援所において、甲は乙に協力するものとする。

(物資等の提供及び介護支援者の確保)
第７条　甲は、福祉救援所を開設したときは、乙に対して施設運営に必要な物資及び情報を提供するとともに、適切な介護の実施に必要な介護支援者の確保に最大限努めるものとする。

(経費の負担)
第８条　甲は、福祉救援所の管理運営に係る経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（通常業務再開への努力）
第９条　甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２１年 ３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 20 年３月 28 日

甲　　杉　並　区　長　　山　田　　宏

乙　　社会福祉法人サンフレンズ　理事長　　大　友　　信　勝

資料71

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区(以下「甲」という。)と社会福祉法人東京都知的障害者育成会(以下「乙」という。)は、災害時に要援護者を救護するための福祉救援所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目　的)
第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区国民保護計画に基づく要援護者を救護するための福祉救援所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)
第２条　この協定の対象となる施設は、乙が運営する杉並育成園すだちの里すぎなみの施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

(利用人数)
第３条　受入れる要援護者は、前条に定める施設において利用可能な人数とする。

(福祉救援所の開設)
第４条　甲は、要援護者を対象とした福祉救援所として開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに開設を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。

(要援護者の移送)
第５条　乙は、甲の要請により要援護者を受入れる場合、自施設への移送を行うよう努めるものとする。また、甲は乙による移送が不可能な場合、乙に協力するものとする。
２　甲は、要援護者の移送が安全に完了するよう、車両の運行経路等の確保に協力するものとする。
３　甲は移送開始までに、次に挙げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
（１）　要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
（２）　身元引受人の氏名・連絡先
（３）　その他、福祉救援所生活を送るうえでの注意事項等

(福祉救援所の管理運営)
第６条　福祉救援所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
２　福祉救援所において、甲は乙に協力するものとする。

(物資等の提供及び介護支援者の確保)
第７条　甲は、福祉救援所を開設したときは、乙に対して施設運営に必要な物資及び情報を提供するとともに、適切な介護の実施に必要な介護支援者の確保に最大限努めるものとする。

(経費の負担)
第８条　甲は、福祉救援所の管理運営に係る経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(通常業務再開への努力)
第９条　甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 20 年３月 28 日

甲　　杉　並　区　長　　山田　宏

乙　　社会福祉法人東京都知的障害者育成会　　理事長　山内　美代

資料72

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区(以下「甲」という。)と社会福祉法人杉樹会(以下「乙」という。)は、災害時に要援護者を救護するための福祉救援所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目　的)
第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区国民保護計画に基づく要援護者を救護するための福祉救援所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)
第２条　この協定の対象となる施設は、乙が運営する特別養護老人ホームさんじゅ阿佐谷及び特別養護老人ホームさんじゅ久我山の施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

(利用人数)
第３条　受入れる要援護者は、前条に定める施設において利用可能な人数とする。

(福祉救援所の開設)
第４条　甲は、要援護者を対象とした福祉救援所として開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに開設を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。

(要援護者の移送)
第５条　乙は、甲の要請により要援護者を受入れる場合、自施設への移送を行うよう努めるものとする。また、甲は乙による移送が不可能な場合、乙に協力するものとする。
２　甲は、要援護者の移送が安全に完了するよう、車両の運行経路等の確保に協力するものとする。
３　甲は移送開始までに、次に挙げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
（１）　要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
（２）　身元引受人の氏名・連絡先
（３）　その他、福祉救援所生活を送るうえでの注意事項等

(福祉救援所の管理運営)
第６条　福祉救援所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
２　福祉救援所において、甲は乙に協力するものとする。

(物資等の提供及び介護支援者の確保)
第７条　甲は、福祉救援所を開設したときは、乙に対して施設運営に必要な物資及び情報を提供するとともに、適切な介護の実施に必要な介護支援者の確保に最大限努めるものとする。

(経費の負担)
第８条　甲は、福祉救援所の管理運営に係る経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(通常業務再開への努力)
第９条　甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 22 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 21 年 3 月 19 日

甲　　杉　並　区　長　　山　田　　宏

乙　　社会福祉法人杉樹会　理事長　　前　田　　義　之

資料73

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区(以下「甲」という。)と医療法人財団河北総合病院（以下「乙」という。)は、災害時に要援護者を救護するための福祉救援所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目　的)
第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区国民保護計画に基づく要援護者を救護するための福祉救援所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)
第２条　この協定の対象となる施設は、乙が運営する介護老人保健施設シーダ・ウォークの施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

(利用人数)
第３条　受入れる要援護者の人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

(福祉救援所の開設)
第４条　甲は、要援護者を対象とした福祉救援所として開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに開設を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。

(要援護者の移送)
第５条　乙は、甲の要請により要援護者を受入れる場合、自施設への移送を行うよう努めるものとする。また、甲は乙による移送が不可能な場合、乙に協力するものとする。
２　甲は、要援護者の移送が安全に完了するよう、車両の運行経路等の確保に協力するものとする。
３　甲は移送開始までに、次に挙げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
（１）　要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
（２）　身元引受人の氏名・連絡先
（３）　その他、福祉救援所生活を送るうえでの注意事項等

(福祉救援所の管理運営)
第６条　福祉救援所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
２　福祉救援所において、甲は乙に協力するものとする。

(物資等の提供及び介護支援者の確保)
第７条　甲は、福祉救援所を開設したときは、乙に対して施設運営に必要な物資及び情報を提供するとともに、適切な介護の実施に必要な介護支援者の確保に最大限努めるものとする。

(経費の負担)
第８条　甲は、福祉救援所の管理運営に係る経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(通常業務再開への努力)
第９条　甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 23 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第 11 条　福祉救援所の開設及び運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 22 年１月 21 日

甲　　杉　並　区　長　　山　田　　宏

乙　　医療法人財団河北総合病院　理事長　　河　北　　博　文

資料74

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区(以下「甲」という。)と社会福祉法人鵜足津福祉会（以下「乙」という。)は、災害時に要援護者を救護するための福祉救援所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目　的)
第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区国民保護計画に基づく要援護者を救護するための福祉救援所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)
第２条　この協定の対象となる施設は、乙が運営するマイルドハート高円寺（特別養護老人ホーム及び障害者支援施設）の施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

(利用人数)
第３条　受入れる要援護者の人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

(福祉救援所の開設)
第４条　甲は、要援護者を対象とした福祉救援所として開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに開設を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。

(要援護者の移送)
第５条　乙は、甲の要請により要援護者を受入れる場合、自施設への移送を行うよう努めるものとする。また、甲は乙による移送が不可能な場合、乙に協力するものとする。
２　甲は、要援護者の移送が安全に完了するよう、車両の運行経路等の確保に協力するものとする。
３　甲は移送開始までに、次に挙げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
（１）　要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
（２）　身元引受人の氏名・連絡先
（３）　その他、福祉救援所生活を送るうえでの注意事項等

(福祉救援所の管理運営)
第６条　福祉救援所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
２　福祉救援所において、甲は乙に協力するものとする。

(物資等の提供及び介護支援者の確保)
第７条　甲は、福祉救援所を開設したときは、乙に対して施設運営に必要な物資及び情報を提供するとともに、適切な介護の実施に必要な介護支援者の確保に最大限努めるものとする。

(経費の負担)
第８条　甲は、福祉救援所の管理運営に係る経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（通常業務再開への努力）
第９条　甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 23 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第 11 条　福祉救援所の開設及び運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 22 年２月１日

甲　　杉並区長　　山田　　宏

乙　　社会福祉法人鵜足津福祉会　理事長　　小松　　守

資料75

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区(以下「甲」という。)と社会福祉法人救世軍社会事業団（以下「乙」という。)は、災害時に要援護者を救護するための福祉救援所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目　的)
第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区国民保護計画に基づく要援護者を救護するための福祉救援所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)
第２条　この協定の対象となる施設は、乙が運営するブース記念老人保健施設グレイスの施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

(利用人数)
第３条　受入れる要援護者の人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

(福祉救援所の開設)
第４条　甲は、要援護者を対象とした福祉救援所として開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに開設を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。

(要援護者の移送)
第５条　乙は、甲の要請により要援護者を受入れる場合、自施設への移送を行うよう努めるものとする。また、甲は乙による移送が不可能な場合、乙に協力するものとする。
２　甲は、要援護者の移送が安全に完了するよう、車両の運行経路等の確保に協力するものとする。
３　甲は移送開始までに、次に挙げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
（１）　要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
（２）　身元引受人の氏名・連絡先
（３）　その他、福祉救援所生活を送るうえでの注意事項等

(福祉救援所の管理運営)
第６条　福祉救援所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
２　福祉救援所において、甲は乙に協力するものとする。

(物資等の提供及び介護支援者の確保)
第７条　甲は、福祉救援所を開設したときは、乙に対して施設運営に必要な物資及び情報を提供するとともに、適切な介護の実施に必要な介護支援者の確保に最大限努めるものとする。

(経費の負担)
第８条　甲は、福祉救援所の管理運営に係る経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(通常業務再開への努力)
第９条　甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 24 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第 11 条　福祉救援所の開設及び運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 23 年２月１日

甲　　杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人救世軍社会事業団　理 事 長　　吉　田　　眞

資料76

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区(以下「甲」という。)と医療法人社団松永会（以下「乙」という。)は、災害時に要援護者を救護するための福祉救援所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目　的)
第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区国民保護計画に基づく要援護者を救護するための福祉救援所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)
第２条　この協定の対象となる施設は、乙が運営する介護老人保健施設ウェルファーの施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

(利用人数)
第３条　受入れる要援護者の人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

(福祉救援所の開設)
第４条　甲は、要援護者を対象とした福祉救援所として開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに開設を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。

(要援護者の移送)
第５条　乙は、甲の要請により要援護者を受入れる場合、自施設への移送を行うよう努めるものとする。また、甲は乙による移送が不可能な場合、乙に協力するものとする。
２　甲は、要援護者の移送が安全に完了するよう、車両の運行経路等の確保に協力するものとする。
３　甲は移送開始までに、次に挙げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
（１）　要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
（２）　身元引受人の氏名・連絡先
（３）　その他、福祉救援所生活を送るうえでの注意事項等

(福祉救援所の管理運営)
第６条　福祉救援所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。
２　福祉救援所において、甲は乙に協力するものとする。

(物資等の提供及び介護支援者の確保)
第７条　甲は、福祉救援所を開設したときは、乙に対して施設運営に必要な物資及び情報を提供するとともに、適切な介護の実施に必要な介護支援者の確保に最大限努めるものとする。

(経費の負担)
第８条　甲は、福祉救援所の管理運営に係る経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(通常業務再開への努力)
第９条　甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 24 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第 11 条　福祉救援所の開設及び運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 23 年２月１日

甲　　杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　　医療法人社団松永会　　理 事 長　　村　田　憲　一

資料77

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社大起エンゼルヘルプ（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している方南二丁目複合施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入れ人数）

第３条　避難者（要配慮者）の受け入れ可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入れ可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の開設）

第４条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の開設を要請する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告
カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに 1 年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 27 年 3 月 19 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　株式会社大起エンゼルヘルプ代表取締役社長　　小　林　　由　憲

資料78

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人仁愛会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している特別養護老人ホーム和泉サナホームのうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入れ人数）

第３条　避難者（要配慮者）の受け入れ可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入れ可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の開設）

第４条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の開設を要請する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告
カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに 1 年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 27 年 3 月 19 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人仁愛会　理事長　　中　村　　稔

資料79

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人仁愛会（以下「乙」という。）は、福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区の災害時において、特別な支援や介護を必要とし震災救援及び二次救援所での生活が困難な要配慮者（以下、「避難者」という。）の安全確保及び避難生活を行うために、甲が乙の協力を得て乙の施設内に福祉救援所を開設・運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、避難者を受け入れるため、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している以下の施設とする。

（１）名称　特別養護老人ホーム新泉サナホーム

（２）所在地　杉並区和泉１丁目 44 番 19 号

２　前項に定める施設において、福祉救援所として使用できる場所は、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者の安全確保

（２）　避難者の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３） 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者の避難スペースの確保並びに避難者支援のための態勢確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 杉並区地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 避難者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む避難者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年 11 月 15 日

甲　　杉並区長　　岸　本　聡　子

乙　　社会福祉法人仁愛会　理事長　　中　村　　稔

資料80

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人済美会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているひまわり作業所のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　要配慮者の受入は、事業所の利用者対応を優先しその妨げにならない範囲で行う。受入人数は、発災後帰宅困難となって事業所に待機する利用者と合わせて、26 人（要配慮者の付添者を含む）の受け入れを上限とする。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告
カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（発災時における対応）
第９条　乙は、災害が発生した場合、ひまわり作業所業務継続計画に基づき以下のとおり対応を行う。
ア　職員の精神的・身体的負担への配慮、遅くとも発災後 7 日以内の通常業務再開を目指すことから、福祉救援所の開設・運営による要配慮者への対応は、発災から 3 泊 4 日（9 食提供）を限度とする。
イ　より早期に業務が再開できる場合は、要配慮者の受け入れよりも業務再開を優先する。
ウ　事業所や職員の特性から、受け入れる要配慮者は、知的障害者であること、家族等の付き添いがあり当事者の介助に当たることを条件とする。
エ　休日・夜間に発災の場合、要配慮者の受け入れについては、館内及び外周の安全の確認ができた場合、かつ職員が 5 名以上参集した場合に限る。

（通常業務の再開への努力）

第 10 条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が発災後 7 日以内を目途に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）

第 11 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）

第 12 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに 1 年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 15 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人済美会理事長　　久　保　井　　龍　司

資料81

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と有限会社グループボエンデ（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している認知症高齢者グループホーム上井草グループボエンデのうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告
カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 33 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 28 年 3 月 15 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　有限会社グルップボエンデ代表取締役　　入　倉　　哲　郎

資料82

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人いたるセンター（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているあけぼの作業所のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告
カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 29 年２月 15 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人いたるセンター　理事長　谷　山　　哲　浩

資料83

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人いたるセンター（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している阿佐谷福祉工房のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者(要配慮者)の安全確保

（２）　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策本部(救援部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３）　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

（４）　避難者の他施設等への搬送又は手配

（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和２年 11 月 19 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人いたるセンター　理事長　　谷　山　哲　浩

資料84

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ベネッセスタイルケア（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。乙は、当該要請を受け、本協定に定める活動を実行するよう努力する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているベネッセケアハウス今川のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、一部屋につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　震災救援所への移送に関する連絡調整

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　関係機関との連絡調整

エ　福祉救援所運営実績の区への報告
オ　その他必要な事項で甲乙協議のうえ取り決める事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品保管庫の購入・設置及び備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　避難者の他施設への搬送又は手配
カ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 29 年２月 15 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　株式会社ベネッセスタイルケア　代表取締役社長　滝　山　真　也

資料85

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人奉優会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している特別養護老人ホーム沓掛ホームのうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告
カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 29 年２月 15 日

甲　　杉並区長　　田中　　良

乙　　社会福祉法人奉優会　理事長　香取　眞惠子

資料86

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人櫻灯会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している特別養護老人ホームおぎくぼ紫苑のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告
カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 30 年３月１日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人櫻灯会　理事長　櫻　井　眞　里

資料87

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人正吉福祉会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している地域福祉サービスセンターすぎなみ正吉苑のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき 2 人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告
カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品の購入
カ　備蓄品収納用の倉庫の購入・設置及び維持管理に係る法的な諸調整

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 30 年３月１日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人正吉福祉会　理事長　櫻　井　千　馨

資料88

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人健誠会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している永福南社会福祉ガーデンのうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき 2 人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救護部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告
カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
オ　福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供
ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整
エ　搬送用車両運行経路の確保
オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 32 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 30 年 10 月 15 日

甲　　杉並区長　　田中　　良

乙　　社会福祉法人 健誠会　理事長 市原　万里子

資料89

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人桐仁会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているかえで園のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

ア　避難者(要配慮者)の安全確保

イ　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

ウ　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

エ　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

オ　災害対策本部(救援部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

ア　福祉救援所の看板の掲示

イ　避難者名簿の作成

ウ　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

エ　避難者の他施設等への搬送又は手配

オ　福祉救援所運営実績の区への報告

カ　その他必要な事項

（平常時の取組み）

第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

ア　避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保

イ　福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）

ウ　避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備

エ　発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）

２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

ア　地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備

イ　福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知

ウ　要配慮者への避難訓練への参加の勧奨

エ　福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定

オ　福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）

第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

ア　福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項

イ　災害情報、被災状況等必要な情報の提供

ウ　災害医療、施設入所等に関する連絡調整

エ　搬送用車両運行経路の確保

オ　その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）

第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）

第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）

第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 32 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 30 年 12 月 19 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人桐仁会　理事長　杉　崎　海　陽

資料90

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人真光会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているリバービレッジ杉並のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者(要配慮者)の安全確保

（２）　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策本部(救援部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３）　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

（４）　避難者の他施設等への搬送又は手配

（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条 乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２ 甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条 甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条 福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和元年 10 月 1 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人真光会　理事長　野　崎　　武

資料91

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）東京都立永福学園（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している東京都立永福学園のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者(要配慮者)の安全確保

（２）　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策本部(救援部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、甲と乙は協力して、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３）　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和元年 11 月５日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　東京都立永福学園　校長　　伏　見　　明

資料92

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人さわらび会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している特別養護老人ホーム山河のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者(要配慮者)の安全確保

（２）　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策本部(救援部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３）　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

（４）　避難者の他施設等への搬送又は手配

（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和２年１月８日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人さわらび会　理事長　川　内　茂　徳

資料93

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と東京都立中央ろう学校（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している東京都立中央ろう学校のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者(要配慮者)の安全確保

（２）　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策本部(救援部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３）　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

（４）　避難者の他施設等への搬送又は手配

（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和２年９月 25 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　東京都立中央ろう学校　校長　　荒　川　早　月

資料94

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛あい会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているハートフル成田東のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者(要配慮者)の安全確保

（２）　避難者(要配慮者)の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策本部(救援部)との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３）　医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整

（４）　避難者の他施設等への搬送又は手配

（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和３年３月 25 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人愛あい会　理事長　　前　田　計　子

資料95

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ニチイケアパレス（以下「乙」という。）は、福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区の災害時において、特別な支援や介護を必要とし震災救援及び二次救援所での生活が困難な要配慮者（以下、「避難者」という。）の安全確保及び避難生活を行うために、甲が乙の協力を得て乙の施設内に福祉救援所を開設・運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、避難者を受け入れるため、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している以下の施設とする。

（１）名称　ニチイホーム杉並堀ノ内

（２）所在地　杉並区堀ノ内２丁目 29 番 16 号

２　前項に定める施設において、福祉救援所として使用できる場所は、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者の安全確保

（２）　避難者の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３） 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者の避難スペースの確保並びに避難者支援のための態勢確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 杉並区地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 避難者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む避難者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和３年７月 26 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　株式会社ニチイケアパレス
代表取締役社長　　秋　山　幸　男

資料96

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人暁会（以下「乙」という。）は、福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区の災害時において、特別な支援や介護を必要とし震災救援及び二次救援所での生活が困難な要配慮者（以下、「避難者」という。）の安全確保及び避難生活を行うために、甲が乙の協力を得て乙の施設内に福祉救援所を開設・運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、避難者を受け入れるため、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している以下の施設とする。

（１）名称　特別養護老人ホーム　フェニックス杉並

（２）所在地　杉並区天沼３丁目 19 番 14 号

２　前項に定める施設において、福祉救援所として使用できる場所は、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者の安全確保

（２）　避難者の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３） 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者の避難スペースの確保並びに避難者支援のための態勢確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 杉並区地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 避難者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む避難者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年２月７日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人暁会　理事長　　諸　冨　夏　子

資料97

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人三養福祉会（以下「乙」という。）は、福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区の災害時において、特別な支援や介護を必要とし震災救援及び二次救援所での生活が困難な要配慮者（以下、「避難者」という。）の安全確保及び避難生活を行うために、甲が乙の協力を得て乙の施設内に福祉救援所を開設・運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、避難者を受け入れるため、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している以下の施設とする。

（１）名称　特別養護老人ホームプライムガーデンズ高円寺

（２）所在地　杉並区高円寺南５丁目 33 番７号

２　前項に定める施設において、福祉救援所として使用できる場所は、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者の安全確保

（２）　避難者の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３） 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者の避難スペースの確保並びに避難者支援のための態勢確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 杉並区地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 避難者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む避難者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年２月 18 日

甲　　杉並区長　　田　中　　良

乙　　社会福祉法人三養福祉会　理事長　　菅　　幹　夫

資料98

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ビーステップ（以下「乙」という。）は、福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区の災害時において、特別な支援や介護を必要とし震災救援及び二次救援所での生活が困難な要配慮者（以下、「避難者」という。）の安全確保及び避難生活を行うために、甲が乙の協力を得て乙の施設内に福祉救援所を開設・運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、避難者を受け入れるため、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している以下の施設とする。

（１）名称　ビーステップ井草

（２）所在地　杉並区井草５丁目 10 番 22 号

２　前項に定める施設において、福祉救援所として使用できる場所は、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者の安全確保

（２）　避難者の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３） 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者の避難スペースの確保並びに避難者支援のための態勢確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 杉並区地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 避難者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む避難者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年９月９日

甲　　杉並区長　　岸　本　聡　子

乙　　株式会社ビーステップ
代表取締役社長　　矢　嶋　　明

資料99

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人慈雲会（以下「乙」という。）は、福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区の災害時において、特別な支援や介護を必要とし震災救援及び二次救援所での生活が困難な要配慮者（以下、「避難者」という。）の安全確保及び避難生活を行うために、甲が乙の協力を得て乙の施設内に福祉救援所を開設・運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、避難者を受け入れるため、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している以下の施設とする。

（１）名称　特別養護老人ホーム愛敬苑

（２）所在地　杉並区和田１丁目３番７号

２　前項に定める施設において、福祉救援所として使用できる場所は、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者の安全確保

（２）　避難者の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３） 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者の避難スペースの確保並びに避難者支援のための態勢確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 杉並区地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 避難者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む避難者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年３月 22 日

甲　　杉並区長　　岸　本　聡　子

乙　　社会福祉法人慈雲会　理事長　　渡　邊　雅　弘

資料100

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人慈雲会（以下「乙」という。）は、福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区の災害時において、特別な支援や介護を必要とし震災救援及び二次救援所での生活が困難な要配慮者（以下、「避難者」という。）の安全確保及び避難生活を行うために、甲が乙の協力を得て乙の施設内に福祉救援所を開設・運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、避難者を受け入れるため、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している以下の施設とする。

（１）名称　特別養護老人ホーム愛敬苑

（２）所在地　杉並区和田１丁目３番７号

２　前項に定める施設において、福祉救援所として使用できる場所は、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者の安全確保

（２）　避難者の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策基本法第23条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３） 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者の避難スペースの確保並びに避難者支援のための態勢確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 杉並区地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 避難者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む避難者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年３月 22 日

甲　　杉並区長　　岸　本　聡　子

乙　　社会福祉法人慈雲会　理事長　　渡　邊　雅　弘

資料101

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人真松之会（以下「乙」という。）は、福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区の災害時において、特別な支援や介護を必要とし震災救援及び二次救援所での生活が困難な要配慮者（以下、「避難者」という。）の安全確保及び避難生活を行うために、甲が乙の協力を得て乙の施設内に福祉救援所を開設・運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、避難者を受け入れるため、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している以下の施設とする。

（１）名称　特別養護老人ホーム和田堀ホーム

（２）所在地　杉並区和田２丁目２７番８号

２　前項に定める施設において、福祉救援所として使用できる場所は、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者の安全確保

（２）　避難者の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３） 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者の避難スペースの確保並びに避難者支援のための態勢確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 杉並区地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 避難者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む避難者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年８月 15 日

甲　　杉並区長　　岸　本　聡　子

乙　　社会福祉法人真松之会　理事長　　茂　木　孝　之

資料102

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社バンブーワァオ（以下「乙」という。）は、福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区の災害時において、特別な支援や介護を必要とし震災救援所及び二次救援所での生活が困難な要配慮者（以下「避難者」という。）の安全確保及び避難生活を行うために、甲が乙の協力を得て乙の施設内に福祉救援所を開設・運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第２条　甲は、避難者を受け入れるため、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第３条　この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している以下の施設とする。

（１）名称　バンブーワァオ高円寺校

（２）所在地　杉並区高円寺北４丁目 15 番２号

２　前項に定める施設において、福祉救援所として使用できる場所は、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第４条　避難者の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

２　この場合、受入可能人数は、床面積 3.3 ㎡につき２人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第５条　乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

（１）　避難者の安全確保

（２）　避難者の心身状態の観察及び専門的支援

（３）　避難者への水・食糧・生活物資等の提供

（４）　他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送

（５）　災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定に基づく杉並区災害対策本部との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第６条　乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

（１）　福祉救援所の看板の掲示

（２）　避難者名簿の作成

（３） 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
（４） 避難者の他施設等への搬送又は手配
（５） 福祉救援所運営実績の区への報告
（６） その他必要な事項

（平常時の取組み）
第７条　乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
（１） 避難者の避難スペースの確保並びに避難者支援のための態勢確保
（２） 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
（３） 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
（４） 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施（福祉救援所運営マニュアルの整備を含む）
２　甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
（１） 杉並区地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
（２） 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
（３） 避難者への避難訓練への参加の勧奨
（４） 福祉救援所を含む避難者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
（５） 福祉救援所用備蓄品の購入

（発災時における協議）
第８条　甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
（１） 福祉救援所の開設及び閉鎖にかかる事項
（２） 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
（３） 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
（４） 搬送用車両運行経路の確保
（５） その他福祉救援所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）
第９条　甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）
第 11 条　福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに１年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和６年３月１日

甲　　杉並区長　　岸　本　聡　子

乙　　株式会社 バンブーワァオ
代表取締役社長　　矢　作　桂　子

資料103

大規模地震等の災害時における創価学会杉並文化会館施設の帰宅困難者一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書

杉並区（甲）と創価学会杉並文化会館事務所（乙）は、大規模地震等の災害時における、帰宅困難者の安全を確保するため、乙が杉並文化会館（以下、「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時滞在施設の定義）

本確認書にいう一時滞在施設とは、「大規模地震等災害発生時に公共交通機関が機能を停止するなどの理由により、帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設」で、甲が指定する施設をいう。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、甲より乙に対し施設提供の要請があった場合、乙は、帰宅困難者を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、甲に連絡するものとする。なお、乙は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、甲は、施設を無許可で使用しない。

（施設提供の期間）

甲が帰宅困難者一時滞在施設として施設を使用する期間は、原則として、災害が発生した日から３日とする。ただし、期間を延長する場合は、再度要請するものとする。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲、及び収容人数を予め以下のとおり定める。

杉並文化会館　２階ロビー　１００名　合計１００名

（施設の運営）

施設の運営は、乙が指揮権限を持つ。乙は、甲と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（乙が施設を利用しているときに災害が発生した場合の措置）

乙の会員が施設を使用中に災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、乙及び甲は、帰宅困難者の収容人数等を協議・調整するものとする。

（施設の退去）
公共交通機関等が運行を再開するなど、一時滞在施設として利用する緊急性を必要としなくなった場合、又は、災害発生後３日以内を目途に、甲乙競技の上、施設提供の終了を判断する。なお、施設提供が終了した場合、乙は、受け入れた帰宅困難者の帰宅を開始させる。

（施設の原状回復）
甲は、乙の許可なく、乙の施設の造作・模様替等を行わない。また、甲は、乙の施設または備品を甲の責に帰すべき事由によって汚損・破壊・減失したとき、又は、乙に無断で施設の現状を変更したときは、甲は、施設退去後すみやかに、甲の負担により原状回復しなければならない。

（費用負担）
甲と乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営に要した経費の負担について、別途協議する。

（災害時の情報共有）
甲及び乙は、一時滞在施設開設期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

（守秘義務）
乙は、一時滞在施設開設期間中に知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（訓練）
乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（申し合わせ事項確認期間）
この申し合わせ事項確認の期間は、確認締結の日から平成 36 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に１年延長するものとし、以後も同様とする。

（双方の協議）
甲及び乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

（協議）
この確認書の運用や解釈について疑義が生じたとき又は、この確認書に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

本確認書締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 27 年２月５日

所在地　杉並区阿佐谷南１－15－１
（甲）　名　称　杉並区
代表者　区　長　田　中　　良

所在地　杉並区阿佐谷南３－51－３
（乙）　名　称　創価学会　杉並文化会館事務所
代表者　事務長　永　村　達　生

資料104

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と立正佼成会（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）前各号に関して必要な人数を提供すること。

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入可能人数は１日当たり最大で 500 人とする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

（１）名　称　立正佼成会　大聖堂４階ホール
　　所在地　杉並区和田二丁目 11 番１号

（２）名　称　立正佼成会　第二団参会館２階ロビー
　　所在地　杉並区方南二丁目 29 番 25 号

（協力の要請）

第４条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第２条第１項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合。

（２）乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき。

（３）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき。

（４）その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合。

（費用負担）

第７条　乙は、第２条第１項の基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（退去の実現）

第８条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（損害）

第９条　乙が第５条第１項の受託をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（災害時の情報共有）

第 10 条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第 11 条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（支援体制の確立）
第 12 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 13 条　この協定の期間は、協定締結の日から　平成 32 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 14 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 27 年 11 月４日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　田　中　　良

乙　　東京都杉並区和田二丁目 11 番１号
立正佼成会
代 表 役 員　川　端　健　之

資料105

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と松本工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）前各号に関して必要な人数を提供すること。

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入可能人数は１日当たり最大で５０人とする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　宮前１丁目ビル

所在地　杉並区宮前一丁目 20 番 32 号

（協力の要請）

第４条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第２条第１項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき

（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき

（４）　その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）

第７条　乙は、第２条第１項の基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（退去の実現）

第８条　乙が前条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（損害）

第９条　乙が第５条第１項の受託をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（災害時の情報共有）

第 10 条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）

第 11 条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（支援体制の確立）
第 12 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 13 条　この協定の期間は、協定締結の日から　平成 32 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 14 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 27 年 12 月４日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　田　中　　良

乙　　東京都杉並区宮前一丁目 20 番 32 号
松本工業株式会社
代表取締役　松　本　一　郎

資料106

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合杉並支部（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）前各号に関して必要な人数を提供すること。

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入可能人数は１日当たり最大で１００人とする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　東京土建一般労働組合杉並支部

所在地　杉並区高円寺南三丁目６番２号

（協力の要請）

第４条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第２条第１項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）
第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
（４）　その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第７条　乙は、第２条第１項の基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。
２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（退去の実現）
第８条　乙が前条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（損害）
第９条　乙が第５条第１項の受託をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（災害時の情報共有）
第 10 条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第 11 条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（支援体制の確立）
第 12 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 13 条　この協定の期間は、協定締結の日から　平成 33 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 14 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 28 年 12 月 14 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉 並 区 長　田　中　　良

乙　　東京都杉並区高円寺南三丁目６番２号
東京土建一般労働組合
執行委員長　松　原　秀　夫

資料107

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とネッツトヨタ東京株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）前各号に関して必要な人数を提供すること。

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入可能人数は、別表１のとおりとする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第２条第１項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第５条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあってはネッツトヨタ東京株式会社総務部長とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

3　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。
4　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）
第６条　乙は、第４条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
２　乙は、第４条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
３　乙は、第４条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）
第７条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
（４）　その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第８条　乙は、第２条第１項に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。
２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（退去の実現）
第９条　乙が前条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（損害）
第 10 条　乙が第６条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（災害時の情報共有）
第 11 条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第 12 条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）
第 13 条　乙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 15 条　この協定の期間は、平成 30 年３月 29 日から平成 34 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 16 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 17 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 30 年１月 29 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉並区長　田中　良

乙　東京都港区芝浦四丁目８番３号
ネッツトヨタ東京株式会社
代表取締役　片山　守

資料108

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とワールドメイト（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）前各号に関して必要な人数を提供すること。

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入可能人数は１日当たり最大で 140 人とする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

（１）　施設名　ワールドメイト東京エリア本部
　　所在地　杉並区西荻南二丁目 25 番 15 号

（２）　施設名　平成ビル
　　所在地　杉並区西荻北三丁目 14 番 19 号

（協力の要請）

第４条 甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第２条第１項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するもの

とする。
2　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
3　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）
第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき
（３）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
（４）その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第７条　乙は、第２条第１項の基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。
2　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（退去の実現）
第８条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任と費用負担において退去を実現するものとする。

（損害）
第９条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３号の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（災害時の情報共有）
第 10 条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第 11 条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（布教活動等）
第 12 条　乙は、一時滞在施設の避難者に対して、勧誘などの布教活動及び物品販売をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 13 条　甲は、乙が時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 14 条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 34 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 15 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 16 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 31 年３月 28 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田 中　　良

乙　　静岡県伊豆の国市立花３番地 162
ワールドメイト
代表役員　　半 田　　晴

資料109

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）前各号に関して必要な人員を提供すること。

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項の規定による帰宅困難者の受入期間は最長３日間とし、受入可能人数、及び乙が備蓄する飲料水、食糧等は、別表１のとおりとする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、別表２のとおりとする。

（通常在館者用備蓄品）

第４条　乙は、通常在館者のうち帰宅困難者となった者が、３日間当該施設に留まるにあたって必要な備蓄品を購入するとともに、その管理及び更新を行うものとする。

２　前項の規定による備蓄品は、別表３のとおりとする。

（協力の要請）

第５条　甲は、第３条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第２条第１項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第６条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあってはレクサス浜田山ゼネラルマネージャーとする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第７条　乙は、第５条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、第５条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、第５条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）

第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき

（３）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき

（４）その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）

第９条　乙は、第２条第１項に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（退去の実現）

第 10 条　乙が第８条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）
第 11 条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第 12 条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）
第 13 条　乙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 15 条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 16 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 17 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に反義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和元年 12 月２日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　　田　中　　良

乙　　東京都港区芝浦四丁目８番３号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長　片　山　　守

資料110

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と学校法人文化杉並学園（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対 し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めること を目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設（文化学園大学杉並中学・高等学校）の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）甲が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）前各号に関して必要な人員を提供すること。

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項の規定による帰宅困難者の受入期間は最長９日間とし、受入可能人数は、別表１のとおりとする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、別表２のとおりとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、第３条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第２条第１項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第５条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては理事長とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

3　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表３に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。
4　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）
第６条　乙は、第４条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
2　乙は、第４条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
3　乙は、第４条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）
第７条　乙は、次の各号に該当する場合、 一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと 判断し、乙に連絡した場合
（２）乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が 時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき
（３）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
（４）その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）
第８条　乙が第７条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）
第９条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、 情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第 10 条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）
第 11 条　乙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 12 条　甲は、乙が−時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、 物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 13 条　この協定の期間は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし、 期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、 更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 14 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、 第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、 本協定書２通を作成し、 甲及び乙が記名押印のうえ、 各１通を保有する。

令和元年 12 月 20 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　田中　　良

乙　　東京都杉並区阿佐谷南三丁目 48 番 16 号
学校法人　文化杉並学園
理事長　　相澤　まきよ

資料111

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）甲が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）前各号に関して必要な人員を提供すること。

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項の規定による帰宅困難者の受入期間は最長３日間とし、受入対象施設及び受入可能人数は、別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第３条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、前条に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては館長とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、第３条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、第３条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、第３条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき

（３）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき

（４）その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）

第７条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）

第８条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）

第 10 条　乙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 11 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ゲ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 13 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和元年 12 月 24 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　田中　　良

乙　　東京都杉並区成田西一丁目２番 22 号
特定非営利活動法人　劇場創造ネットワーク
理事長　牧野　望

資料112

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と杉並学院中学・高等学校（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（徒歩にょり容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設（杉並学院中学・高等学校）の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）甲が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の術生管理を行うこと。

（４）前各号に関して可能な範囲で人員を提供すること。

２　前項の規定による帰宅困難者の受入期間は最長３日間とし、受入対象施設及び受入可能人数は、別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第３条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者のための一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、前条に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては杉並学院中学・高等学校長とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、第３条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、甲に連絡するものとする。

２　乙は、第３条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、第３条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合

（３）その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）

第７条　乙が前条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）

第８条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、 情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）

第 10 条　乙は、受入れした帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（協定期間）

第 11 条　この協定の期間は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。だだし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第 12 条　乙が、第２条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和２年１月 10 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　田中　　良

乙　　東京都杉並区阿佐谷南二丁目 30 番 17 号
杉並学院中学・高等学校
校長　工藤 敏夫

資料113

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とサンワコムシスエンジニアリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）　乙の施設の一部を帰宅困難者受入れの一時滞在施設として提供すること

（２）　飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること

（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと

（４）　その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項

尚前（１）～（３）号に関しては、乙の施設や従業員等の被災状況により、帰宅困難者の受け入れ及び飲料水、食糧等の提供が困難な場合はその旨甲へ通知するものとする

２　前項の規定による帰宅困難者の受入期間は最長３日間とし、受入可能人数は、最大２５人とするが、災害時の状況によって乙の判断で甲へ報告するものとする。また飲料水、食糧等は原則として甲が備蓄している物を搬送して提供するものとする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、第３条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第２条第１項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第５条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては総務人事部長とする。

2　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。
3　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、それぞれの定めた連絡先を共有するものとする。
4　甲及び乙は、前項の規定により共有した連絡先に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡先を共有するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）
第６条　乙は、第４条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
2　乙は、第４条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
3　乙は、第４条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
4　帰宅困難者を受け入れる場合には、甲が指定する「同意書」を使用し、その内容を承諾した帰宅困難者のみを受け入れるものとする。

（受入れの解除）
第７条　乙は、次の各号に該当する場合により、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求める場合は、甲に連絡し甲より帰宅困難者へ下記（１）～（４）の該当する項目に対して説明するものとする。
（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき
（３）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
（４）その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合
2　甲は、帰宅困難者の受入れにあたって発生した特別な費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（退去の実現）
第８条　乙が第７条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（損害）
第９条　乙が第６条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（災害時の情報共有）
第 10 条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第 11 条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）
第 12 条　乙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 13 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 14 条　この協定の期間は、令和３年１１月１日から令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 15 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 16 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和３年１１月１日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉 並 区 長　　田中　良

乙　　東京都杉並区高円寺南２－１２－３
サンワコムシスエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　　佐藤　謙一

資料
113

資料114

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と久遠キリスト教会（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）甲が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）前各号に関して必要な人員を提供すること。

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項の規定による帰宅困難者の受入期間は最長３日間とし、受入対象施設及び受入可能人数は、別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第３条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、前条に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては牧師とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、第３条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は第３条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、第３条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき

（３）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき

（４）その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）

第７条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）

第８条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）

第 10 条　乙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）

第 11 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 13 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和２年２月７日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　田中　　良

乙　　東京都杉並区阿佐谷南２丁目 30 番 17 号
久遠キリスト教会
牧師　　三浦　真信

資料115

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とPFI杉並公会堂株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社京王設備サービス（以下「丙」という。）は、甲、乙との間で締結した平成15年３月17日付「杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業契約書」（以下「事業契約」という。）第79条及び乙と丙の間で締結した平成15年７月25日付「杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業　維持管理・運営業務委託契約書」に基づき、避難者等のうち災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙及び丙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。

（１）　乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設（別紙「一時滞在施設とは」のとおり）として提供すること。

（２）　甲が備蓄する飲料水、食糧、毛布等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。ただし、災害によりライフラインに不具合が生じている場合はこの限りでない。

（４）　前各号に関して必要な人数を協力可能な範囲で提供すること。

（５）　その他乙及び丙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入可能人数は、別表１のとおりとする。

（対象施設）

第３条　本協定の対象施設は、別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙及び丙に対して、第２条第１項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭により要請できるものとし、文書は後日提出するものとする。

（協定に関する連絡責任者）

第５条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙及び丙にあっては杉並公会堂館長とする。

２　甲乙丙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲乙丙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

４　甲乙丙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表をそれぞれ提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第６条　丙は、第４条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲及び乙に連絡するものとする。

２　丙は、第４条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲及び乙に連絡するものとする。

３　丙は、第４条の要請がない場合においても、丙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲及び乙に連絡し、甲の承諾を受けるものとする。

（受入れの解除）

第７条　丙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙又は丙に連絡した場合

（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、丙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲及び乙に連絡した場合

（３）　丙が、一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲及び乙に連絡した場合

（４）　その他、甲乙丙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）

第８条　丙は、第２条第１項に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲及び乙に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、全額負担するものとする。

（退去の実現）
第９条　丙が第７条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲及び乙に報告し、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（第三者に生じた損害）
第 10 条　乙及び丙は、丙が第６条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、丙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したとしても、乙及び丙に故意又は重過失がない限り責任を負わないものとする。

（災害時の情報共有）
第 11 条　甲乙丙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙及び丙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第 12 条　乙及び丙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）
第 13 条　乙及び丙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 14 条　甲は、乙及び丙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 15 条　この協定の期間は、令和２年７月１０日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲乙丙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 16 条　乙及び丙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 17 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和２年７月 10 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　　田中　良

乙　東京都杉並区上荻一丁目 23 番 15 号
ＰＦＩ杉並公会堂株式会社　　代表取締役　川村　彰

丙　東京都渋谷区神泉町４番６号
株式会社京王設備サービス　代表取締役　浅野　義行

資料116

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者の受入れ及び甲の求める物資に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時の応急活動が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）　乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）　甲が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）　乙が保有する物資等を帰宅困難者に対して提供すること。

（４）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（５）　前各号に関して必要な人数を提供すること。

（６）　その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入対象施設及び受け入れ可能人数は別表１のとおりとする。ただし、乙の申し出により、受入期間を短縮することができる。

（協力の要請）

第３条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたとき、又は、乙が所有する物資の提供が必要な場合、乙に対して、前条に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあってはホテル責任者とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定した時は、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。
４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡票に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡票を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）
第５条　乙は、第３条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したとき、又は甲が必要とする物資の提供が可能な時は当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
２　乙は、第３条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
３　乙は、第３条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）
第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
（４）　その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）
第７条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）
第８条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し、防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第９条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）
第 10 条　乙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 11 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 12 条　この協定の期間は、協定締結の日から令和４年４月３０日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 13 条　乙が、第３条で規定する対象施設の用途変更などにより、第２条第１項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和３年６月１日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区
代表者　杉並区長　田中　良

乙　東京都品川区大井一丁目 35 番３号
ルートインジャパン株式会社
代表者　代表取締役　永山　泰樹

資料117

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と明聖高等学校中野キャンパス（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者の受入れ及び甲の求める物資に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時の応急活動が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）　乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること

（２）　乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること

（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと

（４）　前各号に関して必要な人数を提供すること

（５）　その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入対象施設及び受入可能人数は別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第３条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたとき、又は、乙が所有する物資の提供が必要な場合、乙に対して、前条に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては施設責任者とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定した時は、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡票に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡票を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、第３条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したとき、又は甲が必要とする物資の提供が可能な時は当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、第３条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、第３条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができるものとする。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき

（３）　その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）

第７条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）

第８条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し、防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）

第 10 条　乙は、受入れた帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 11 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 12 条　この協定の期間は、協定締結の日から令和４年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 13 条　乙が、第２条第２項で規定する対象施設の用途変更などにより、第３条の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和４年１月５日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区
代表者　杉並区長　田中　良

乙　東京都杉並区高円寺南五丁目 15 番３号
明聖高等学校　中野キャンパス
代表者　キャンパス長　花澤　悟史

資料118

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と日本基督教団　阿佐ヶ谷教会（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）　乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。

（２）　甲が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。

（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（４）　前各号に関して必要な人員を提供すること。

（５）　その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

２　前項の規定による帰宅困難者の受入期間は最長３日間とし、受入対象施設及び受入可能人数は、別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第３条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、前条に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては主任牧師とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、第３条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、第３条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、第３条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　感染症などが発生しその拡大により、蜜を避ける必要がある場合には、甲乙協議の上、受入人数を決定する。

（受入れの解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき

（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき

（４）　その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）

第７条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）

第８条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）
第 10 条　乙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。
（支援体制の確立）
第 11 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 13 条　乙が、第２条第２項で規定する対象施設の用途変更などにより、第３条の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和４年４月１日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　田中　良

乙　　東京都杉並区阿佐谷北五丁目 18 番 10 号
日本基督教団　阿佐ヶ谷教会
主任牧師　　古屋　治雄

資料119

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ソレイユ（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者の受入れ及び甲の求める物資に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時の応急活動が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）　乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること

（２）　乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること

（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと

（４）　前各号に関して必要な人数を提供すること

（５）　その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入対象施設及び受入可能人数は別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第３条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたとき、又は、乙が所有する物資の提供が必要な場合、乙に対して、前条に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては施設責任者とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定した時は、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡票に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡票を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、第３条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したとき、又は甲が必要とする物資の提供が可能な時は当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、第３条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、第３条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができるものとする。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき

（３）　その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）

第７条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）

第８条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し、防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）

第 10 条　乙は、受入れた帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 11 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 12 条　この協定の期間は、協定締結の日から令和５年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 13 条　乙が、第２条第２項で規定する対象施設の用途変更などにより、第３条の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和４年 10 月 21 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　　岸本　聡子

乙　　東京都杉並区高円寺南二丁目 35 番 15 号
花月第一ビル２Ｆ
株式会社ソレイユ
代表取締役　　景山　治郎

資料120

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と荻窪タウンセブンビル株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者の受入れ及び甲の求める物資に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時の応急活動が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）　乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること

（２）　乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること

（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと

（４）　前各号に関して必要な人数を提供すること

（５）　その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入対象施設及び受入可能人数は別表１のとおりとする。

３　帰宅困難者の受入れに要する費用は乙が負担するものとする。但し、甲の要請による別段の対応を要する費用は、甲と乙が協議のうえでその負担の方法につき定めるものとする。

（協力の要請）

第３条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたとき、又は、乙が所有する物資の提供が必要な場合、乙に対して、前条に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電子メール、無線機その他の合理的な方法によるものとする。

（協定に関する連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては施設責任者とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定した時は、別表２に定める連絡票により、それぞれ提出し、共有するものとする。
４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡票に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡票を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）
第５条　乙は、第３条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したとき、又は甲が必要とする物資の提供が可能な時は当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
２　乙は、帰宅困難者の受入れに関し、施設マニュアルに基づく乙が定めた「一時滞在施設利用同意書」に同意のうえで乙に対し提出できるもののみ、受入れできるものとする。
３　乙は、第３条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
４　乙は、第３条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができるものとする。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）
第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
（３）　乙の責に帰すべき事由によらずに一時滞在施設における秩序維持が困難となったとき
（４）　その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）
第７条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）
第８条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し、防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）
第９条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）
第 10 条　乙は、受入れた帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）
第 11 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）
第 12 条　この協定の期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）
第 13 条　乙が、第２条第２項で規定する対象施設の用途変更などにより、第３条の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和５年 12 月 15 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　岸本　聡子

乙　東京都杉並区上荻１丁目９番１号
荻窪タウンセブンビル株式会社
代表取締役社長　宇田川　紀通

資料121

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と佛心山西教寺（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者の受入れ及び甲の求める物資に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時の応急活動が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

（１）乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること

（２）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること

（３）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと

（４）前各号に関して必要な人数を提供すること

（５）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項

２　前項第１号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で３日間とし、受入対象施設及び受入可能人数は別表１のとおりとする。

（協力の要請）

第３条　甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたとき、又は、乙が所有する物資の提供が必要な場合、乙に対して、前条に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室長とし、乙にあっては施設責任者とする。

２　甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定した時は、別表２に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

４　甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡票に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡票を提出するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第５条　乙は、第３条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したとき、又は甲が必要とする物資の提供が可能な時は当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、第３条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、第３条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができるものとする。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（受入れの解除）

第６条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき

（３）その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（退去の実現）

第７条　乙が第６条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

（災害時の情報共有）

第８条　甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し、防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（営業活動）

第 10 条　乙は、受入れた帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

（支援体制の確立）

第 11 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（協定期間）

第 12 条　この協定の期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第 13 条　乙が、第２条第２項で規定する対象施設の用途変更などにより、第３条の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和５年 12 月 22 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　岸本　　聡子

乙　　東京都杉並区松庵三丁目 37 番４号
佛心山　西教寺
住　　職　　吉村　　智雄

資料122

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区を「甲」とし、東京都立西高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり震災救援所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、震災救援所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この協定書において、「震災救援所」の意義は、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第３条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第４条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、第４条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。ただし、できるだけ早期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（施設の安全点検の実施）

第６条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第７条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）
第 10 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）
第 11 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）
第 12 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年６月１日

甲　杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　東京都立西高等学校長　　宮　本　　久　也

資料123

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区を「甲」とし、國學院大學久我山中学高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり震災救援所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、震災救援所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この協定書において、「震災救援所」の意義は、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第３条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第４条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、第４条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。ただし、できるだけ早期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（施設の安全点検の実施）

第６条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第７条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）
第 10 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）
第 11 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）
第 12 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年６月 16 日

甲　杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　國學院大學久我山中学高等学校　学校長　今　井　寛　人

資料124

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区を「甲」とし、学校法人明治大学を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり震災救援所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、震災救援所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において、「震災救援所」の意義は、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（震災救援所として利用できる施設の範囲及び周知）

第３条　乙は、震災救援所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、「震災救援所（避難所）指定に伴う施設利用計画」を甲に提出する。

２　甲は、震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第４条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。ただし、できるだけ早期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（施設の安全点検の実施）

第６条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）
第７条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）
第 10 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）
第 11 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用することを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、平成 29 年８月１日から平成 30 年７月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、更に同一条件にて１年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲乙協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年７月 31 日

甲　東京都杉並区
阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　東京都千代田区
神田駿河台一丁目１番
学校法人明治大学
理事長　　柳　谷　　孝

資料125

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と学校法人専修大学附属高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成17年12月6日に甲乙間で締結した「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定」については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和57年６月21日杉環防発第72号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 30 年２月 16 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　田　中　良

乙　東京都杉並区和泉四丁目４番１号
学校法人専修大学附属高等学校
理事長　日　髙　義　博

資料126

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と東京都立豊多摩高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成 10 年 12 月 17 日に甲乙間で締結した「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書」については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 10 月 7 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
杉並区長　田　中　　良

乙　　東京都杉並区成田西二丁目 6 番 18 号
東京都立豊多摩高等学校
校長　　吉　田　　寿　美

資料127

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と東京都立杉並高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成 11 年３月 16 日に甲乙間で締結した「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定」については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 10 月 16 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　　東京都杉並区成田西四丁目 15 番 15 号
東京都立杉並高等学校
校長　　金　澤　　利　明

資料128

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と学校法人佼成学園中学校高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成17年12月6日に甲乙間で締結した「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書」については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和57年６月21日杉環防発第72号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 10 月 25 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　　東京都杉並区和田二丁目６番 29 号
学校法人　佼成学園中学校高等学校
校長　　榎　並　　紳　吉

資料129

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と学校法人日本大学第二学園（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成 18 年 7 月 14 日に甲乙間で締結した「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定」については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 10 月 30 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　　東京都杉並区天沼一丁目 45 番 33 号
学校法人　日本大学第二学園
理事長　　長　島　　庫　子

資料130

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と東京都立永福学園（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月３１日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 11 月 5 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
杉並区長　田中　良

乙　東京都杉並区永福一丁目 7 番 28 号
東京都立永福学園
校長　伏見　明

資料131

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と学校法人文化杉並学園（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設（文化学園大学杉並中学・高等学校）を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成 18 年 7 月 14 日に甲乙間で締結した「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定」については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 11 月 29 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　田　中　　良

乙　東京都杉並区阿佐谷南三丁目 48 番 16 号
学校法人　文化杉並学園
理事長　　相　澤　まきよ

資料132

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と東京都立荻窪高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成 14 年９月 10 日に甲乙間で締結した「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書」については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 12 月３日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　　東京都杉並区荻窪五丁目７番 20 号
東京都立荻窪高等学校
校長　　沖　山　栄　一

資料133

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と杉並学院中学高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月３１日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 12 月 3 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
杉並区長　田　中　良

乙　東京都杉並区阿佐谷南二丁目 30 番 17 号
杉並学院中学高等学校
校長　工　藤　敏　夫

資料134

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と東京立正中学校・高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 12 月 24 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
杉並区長　田　中　良

乙　東京都杉並区堀ノ内二丁目 41 番 15 号
東京立正中学校・高等学校
校長　梅　沢　辰　也

資料135

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と東京都立中央ろう学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年２月７日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
杉並区長　田　中　良

乙　東京都杉並区成田西二丁目６番18号
東京都立中央ろう学校
校長　荒　川　早　月

資料136

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と日本大学鶴ヶ丘高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　前項の通知に対し，乙は校内施設・在校生徒等の状況を判断した上で，甲に対して震災救援所の開設の可否を回答するものとする。甲は，乙の回答がない場合は，指定した施設に震災救援所を開設することはできないものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受け、震災救援所として開設が可能な場合は、二次災害を防止するため、早急に使用施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検する。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和３年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年２月 14 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　東京都杉並区和泉二丁目 26 番 12 号
日本大学鶴ヶ丘高等学校
校長　　川　原　　容　子

資料137

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と東京都立農芸高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成 14 年９月 10 日に甲乙間で締結した「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書」については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和３年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月 11 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　田　中　良

乙　東京都杉並区今川三丁目 25 番１号
東京都立農芸高等学校
校長　小　堀　紀　明

資料138

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と東京都立杉並総合高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成17年３月１日に甲乙間で締結した「震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書」については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和57年６月21日杉環防発第72号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和３年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月 13 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　田　中　良

乙　東京都杉並区下高井戸五丁目 17 番１号
東京都立杉並総合高等学校
校長　倉　本　武　雄

資料139

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と中央大学杉並高等学校（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

ただし、甲乙及び医療法人財団荻窪病院の三者間で締結した「災害時における杉並区、医療法人財団荻窪病院及び学校法人中央大学杉並高等学校の協力に関する協定」に基づき、発災後72時間は、緊急医療救護所の支援としての施設使用が優先される。

なお、本協定の締結により、平成10年10月23日に甲乙間で締結した、災害時における施設利用に関する承諾書については、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和57年６月21日杉環防発第72号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知し、乙は施設の使用状況等を踏まえ、開設の可否を甲に回答するものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和３年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月 17 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉　並　区　長
田　中　　良

乙　東京都杉並区今川二丁目７番１号
中央大学杉並高等学校長
大　田　　美　和

資料140

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と学校法人光塩女子学園（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に文書にて通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に文書にて通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、前条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期限）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和３年３月 31 日までとする。ただし、期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年３月 22 日

杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

甲　杉並区

代表者　杉並区長　田　中　　良

杉並区高円寺南二丁目 33 番 28 号

乙　学校法人　光塩女子学園

代表者　理事長　　関　戸　素　子

資料141

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区（以下「甲」いう。）と明聖高等学校中野キャンパス（以下「乙」という。）は、震災救援所として乙の施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を震災救援所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「震災救援所」とは、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（施設の指定）

第３条　乙は、この協定の締結後、管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を指定し、甲に通知するものとする。

２　乙は、前項に基づき指定した施設の範囲を変更する場合は、事前に甲に通知するものとする。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第４条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第５条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第６条　甲は、第５条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に開設した旨を通知するものとする。

３　甲は、前条後段の規定により、甲が事前の通知をしないで乙の施設に震災救援所を開設するときは、次条に定める施設の安全点検を甲が行うものとする。

（施設の安全点検の実施）

第７条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合は、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第８条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 10 条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）

第 11 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）

第 12 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和４年３月 31 日までとする。ただし期限満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示のないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年１月５日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　　東京都杉並区高円寺南五丁目 15 番３号
明聖高等学校中野キャンパス
キャンパス長　花　澤　　悟　史

資料142

震災救援所（避難所）施設利用に関する協定書

杉並区を「甲」とし、東京都立杉並工科高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり震災救援所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、震災救援所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この協定書において、「震災救援所」の意義は、震災救援所補助・代替施設指定基準（昭和 57 年６月 21 日杉環防発第 72 号）に規定する震災救援所補助・代替施設をいう。

（震災救援所として利用できる施設の周知）

第３条　甲は、乙の管理する施設のうち震災救援所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（震災救援所の開設）

第４条　甲は、災害時において震災救援所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、第４条に基づき震災救援所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、震災救援所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事前の通知なしに、乙の指定した施設に震災救援所を開設することができる。ただし、できるだけ早期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（施設の安全点検の実施）

第６条　乙は、甲からの震災救援所開設の通知を受けた場合、二次災害を防止するため、早急に施設の安全点検を実施し、施設利用の安全性について点検するとともに、甲に対し、施設利用の可否を連絡するものとする。

２　安全確認が取れない場合は、応急点検を甲に依頼するものとする。

（震災救援所の管理）

第７条　震災救援所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　震災救援所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、震災救援所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　震災救援所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に使用許可延長の申請をするものとする。

（震災救援所解消への努力）
第 10 条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該震災救援所の早期解消に努めるものとする。

（震災救援所の終了）
第 11 条　甲は、乙の管理する施設を震災救援所として利用するのを終了する際は、乙に震災救援所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）
第 12 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年４月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉　並　区　長　　岸　本　　聡　子

乙　杉並区上井草四丁目 13 番 31 号
東京都立杉並工科高等学校　校長　　高　野　　学

資料143

平成 10 年 10 月 6 日

杉　並　区　長　殿

高総発第　10－56 号

承　　諾　　書

10 杉環防発 173 号により依頼のあった下記の件について承諾します。

〒168-0061 東京都杉並区大宮 2-19-1
学校法人　高千穂学園

大地震等発生時において、杉並区長から要請があったときは、下記の施設を杉並区の震災救援所補助・代替施設として避難者の避難・救援・救護のために使用することを認めます。

なお、使用可能な場所、面積及び使用条件等は下記のとおりですが、被災状況等により変更の可能性があります。

使用可能場所、面積

使用可能場所	例）高校一般教室 4 室	大学-教室 13 室	体育館 1F-1 室	〃 2F-1 室	〃 柔道場
使用可能面積	例）260 ㎡	945 ㎡	328 ㎡	1,375 ㎡	283 ㎡

使用可能場所	〃 剣道場	学生食堂 1F-1 室	〃 2F-1 室
使用可能面積	500 ㎡	288 ㎡	489 ㎡

計 4,163 ㎡

注）校舎等の見取り図等の添付もお願いします。
（使用可能場所をマーカー等で判別できるようにしたもの）

使用条件・意見等（条件・意見がある場合は記入お願いします）

幼稚園・大学の授業中の処置については、別途協議する。

資料144

平成 10 年 10 月 22 日

杉　並　区　長　殿

承　　諾　　書

10 杉環防発 173 号により依頼のあった下記の件について承諾します。

東京都杉並区和田１丁目 49 番８号
学 校 法 人　　女 子 美 術 大 学
理事長　　大村　智

大地震等発生時において、杉並区長から要請があったときは、下記の施設を杉並区の震災救援所補助・代替施設として避難者の避難・救援・救護のために使用することを認めます。

なお、使用可能な場所、面積及び使用条件等は下記のとおりですが、被災状況等により変更の可能性があります。

使用可能場所、面積

使用可能場所	例）高校一般教室 4 室	2 号館 講義教室	体育館 アリーナ
使用可能面積	例）260 ㎡	740 ㎡	1,717 ㎡

計 2,457 ㎡
（1,489 人分）

注）校舎等の見取り図等の添付もお願いします。
（使用可能場所をマーカー等で判別できるようにしたもの）

使用条件・意見等（条件・意見がある場合は記入お願いします）

資料145

平成 10 年 10 月 30 日

杉　並　区　長　殿

承　　諾　　書

10 杉環防発 173 号により依頼のあった下記の件について承諾します。

東京女子大学

学長　　船本　弘毅

大地震等発生時において、杉並区長から要請があったときは、下記の施設を杉並区の震災救援所補助・代替施設として避難者の避難・救援・救護のために使用することを認めます。

なお、使用可能な場所、面積及び使用条件等は下記のとおりですが、被災状況等により変更の可能性があります。

使用可能場所、面積

使用可能場所	例）高校一般教室 4 室	6 号館一般教室 （東校舎） 14 室 918 名	7 号館一般教室 （西校舎） 19 室 850 名
使用可能面積	例）260 ㎡	1,010 ㎡	975 ㎡

計 1,985 ㎡

（約 1,230 人）

注）校舎等の見取り図等の添付もお願いします。

（使用可能場所をマーカー等で判別できるようにしたもの）

使用条件・意見等（条件・意見がある場合は記入お願いします）

震災発生の時間にもよるが、原則として斜線（　）部分に地域住民、その他の部分（主にグラウンド周辺）に本学関係者（教職員、学生等）が避難するように改める。（したがって、前回記載した体育館は今回削除する。）

資料146

災害時における財団法人杉並区スポーツ振興財団の協力に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、杉並区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、杉並区（以下「甲」という。）が財団法人杉並区スポーツ振興財団（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第２条　乙は、甲の業務に協力するため、乙の管理する施設（以下「施設」という。）において乙の職員を次の各号に掲げる職務に従事させるものとする。

(1)　災害時における、次に掲げる甲の実施する業務の協力に関する職務

ア 施設内の各部屋の鍵を開け、甲の職員の来所を待つこと

イ 施設の被害状況等を甲の職員に報告すること

ウ 施設を甲の職員に引き渡すこと

(2)　甲の実施する防災訓練の協力に関する職務

(3)　前２号に定めるもののほか、乙は、甲の要請に基づき、甲の職務について必要な協力を行うものとする。

（協議）

第３条　この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第４条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務の実施中に負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 21 年３月 31 日までとする。ただし、この協定を解除しようとするときは、甲又は乙は、期間満了の日の３箇月前までに意思表示を行うものとし、甲乙のいずれからも意思表示がないときは、更に１年間期限を延長するものとし、以後においても毎年同様の取扱いとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 20 年２月 29 日

甲　杉　並　区　長　　山田　宏

乙　財団法人杉並区スポーツ振興財団理事長
松沼　信夫

資料147

災害時における震災救援所の運営等に関する協定

災害時における震災救援所の運営等に関し、杉並区（以下「甲」という。）と杉並建物総合管理事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害が発生した場合に杉並区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害応急対策業務（以下「業務」という。）への乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、震災救援所の運営等を行うに際し、乙に対し業務の協力を要請することができる。

（協力の内容）
第３条　乙の協力の内容は次のとおりとする。
（１）　震災救援所の開設に関すること。
（２）　震災救援所内の警備に関すること。
（３）　震災救援所内の消毒に関すること。
（４）　震災救援所から発生する一般廃棄物の処理等に関すること。
（５）　その他、甲が必要と認める業務に関すること。

（費用の負担）
第４条　乙の業務の協力に要した費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第５条　この協定に基づき業務に従事した者が、当該業務により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、平成 23 年４月１日から５年間とする。ただし、期間満了の日から３箇月前までに、甲、乙に何らかの意思表示もないときは、５年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（細目）
第７条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々１通を保管する。

平成 23 年３月 29 日

甲　　杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　　杉並建物総合管理事業協同組合　代表理事　　片　野　　誠　一

災害時における震災救援所の運営等に関する協定実施細目

「災害時における震災救援所の運営等に関する協定」（以下「協定」という。）第７条に基づく実施細目は、次のとおりとする。

（協力要請の手続き）
第１条　甲は、乙に対し業務の要請を行うときは、業務内容、実施場所その他必要事項を記載した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できることとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
２　甲及び乙は、連絡体制及び連絡方法について支障をきたさないよう常に点検し改善に努め、変更があるときは、甲乙相互に連絡するものとする。

（業務内容）
第２条　乙は、地域防災計画に示す震災救援所ごとに担当の会員を事前に指定し、開設、警備、消毒及び一般廃棄物の処理等の業務に従事するものとする。
２　乙は、前項の会員を震災救援所運営連絡会に積極的に参画させるものとする。
３　乙は、警備、消毒及び一般廃棄物の処理等の事業経験を活かした運営計画を提供するなど、震災救援所の運営に可能な限り支援するものとする。
４　乙は、甲の実施する震災救援所訓練に参加し、協力するものとする。

（状況報告）
第３条　乙は、毎年４月１日現在の震災救援所ごとの警備、消毒及び一般廃棄物の処理等の人員を、甲に報告するものとする。
２　前項の人員等に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定に係らず速やかに甲に報告するものとする。

（業務の報告）
第４条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その業務内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）
第５条　協定第４条に規定する費用の額は、災害発生直前における作業単価及び平米単価を基準として、甲、乙協議のうえ決定する。

（請求及び支払い）
第６条　乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（協議）
第７条　この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

この実施細目の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々１通を保管する。

平成 23 年３月 29 日

甲　　杉 並 区 長　　田 中　　良

乙　　杉並建物総合管理事業協同組合 代表理事　片 野　　誠 一

資料148

災害時の避難場所等における連携・協力体制に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と公益財団法人東京都公園協会(以下「乙」という。)とは、杉並区内に大規模災害が発生した場合に、避難場所等における避難者（区民、在勤在学者、帰宅困難者等）の安全確保及び支援等を迅速かつ的確に行うため、両者の連携・協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、都立和田堀公園・善福寺川緑地において、災害時に「大規模救出救助活動拠点」及び「避難場所」の迅速かつ的確な運営等を図るため、甲及び乙の連携・協力体制に関し必要な事項を定める。

（「大規模救出救助活動拠点」の確保等に係る連携・協力）

第２条　発災時の「大規模救出救助活動拠点」確保について、甲及び乙は東京都と連携・協力して行うものとする。

（「避難場所」に係る連携・協力）

第３条　乙は甲と連携・協力し、可能な範囲で以下の避難者対応等を行う。

（１）避難者（災害時要配慮者を含む）の支援

①災害情報・避難所情報等の提供

②けが人、急病人などの応急救護等

（２）防災施設（防災トイレ、かまどベンチなど）の使用に係る支援

（３）公園内への飲料水等の運搬が必要となった場合の協力

２　乙は、避難者（災害時要配慮者を含む）及び避難場所の状況等を甲に防災無線等で連絡するものとし、甲は可能な限り支援するものとする。

（平常時の連携）

第４条　発災時に迅速かつ的確な対応を確保するため、甲と乙は平常時から以下の協力を行なう。

（１）都立和田堀公園・善福寺川緑地の発災時の対応等について協議する。

（２）災害時における甲と乙の連絡手段を確保するため、甲の防災無線等を善福寺川緑地に設置するよう努める。

（３）甲と乙は協力し、公園の近隣住民等との下記の連携・協力の推進に努める。

①大規模救出救助活動拠点としての役割（ヘリコプターの離発着スペースなど）や防災施設等の住民等への周知

②地域連携による防災訓練、住民との防災意見交換等の実施

③避難場所における住民による自助・共助推進の普及

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、平成 28 年３月 30 日からとし、甲乙いずれからも指定解除又は変更の申し出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第６条　本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、２通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 28 年３月 30 日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　新宿区歌舞伎町二丁目 44 番１号
公益財団法人 東京都公園協会
理事長　　飯　尾　　豊

資料149

災害時における施設使用に関する協定書

東京都を甲とし、杉並区を乙とし、甲乙間において次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定により策定された東京都地域防災計画に基づき、災害時に東京都危機管理監の下に編成する現地機動班要員（東京都災害対策本部運営要綱（平成 14 年 10 月 21 日 14 総災応第 1315 号）第８（２）エ（ウ）に規定する現地機動班要員をいう。以下同じ。）の参集拠点（以下単に「参集拠点」という。）として、甲が乙の所有する施設を使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（参集拠点の施設）

第２条　甲が参集拠点として使用する乙の所有する施設は、次のとおりとする。

名称　　杉並区立松ノ木運動場管理事務所及び駐車場

所在地　東京都杉並区松ノ木一丁目３番 22 号

（参集拠点の開設及び運営）

第３条　甲は、震度６弱以上の地震（島しょを除く）が発生し、非常配備態勢又は特別非常配備態勢を発出し、現地機動班要員が参集した場合において、前条の施設を参集拠点として使用する。

２　参集拠点の開設及び運営については、現地機動班要員が行う。松ノ木運動場の職員は可能な限り、参集拠点の開設・運営に協力する。

（協力要請）

第４条　甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）参集拠点として使用可能なスペースの確保

（２）参集拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管

なお、資機材一覧については、別に定めることとする。

（３）その他甲が必要とする業務

（保管場所）

第５条　前条（２）の保管に係る施設は、第２条における施設内倉庫のほか、次のとおりとする。

名称　　松ノ木第二災害備蓄倉庫

所在地　杉並区松ノ木一丁目３番 11 号

（施設利用の終了）
第６条　甲は、参集拠点における活動が終了したときは、第２条の施設を原状に復し、速やかに乙に引き渡すものとする。

（費用の負担）
第７条　参集拠点として使用する際にかかる費用については、甲の負担とする。ただし、平常時の第４条（２）で保管する資機材の点検等で必要となった光熱水費は施設管理者が負担するものとし、施設管理者の負担が過大となる場合は協議を行うものとする。

（防災訓練）
第８条　乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練に協力するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

令和３年７月 30 日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事
小池　百合子

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
乙　杉並区
代表者　杉並区長
田　中　　良

資料150

災害時の避難にかかる施設利用に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と日本郵政株式会社（以下「乙」という。）及び日本郵政共済組合（以下「丙」という。）は、杉並区内の大規模災害に伴う火災（以下「災害」という。）発生時における、相互の連携による住民の安全確保及び支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都が避難場所として指定した丙が土地を所有し、乙が管理する以下の施設（以下「本件施設」という。）について、災害時に甲及び乙が相互に連携して、住民の安全確保を図るため、施設利用について必要な事項を定めることを目的とする。

施設名：高井戸レクリエーションセンター

所在地：東京都杉並区高井戸東１丁目 16 番１号

（利用範囲）

第２条　避難場所として利用する範囲は、本件施設のうち広場、野球場及びテニスコートとする。

（避難場所の利用）

第３条　甲は、災害時に住民が避難する必要が生じた場合、乙に対して事前に文書又は口頭で連絡をした上で、前条で規定する利用範囲を避難場所として利用することができる。なお、施設の営業時間外又は休館日等で施設が開放されていない場合、その他施設利用に緊急を要する場合等は、乙に事前の連絡を行うことなく、利用範囲を避難場所として利用することができる。この場合において甲は乙に対し、できるだけ早期に利用した旨を通知する。

（避難場所の鍵の取り扱い）

第４条　甲は、施設の営業時間外、休館日等において避難場所を利用するため、本件施設の正門及び備蓄品保管用倉庫の鍵を複製できるものとし、乙はそれを認める。

（安全管理措置）

第５条　甲は、住民が避難場所へ避難する際、倒壊危険や落下危険の排除等、地域住民の安全確保に必要と認められる措置を行う。

２　甲は、住民が避難場所へ避難する際、火災の防止、建物の損壊の防止等のため、地域住民に対し利用上の指示を徹底する。

（協力）

第６条　甲は、災害時に乙に対し協力を要請することができる。

２　甲の乙に対する協力要請は、双方の職員を通じて行う。

３　甲から協力要請を受けた場合は、乙は可能な範囲で協力することとする。

（費用負担）

第７条　第２条で定める利用範囲を避難場所として開放し、住民が避難したことによって生じた費用については、甲が負担するものとし、その額については、甲、乙協議の上、決定する。

（利用終了と原状回復）

第８条　甲は、第２条で定める利用範囲について避難場所の利用を終了する際は、乙に避難場所利用の終了を文書または口頭で通知するとともに、利用範囲を原状に復し、乙の確認を受けることとする。

（連絡体制）

第９条　甲及び乙は、第３条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第１号様式）を作成し、確認する。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する３か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも、この協定を終了する旨の意思表示がない場合は、自動的にその期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

甲、乙及び丙は、この協定を証するため本書を３通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和４年７月 15 日

〒166-8570
東京都杉並区阿佐谷南１丁目 15 番１号
甲　杉　並　区　長
岸　本　　聡　子

〒100-8791
東京都千代田区大手町２丁目３番１号
乙　日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長
増　田　　寛　也

〒100-8791
東京都千代田区大手町２丁目３番１号
丙　日本郵政共済組合
代　表　者
増　田　　寛　也

資料151

災害時等における緊急用資機材等の提供に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社源産業（以下「乙」という。）とは、災害時等における緊急用資機材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な応急対策を実施することができない場合において、甲が乙に対し、緊急用資機材等の提供（原則として貸与、運搬、設営及び撤収を含む。以下同じ。）及び協力を求めるときの手続き等を定めることにより、防災拠点及び震災救援所等の円滑な運営に寄与し、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（１）物資集配拠点等の防災拠点の運営に必要な資機材（テント等）の提供

（２）震災救援所の運営に必要な資機材（テント、調理用具、暖房器具等）の提供

（３）救援物資の一時保管のための倉庫設備の貸与

（４）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２　協力要請は、緊急用資機材提供等要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭（電話等を含む。）により要請し、後日文書にて処理できるものとする。

（協力内容）

第３条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）について積極的に協力するよう努めるものとする。

（引き渡し及び引き取り）

第４条　乙は、前条により実施する協力活動について、資機材等の引き渡しについて、第１号様式により甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに行うものとする。

２　乙は、甲から資機材等の返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに当該資機材等を引き取るものとする。

３　乙は、甲から受けた協力要請に対応できない場合、甲乙協議のうえ乙の実施する協力活動の内容について決定するものとする。

（原状回復）

第５条　第４条第２項による資機材等の返却に際し、著しい汚れ又は破損により以降の使用に耐えない場合は、甲は乙に対し、同一品または同等品を弁済又は費用相当分の支払いを行うものとする。

（活動報告）

第６条　乙は、甲の要請に基づき協力活動を実施したときは、その活動内容を緊急用資機材等提供報告書（第２号様式）により、次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

（１）協力活動により提供した資機材等

（２）協力活動により貸与した倉庫等

（３）その他甲が必要と認めた事項

（費用負担）

第７条　甲は、第３条の規定により乙が行った協力活動に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

（１）緊急用資機材及び救援物資の一時保管のための倉庫設備　当該災害時直前における適正な提供価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（２）その他前項によりがたい費用　甲及び乙で協議して決定するものとする

（請求及び支払い）

第８条　乙は、前条の費用について経費を算出し、緊急用資機材提供等費用請求書（第３号様式）により、甲に請求するものする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（連絡調整等）

第９条　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

２　甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（準用）

第 10 条　この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

（損害補償）

第 11 条　甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の従業員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、第９条第２項に規定する防災訓練に係るものを除く。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 29 年３月 21 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　　東京都杉並区天沼三丁目５番１号
株式会社　源産業
代　表　取　締　役　　本　橋　　源　司

資料152

災害時等における緊急用資機材等の提供に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害時等における緊急用資機材の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な応急対策を実施することができない場合において、甲が乙に対し、緊急用資機材等の提供（原則として運搬、設営及び撤収を含む。以下同じ。）及び協力を求めるときの手続き等を定めることにより、防災拠点及び震災救援所等の円滑な運営に寄与し、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について支援要請（以下「協力支援要請」という。）することができる。

（１）乙が所有または使用するヘリコプターによる甲の支援のための資機材・人員等の搬送

（２）物資集配拠点等の防災拠点の運営に必要な資機材（バルーンシェルター等）の提供

（３）震災救援所の運営支援に必要な資機材（キャンピングカー、ペット用シェルター等）の提供

（４）災害救助レスキューチーム及び災害救助犬の派遣と救助活動への協力

（５）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２　協力支援要請は、緊急用資機材提供等要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭（電話等を含む。）により要請し、後日文書にて処理できるものとする。

（協力内容）

第３条 乙は、前条の規定により甲から協力支援要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力支援要請に基づく活動（以下「協力支援活動」という。）について積極的に協力するよう努めるものとする。

（活動報告）

第４条　乙は、甲の要請に基づき協力活動を実施したときは、その活動内容を緊急用資機材等提供報告書（第２号様式）により、次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

（１）協力活動により提供した資機材等

（２）その他甲が必要と認めた事項

（連絡調整等）

第５条　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

２ 甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（準用）

第６条　この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

（損害補償）

第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の職員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、第５条第２項に規定する防災訓練に係るものを除く。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 29 年３月 21 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　　広島県神石高原町近田１１６１番２　２階
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン
代　表　理　事　　大　西　　健　丞

資料153

災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における段ボール製品等の円滑な調達に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して第４条に規定する協力を要請することができる。

（協力要請の手続き）

第３条　甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、協力要請を行う際は、原則として、第９条に規定する連絡担当者を通じ、書面により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等口頭による方法で、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙は、第１項に規定する要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに甲に協力するものとする。

（協力内容）

第４条　甲が乙に対し供給を要請する段ボール製品等の範囲は、次に掲げるものとする。

（１）段ボール製簡易ベッド

（２）段ボール製品（段ボールシート及び段ボール間仕切り等）

（３）その他乙の取扱商品で甲が必要と認めたもの

（段ボール製品等の引取り）

第５条　段ボール製品等の引取場所については、甲が指定するものとし、甲は、当該場所において、これを引き取るものとする。

２　乙は、段ボール製品等を引き渡すときは、品目及び数量を記載した納品書を、引取場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（以下「引取人」という。）に提出するものとする。

３　引取人は、前項の規定により提出された納品書を受け取ったときは、段ボール製品等の品目及び数量を確認し、受領書を発行するものとする。

（運搬体制の確保）
第６条　段ボール製品等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、当該者が行うことが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。
２　乙（前項ただし書の場合にあっては、甲）は、段ボール製品等の運搬に使用する車両について、緊急通行車両（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条第１項に規定する緊急通行車両をいう。）に係る事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努めるものとする。
３　甲は、段ボール製品等の運搬に使用する車両が緊急通行車両又は優先車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、乙の協力により調達された段ボール製品等の代金及び運搬の費用を負担するものとする。
２　前項の段ボール製品等の代金及び運搬の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

（損害補償）
第８条　甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の社員等が、協力活動により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（担当者名簿の作成）
第９条　甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡担当者確認書（別紙第一号様式）を作成し、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（防災訓練等）
第 10 条　乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、さらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有する。

令和５年３月 17 日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
甲　杉並区
杉並区長　　岸本　聡子

東京都北区赤羽北一丁目 16 番 13 号
乙　興亜紙業株式会社
代表取締役社長　　平岡　利章

資料154

災害時における行政手続の支援活動に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会杉並支部（以下「乙」という。）は、災害時における行政手続の支援活動（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が甲に協力して実施する支援活動に関し必要な事項を定めることにより、円滑かつ着実な被災者支援に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において「災害時」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生したときをいう。

２　本協定において「災害時における行政手続」とは、り災証明書の発行その他災害時において被災者の生活再建、復旧及び復興のために必要となる行政手続をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において支援活動が必要であると認める場合は、乙に協力を要請するものとする。

２　前項の要請は、協力要請書（別紙第１号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態の急迫等要請書によることができない事情がある場合は、口頭、電話、電磁的方法その他の方法によることができる。

３　前項ただし書の場合においては、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

４　乙は、第１項の要請を受けた場合は、速やかに行政手続支援実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、乙の会員の中から必要な要員を確保するものとする。

５　実施本部は、東京都行政書士会杉並支部長（以下「支部長」という。）の指揮の下、第６条に定める支援活動を実施する。

（支援活動の根拠等）

第４条　実施本部が実施する支援活動の範囲は、行政書士法（昭和 26 年法律第４号）に定める業務の範囲とする。ただし、第６条第１項第５号に定める場合については、この限りでない。

２　実施本部は、支援活動の実施に当たり必要があると認める場合は、他地域の行政書士会又はその支部並びに他の専門家の協力を得て支援活動の迅速な実施を図ることができる。

（当事者間の連絡及び調整）

第５条　支援活動の実施についての連絡及び調整の責任者は、甲にあっては区政相談課長、乙にあっては支部長とする。

２　前項に定める者に事故又は支障が生じた場合は、甲及び乙においてあらかじめ事務担当者名簿（別紙第２号様式。以下「担当者名簿」という。）で定める順位に従い、他の担当者がその職務を代行する。

３　乙は、個別の支援活動について甲と協議する事項が生じた場合は、当該事項の担当課（当該事項を担当するものとして甲において担当者名簿で定める課をいう。）に連絡するものとする。

４　甲及び乙は、本協定締結の日から 60 日以内に、最初の担当者名簿を作成し、相手方に提出するものとする。

５　甲及び乙は、変更等があった場合は、遅滞なく、変更後の担当者名簿を作成し、相手方に提出するものとする。

（支援活動の内容）

第６条　実施本部は、支援活動として、次に掲げる事項について相談、手続の代理又は代行その他援助を実施する。

（１）り災証明書の申請その他災害時における申請全般に関すること。

（２）官公署に提出する書類の作成及びその提出手続に関すること。

（３）権利義務・事実証明関係書類の作成に関すること。

（４）前各号のほか行政書士法に定める業務に関すること。

（５）第１号の申請について甲が行う被災者支援業務に関すること。

２　前項の支援活動は、杉並区役所本庁舎、地域区民センター、震災救援所その他の甲と協議して定める場所において実施するものとする。

（支援活動の広報）

第７条　甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、支援活動の実施場所及び支援活動の内容について広報に努めるものとする。

（支援活動の対価）

第８条　実施本部は、支援活動の実施について、被災者から一切の対価を受けない。

（費用の負担）

第９条　甲は、乙からの支援活動の報告を受け、乙が当該活動に要した実費相当の経費について負担するものとする。

２　甲は、前項の費用を、杉並区災害応急対策実施要綱（昭和 57 年４月 26 日杉環防発第 31 号）を準用し、通常の契約手続に従い負担するものとする。ただし、事態の急迫等の事情がある場合は、当該手続によらないことができる。

（協議）

第 10 条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙のいずれからも、相手方に対し書面による本協定を更新しない旨の申し出がない限り、本協定は、当該期間満了日の翌日から１年間更新されるものとし、以降においても同様とする。

２　甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、相手方に対し、２か月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年９月７日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田中　良

乙　東京都杉並区永福四丁目 26 番 24 号
東京都行政書士会杉並支部
支部長　　小原　幹晶

資料155

災害時における情報発信等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、杉並区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号において定義される災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）等における情報発信に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、災害時等において、甲が杉並区民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して行う様々な取組に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（本協定における取組）

１ 本協定における取組の内容は次のとおりとし、具体的な内容及び方法については、甲乙協議により決定する。

（1）乙は、甲の依頼に応じ、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、当該ホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（2）甲は、杉並区内（以下「区内」という。）の震災救援所等の防災情報を乙に提供し、乙は、 当該情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（3）甲は、区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙は、当該情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（4）甲は、災害発生時の区内の被害状況、ライフラインに関する情報及び震災救援所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙は、当該情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（5）甲は、区内の震災救援所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙は、当該情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、記載のない取組についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を実施できるものとする。

２ 甲及び乙は、前項各号の取組が円滑に行えるよう、連絡先及び担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があったときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

第３条（費用）

前条の取組は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれ実施した取組に係る一切の経費については、甲乙それぞれが自己負担するものとする。

第４条（情報の周知）

１ 乙は、第２条第１項に定める取組を行う場合、甲から提供を受ける情報について、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。

２ 乙は、本協定の目的以外のために甲から提供を受けた情報を利用してはならないものとする。

第５条（本協定の公表）
本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（有効期間）
１　本協定の有効期間は、協定締結日から令和２年３月 31 日までとする。ただし期間満了の日の２箇月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、この協定は、当該期間満了日の翌日から１年間更新されるものとし、以降においても同様とする。
２　甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、２箇月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

第７条（協議）
本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して定めるものとする。
本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

令和元年 11 月 28 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田中　良

乙　東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役　川邊　健太郎

令和５年(2023 年)10 月１日付け会社名変更
（旧）ヤフー株式会社
↓
（新）LINE ヤフー株式会社

資料156

災害時における住家被害認定調査等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目的）

第１条　本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年６月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務

（２）り災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助

（３）その他甲が合理的に必要と認める業務

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して災害復旧協力要請書（第１号様式。以下「要請書」という。）により、住家被害認定調査等業務の協力について要請する。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（住家被害認定調査員）

第４条　乙は、前条の規定により、甲から住家被害認定調査等業務の協力要請を受けた場合は、速やかに当該要請に応えるものとし、住家被害認定調査等業務のために住家被害認定調査員を派遣する。

２　前項に規定する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（１）乙に所属する不動産鑑定士であること。

（２）住家被害認定調査に関する研修を受講していること。

（指揮）

第５条　乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第６条　乙は、甲の要請に基づき住家被害認定調査等業務を実施したときは、災害復旧協力報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が住家被害認定調査等業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。
（１）住家被害認定調査員の派遣に係る交通費
（２）その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）
第８条　乙は、前条に規定する費用が発生したときは、災害復旧協力費用等請求書（第３号様式）により、請求するものとする。
２　甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（研修会への参加）
第９条　甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

（守秘義務）
第 10 条　乙及び乙の会員は、住家被害認定調査等業務の遂行に当たり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいし、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲の要請に基づく乙の住家被害認定調査等業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和４１年杉並区条例第 26 号）によるものとする。

（その他）
第 12 条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（有効期間）
第 13 条　本協定の有効期間は、平成 30 年２月１日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の 30 日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。
２　甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ本協定を解除できるものとする。

（協議）
第 14 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 30 年２月１日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　田中　良

乙　東京都港区虎ノ門三丁目 12 番１号
ニッセイ虎ノ門ビル６階
公益社団法人　東京都不動産鑑定士協会
会　　長　吉村　真行

災害時における住家被害認定調査等の費用負担に関する実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、平成30年２月１日に締結した「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定第７条に規定する費用負担に関して、次のとおり細目を定める。なお、本細目で使用する用語の意義は、別段の定めがない限り、協定で使用する用語の例によるものとする。

（費用）

第１条　協定第７条第２号に定める「その他特に必要と認める費用」とは、次の各号に掲げる費用とする。

（１）調査のために必要となる機材の購入費のうち、甲が必要であると認めた合理的な費用

（２）災害応急業務に従事する者の日額に相当する額

（３）その他乙が住家被害認定調査等の実施に要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　甲及び乙は、前項第２号に定める額について、東京都の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和31年東京都条例第56条）別表一（第２条関係）に記載の一般業務に従事する者の日額として定められる額に準じて甲乙協議のうえ決定する。

（適用関係）

第２条　本細目の規定と協定の規定の間にそごが生じた場合は、本細目の規定を優先する。

（協議条項）

第３条　本細目に定めにない事項及び本細則の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。本細目を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保有する。

平成30年２月１日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
杉並区長　　田中　良

乙　東京都港区虎ノ門三丁目12番１号
ニッセイ虎ノ門ビル６階
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
会　　長　　吉村　真行

資料157

水防業務に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、杉並区（以下「甲」という。）が、杉並土木災害防止協力会（以下「乙」という。）に対し、水防業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務従事者）

第２条　この業務に従事する者は、乙に属する法人（以下「会員」という。）をいう。

（業務実施区域）

第３条　会員の業務実施区域は、杉並区内とする。

（協力の要請）

第４条　甲は、杉並区内に風水害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、乙に対し、業務の協力（訓練の実施を含む）を要請することができる。

（業務の指示）

第５条　甲は、風水害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第６条　乙は、前条に基づく甲の要請があったときは、可能な限り早急に会員が保有する建設資機材等について会員をもって調達させるものとする。

（業務の実施）

第７条　乙は、第３条に基づく甲の要請があったときは、会員をして建設資機材等を甲の指示する参集場所（以下「参集場所」という。）へ出動させるものとする。

２　協力要請を受けた会員は、直ちに参集場所へ出動し、甲が行う業務の指示を受け、遅延なく業務を実施するものとする。

３　会員は、参集場所に出動後、直ちに責任者の氏名及び連絡先、建設資機材等の数量を、甲に報告するものとする。

（業務完了の報告）

第８条　会員は、業務が完了したときは、当該業務に要した実費用を甲に報告するものとする。

（費用の支払い）
第９条　甲は、前条による報告があったときは、内容を精査・確認のうえ、甲が指定する書類を会員から徴し、速やかに当該費用を支払うものとする。

（建設資機材等の報告）
第 10 条　乙は、毎年４月１日現在で、会員が保有する稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。
２　前項の建設資機材等に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定にかかわらず、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（損害の負担）
第 11 条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（従事者の損害補償）
第 12 条　甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、会員の責に帰すべき場合を除き、労働者災害補償法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第 13 条　この協定の有効期間は、締結の日から５年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲乙からなんらの申し出がないときは、５年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 31 年３月７日

甲　杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　杉並土木災害防止協力会
会　長　　河　本　智　幸

水防業務に関する協定実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と、杉並土木災害防止協力会（以下「乙」という。）が、平成 22 年 10 月 12 日に締結した「水防業務に関する協定書」の実施に関して、次のとおり細目を協定する。

（業務内容）
第１条　甲が乙に要請する業務は、水防活動における応急対策業務（以下「業務」という。）とする。

（業務従事者）
第２条　この業務に従事する者は、乙に属する法人（以下「会員」という。）をいう。

（業務実施区域）
第３条　会員の業務実施区域は、杉並区内とする。

（建設資機材等の報告）
第４条　乙は、毎年４月１日現在で、会員が保有する稼働可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。
２　前項の建設資機材等に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定にかかわらず、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協力の要請）
第５条　甲は、乙に対し、業務実施区域の災害状況に応じて、日時を指定して、文書又は電話その他の方法により、協力を要請するものとする。

（業務の実施）
第６条　乙は、前条に基づく協力要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施区域へ出動させるものとする。
２　会員は、協力要請があった場合には、ただちに業務実施区間へ出動し、業務を実施する。
３　会員は、出動後、ただちに責任者、出動時間、建設資機材等の数量を、甲に報告するものとする。

（業務の指示）
第７条　業務の指示は、甲が会員に行うものとし、会員は、それに従うものとする。

（業務完了の報告）
第８条　会員は、業務が完了したときは、当該業務に要した実費用を甲に報告するものとする。

（費用の支払い）
第９条　甲は、前条による報告があったときは、内容を精査確認のうえ、甲が指定する書類を会員から徴し、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害の負担）
第 10 条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（従事者の損害補償）
第 11 条　甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、労働者災害補償法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令による損害補償の

規定の適用がないときは、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、締結の日から５年間とする。

（協議）
第 13 条　この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 22 年 10 月 12 日

甲　　杉 並 区 長　　田 中　　良

乙　　杉並土木災害防止協力会　　会長　　冨 田　　剛

資料158

災害時における公共土木施設の被災状況把握に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と都市再生調査事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に際して、甲が乙に対し被災状況把握業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるに当たり、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対し、業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、乙に対し、業務の協力（訓練の実施を含む。）を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は、災害の害状及び訓練の態様に応じて、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して資機材、労力等（以下「資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、早急に資機材等を調達し、可能な限りその要請に応じるものとする。

（費用負担）

第５条　乙が提供した資機材等の費用は、甲が負担する。

（報告と費用の請求）

第６条　乙は、業務が完了したときは、甲に報告し、認定を受けてから通常の実費用額を甲に請求するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲乙から何らの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和５年４月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
　　杉並区
　　代表者　杉並区長　　岸本　聡子

乙　杉並区和田三丁目54番５号
　　都市再生調査事業協同組合
　　代表者　代表理事　　西山　和輔

災害時における公共土木施設の被災状況把握に関する協定実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と、都市再生調査事業協同組合（以下「乙」という。）とが、令和５年４月１日に締結した「災害時における公共土木施設の被災状況把握に関する協定」の実施に関して、次のとおり細目を締結する。

（業務内容）

第１条　甲が乙に要請する業務は、次に掲げるものとする。

（１） 公共土木施設の陥没、隆起等に係る測量調査・写真撮影業務

（２） 公共基準点の移動に伴う補正に係る測量調査業務

（３） 災害時に前２号の作業を実施するに当たり必要な日常の訓練の実施

なお、公共土木施設は、河川、道路、橋梁、公園とする。

（資機材の報告）

第２条　乙は、毎年４月１日現在で、この業務に従事する者（以下「会員」という。）が保有する稼働可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の資機材等に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定にかかわらず、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協力要請の方法）

第３条　甲は、乙に対し、要請箇所の具体的な災害状況に応じて、日時を指定して、文書又は電話その他の方法により、協力を要請するものとする。

２　甲において前項による協力要請の方法がとれない場合には、公共放送等による被害状況報道をもって、甲の協力要請があったものとみなす。

（業務の実施）

第４条　乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして資機材等を要請箇所へ出動させ、業務を実施するものとする。

２　会員は、出動後、直ちに現場責任者、出動時間、資機材等の数量及び出動場所を、杉並区都市整備部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

（業務の指示）

第５条　業務の指示は、部長が行い、会員は、その指示に従うものとする。

（業務の終了報告）

第６条　会員は、業務が完了したときは、直ちに部長を通じて、甲に報告するものとする。

（費用の負担）
第７条　会員は、業務完了後、当該業務に要した資機材等に係る実費用額を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項による請求があったときは、内容を精査確認のうえ、その費用を負担するものとする。

（損害の負担）
第８条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲及び乙で協議して定める。

（損害補償）
第９条　甲は、会員が業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第10条　この細目の有効期間は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲及び乙から何らの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第11条　この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和５年４月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
杉並区
代表者　杉並区長　　岸本　聡子

乙　杉並区和田三丁目54番５号
都市再生調査事業協同組合
代表者　代表理事　　西山　和輔

資料159

災害時における障害物の除去に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に際し、杉並区が、杉並造園環境改善災害防止協力会に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）
第２条　杉並区長（以下「甲」という。）は、災害が発生し、杉並区のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、杉並造園環境改善災害防止協力会（以下「乙」という。）に対し、業務の協力（訓練の実施を含む。）を要請することができる。

（業務の指示）
第３条　甲は、災害の害状及び訓練の態様に応じて、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、早急に建設資機材等を調達し、可能な限りその要請に応じるものとする。

（費用負担）
第５条　乙が提供した建設資機材の費用は、甲が負担する。

（報告と費用の請求）
第６条　乙は、業務が完了したときは、甲に報告し、認定を受けてから通常の実費用額を甲に請求するものとする。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、契約締結の日から平成 22 年３月 31 日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲乙からなんらの申し出がないときは、5 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 18 年 12 月１日

甲　　杉　並　区　長　　山　田　　宏

乙　　杉並造園環境改善災害防止協力会　代表幹事　東武緑地（株）

災害時における障害物の除去に関する協定実施細目

杉並区長（以下「甲」という。）と、杉並造園環境改善災害防止協力会（以下「乙」という。）とが、平成 18 年 12 月 11 日に締結した「災害時における障害物の除去に関する協定書」の実施に関して、次のとおり細目を協定する。

（業務内容）

第１条　甲が乙に要請する業務は、道路における損壊箇所の応急措置、障害物の除去及び緊急人命救助のためのがれき除去並びにその訓練の実施とする。

（業務実施区間）

第２条　この業務に従事する者（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別表のとおりとする。

２　前項の業務実施区間又は会員を変更する場合は、あらかじめ甲乙が協議しなければならない。

（建設資機材の報告）

第３条　乙は、毎年４月１日現在で、会員が保有する稼働可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定にかかわらず、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協力要請の方法）

第４条　甲は、乙に対し、業務実施区間の具体的な災害状況に応じて、日時を指定して、文書又は電話その他の方法により、協力を要請するものとする。

２　甲において前項による協力要請の方法がとれない場合には、公共放送等による被害状況報道をもって、甲の協力要請があったものとみなす。

（業務の実施）

第５条　乙及は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施するものとする。

２　会員は、出動要請があった場合には、ただちに業務実施区間へ出動し、業務を実施する。

３　会員は、出動後、ただちに現場責任者、出動時間、建設資機材等の数量及び当該業務実施区間を、杉並区都市整備部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

４　乙は、会員自らが被災するなどして、業務を実施することが困難であると認めるときは、第２条第２項の規定に関わらず、他の会員をして業務を実施させるものとする。

（業務の指示）

第６条　業務の指示は、部長が行い、会員は、その指示に従うものとする。

（業務の終了報告）

第７条　会員は、業務が完了したときは、ただちに部長を通じて、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　会員は、業務完了後、当該業務に要した実費用額を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項による請求があったときは、内容を精査確認のうえ、その費用を負担するものとする。

（損害の負担）

第９条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙で協議して定める。

（損害補償）

第 10 条　甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、労働者災害補償法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 22 年３月 31 日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲乙からなんらの申し出がないときは、5 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第 12 条　この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 18 年 12 月 11 日

甲　　杉 並 区 長　　山 田　　宏

乙　　杉並造園環境改善災害防止協力会　代表幹事　東武緑地(株)

資料160

災害時における障害物の除去に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と杉並建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時に際して、甲が乙に対し災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるに当たり、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対し、業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、乙に対し、業務の協力（訓練の実施を含む。）を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は、災害の害状及び訓練の態様に応じて、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、早急に建設資機材等を調達し、可能な限りその要請に応じるものとする。

（費用負担）

第５条　乙が提供した建設資機材等の費用は、甲が負担する。

（報告と費用の請求）

第６条　乙は、業務が完了したときは、甲に報告し、認定を受けてから通常の実費用額を甲に請求するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、令和４年５月１日から令和５年３月31日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲乙から何らの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和４年５月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
　　杉並区
　　代表者　杉並区長　　田中　良

乙　杉並区高円寺南四丁目３番３号
　　杉並建設業協会
　　代表者　会長　　渡辺　健司

災害時における障害物の除去に関する協定実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と、杉並建設業協会（以下「乙」という。）とが、令和４年５月１日に締結した「災害時における障害物の除去に関する協定書」の実施に関して、次のとおり細目を締結する。

（業務内容）

第１条　甲が乙に要請する業務は、次に掲げるものとする。

（１）震災時における道路の破損個所の応急措置、障害物の除去及び緊急人命救助のためのがれき除去を行うための作業

（２）風水害及び雪害時における水害対策及び道路の安全を確保するための作業

（３）災害時に前２号の作業を実施するに当たり必要な日常の訓練の実施

（建設資機材の報告）

第２条　乙は、毎年４月１日現在で、この業務に従事する者（以下「会員」という。）が保有する稼働可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定にかかわらず、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協力要請の方法）

第３条　甲は、乙に対し、要請箇所の具体的な災害状況に応じて、日時を指定して、文書又は電話その他の方法により、協力を要請するものとする。

２　甲において前項による協力要請の方法がとれない場合には、公共放送等による被害状況報道をもって、甲の協力要請があったものとみなす。

（業務の実施）

第４条　乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を要請箇所へ出動させ、業務を実施するものとする。

２　会員は、出動後、直ちに現場責任者、出動時間、建設資機材等の数量及び出動場所を、杉並区都市整備部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

（業務の指示）

第５条　業務の指示は、部長が行い、会員は、その指示に従うものとする。

（業務の終了報告）

第６条　会員は、業務が完了したときは、直ちに部長を通じて、甲に報告するものとする。

（費用の負担）
第７条　会員は、業務完了後、当該業務に要した建設資機材等に係る実費用額を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項による請求があったときは、内容を精査確認のうえ、その費用を負担するものとする。

（損害の負担）
第８条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲及び乙で協議して定める。

（損害補償）
第９条　甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第10条　この細目の有効期間は、令和４年５月１日から令和５年３月31日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲及び乙から何らの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第11条　この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和４年５月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
杉並区
代表者　杉並区長　　田中　良

乙　杉並区高円寺南四丁目３番３号
杉並建設業協会
代表者　会長　　渡辺　健司

資料161

災害時における障害物の除去に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と杉並土木災害防止協力会（以下「乙」という。）は、災害時に際して、甲が乙に対し災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるに当たり、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、甲が乙に対し、業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請等）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、乙に対し、業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）
第３条　甲は、災害の害状及び訓練の態様に応じて、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、重機及び重機搬送用車両等の他、早急に必要な建設資材等を調達し、可能な限り要請に応じるものとする。ただし、防災機能の強化を目的に甲が指定する場所に保管した建設資機材等については、要請に応じるものとする。

（費用負担）
第５条　乙が提供した建設資機材等の費用は、甲が負担する。

（報告と費用の請求）
第６条　乙は、業務が完了したときは、甲に報告し、認定を受けてから通常の実費用額を甲に請求するものとする。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、令和４年５月１日から令和５年３月31日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲乙から何らの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和４年５月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
杉並区
代表者　杉並区長　　田中　良

乙　杉並区成田西三丁目13番８号
杉並土木災害防止協力会
代表者　会長　　河本　智幸

災害時における障害物の除去に関する協定実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と、杉並土木災害防止協力会（以下「乙」という。）とが、令和４年５月１日に締結した「災害時における障害物の除去に関する協定書」の実施に関して、次のとおり細目を締結する。

（業務内容）

第１条　甲が乙に要請する業務は、次に掲げるものとする。

（１）震災時における道路の破損個所の応急措置、障害物の除去及び緊急人命救助のためのがれき除去を行うための作業

（２）風水害及び雪害時における水害対策及び道路の安全を確保するための作業

（３）災害時に前２号の作業を実施するに当たり必要な日常の訓練の実施

（建設資機材の事前保管）

第２条　乙は、前条の業務を実施するに当たり、甲と協議のうえ、稼働可能な重機及び重機搬送用車両や建設資機材の一部を、甲が指定する場所（以下「区防災拠点」という。）に保管することとする。

２　甲は、前項の建設資機材保管に当たっては、乙から使用料を徴収しない。

３　保有する稼働可能な建設資機材の保管に当たっては、建設資機材のうち重機及び重機搬送用車両を、区防災拠点に各１台以上保管することとする。ただし、区内又は隣接自治体内で作業を行っている場合は保管しているものとみなす。

４　乙は、第１項の区防災拠点を使用するに当たっては、別途甲が定める「施設運用ルール」に基づき使用するものとする。

５　甲と乙は、事前保管に関して、必要に応じて意見交換を行うこととする。

（建設資機材の報告）

第３条　乙は、毎年４月１日現在で、この業務に従事する者（以下「会員」という。）が保有する稼働可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定にかかわらず、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協力要請の方法）

第４条　甲は、乙に対し、要請箇所の具体的な災害状況に応じて、日時を指定して、文書又は電話その他の方法により、協力を要請するものとする。

２　甲において前項による協力要請の方法がとれない場合には、公共放送等による被害状況報道をもって、甲の協力要請があったものとみなす。

（業務の実施）
第５条　乙は、前条に基づく協力要請があったときは、会員をして建設資機材等を業要請箇所へ出動させ、業務を実施するものとする。
２　会員は、出動後、直ちに現場責任者、出動時間、建設資機材等の数量及び出動場所を、杉並区都市整備部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

（業務の指示）
第６条　業務の指示は、部長が行い、会員は、その指示に従うものとする。

（業務の終了報告）
第７条　会員は、業務が完了したときは、直ちに部長を通じて、甲に報告するものとする。

（費用の負担）
第８条　会員は、業務完了後、当該業務に要した建設資機材等に係る実費用額を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項による請求があったときは、内容を精査確認のうえ、その費用を負担するものとする。

（損害の負担）
第９条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲及び乙で協議して定める。

（損害補償）
第10条　甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第11条　この細目の有効期間は、令和４年５月１日から令和５年３月31日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲及び乙から何らの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第12条　この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和４年５月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
杉並区
代表者　杉並区長　　田中　良

乙　杉並区成田西三丁目13番８号
杉並土木災害防止協力会
代表者　会長　　河本　智幸

資料162

災害時における障害物の除去に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京建物解体協会（以下「乙」という。）は、災害時に際して、甲が乙に対し災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるに当たり、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に対し、業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、乙に対し、業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は、災害の害状及び訓練の態様に応じて、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、重機及び重機搬送用車両等の他、早急に必要な建設資材等を調達し、可能な限り要請に応じるものとする。ただし、防災機能の強化を目的に甲が指定する場所に保管した建設資機材等については、要請に応じるものとする。

（費用負担）

第５条　乙が提供した建設資機材等の費用は、甲が負担する。

（報告と費用の請求）

第６条　乙は、業務が完了したときは、甲に報告し、認定を受けてから通常の実費用額を甲に請求するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、令和４年９月１日から令和５年３月31日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲乙から何らの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和４年９月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
杉並区
代表者　杉並区長　岸本　聡子

乙　中央区八丁堀三丁目10番１号章山堂ビル401
一般社団法人東京建物解体協会
代表者　会長　　藤井　誠

災害時における障害物の除去に関する協定実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と、一般社団法人東京建物解体協会（以下「乙」という。）とが、令和４年９月１日に締結した「災害時における障害物の除去に関する協定書」の実施に関して、次のとおり細目を締結する。

（業務内容）

第１条　甲が乙に要請する業務は、次に掲げるものとする。

（１）震災時における道路の破損個所の応急措置、障害物の除去及び緊急人命救助のためのがれき除去を行うための作業

（２）風水害及び雪害時における水害対策及び道路の安全を確保するための作業

（３）災害時に前２号の作業を実施するに当たり必要な日常の訓練の実施

（建設資機材の事前保管）

第２条　乙は、前条の業務を実施するに当たり、甲と協議のうえ、稼働可能な重機及び重機搬送用車両や建設資機材の一部を、甲が指定する場所（以下「区防災拠点」という。）に保管することとする。

２　甲は、前項の建設資機材保管に当たっては、乙から使用料を徴収しない。

３　保有する稼働可能な建設資機材の保管に当たっては、建設資機材のうち重機及び重機搬送用車両を、区防災拠点に各１台以上保管することとする。ただし、区内又は隣接自治体内で作業を行っている場合は保管しているものとみなす。

４　乙は、第１項の区防災拠点を使用するに当たっては、別途甲が定める「施設運用ルール」に基づき使用するものとする。

５　甲と乙は、事前保管に関して、必要に応じて意見交換を行うこととする。

（建設資機材の報告）

第３条　乙は、毎年４月１日現在で、この業務に従事する者（以下「会員」という。）が保有する稼働可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定にかかわらず、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（協力要請の方法）

第４条　甲は、乙に対し、要請箇所の具体的な災害状況に応じて、日時を指定して、文書又は電話その他の方法により、協力を要請するものとする。

２　甲において前項による協力要請の方法がとれない場合には、公共放送等による被害状況報道をもって、甲の協力要請があったものとみなす。

（業務の実施）
第５条　乙は、前条に基づく協力要請があったときは、会員をして建設資機材等を業要請箇所へ出動させ、業務を実施するものとする。
２　会員は、出動後、直ちに現場責任者、出動時間、建設資機材等の数量及び出動場所を、杉並区都市整備部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

（業務の指示）
第６条　業務の指示は、部長が行い、会員は、その指示に従うものとする。

（業務の終了報告）
第７条　会員は、業務が完了したときは、直ちに部長を通じて、甲に報告するものとする。

（費用の負担）
第８条　会員は、業務完了後、当該業務に要した建設資機材等に係る実費用額を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項による請求があったときは、内容を精査確認のうえ、その費用を負担するものとする。

（損害の負担）
第９条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲及び乙で協議して定める。

（損害補償）
第10条　甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第11条　この細目の有効期間は、令和４年９月１日から令和５年３月31日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲及び乙から何らの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第12条　この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和４年９月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
杉並区
代表者　杉並区長　岸本　聡子

乙　中央区八丁堀三丁目10番１号章山堂ビル401
一般社団法人東京建物解体協会
代表者　会長　　藤井　誠

資料163

災害時における震災救援所の応急点検等に関する協定

災害時における震災救援所の応急点検等に関し、杉並区（以下「甲」という。）と一般社団法人杉並建設防災協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害が発生した場合に杉並区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害応急対策業務等への乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、杉並区のみでは応急措置の業務を実施することができない場合、乙に対し災害応急対策業務等への協力を要請することができる。

（協力の内容）
第３条　協力の内容は、次の事項とする。
（１）　被害を受けた地域防災計画に示す震災救援所の応急点検及び応急補修等に関すること。
（２）　応急措置に係る建設資機材、労力等（以下「資機材等」という。）の提供
（３）　その他甲が必要と認める災害応急対策業務等に関すること。

（費用の負担）
第４条　乙の資機材等の提供に要した費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第５条　甲の要請に基づき、応急措置の業務に従事する者が、当該業務の実施中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものは、除くものとする。

（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、平成 21 年 10 月 29 日から５年間とし、期間満了の日の３箇月前までに、甲、乙のいずれからも申出がないときは、更に５年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（細目）
第７条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 21 年 10 月 29 日

甲　　杉　並　区　長　　山　田　　宏

乙　　一般社団法人杉並建設防災協議会　会長　　水　島　　隆　年

災害時における震災救援所の応急点検等に関する協定細目

「災害時における震災救援所の応急点検等に関する協定」（以下「協定」という。）第７条に基づく細目は、次のとおりとする。

（協力要請の手続）
第１条　甲は、乙に対し業務の要請を行うときは、業務内容、実施場所その他必要事項を記載した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できることとし、後日速やかに文書を提出することとする。
２　甲及び乙は、連絡体制及び連絡方法について支障をきたさないよう常に点検し、改善に努め、変更があるときは、甲乙相互に連絡するものとする。

（業務内容）
第２条　乙は、地域防災計画に示す震災救援所ごとに担当の会員を事前に指定し、被災した施設の応急点検及び応急補修等の業務に従事するものとする。
２　乙は、前項の会員を震災救援所運営連絡会に積極的に参画させるものとする。
３　乙は、その備蓄する建設資機材及び防災用品等を可能な限り提供するものとする。
４　乙は、甲の実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

（保有資機材等の報告）
第３条　乙は、毎年４月１日現在において保有する稼動可能な建設資機材及び労力を把握し、甲に報告するものとする。
２　前項の建設資機材及び労力に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定にかかわらず、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の報告）
第４条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）
第５条　協定第４条に規定する費用の額は、当該災害時直前における価格及び工賃とする。

（請求及び支払い）
第６条　乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（協議）
第７条　この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 21 年 10 月 29 日

甲　　杉並区長　　山田　宏

乙　　一般社団法人杉並建設防災協議会　会長　水島　隆年

資料164

災害時等における物流業務等の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会杉並支部（以下「乙」という。）とは、災害時等における物流業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に甲のみでは十分な物流業務等を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、物流業務等を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害時等

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして甲が認めた場合をいう。

（２）物資等

救援物資、資機材をいう。

（３）地域内輸送拠点等

杉並区地域防災計画及び杉並区災害受援計画（物流編）に定める地域内輸送拠点又は救援物資集積所のほか、災害時において甲が指定する施設をいう。

（４）物流業務等

次に掲げる業務をいう。

ア　地域内輸送拠点等から甲が指定する避難所等への物資等の輸送

イ　甲が指定する地域内輸送拠点等の運営（物資等の受入れ、荷役、仕分け等）

ウ　災害時供給車両、荷役機械又は資機材等の提供

エ　アからウまでに掲げる業務のほか、甲が必要と認める業務

（５）災害時供給車両

乙の会員が所有する車両であって、災害時にこの協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して物流業務等の協力を要請するものとする。

２　協力要請は、原則として文書により行うものとするが、甲が文書により協力を要請することができない緊急を要する場合は、口頭（電話等を含む。）により要請ができるものとする。この場合において、甲はその後、速やかに文書を提出するものとする。

３　乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲で、当該協力要請に基づく物流業務等を行うように努めるものとする。

（要請内容）

第４条　甲が乙に要請する内容については、物流業務等及び次のとおりとする。

（１）　物資等の輸送ルート策定の立案、輸送手段の確保及び調整その他輸送に関する助言及び調整

（２）　物資等の保管に関する助言及び調整

（３）　地域内輸送拠点等の設置及び運営並びに物資等の保管場所の確保に関する助言及び調整

（４）　物資等の配分計画の立案及び在庫管理に関する助言及び調整

（５）　前各号のほか、物流業務等全般に関する助言及び調整

（実施期間）

第５条　物流業務等の実施期間は、第３条の規定による要請の日から原則７日以内とする。ただし、甲及び乙が協議のうえ、必要に応じてその期間を変更することができる。

（報告等）

第６条　乙は、物流業務等を完了したときは、甲に対して、遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。

（１）　物流業務等に従事した事業者名及び人員数

（２）　物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離

（３）　輸送した物資等の品目、内容及び数量

（４）　物資業務等に使用した車両数及び車種、資機材等

（５）　物資業務等に要した経費（車両の運賃及び料金、有料道路の通行料金等）

（６）　その他甲が必要と認める事項

２　甲及び乙は、災害時において各々が知り得た災害対策に必要な情報を相互に提供するものとする。

（費用負担等）

第７条　第３条の規定による協力の要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

２　前項の費用については、別に実施細目において定める。

（経費の請求等）

第８条　乙は、前条の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して 30 日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。

（事故等）

第９条　乙は、物流業務等の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して、直ちに事故等の状況を報告するものとする。

２　乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、代替の車両を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。

３　乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

（補償等）

第 10 条　甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した乙に所属する者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　甲又は乙が、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、損害を与えた各々が、その賠償の責任を負うものとする。

（緊急通行車両の事前届出）

第 11 条　乙は、平常時において、災害時供給車両を決定したときは、甲に対して、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出書の申請を公安委員会に行うものとする。

３　甲は、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。

４　前３項によらない場合、乙は、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出書の申請を公安委員会に行うことができるものとする。また、緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、その写しを甲に提出するものとする。

（燃料の確保）

第 12 条　甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

（連絡体制等）

第 13 条　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先、災害時に供給可能な車両等について協定事務担当者（連絡先）名簿・保有車両等報告書（第１号様式。以下「報告書」という。）を作成し、当該情報については毎年度当初に相互に通知するものとする。ただし、情報に変更がないときは、報告書の作成及び通知を省略することができる。

２　この協定に関して、甲及び乙の連絡体制及び車両等の情報に著しい変更があった場合は、その都度、変更した情報を記した報告書により速やかに相互に報告するものとする。

３　乙は、災害対策に協力する会員の名簿を甲に提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第 14 条　甲は、自らが主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は甲が実施する防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

（被災自治体支援への協力）

第 15 条　乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

（協議）

第 16 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議のうえ決定するものとする。

（準用）

第 17 条　この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

（期間）

第 18 条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 32 年３月 31 日までとする。

２　前項の有効期間の満了する日の３か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、有効期間は更に１年間更新されたものとし、その後も同様とする。

（旧協定の取扱い）

第 19 条　この協定の締結に伴い、平成８年３月１日に締結した「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書」については、廃止する。

この協定の締結の証として、本書を２通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その１通を保有する。

平成 31 年 3 月 20 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

杉　並　区　長　　田中　　良

乙　　東京都杉並区下井草五丁目 11 番 11 号
一般社団法人東京都トラック協会杉並支部

支　部　長　　飯田　　勇一

災害時等における物流業務等の協力に関する費用負担等に関する実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会杉並支部（以下「乙」という。）と、平成31年3月20日に締結した「災害時等における物流業務等の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第7条に規定する費用負担等に関して、次のとおり細目を定める。なお、本細目で使用する用語の意義は、別段の定めがない限り、協定書で使用する用語の例によるものとする。

（運賃等）

第1条　協定書第7条第1項に定める物流業務等に要した費用とは、次にかかげるものをいう。

（1）　災害時供給車両に係る費用

（2）　前号以外の費用

2　前項第1号に定める災害時供給車両に係る費用とは，「平成11年3月26日自貨39号通達に基づき公示された認可運賃」に基づき公示された運賃に係る範囲の上限の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃率表の運賃に10%に相当する額を加算することとし、4時間制を特約しない場合は、8時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取扱いとする。

3　前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃とし、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。

4　第1項第2号の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領又は災害時等における国等からの通知等及び災害時等の直前における適正な価格等を踏まえ、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（車庫待ち料金等）

第2条　災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金については、次の各号に掲げる費用とする。

（1）　車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額（4時間制を特約した場合は4時間制の基礎額、その他の場合は8時間制の基礎額）に7割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額（8時間制の場合に限る。）、深夜早朝割増又は休日割増（以下「加算額」という。）に該当する場合は、上記基礎額に加算額等を加えた額に7割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたときは、車庫待ち料金についてもそれにより算出するものとする。

（2）　車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

（3）　荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況において出庫した場合は、時間制運賃率表の基準運賃（運賃割増率を含む。）の3割を最高限度とした金額を加算する。

2　車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。

３　車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼働とする。

（適用関係）

第３条　本細目の規定と協定の規定の間にそごが生じた場合は、本細目の規定を優先する。

（協議条項）

第４条　本細目に定めにない事項及び本細則の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本細目を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保有する。

平成 31 年３月 20 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田中　　良

乙　東京都杉並区下井草五丁目 11 番 11 号
一般社団法人東京都トラック協会杉並支部
支 部 長　　飯田　　勇一

資料165

災害時等における物流業務等の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と杉並輸送事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における物流業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に甲のみでは十分な物流業務等を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、物流業務等を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害時等

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして甲が認めた場合をいう。

（２）物資等

救援物資、資機材をいう。

（３）地域内輸送拠点等

杉並区地域防災計画及び杉並区災害時受援・支援計画に定める地域内輸送拠点又は救援物資集積所のほか、災害時において甲が指定する施設をいう。

（４）物流業務等

次に掲げる業務をいう。

ア　地域内輸送拠点等から甲が指定する避難所等への物資等の輸送

イ　甲が指定する地域内輸送拠点等の運営（物資等の受入れ、荷役、仕分け等）

ウ　災害時供給車両、荷役機械又は資機材等の提供

エ　アからウまでに掲げる業務のほか、甲が必要と認める業務

（５）災害時供給車両

乙の会員が所有する車両であって、災害時にこの協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して物流業務等の協力を要請するものとする。

２　協力要請は、原則として文書により行うものとするが、甲が文書により協力を要請することができない緊急を要する場合は、口頭（電話等を含む。）により要請ができるものとする。この場合において、甲はその後、速やかに文書を提出するものとする。

３　乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲で、当該協力要請に基づく物流業務等を行うように努めるものとする。

（要請内容）

第４条　甲が乙に要請する内容については、物流業務等及び次のとおりとする。

（１）　物資等の輸送ルート策定の立案、輸送手段の確保及び調整その他輸送に関する助言及び調整

（２）　物資等の保管に関する助言及び調整

（３）　地域内輸送拠点等の設置及び運営並びに物資等の保管場所の確保に関する助言及び調整

（４）　物資等の配分計画の立案及び在庫管理に関する助言及び調整

（５）　前各号のほか、物流業務等全般に関する助言及び調整

（実施期間）

第５条　物流業務等の実施期間は、第３条の規定による要請の日から原則７日以内とする。ただし、甲及び乙が協議のうえ、必要に応じてその期間を変更することができる。

（報告等）

第６条　乙は、物流業務等を完了したときは、甲に対して、遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。

（１）　物流業務等に従事した事業者名及び人員数

（２）　物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離

（３）　輸送した物資等の品目、内容及び数量

（４）　物資業務等に使用した車両数及び車種、資機材等

（５）　物資業務等に要した経費（車両の運賃及び料金、有料道路の通行料金等）

（６）　その他甲が必要と認める事項

２　甲及び乙は、災害時において各々が知り得た災害対策に必要な情報を相互に提供するものとする。

（費用負担等）

第７条　第３条の規定による協力の要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

２　前項の費用については、別に実施細目において定める。

（経費の請求等）

第８条　乙は、前条の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して 30 日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。

（事故等）

第９条　乙は、物流業務等の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して、直ちに事故等の状況を報告するものとする。

２　乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、代替の車両を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。

３　乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

（補償等）

第 10 条　甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した乙に所属する者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　甲又は乙が、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、損害を与えた各々が、その賠償の責任を負うものとする。

（緊急通行車両の事前届出）

第 11 条　乙は、平常時において、災害時供給車両を決定したときは、甲に対して、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出書の申請を公安委員会に行うものとする。

３　甲は、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。

４　前３項によらない場合、乙は、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出書の申請を公安委員会に行うことができるものとする。また、緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、その写しを甲に提出するものとする。

（燃料の確保）

第 12 条　甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

（連絡体制等）
第 13 条　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先、災害時に供給可能な車両等について協定事務担当者（連絡先）名簿・保有車両等報告書（第１号様式。以下「報告書」という。）を作成し、当該情報については毎年度当初に相互に通知するものとする。ただし、情報に変更がないときは、報告書の作成及び通知を省略することができる。
２　この協定に関して、甲及び乙の連絡体制及び車両等の情報に著しい変更があった場合は、その都度、変更した情報を記した報告書により速やかに相互に報告するものとする。
３　乙は、災害対策に協力する会員の名簿を甲に提出するものとする。

（防災訓練等への参加）
第 14 条　甲は、自らが主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は甲が実施する防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

（被災自治体支援への協力）
第 15 条　乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

（協議）
第 16 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議のうえ決定するものとする。

（準用）
第 17 条　この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

（期間）
第 18 条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和６年３月 31 日までとする。
２　前項の有効期間の満了する日の３か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、有効期間は更に１年間更新されたものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書を２通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その１通を保有する。

令和６年２月１日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉　並　区　長　　岸本　　聡子

乙　　東京都杉並区下井草五丁目１１番１１号
杉並輸送事業協同組合
理　事　長　　臼田　　和浩

災害時等における物流業務等の協力に関する費用負担等に関する実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と杉並輸送事業協同組合（以下「乙」という。）と、令和６年２月１日に締結した「災害時等における物流業務等の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第７条に規定する費用負担等に関して、次のとおり細目を定める。なお、本細目で使用する用語の意義は、別段の定めがない限り、協定書で使用する用語の例によるものとする。

（運賃等）

第１条　協定書第７条第１項に定める物流業務等に要した費用とは、次にかかげるものをいう。

（１）　災害時供給車両に係る費用

（２）　前号以外の費用

２　前項第１号に定める災害時供給車両に係る費用とは，「平成 11 年３月 26 日自貨 39 号通達に基づき公示された認可運賃」に基づき公示された運賃に係る範囲の上限の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃率表の運賃に 10%に相当する額を加算することとし、４時間制を特約しない場合は、８時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取扱いとする。

３　前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃とし、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。

４　第１項第２号の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領又は災害時等における国等からの通知等及び災害時等の直前における適正な価格等を踏まえ、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（車庫待ち料金等）

第２条　災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金については、次の各号に掲げる費用とする。

（１）　車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額（４時間制を特約した場合は４時間制の基礎額、その他の場合は８時間制の基礎額）に７割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額（８時間制の場合に限る。）、深夜早朝割増又は休日割増（以下「加算額」という。）に該当する場合は、上記基礎額に加算額等を加えた額に７割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたときは、車庫待ち料金についてもそれにより算出するものとする。

（２）　車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

（３）　荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況において出庫した場合は、時間制運賃率表の基準運賃（運賃割増率を含む。）の３割を最高限度とした金額を加算する。

２　車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。

３　車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼働とする。

（適用関係）

第３条　本細目の規定と協定の規定の間に齟齬が生じた場合は、本細目の規定を優先する。

（協議条項）

第４条　本細目に定めにない事項及び本細則の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。本細目を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保有する。

令和６年２月１日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉並区長　　岸本　　聡子

乙　東京都杉並区下井草五丁目１１番１１号
杉並輸送事業協同組合
理 事 長　　臼田　　和浩

資料166

災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における救援物資の避難所等への配送及び緊急物資拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な業務を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、避難所等に救援物資の配送等を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（１）　甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の配送

（２）　甲の管理する施設及び甲が指定した物流集配拠点等の運営

（３）　救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸与

（４）　物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供

（５）　前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

２　協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話等を含む。）により要請できるものとする。この場合において、甲はその後、速やかに文書を提出するものとする。

３　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うよう努めるものとする。

（活動報告）

第３条　乙は、協力活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

（１）　従事者名簿

（２）　従事日及び走行距離

（３）　協力活動に使用した車両、資機材等

（４）　協力活動に要した経費

（５）　その他甲が必要と認めた事項

（経費の負担）
第４条　乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとする。
２ 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
３ ただし、乙が協力活動を行った時点での物価が、災害時等の直前における適正な価格等に比べて著しく上昇した場合は、これを考慮の上、甲が負担する経費を決定するものとする。

（経費の請求等）
第５条　乙は、災害等が収束した時点で、前条第２項の規定により、経費を算出し、甲に対し請求するものする。甲は乙から請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。

（連絡調整等）
第６条　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。
２ 甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（準用）
第７条　この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

（損害補償）
第８条　甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の職員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、第６条第２項に規定する防災訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 29 年３月 21 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉　並　区　長　田中　良

乙　　埼玉県新座市馬場一丁目 12 番４号
ヤマト運輸株式会社
埼玉主管支店長　高橋　徹志

資料167

災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における救援物資の避難所等への配送及び緊急物資拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な業務を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、避難所等に救援物資の配送等を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（１）　甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の配送

（２）　甲の管理する施設及び甲が指定した物流集配拠点等の運営

（３）　救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸与

（４）　物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供

（５）　前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

２　協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話等を含む。）により要請できるものとする。この場合において、甲はその後、速やかに文書を提出するものとする。

３　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うよう努めるものとする。

（活動報告）

第３条　乙は、協力活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

（１）　従事者名簿

（２）　従事日及び走行距離

（３）　協力活動に使用した車両、資機材等

（４）　協力活動に要した経費

（５）　その他甲が必要と認めた事項

（経費の負担）
第４条　乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとする。
２ 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
３ ただし、乙が協力活動を行った時点での物価が、災害時等の直前における適正な価格等に比べて著しく上昇した場合は、これを考慮の上、甲が負担する経費を決定するものとする。

（経費の請求等）
第５条　乙は、災害等が収束した時点で、前条第２項の規定により、経費を算出し、甲に対し請求するものする。甲は乙から請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。

（連絡調整等）
第６条　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。
２ 甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（準用）
第７条　この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

（損害補償）
第８条　甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の職員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、第６条第２項に規定する防災訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 29 年 3 月 21 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　　東京都江東区東雲二丁目 13 番 32 号
佐川急便株式会社
関 東 支 店 長　　白　田　　康　典

資料168

災害時等における緊急物資拠点施設の提供に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と岩崎通信機株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における緊急物資拠点施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な業務を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、救援物資の保管等を行うことにより、円滑な物資の受入れ及び震災救援所への配送に寄与し、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（１）　救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸与

（２）　物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供

（３）　物資集配拠点の運営支援

（４）　前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

２　協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話等を含む。）により要請できるものとする。この場合において、甲はその後、速やかに文書を提出するものとする。

３　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、乙の施設及び従業員等の被災状況を考慮のうえ、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うよう努めるものとする。

４　第１項第１号の規定により乙から貸与された倉庫施設は、救援物資の一時保管を行うほか、物資集配拠点として活用するものとし、甲の職員及び乙の従業員等が当該物資集配拠点の運営を行うものとする。

（活動報告）

第３条　乙は、協力活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

（１）　協力活動に使用した倉庫施設、資機材等

（２）　協力活動に要した経費

（３）　その他甲が必要と認めた事項

（経費の負担）

第４条　乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（経費の請求等）

第５条　乙は、災害等が収束した時点で、前条第２項の規定により、経費を算出し、甲に対し請求するものする。

２　甲は、前項の規定の基づき乙から請求があったときは、請求日から 30 日以内に支払うものとする。

（連絡調整等）

第６条　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

（防災訓練）

第７条 甲は、自ら主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。

２　乙は、前項の規定に基づき、甲から防災訓練への参加要請があったときは、当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（準用）

第８条　この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

（損害補償）

第９条　甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の従業員等が協力活動（第７条に規定する防災訓練に係るものを除く。）により死亡若しくは負傷し、疾病にかかり、又は心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

２　甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、相手方に対し、２か月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 29 年 10 月 31 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　　東京都杉並区久我山一丁目 7 番 41 号
岩　崎　通　信　機　株　式　会　社
代 表 取 締 役 社 長　　西 戸　　徹

資料169

災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に際し、杉並区長（以下「甲」という。）が、東京都石油商業組合杉並中野支部（以下「乙」という。）に対し、緊急車両用等の燃料（ガソリン、軽油、灯油、潤滑油及び重油等をいう。）の供給及び工具類（簡易ジャッキ、ハンマー及びバール等をいう。）等の提供（以下「業務」という。）を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）
第２条　甲は、杉並区の地域に災害が発生し、応急対策を実施し又はその訓練のため、車両用燃料及び工具等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、燃料及び工具等の供給・提供を要請するものとする。
２　前項の協力の要請は、災害の実情及び訓練の状況に応じ、業務内容、日時及び場所を指定し、文書又は電話等により行うものとする。

（業務の内容）
第３条　乙は、甲の指定する車両等が、乙に属する給油所に燃料等の供給を求めたときは、緊急通行車両確認証明書等を確認のうえ、燃料等を供給するものとする。
２　乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する場所へ燃料等を納入するものとする。

（費用負担）
第４条　甲の要請により、乙が供給した燃料等の費用は、甲が負担するものとする。
２　工具類の借用料は無料とする。ただし、破損又は紛失等した場合は、原則として甲の負担とする。破損、消耗等細部については、相互の話し合いにより決定するものとする。

（報告及び請求）
第５条　乙は、燃料等の供給又は納入が完了したときは、甲に報告し、業務に要した実費用額を甲に請求するものとする。

（協定単価）
第６条　この協定に基づく燃料等の取引価格は、災害発生直前の小売価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定する。

（損害補償）
第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。

（現況の報告）
第８条　乙は、毎年４月１日現在で、災害時に協力できる給油所、人員及び燃料の保有状況を把握し、甲に報告するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成 23 年４月１日から５年間とする。ただし、期間満了の３箇月前までに、甲、乙に何らかの意思表示もないときは、５年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

（その他）
第 11 条　この協定の締結に伴い平成 12 年２月１日に東京都石油商業組合杉並支部及び東京都石油業協同組合杉並支部との間に締結した協定は、廃止する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々１通を保管する。

平成 23 年３月 23 日

甲　　杉　並　区　長　　田　中　　良

乙　　東京都石油商業組合杉並中野支部

支　部　長　　高　橋　廣 太 郎

資料170

災害時におけるプロパンガスの供給に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に際し、杉並区長（以下「甲」という。）が、社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部長（以下「乙」という。）に対し、炊き出し用プロパンガスの供給を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）
第２条　甲は、杉並区の地域に災害が発生し、炊き出しの必要が生じた場合、乙に対し、プロパンガスの供給を要請することができる。
２　前項の要請は、供給する日時、場所、数量その他必要な事項を書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭、電話等で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
３　要請先は、原則として杉並区内業者とする。

（燃料の類の提供）
第３条　乙は、甲から要請があったときは、乙が保有又は調達できるプロパンガスを提供するものとする。

（業務の内容）
第４条　乙は、プロパンガスの納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガスを設置するものとする。
２　乙は、設置場所において甲の職員に対し、安全を確保するための説明をするものとする。

（費用負担）
第５条　乙は、プロパンガスの納入後、甲に対し第６条に定める協定単価に従いプロパンガスの代金及び所要経費を請求するものとする。
２　甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定単価）
第６条　この協定に基づくプロパンガスの取引価格は、災害発生直前における小売価格とする。

（損害補償）
第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。

（現況の報告）
第８条　乙は、毎年４月１日現在で、災害時に供給できるプロパンガスの数量、会員名簿その他必要な事項を甲に報告するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成 23 年４月１日から１年間とする。ただし、期間満了の日から３箇月前までに、甲、乙に何らかの意思表示もないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

（その他）
第 11 条　この協定の締結に伴い平成９年９月９日に社団法人東京都エルピーガス協会城西支部との間で締結した「災害時における炊き出し用燃料の供給に関する協定」は、廃止する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々１通を保管する。

平成 23 年３月 23 日

甲　杉並区長　田中　良

乙　社団法人東京都エルピーガス協会
山ノ手支部長　早川裕祥

資料171

災害時における応急対策業務の提供に関する協定書

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害時に際し、杉並区長（以下「甲」という。）が、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、杉並区の地域に災害が発生し、業務の必要が生じた場合、乙に対し口頭、電話又は文書等により、その協力を要請することができる。

（業務内容）

第３条　業務の内容は、次に定めるものとする。

（１）深井戸による生活用水の提供（搬送は除く。）

（２）被災者に対し、応急的入浴機会の提供

２　業務を提供する浴場の範囲、提供の期間及び時間、提供の方法については、別途協議のうえ定めるものとする。

（業務の実施）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、公衆衛生の確保の上から可能な限り応ずるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲の要請により乙が提供した業務にかかる費用は、甲が負担するものとする。

（報告及び請求）

第６条　乙は、業務終了後、甲に報告し、業務に要した通常の実費用額を、甲に請求するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（異動の報告）

第８条　乙は、その属する組合員に異動が生じた場合は、その都度、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、令和５年 12 月１日から５年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲乙からなんらの申し出がないときは、さらに５年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各自１通を保有する。

令和５年 12 月１日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

甲　杉並区

杉並区長　　岸本　聡子

東京都杉並区本天沼二丁目７番 13 号

乙　東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部

支部長　　伊藤　徳司

災害時における応急対策業務の提供に関する実施細目

杉並区長（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部長（以下「乙」という。）と、令和５年12月１日に締結した「災害時における応急対策業務の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関して、次のとおり細目を定める。

（災害の範囲）

第１条　協定書第１条の災害は、次に掲げるものとする。

（１）地震

（２）風水害

（３）大規模火災

（４）ライフライン停止（電気、ガス、水道等）による大規模事故

（５）その他災害と認めるもの

（業務を提供する浴場の範囲）

第２条　協定書第２条に基づく業務を提供する浴場は、乙に加盟する普通公衆浴場（以下「浴場」という。）とする。

２　前項の浴場のうち、「杉並区公衆浴場非常用発電機等設置・修理助成金交付要綱」により発電機を設置した浴場は、優先的に業務の提供に努めるものとする。

（提供の期間及び時間）

第３条　協定書第３条第１項に定める業務の提供の期間は、区内に災害等が発生してから概ね７日以内とする。ただし、甲乙協議により提供の期間を延長することができるものとする。

２　業務の提供の時間は、それぞれ次に掲げるものとする。

（１）協定書第３条第１項第１号については、午前９時から正午まで

（２）協定書第３条第１項第２号については、正午から午後６時まで

ただし、甲乙協議により提供の時間を変更することができるものとする。

（提供の方法）

第４条　乙が提供する業務の提供は、平時の営業に準じて行うものとする。

２　甲は、前項の業務の提供にかかる人員等に不足が見込まれる場合、ボランティア等の人員のあっせんに努めるものとする。

３　乙は、生活用水のみを提供するものとし、提供を受けるための容器等の資材は、甲又は利用者が準備するものとする。

（燃料の供給）

第５条　甲は、協定書第３条第１項に定める業務の提供を行うために必要な乙の所有する燃料に不足が見込まれる場合、供給に努めるものとする。

２　甲が乙に供給する燃料の費用は、協定書第２条による協力の要請に基づくものに限り、無償とする。

（協力の要請に基づく費用）

第６条　協定書第５条に定める費用は災害等発生時直前における適正な価格とする。

（施設の被災状況の報告）

第７条　乙は、その属する浴場施設が被災し、施設の利用に支障があるときは、速やかに甲に報告するものとする。

（協議）

第８条　本細目に定めにない事項及び解釈に関して疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各自１通保有する。

令和５年 12 月１日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

甲　杉並区

杉並区長　　岸本　聡子

東京都杉並区本天沼二丁目７番 13 号

乙　東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部

支部長　　伊藤　徳司

資料172

災害時における理容サービスに関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合杉並支部(以下「乙」という。）は、災害時における理容サービス（以下「業務」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、杉並区内に災害が発生し、甲が開設した震災救援所における区民の避難生活が長期化した場合、必要に応じ、震災救援所において業務を実施することにより、区民の避難生活に伴う心労の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　避難生活が長期化した場合とは、避難状態がおおむね２週間を経過し、引き続き避難状態が継続するおそれがある場合をいう。

（業務の内容）

第３条　乙の業務の内容は、次の事項とする。

（１）災害時における理容サービスの実施に関すること。

（２）理容サービスに必要な資器材及び消耗品の提供に関すること。

（業務の実施）

第４条　乙は、甲の要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、協定の内容に従い業務を実施するものとする。

（対象者）

第５条　業務の提供を受けることのできる者は、震災救援所に避難している区民のうち、避難生活が長期化し、負傷、疾病その他の理由により、理容室へ出向くことが困難なものとする。

（業務要請）

第６条　甲は、乙に対し業務の要請を行うときは、活動協力要請書（第１号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できることとし、後日速やかに文書を提出することとする。

（業務実績報告）

第７条　乙は、震災救援所における業務の完了後、その実績について、活動実績報告書（第２号様式）により、報告するものとする。

（費用負担）

第８条　乙が提供した業務において、技術料である理容費は無料とし、使用した資器材及び消耗品については、甲が負担するものとする。この場合の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき、業務に従事する者が、当該業務の実施中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。

（現状報告）

第 10 条　乙は、協定業務の円滑な実施を図るため、加盟組合員名簿を毎年４月１日現在で、甲に速やかに提出するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成 28 年９月６日から５年間とし、期間満了の日の３箇月前までに、甲、乙のいずれからも申出がないときは、更に５年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 28 年９月６日

甲　杉並区長　田中　良

乙　東京都理容生活衛生同業組合
杉並支部長　加藤浩和

資料173

災害時における各種環境衛生サービスの提供に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と杉並区環境衛生協会（以下「乙」という。）は、災害時における各種環境衛生サービスの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区に地震、風水害又は大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

（１）理容サービス業務及び理容サービス業務に必要な資器材・消耗品の提供

（２）クリーニングサービス業務

（３）公衆浴場への入浴サービス業務

（４）その他、甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第３条　甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、協力要請を行う際は、原則として、第８条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、次に定める場合を除き、これに応じ協力するよう努めるものとする。

（１） 法令その他特別の定めがある場合

（２） その他特別な事情がある場合

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第８条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲乙協議の上、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（費用負担）
第６条　乙が提供した業務において、理容・クリーニング・入浴等のサービスは無料とし、乙が提供した資器材及び消耗品については、甲が負担するものとする。この場合の価格は、当該災害発生前の価格とする。

（災害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（連絡担当者）
第８条　甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）
第９条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。
（１）防災に関する計画等必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）その他、災害時に協力が必要な事項

（有効期間）
第10条　本協定の有効期間は、締結日から令和５年３月31日までとする。ただし、この期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第11条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面２通を作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。
令和４年 11 月 22 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
　　杉並区
　　杉並区長　岸本　聡子
乙　東京都杉並区桃井一丁目 18 番 14 号
　　杉並区環境衛生協会
　　会長　　加藤　浩和

資料174

災害時における避難所等での障害福祉サービス提供に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社May マリーゴールドケアステーション and ラボ（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等での障害福祉サービス提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う避難所等での障害福祉サービスの提供、区内の避難行動要支援者等の安否の確認等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（２）避難所等　杉並区地域防災計画に定める避難所や福祉避難所等をいう。

（３）避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）避難所等で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、障害児通所支援、その他の障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供。

（２）区内に住所を有する避難行動要支援者等の安否確認。

（３）その他甲乙協議により必要と認める業務。

２　甲は、前項の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、協力要請を行う際は、原則として、第８条に規定する連絡担当者を通じ、協力要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等口頭による方法で、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

（報告等）

第４条　乙は、前条第１項に基づき協力したときは、協力報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が第３条に規定する障害福祉サービス等に要した経費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６条に規定する自立支援給付、または児童福祉法第 21 条の５の２に規定する障害児通所給付費の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

２　前項の経費以外の経費については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上決定する。

３　乙は、第１項の経費について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に協力費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。

４　甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第６条　甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の社員等が、協力活動により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

２　甲又は乙が、本協定に基づく避難所等での障害福祉サービス等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（防災訓練等）

第７条　乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

（担当者名簿の作成）

第８条　甲及び乙は、本協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡担当者確認書（第４号様式）を作成し、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報の交換）

第９条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務）

第 10 条　乙は、第３条に規定する協力要請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の満了後についても、また同様とする。

（有効期間）
第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、さらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定細目）
第 12 条　本協定を実施するため必要な細目は、別に定めることができるものとする。

（協議）
第 13 条　本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年８月 31 日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
甲　杉並区
杉並区長　　岸本　聡子

東京都杉並区西荻北二丁目６番６号　ＹＳ西荻 301
乙　株式会社May
マリーゴールドケアステーション and ラボ
代表取締役　　久保　絵梨

資料175

災害時における避難所等での障害福祉サービス提供に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と有限会社ひかり（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等での障害福祉サービス提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う避難所等での障害福祉サービスの提供、区内の避難行動要支援者等の安否の確認等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（２）避難所等　杉並区地域防災計画に定める避難所や福祉避難所等をいう。

（３）避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）避難所等で、居宅介護、重度訪問介護、その他の障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供。

（２）区内に住所を有する避難行動要支援者等の安否確認。

（３）その他甲乙協議により必要と認める業務。

２　甲は、前項の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、協力要請を行う際は、原則として、第８条に規定する連絡担当者を通じ、協力要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等口頭による方法で、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

（報告等）

第４条　乙は、前条第１項に基づき協力したときは、協力報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が第３条に規定する障害福祉サービス等に要した経費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６条に規定する自立支援給付、または児童福祉法第 21 条の５の２に規定する障害児通所給付費の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

２　前項の経費以外の経費については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上決定する。

３　乙は、第１項の経費について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に協力費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。

４　甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第６条　甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の社員等が、協力活動により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

２　甲又は乙が、本協定に基づく避難所等での障害福祉サービス等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（防災訓練等）

第７条　乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

（担当者名簿の作成）

第８条　甲及び乙は、本協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡担当者確認書（第４号様式）を作成し、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報の交換）

第９条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務）

第 10 条　乙は、第３条に規定する協力要請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の満了後についても、また同様とする。

（有効期間）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、さらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定細目）

第 12 条　本協定を実施するため必要な細目は、別に定めることができるものとする。

（協議）

第 13 条　本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年８月 31 日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
甲　杉並区
杉並区長　　岸本　聡子

東京都杉並区荻窪五丁目 17 番 11 号 304
乙　有限会社ひかり
取締役　　野田　真由美

資料176

災害時における避難所等での福祉サービス提供に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社グローバルエステート（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等での福祉サービス提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う避難所等での福祉サービスの提供、区内の避難行動要支援者等の安否の確認等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（２）避難所等　杉並区地域防災計画に定める避難所や福祉避難所等をいう。

（３）避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）避難所等で、居宅介護、その他の福祉サービス（以下「福祉サービス等」という。）の提供。

（２）区内に住所を有する避難行動要支援者等の安否確認。

（３）その他甲乙協議により必要と認める業務。

２　甲は、前項の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、協力要請を行う際は、原則として、第８条に規定する連絡担当者を通じ、協力要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等口頭による方法で、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

（報告等）

第４条　乙は、前条第１項に基づき協力したときは、協力報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が第３条に規定する福祉サービス等に要した経費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６条に規定する自立支援給付、または児童福祉法第21条の５の２に規定する障害児通所給付費の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

２　前項の経費以外の経費については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上決定する。

３　乙は、第１項の経費について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に協力費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。

４　甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第６条　甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の社員等が、協力活動により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

２　甲又は乙が、本協定に基づく避難所等での福祉サービス等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（防災訓練等）

第７条　乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

（担当者名簿の作成）

第８条　甲及び乙は、本協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡担当者確認書（第４号様式）を作成し、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報の交換）

第９条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務）

第10条　乙は、第３条に規定する協力要請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の満了後についても、また同様とする。

（有効期間）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、さらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定細目）

第 12 条　本協定を実施するため必要な細目は、別に定めることができるものとする。

（協議）

第 13 条　本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年３月１日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
甲　杉並区
杉並区長　　岸本　聡子

杉並区高円寺北 2-6-1
乙　株式会社グローバルエステート
代表取締役　津久居　典彦

資料177

災害時における避難所等での障害福祉サービス提供に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人天寿園会（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等での障害福祉サービス提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う避難所等での障害福祉サービスの提供、区内の避難行動要支援者等の安否の確認等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（２）避難所等　杉並区地域防災計画に定める避難所や福祉避難所等をいう。

（３）避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）避難所等で、障害児通所支援、その他の障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供。

（２）区内に住所を有する避難行動要支援者等の安否確認。

（３）その他甲乙協議により必要と認める業務。

２　甲は、前項の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、協力要請を行う際は、原則として、第８条に規定する連絡担当者を通じ、協力要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等口頭による方法で、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

（報告等）

第４条　乙は、前条第１項に基づき協力したときは、協力報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が第３条に規定する障害福祉サービス等に要した経費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６条に規定する自立支援給付、または児童福祉法第 21 条の５の２に規定する障害児通所給付費の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

２　前項の経費以外の経費については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上決定する。

３　乙は、第１項の経費について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に協力費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。

４　甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第６条　甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の社員等が、協力活動により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

２　甲又は乙が、本協定に基づく避難所等での障害福祉サービス等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（防災訓練等）

第７条　乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

（担当者名簿の作成）

第８条　甲及び乙は、本協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡担当者確認書（第４号様式）を作成し、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報の交換）

第９条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務）

第 10 条　乙は、第３条に規定する協力要請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の満了後についても、また同様とする。

（有効期間）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、さらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定細目）

第 12 条　本協定を実施するため必要な細目は、別に定めることができるものとする。

（協議）

第 13 条　本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年３月１日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
甲　杉並区
杉並区長　　岸本　聡子

青森県上北郡七戸町字舟場向川久保３０８番地
乙　社会福祉法人　天寿園会
理事長　　工藤　要一

資料178

災害時におけるし尿処理（除去）に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社西原テクノサービス（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿処理（除去）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に際し、甲が乙に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）
第２条　甲は、災害が発生し、震災救援所又はその周辺のマンホール及び汚水ますのし尿の除去において、乙に対し、業務の協力（訓練の実施を含む。）を要請することができる。

（業務の要請）
第３条　甲は災害の実状及び訓練の態様に応じて、乙に対して、業務内容、日時、場所を指定してし尿処理車、労力等（以下「し尿処理機材等」という。）の提供を文書又は電話その他の方法により、要請するものとする。

（し尿処理機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、早急にし尿処理機材等を調達し、可能な限りその要請に応じるものとする。

（業務の指示）
第５条　業務の指示は、杉並区環境清掃部長（以下「部長」という」）が行い、乙は、その指示に従うものとする。

（費用負担）
第６条　乙が、提供したし尿処理機材等の費用は、甲が負担する。

（報告と費用の請求）
第７条　乙は、業務が完了したときは、部長を通じて、甲に報告し、認定を受けてから通常の実費用額を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ、その費用を負担するものとする。

（し尿処理機材の台数等の報告）
第８条　乙は、毎年４月１日現在で、乙が保有する供給可能なし尿処理機材等を、甲に報告するものとする。

（損害賠償）
第９条　甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成 17 年 12 月６日から３年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲乙から何らかの申し出がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 17 年 12 月６日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号　杉並区長　　山　田　　宏

乙　港区芝浦三丁６番 18 号　株式会社西原テクノサービス
代表取締役　田　畑　信　一

平成 23 年(2011 年) ３月 31 日付け会社名変更
（旧）株式会社　西原テクノサービス
↓
（新）株式会社　西原環境

資料179

災害時におけるし尿処理（除去）に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と吉川商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿処理（除去）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に際し、甲が乙に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）
第２条　甲は、災害が発生し、震災救援所又はその周辺のマンホール及び汚水ますのし尿の除去において、乙に対し、業務の協力（訓練の実施を含む。）を要請することができる。

（業務の要請）
第３条　甲は災害の実状及び訓練の態様に応じて、乙に対して、業務内容、日時、場所を指定してし尿処理車、労力等（以下「し尿処理機材等」という。）の提供を文書又は電話その他の方法により、要請するものとする。

（し尿処理機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、早急にし尿処理機材等を調達し、可能な限りその要請に応じるものとする。

（業務の指示）
第５条　業務の指示は、杉並区環境清掃部長（以下「部長」という」）が行い、乙は、その指示に従うものとする。

（費用負担）
第６条　乙が、提供したし尿処理機材等の費用は、甲が負担する。

（報告と費用の請求）
第７条　乙は、業務が完了したときは、部長を通じて、甲に報告し、認定を受けてから通常の実費用額を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ、その費用を負担するものとする。

（し尿処理機材の台数等の報告）
第８条　乙は、毎年４月１日現在で、乙が保有する供給可能なし尿処理機材等を、甲に報告するものとする。

（損害賠償）
第９条　甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成 17 年 12 月６日から３年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲乙から何らかの申し出がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 17 年 12 月 6 日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号　杉並区長　　山　田　　宏

乙　杉並区堀ノ内三丁目 48 番 47 号　吉川商事株式会社
代表取締役　　吉　川　英　一

平成 28 年(2016 年) 9 月 6 日　住所移転確認
（旧）杉並区堀ノ内三丁目 48 番 47 号
↓
（新）練馬区西大泉５－１－18

資料180

災害時におけるし尿処理（除去）に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と環衛株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿処理（除去）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に際し、甲が乙に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）
第２条　甲は、災害が発生し、震災救援所又はその周辺のマンホール及び汚水ますのし尿の除去において乙に対し、業務の協力（訓練の実施を含む。）を要請することができる。

（業務の要請）
第３条　甲は災害の実状及び訓練の態様に応じて、乙に対して、業務内容、日時、場所を指定してし尿処理車、労力等（以下「し尿処理機材等」という。）の提供を文書又は電話その他の方法により、要請するものとする。

（し尿処理機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、早急にし尿処理機材等を調達し、可能な限りその要請に応じるものとする。

（業務の指示）
第５条　業務の指示は、杉並区環境清掃部長（以下「部長」という。）が行い、乙は、その指示に従うものとする。

（費用負担）
第６条　乙が、提供したし尿処理機材等の費用は、甲が負担する。

（報告と費用の請求）
第７条　乙は、業務が完了したときは、部長を通じて、甲に報告し、認定を受けてから通常の実費用額を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ、その費用を負担するものとする。

（し尿処理機材の台数等の報告）
第８条　乙は、毎年４月１日現在で、乙が保有する供給可能なし尿処理機材等を、甲に報告するものとする。

（損害賠償）
第９条　甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成 17 年 12 月６日から３年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲乙から何らかの申し出がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 17 年 12 月 6 日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号　杉並区長　　山　田　　宏

乙　杉並区下井草一丁目７番２号　　環衛株式会社
代表取締役　下　田　　博

資料181

災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

杉並区危機管理室（以下「甲」という。）と東京都下水道局西部第一下水道事務所（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難場所等から発生するし尿の下水道施設（中野水再生センター及び管路）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）
第１条　本覚書は、災害時に避難所等から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受入れるにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）
第２条　甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。
２　乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する水再生センター及び管路の受入れ人孔を提示し、甲乙協議のうえこれを決定する。

（役割分担）
第３条　平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。
（１）　乙は、甲が実施する下水道施設へのし尿搬送訓練において、人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。
（２）　甲は、前号の実地訓練の実施に必要となる道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。
（３）　甲は、独自にし尿の搬送訓練を実施する場合は、事前に乙に届出のうえ、承認を得る。
２　災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。
（１）　甲は、水再生センターへし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。
（２）　甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後、速やかに連絡するものとする。
（３）　甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合は、その人孔蓋の開閉を行うとともに十分な安全管理を行う。
（４）　甲は、し尿を受入れ人孔の管路が閉塞等により使用不能となった場合は、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。
（５）　乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）
第４条　甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）
第５条　甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合は、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。
２　乙は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況等について甲の立会いのもと確認する。ただし、立会いが困難な場合は、書面をもって報告するものとする。

（その他）
第６条　本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

本覚書締結の証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各々その一通を保有する。
平成 23 年３月 23 日

甲　　杉並区危機管理室長　　井　口　　順　司

乙　　東京都下水道局西部第一下水道事務所長　野　口　　毅　水

資料182

災害時における寝具類の提供に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害に際し、杉並区長（以下「甲」という。）が、有限会社安田商会（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）
第２条　甲は、杉並区内に災害が発生し、杉並区のみでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、日時、場所、数量を指定して、業務の協力を要請することができる。

（援助物資等の種類）
第３条　乙の協力する業務の内容は、寝具類 10,000 組の範囲内で、甲の指定する数量の提供とする。
２　乙の提供する寝具類は、布団、毛布、シーツ等とし、甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用の負担）
第４条　乙が提供した寝具類の経費は、甲が負担するものとする。

（報告及び請求）
第５条　乙は、業務が完了した後、甲に報告のうえ、業務に要した実費用額を、甲に請求するものとする。

（価格の協定）
第６条　乙が甲へ提供する寝具類の価格は、災害発生の日の前日の小売り価格とする。

（損害補償）
第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務を実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。

（状況報告）
第８条　乙は、第３条に規定する災害時に協力できる寝具類の状況及び従業員数を、毎年４月１日現在で、甲に報告しなければならない。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成８年３月１日から３年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲、乙からなんらの申し出がないときは、さらに３年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年３月１日

甲　東京都杉並区長　　本　橋　保　正

乙　有限会社　安田商会
　　取締役社長　　安　田　　司

資料183

災害時における応急対策業務に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に際し、杉並区が、東京畳工業協同組合杉並支部に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　杉並区長（以下「甲」という。）は、災害が発生し、杉並区内の住居が被災し、畳に被害が生じた場合、東京畳工業協同組合杉並支部長（以下「乙」という。）に対し、業務の協力を要請することができる。
２　乙は、甲の要請があったときは、原則としてその要請に応ずるものとする。

（業務の開始手続）
第３条　甲は、被災した住家に居住する世帯主若しくは当該住家の持ち主（以下「世帯主等」という。）から申し出があった場合、畳表替え等あっ旋申込書（様式第１号、以下「申込書」という。）により申し込みを受け付け、被災住家（世帯）畳表替え等あっ旋申込通知書（様式第２号、以下「通知書」という。）により乙に回付するものとする。
２　乙は、甲から回付された通知書の内容に基づき、世帯主等に連絡し、確認のうえ、業務を開始するものとする。

（業務上の事故の扱い）
第４条　乙は、業務を実施するにあたり、世帯主等との事故を生じないように努め、事故が生じた場合は、当事者間で話し合いのうえ、解決をはかるものとする。

（費用及び負担等）
第５条　この業務に要した費用は、市価の 15%から 20%を減じた価格を基準（以下「基準価格」という。）とし、乙は申込のあった世帯主等から直接支払いを受けるものとする。
２　前項の基準価格は、毎年度初めに、甲、乙が協議して定める。
３　前項の規定にかかわらず、いちじるしい価格変動があった場合、甲、乙が協議のうえ、基準価格を改定することができる。

（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、平成８年３月１日から５年間とし、期間満了の３箇月前までに、甲、乙からなんらの申し出がないときは、５年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年３月１日

甲　東京都杉並区長　　本　楯　保　正

乙　東京畳工業協同組合杉並支部
支　部　長　　藤　森　雄　司

資料184

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）とサミット株式会社（以下「乙」という。）は、杉並区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１項に定める地震、風水害その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、杉並区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務並びに乙に所属する店舗の営業の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請手続き等）

第２条　甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（原則として運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　乙に対する要請手続きは、応急物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書にて処理する。

３　甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努め、変更があるときは、甲乙相互に連絡するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、可能な範囲において応急物資の優先供給について積極的に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第４条　応急物資の受領場所は、甲が指定するものとし、品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を応急物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の定めによる費用弁償の額については、次のとおりとする。

（１）応急物資　当該災害時直前の価格

（２）運搬に要した費用　実費額（ただし人件費を除く。）

（請求及び支払い）

第７条　乙は、前条の費用について、応急物資供給費用請求書（第３号様式）により、甲に請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続又は早期開店）

第８条　甲は、区民生活の安定のため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。

２　前項の要請があったときは、乙は営業の継続又は早期開店に努めるものとする。

（損害補償）
第９条　甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事する者が、業務実施中に負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものは、除くものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 21 年３月 31 日までとする。ただし、この協定を解除しようとするときは、甲又は乙は、期間満了の日の３箇月前までに意思表示を行うものとし、甲乙のいずれからも意思表示がないときは、更に１年間期限を延長するものとし、以後においても毎年同様の取扱いとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 20 年２月１日

甲　杉並区長　山田　宏

乙　サミット株式会社
代表取締役社長　田尻　一

資料185

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と杉並区商店会連合会（以下「乙」という。）は、杉並区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１項に定める地震、風水害その他の災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害時において甲が行う応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務並びに乙に所属する店舗の営業の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請手続き等）

第２条　甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（原則として運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　乙に対する要請手続きは、応急物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書にて処理する。

３　甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努め、変更があるときは、甲乙相互に連絡するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、可能な範囲において応急物資の優先供給について積極的に協力するものとする。

２　乙は、杉並区地域防災計画に示す震災救援所ごとに担当の会員を事前に指定し、協力可能な物品、数量及び搬送手段等を把握しておくものとする。

３　乙は、震災救援所に指定した担当会員を震災救援所運営連絡会に積極的に参画させて災害時要援護者支援などの取り組みに協力するものとする。

（応急物資の受領）

第４条　応急物資の受領場所は、甲が指定する震災救援所とし、品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

２　乙は、震災救援所ごとに指定した担当の会員をして、甲の指定する震災救援所に要請された物品等を搬送する。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を応急物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の定めによる費用弁償の額については、次のとおりとする。

（１）応急物資　当該災害時直前の価格

（２）運搬に要した費用　実費額（ただし人件費を除く。）

（請求及び支払い）

第７条　乙は、前条の費用について、応急物資供給費用請求書（第３号様式）により、甲に請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続又は早期開店）
第８条　甲は、区民生活の安定のため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。
２　前項の要請があったときは、乙は営業の継続又は早期開店に努めるものとする。

（損害補償）
第９条　甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事する者が、業務実施中に負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものは、除くものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 22 年３月 31 日までとする。ただし、この協定を解除しようとするときは、甲又は乙は、期間満了の日の３箇月前までに意思表示を行うものとし、甲乙のいずれからも意思表示がないときは、更に１年間期限を延長するものとし、以後においても毎年同様の取扱いとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 21 年２月 12 日

甲　杉並区長　　山田　宏

乙　杉並区商店会連合会
会　長　　徳田達介

資料186

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と杉並区商店街振興組合連合会（以下「乙」という。）は、杉並区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１項に定める地震、風水害その他の災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時において甲が行う応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務並びに乙に所属する店舗の営業の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請手続き等）
第２条　甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（原則として運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。
２　乙に対する要請手続きは、応急物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書にて処理する。
３　甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努め、変更があるときは、甲乙相互に連絡するものとする。

（協力内容）
第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、可能な範囲において応急物資の優先供給について積極的に協力するものとする。
２　乙は、杉並区地域防災計画に示す震災救援所ごとに担当の会員を事前に指定し、協力可能な物品、数量及び搬送手段等を把握しておくものとする。
３　乙は、震災救援所に指定した担当会員を震災救援所運営連絡会に積極的に参画させて災害時要援護者支援などの取り組みに協力するものとする。

（応急物資の受領）
第４条　応急物資の受領場所は、甲が指定する震災救援所とし、品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。
２　乙は、震災救援所ごとに指定した担当の会員をして、甲の指定する震災救援所に要請された物品等を搬送する。

（報告）
第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動内容を応急物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。
２　前項の定めによる費用弁償の額については、次のとおりとする。
（１）応急物資　当該災害時直前の価格
（２）運搬に要した費用　実費額（ただし人件費を除く。）

（請求及び支払い）
第７条　乙は、前条の費用について、応急物資供給費用請求書（第３号様式）により、甲に請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続又は早期開店）
第８条　甲は、区民生活の安定のため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。
２　前項の要請があったときは、乙は営業の継続又は早期開店に努めるものとする。

（損害補償）
第９条　甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事する者が、業務実施中に負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものは、除くものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 22 年３月 31 日までとする。ただし、この協定を解除しようとするときは、甲又は乙は、期間満了の日の３箇月前までに意思表示を行うものとし、甲乙のいずれからも意思表示がないときは、更に１年間期限を延長するものとし、以後においても毎年同様の取扱いとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 21 年２月 12 日

甲　杉並区長　山田　宏

乙　杉並区商店街振興組合連合会
理事長　徳田達介

資料187

災害時等における応急物資の優先供給等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とプラス株式会社ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急物資の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な応急対策を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、震災救援所等に応急食料品及び生活必需品等（以下「応急物資」という。）の優先供給及び配送等を行うことにより、防災拠点及び震災救援所等の円滑な運営に寄与し、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（１）震災救援所等に対しての応急物資の調達業務（原則として運搬を含む。以下同じ。）

（２）甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点等から震災救援所等への救援物資の配送

（３）救援物資の一時保管のための倉庫設備の貸与

（４）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２　協力要請は、応急物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭（電話等を含む。）により要請し、後日文書にて処理できるものとする。

（協力内容）

第３条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）について積極的に協力するよう努めるものとする。

（応急物資の受領）

第４条　応急物資の受領場所は、甲が指定するものとし、品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

（活動報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力活動を実施したときは、その活動内容を応急物資供給報告書（第２号様式）により、次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の

経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

（１）　協力活動により供給した応急物資の品目及び数量

（２）　従事者名簿

（３）　従事日及び走行距離

（４）　協力活動に使用した車両、資機材等

（５）　協力活動により貸与した倉庫等

（６）　協力活動に要した経費

（７）　その他甲が必要と認めた事項

（経費の負担）

第６条　甲は、第２条の規定による乙の応急物資供給等に要した費用を負担するものとする。

２　前項の定めによる費用弁償の額については、次のとおりとする。

（１）　応急物資及び救援物資の一時保管のための倉庫設備、運搬に要した費用　当該災害時直前における適正な提供価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（２）　その他前項によりがたい費用 甲及び乙で協議して決定するものとする。

（経費の請求等）

第７条　乙は、前条第２項の規定により、経費を算出し、甲に対し請求するものする。甲は乙から請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。

（連絡調整等）

第８条　甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

２　甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（準用）

第９条　この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

（損害補償）

第 10 条　甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の従業員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、第８条第２項に規定する防災訓練に係るものを除く。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から１年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 29 年３月 21 日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉　並　区　長　　田中　　良

乙　　東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号
プラス株式会社ジョインテックスカンパニー
カンパニープレジデント　淺野　紀美夫

資料188

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する覚書

杉並区（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙との間で締結した平成29年4月12日付「杉並区と大塚製薬株式会社との連携と協働に関する包括協定」（以下「原協定」という。）第2条第1項第4号及び第3条に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に定める地震・風水害その他災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における協力等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条　この覚書は、災害時等における物資の調達並びに災害時等及び平常時における健康指導などに関する甲の計画に対する乙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条　甲は、災害時等において、乙に対し、次の要請をすることができるものとする。

（1）必要な物資の供給

（2）震災救援所等での巡回健康指導の実施

2　前項の規定による要請は、「物資供給要請書」（別紙第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して要請書によることができない場合は、口頭、電信又は電話によることができる。

3　前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第3条　乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有、調達又は製造可能な物資とする。ただし、甲からの要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙は物資の調達の可否、物資の種類及び個数を決定し、その内容を甲に連絡するものとする。

（1）食料品

（2）飲料品

（3）日用品

（4）その他甲が指定する物資

2　乙が甲に対し、前項の規定に基づき物資を提供可能である旨を回答した場合においても、交通渋滞、その他の乙の責に帰さない事情により物資の提供ができなかった場合には、乙は、それにより甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資の供給に関する引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所において、職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、受領するものとする。

（車両の通行）

第６条　甲は、乙が第２条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、当該運搬及び供給に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金）

第７条　物資の供給に伴う当該物資の代金は、災害発生時の直前における適正な市場価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な市場価格）を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　甲は、乙から受領した物資及び第５条に基づく運搬に係る費用を負担するものとし、乙からの適正な請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、甲乙で協議するものとする。

（平常時における啓発活動）

第９条　甲は、平常時において、乙に対し、震災救援所運営連絡会等における健康啓発活動への協力を要請することができるものとし、乙は当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（担当者名簿の作成）

第 10 条　甲及び乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した事務担当者名簿（別紙第２号様式）を作成し、相互に報告するものとする。

２　前項の報告は、覚書締結の日以降 60 日以内に行い、年度中途において異動等による変更があった場合も同様とする。

（協議）

第 11 条　この覚書について疑義が生じた事項又はこの覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条　この覚書の有効期間は、覚書締結日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による覚書解除の申し出がない限り、期間満了から１年間延長されるものとし、以降においても同様とする。

２　前項にかかわらず、原協定が終了したときは、この覚書も終了するものとする。

３　甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、２か月前までに書面をもって通知することにより、いつでもこの覚書を終了させることができる。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 29 年７月 10 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　東京都千代田区神田司町二丁目９番
大塚製薬株式会社
東京支店　支店長　　渡　壁　　勝　巳

資料189

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、杉並区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号において定義される災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等における物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において、乙に対し、次の要請をすることができるものとする。

（１）必要な物資の供給

（２）区内店舗における早期の営業再開

２　前項の規定による要請は、「物資発注及び店舗営業再開要請書」（別紙第１号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して要請書によることができない場合は、口頭、電信又は電話によることができる。

３　前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条第１項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有、調達又は製造可能な物資とする。ただし、甲からの要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店及び直営店（いずれも区内店舗に限らない。）への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙は物資供給の可否、物資の種類及び個数を決定し、その内容を甲に連絡するものとする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第５条　物資の供給に関する引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙または乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙または乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所において、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、受領するものとする。

（車両の通行）
第６条　甲は、乙が第２条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、当該運搬及び供給に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金）
第７条　物資の供給に伴う当該物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

（費用の支払い）
第８条　甲は、受領した物資の代金及び第５条に基づく運搬に係る費用は、乙からの適正な請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、甲乙で協議するものとする。

（情報共有）
第９条　甲及び乙は、区内の被災状況や、店舗の被災・営業情報等について、情報を相互に交換し、共有するものとする。

（担当者名簿の作成）
第 10 条　甲及び乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した事務担当者名簿（別紙第２号様式）を作成し、相互に報告するものとする。
２　前項の報告は、協定締結の日以降 60 日以内に行い、年度中途において異動等があった場合も同様とする。

（協議）
第 11 条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、この協定は、当該期間満了日の翌日から１年間更新されるものとし、以降においても同様とする。
２　甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、２か月前までに書面をもって通知することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 30 年４月 13 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
　　杉並区長　　田中　良

乙　東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
　　株式会社ファミリーマート
　　代表取締役社長　　澤田　貴司

資料190

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する覚書

杉並区（以下「甲」という。）、株式会社セブン‐イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）及び株式会社イトーヨーカ堂（以下「丙」という。）は、甲、乙及び丙との間で締結した平成29年５月19日付「杉並区と株式会社セブン‐イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂との地域活性化包括連携協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号において定義される災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第１条　この覚書は、災害時における物資の調達などに関する甲の計画に対する乙及び丙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、杉並区内（以下「区内」という。）に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙及び丙に対し、次の要請をすることができるものとする。

（１）必要な物資の供給

（２）区内店舗（乙にあっては乙及び乙のフランチャイジーが区内で運営する店舗（以下「加盟店」という。）を、丙にあっては丙が区内で運営する店舗をいう。）における早期の営業再開

２　前項の規定による要請は、「物資発注及び店舗営業再開要請書」（別紙第１号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して要請書によることができない場合は、口頭、電信又は電話によることができる。

３　前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請書を乙及び丙に提出するものとする。

（協力）

第３条　乙及び丙は、甲から前条第１項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。なお、前条第１項第２号に定める要請に関し、区内店舗のうち乙の加盟店については、乙と別途独立した経営主体であるフランチャイジーが経営しており、当該要請への協力について、乙は当該フランチャイジーと協議するものの、一律の対応は困難であることを、甲は十分に理解するものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が、乙及び丙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙及び丙が保有する物資又は調達若しくは製造可能な物資とする。ただし、甲から乙及び丙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店及び直営店並びに丙の店舗（いずれも区内店舗に限らない。）への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙及び丙にて物資の調達の可否、日時、種類及び個数を決定し、その内容を甲へ連絡するものとする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第５条　物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙及び丙が行うものとする。ただし、乙及び丙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所において、職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（車両の通行）

第６条　甲は、乙及び丙が第２条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、当該運搬及び供給に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金）

第７条　物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲と当該物資を供給した乙又は丙とが協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　甲は、引き取った物資及び第５条に基づく運搬に係る費用は、当該物資を供給及び運搬した乙又は丙からの適正な請求書を受理した日から 30 日以内に当該乙又は丙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、甲は、当該乙又は丙と協議するものとする。

（担当者名簿の作成）

第９条　甲、乙及び丙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した事務担当者名簿（別紙第２号様式）を作成し、相互に報告するものとする。

２　前項の報告は、覚書締結の日以降 60 日以内に行い、年度中途において異動等があった場合も同様とする。

（協議）

第 10 条　この覚書について疑義が生じた事項又はこの覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この覚書の有効期間は、覚書締結日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし期間満了の日の２か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも、他の全ての当事者に対して書面によるこの覚書を更新しない旨の申し出がない限り、この覚書は、当該期間満了日の翌日から１年間更新されるものとし、以降においても同様とする。

２　甲、乙又は丙は、前項の定めにかかわらず、他の全ての当事者に対し、２か月前までに書面をもって通知することにより、いつでもこの覚書を終了させることができる。

３　前二項にかかわらず、原協定が終了したときは、この覚書も終了するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成 29 年５月 19 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田　中　　良

乙　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン - イレブン・ジャパン
代表取締役社長　古　屋　一　樹

丙　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長　三　枝　富　博

資料191

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ココスナカムラ（以下「乙」という。）とは、杉並区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号において定義される災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等における物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において、乙に対し、次の要請をすることができるものとする。

（１）必要な物資の供給

（２）区内店舗における早期の営業再開

２　前項の規定による要請は、「物資発注及び店舗営業再開要請書」（別紙第１号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して要請書によることができない場合は、口頭、電信又は電話によることができる。

３　前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条第１項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有、調達又は製造可能な物資とする。ただし、甲からの要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店及び直営店（いずれも区内店舗に限らない。）への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙は物資供給の可否、物資の種類及び個数を決定し、その内容を甲に連絡するものとする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第５条　物資の供給に関する引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙または乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙または乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所において、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、受領するものとする。

（車両の通行）
第６条　甲は、乙が第２条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、当該運搬及び供給に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金）
第７条　物資の供給に伴う当該物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

（費用の支払い）
第８条　甲は、受領した物資の代金及び第５条に基づく運搬に係る費用は、乙からの適正な請求書を受理した後、乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、甲乙で協議するものとする。

（情報共有）
第９条　甲及び乙は、区内の被災状況や、店舗の被災・営業情報等について、情報を相互に交換し、共有するものとする。

（担当者名簿の作成）
第10条　甲及び乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した事務担当者名簿（別紙第２号様式）を作成し、相互に報告するものとする。
２　前項の報告は、協定締結の日以降60日以内に行い、年度中途において異動等があった場合も同様とする。

（協議）
第11条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月31日までとする。ただし期間満了の日の２か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、この協定は、当該期間満了日の翌日から１年間更新されるものとし、以降においても同様とする。
２　甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、２か月前までに書面をもって通知することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年３月１日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
　　杉並区長　　田中　良

乙　東京都台東区入谷一丁目６番６号
　　株式会社ココスナカムラ
　　代表取締役　中村　和彦

資料192

災害時における応急物資の優先供給・応急活動等の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社オオゼキ（以下「乙」という。）とは、杉並区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号において定義される災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等における物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において、乙に対し次の要請をすることができるものとする。

（１）別表１に掲げる必要な物資の供給

（２）区内店舗における早期の営業再開

２　前項の規定による要請は、「物資発注及び店舗営業再開要請書」（別紙第１号様式以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して要請書によることができない場合は、口頭・文書・電信又は電話により要請を行うことができる。

３　前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条第１項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、営業の支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（１）応急活動要員の派遣に関すること

（２）乙の店舗における避難場所、駐車場・駐輪場の提供に関すること

（物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有、調達又は製造可能な物資とする。ただし、甲からの要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の運営する各支店（いずれも区内店舗に限らない。）への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙は物資供給の可否、物資の種類及び個数を決定し、その内容を「応急物資供給報告書」（別紙第２号様式）にて甲に連絡するものとする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）その他甲が指定する物資のうち、乙が供給可能なもの

（物資の引渡し）

第５条　物資の供給に関する引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙または乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙または乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所において、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、受領するものとする。

（車両の通行）
第６条　甲は、乙が第２条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、当該運搬及び供給に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金）
第７条　物資の供給に伴う当該物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

（費用の支払い）
第８条　甲は、受領した物資の代金及び第５条に基づく運搬に係る費用は、乙からの適正な「応急物資供給費請求書」（別紙第３号様式）を受理した後、乙にできるだけ速やかに支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、甲乙で協議するものとする。

（情報共有）
第９条　甲及び乙は、区内の被災状況や、店舗の被災・営業情報等について、情報を相互に交換し、共有するものとする。

（損害補償）
第10条　甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事する者が、業務実施中に負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものは、除くものとする。

（担当者名簿の作成）
第11条　甲及び乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した「災害物資協定事務担当者（連絡先）名簿」（別紙第４号様式）を作成し、相互に報告するものとする。
２　前項の報告は、協定締結の日以降60日以内に行い、年度中途において異動等があった場合も同様とする。

（協議）
第12条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第13条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和６年３月31日までとする。ただし期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、この協定は、当該期間満了日の翌日から１年間更新されるものとし、以降においても同様とする。
２　甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、１か月前までに書面をもって通知することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

（別表１）
災害時の主な必要物資一覧表

災害発生時に必要な物資	数量が確保できれば出せるもの
食料品 飲料水・お茶・カップ麺・パン類・缶詰類 レトルトご飯・レトルト食品	日用品 トイレットペーパー・ティッシュ・マスク 乾電池・カセットボンベ・使い捨てカイロ

令和５年９月１日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番１号
杉並区
代表者　杉並区長　　岸本　聡子

乙　東京都世田谷区北沢二丁目９番21号２階
株式会社オオゼキ
代表取締役社長　　石原坂　潤

資料193

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

杉並区児童青少年課（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社ベンディング杉並支店（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、杉総経契第 2227 号による公有財産賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する自動販売機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

第２条　前条に規定する事態が発生した場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。

２　前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵（以下「フリーベンドキー」という。）を貸与することとする。

２　甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

３　協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

（協定解除）

第６条　貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管することとする。

令和３年３月 11 日

甲　杉並区荻窪一丁目 56 番３号
子ども家庭部児童青少年課長
管理責任者　子ども家庭部児童青少年課
子ども子育てプラザ天沼所長
子ども子育てプラザ成田西所長

乙　杉並区宮前一丁目 20 番 18 号
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
ベンディングエリア営業本部
東京地区統括部ベンディング杉並支店
支店長　小松原　茂和

資料194

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

杉並区経理課（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、杉総経契第 3219 号による公有財産賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する自動販売機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

第２条　前条に規定する事態が生じた場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。

２　前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵（以下「フリーベンドキー」という。）を貸与することとする。

２　甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

３　協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

（協定解除）

第６条　貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管することとする。

令和４年３月 14 日

甲　　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
総務部経理課長
管理責任者 総務部経理課庁舎管理係

乙　　東京都新宿区新小川町３−19
コカ･コーラ ボトラーズジャパン株式会社
ベンディングエリア営業本部
東京地区統括部　統括部長　　久保　健一

資料195

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

杉並区経理課（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、杉総経契第 3220 号による公有財産賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する災害対応型自動販売機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

第２条　前条に規定する事態が生じた場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。

２　前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵（以下「フリーベンドキー」という。）を貸与することとする。

２　甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

３　協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

（協定解除）

第６条　貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管することとする。

令和４年３月 14 日

甲　　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
総務部経理課長
管理責任者　総務部経理課庁舎管理係

乙　　東京都新宿区新小川町３−19
コカ･コーラ ボトラーズジャパン株式会社
ベンディングエリア営業本部
東京地区統括部　統括部長　　久保　健一

資料196

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

杉並区経理課（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、杉総経契第 3224 号による公有財産賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する自動販売機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

第２条　前条に規定する事態が生じた場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。

２　前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵（以下「フリーベンドキー」という。）を貸与することとする。

２　甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

３　協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

（協定解除）

第６条　貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管することとする。

令和４年３月 14 日

甲　　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
総務部経理課長
管理責任者　総務部経理課庁舎管理係

乙　　東京都新宿区新小川町３−19
コカ･コーラ ボトラーズジャパン株式会社
ベンディングエリア営業本部
東京地区統括部　統括部長　　久保　健一

資料197

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

杉並区児童青少年課（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社ベンディング新宿支店（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、杉総経契第 4181 号による公有財産賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する自動販売機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

第２条　前条に規定する事態が発生した場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。

２　前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵（以下「フリーベンドキー」という。）を貸与することとする。

２　甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

３　協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

（協定解除）

第６条　貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管することとする。

令和４年７月 21 日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
子ども家庭部児童青少年課長
管理責任者　子ども家庭部児童青少年課
子ども・子育てプラザ高円寺所長
子ども・子育てプラザ下井草所長
子ども・子育てプラザ善福寺所長

乙　東京都新宿区新小川町３−19
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
ベンディングエリア営業本部
ベンディング東京地区統括部ベンディング新宿支店
支店長　猪野木　伸介

資料198

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

杉並区経理課（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、杉総経契第 3221 号による公有財産賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する災害対応型自動販売機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

第２条　前条に規定する事態が生じた場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。

２　前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵（以下「フリーベンドキー」という。）を貸与することとする。

２　甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

３　協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

（協定解除）

第６条　貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管することとする。

令和４年３月 14 日

甲　　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
総務部経理課長
管理責任者　総務部経理課庁舎管理係

乙　　東京都港区芝浦４－２－８
住友不動産三田ツインビル東館４階
ダイドードリンコ株式会社
東京営業部長　　久保　賢行

資料199

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

杉並区経理課（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、杉総経契第 3222 号による公有財産賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する自動販売機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

第２条　前条に規定する事態が生じた場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。

２　前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵（以下「フリーベンドキー」という。）を貸与することとする。

２　甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

３　協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

（協定解除）

第６条　貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管することとする。

令和４年３月 14 日

甲　　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
総務部経理課長
管理責任者　総務部経理課庁舎管理係

乙　　東京都港区芝浦４−２−８
住友不動産三田ツインビル東館４階
ダイドードリンコ株式会社
東京営業部長　　久保　賢行

資料200

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

杉並区経理課（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、杉総経契第 3223 号による公有財産賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する自動販売機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

第２条　前条に規定する事態が生じた場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。

２　前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵（以下「フリーベンドキー」という。）を貸与することとする。

２　甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

３　協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

（協定解除）

第６条　貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管することとする。

令和４年３月 14 日

甲　　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
総務部経理課長
管理責任者　総務部経理課庁舎管理係

乙　　東京都港区芝浦４－２－８
住友不動産三田ツインビル東館４階
ダイドードリンコ株式会社
東京営業部長　　久保　賢行

資料201

緊急災害時における飲料提供に関する協定書

杉並区児童青少年課（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、杉総経契第 5142 号による公有財産賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する自動販売機の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供用の方法）

第２条　前条に規定する事態が発生した場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。

２　前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

（鍵の貸与）

第３条　乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵（以下「フリーベンドキー」という。）を貸与することとする。

２　甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

３　協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。

（供用結果の通知）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

（協定解除）

第６条　貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管することとする。

令和５年８月７日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
子ども家庭部児童青少年課長
管理責任者　子ども家庭部児童青少年課
下高井戸児童館長

乙　東京都港区芝浦４－２－８
住友不動産三田ツインビル東館４階
ダイドードリンコ株式会社
東京営業部長　　久保　賢行

資料202

災害時における給電車両貸与に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第１号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

２　甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第４条　第２条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、ＡＣ100Ｖ（1500Ｗ）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

２　甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第５条　甲は、第１条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第６条　乙は、第２条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

２　乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

３　乙は、第１項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第９条第２項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第７条　給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第８条　貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

２ 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第９条　給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

２　乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

３　甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

４　甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

（故障対応）

第10条　貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

（賠償）

第11条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

（連絡体制）

第12条　甲及び乙は、第２条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（平常時の取組）

第13条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

２　前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

３　甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

（締結期間及び更新等）

第14条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和３年３月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から１か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年 12 月１日

甲　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉 並 区 長　田中　良

乙　　東京都港区芝浦四丁目８番３号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役　片山 守

資料203

災害時における車両貸渡に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社アイ・ティ・エス（以下「乙」という。）は、次の条項により、災害対策基本法に定める地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における自家用自動車有償貸渡許可を受けた車両の貸渡に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙に対し、車両貸渡に関し、協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、甲の行政区域内における災害時において、乙に対し、所有する車両の情報提供を要請できるものとし、乙はこれに協力的に応じるものとする。

２ 甲は、乙に対し、別に定める様式例第１号により文書を以て要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭にて情報提供を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

３ 乙は、甲からの協力要請があった場合には、速やかに提供できる車両の情報を、甲に報告するものとする。

（契約）

第３条 甲は、前条第３項に基づき提供できる車両を特定した場合、遅滞なく自家用自動車有償貸渡契約（以下「契約」という。）を締結する。

２ 契約内容は、公示「貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 18 年３月 30 日付け、国自旅第 286 号）及び「自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則」（平成 26 年８月 26 日付け）に基づき、災害発生の直近に乙が運輸支局に届出ている貸渡約款（以下「貸渡約款」という。）及び料金表を基準として行う。

３ 甲は、契約に関し、法令及び貸渡約款を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第４条 第３条の契約により発生した貸渡料金及び貸渡車両（以下「車両」という。）の搬送に係る費用は、甲が負担するものとし、その算出方法については、契約及び貸渡約款に基づき計算するものとする。

（事故発生時における営業補償等）

第５条 貸渡中、甲の過失により事故、損傷等があった場合の車両に係るノンオペレーションチャージ（NOC）及び車両搬送に係る所定の金額については、前条に定めがある場合を除き、甲が負担するものとする。

2　貸渡中に事故があった場合の車両又は対物の損害については、契約及び貸渡約款に基づき、計算するものとする。
3　前項の規定により発生する費用の金額については、甲と乙との協議により決定する。

（費用の請求及び支払）
第６条　乙は、甲に提出する様式例第２号に基づき、当該業務に要した前条及び第４条の費用について、甲に請求するものとする。
2　甲は、乙に対し、その費用を遅滞なく支払うものとする。
3　請求に関して疑義が生じた場合は、契約に基づき、甲と乙双方が協議するものとする。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、契約締結の日から令和４年３月 31 日までとし、期間満了の３箇月前までに、甲乙からなんらの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（雑則）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和４年３月 11 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田中　良

乙　東京都杉並区荻窪五丁目 11 番 17 号
株式会社アイ・ティ・エス
代表取締役　富田　一成

資料204

災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京 杉並・中野局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、杉並区に地震、風水害又は大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

（１）乙の社員及び関係者による人的支援

（２）乙の保有する車両及び物資等の提供

（３）その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第３条　甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、次に定める場合を除き、これに応じ協力するよう努めるものとする。

（１） 法令その他特別の定めがある場合

（２） その他特別な事情がある場合

２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲乙協議の上、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（経費の負担）
第６条　本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

（服務）
第７条　甲の要請に基づき活動する乙の社員及び関係者の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

（災害補償）
第８条　甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の社員等が、協力活動により負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（車両保険の取り扱い）
第９条　乙は、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

（連絡担当者）
第10条　甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）
第11条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。
（１）防災に関する計画等必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）別表第１に掲げる乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供
（４）その他災害時に協力が必要な事項

（有効期間）
第12条　本協定の有効期間は、締結日から令和５年３月31日までとする。ただし、この期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第13条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面２通を作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和４年８月 29 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区
杉並区長　　岸本　聡子

乙　東京都杉並区永福一丁目 44 番 12 号
永福中根ビル２階
株式会社ジェイコム東京 杉並・中野局
局長　　前田　浩慶

資料205

災害時における東京中央農業協同組合の協力に関する協定

杉並区を甲とし、東京中央農業協同組合を乙として、甲乙間において災害時における乙の協力について、次の各条項により協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害時において甲が行う生産緑地（生産緑地法《昭和 49 年法律第 68 号》第２条第３号に規定する生産緑地をいう。以下同じ。）の使用及び農作物の調達に対する乙の協力等に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、できる限り協力する。

（１）　災害時に仮設住宅建設用地及び復旧資材等置場に使用するために、乙の組合員の所有又は管理する生産緑地をあっせんすること。

（２）　災害時に必要な農作物を提供すること。

（要請）

第３条　甲は、乙に対し、前条に掲げる事項について協力を要請する。

２　生産緑地使用については使用場所を指定し、農作物については品名・数量・納入場所を指定する。

（費用負担）

第４条　甲は、乙のあっせんした生産緑地の使用にともなう経費を負担し、その負担の範囲は、甲乙協議のうえ定める。

２　乙が農作物の提供に要した費用は甲が負担し、その負担は業務に要した通常の実費用額とする。

（生産緑地の現状回復）

第５条　甲は、生産緑地の使用を終了した時は、当該生産緑地を原状回復のうえ返還する。

（生産緑地使用の契約）

第６条　生産緑地の使用にあたっては、甲は当該生産緑地の所有者又は管理者との間に、生産緑地の使用に関する契約を別途締結する。

２　前項の契約については、つぎの各号に掲げる事項を定める。

（１）　対象となる生産緑地の場所及び面積

（２）　使用期間

（３）　原状回復の方法

（４）　第４条第１項に規定する費用負担について必要な事項

（５）　その他

（損害補償）

第７条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３箇月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、この協定の有効期間を、有効期間満了の日の翌日から３年間更新するものとし、以降も同様とする。

（細目）
第９条　この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成12年２月１日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号　杉並区長　　山　田　　宏

乙　世田谷区粕谷三丁目１番１号　　東京中央農業協同組合
代表理事組合長　　浅　賀　喜　一

資料206

災害時における杉並区と郵便局の協力に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と杉並郵便局、荻窪郵便局及び杉並南郵便局（以下総称して「乙」という。）は、杉並区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力の要請及び内容）
第２条　甲及び乙は、杉並区内に災害が発生し次の事項について必要が生じた場合及び防災訓練を実施する場合は、相互に協力を要請することができる。
（１）　乙が所有する車両を、緊急連絡用車両等として提供すること。
（２）　乙が所有し、又は管理する施設及び用地を、物資集積場所等として提供すること。
（３）　甲が所有し、又は管理する施設及び用地を、救援物資等の保管場所として提供すること。
（４）　被災区民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
（５）　震災救援所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
（６）　その他、前各号に定めのない事項で協力できること。

（協力の実施）
第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けた時は、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）
第４条　第２条に規定する協力要請に対し、協力した者が要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

（連絡責任者）
第５条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては杉並区防災課長とし、乙においては杉並郵便局総務課長とする。

（協議等）
第６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 11 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の有効締結の証とするため、この書面を４通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 10 年 12 月 15 日

甲　杉並区長　本橋　保正

乙　杉並郵便局長　有村　一之
荻窪郵便局長　坂田　國彦
杉並南郵便局長　渡来　眞一

資料207

被災時における民間住宅の応急修繕等に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、被災に際し、杉並区が杉並区小規模建設事業団体連絡会に対し、民間住宅の応急修繕に関する相談・応急措置・修繕等（以下「修繕」という。）に関する協力を求めるときの手続等を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　杉並区長（以下「甲」という。）は、災害が発生し、杉並区内の住宅が被災し被害が生じた場合、区民等からの被災住宅の修繕、その他甲と杉並区小規模団体建設事業団体連絡会会長（以下「乙」という。）が協議の上必要と認める事項について、乙に修繕に関する協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲の要請があったときは、原則としてその要請に応ずるものとする。

（業務の開始）

第３条　甲は、乙と協議の上、業務の受付場所を指定することができるものとする。

２　甲は、前項に規定する受付場所の確保に努めるものとし、乙は、被災住宅の居住者（以下「居住者」という。）から修繕等に関する相談を受けるものとする。

３　乙は、居住者から修繕等の申出を受ける場合には、持家にあっては当該持家に居住する世帯主に、借家にあっては当該借家の所有者（以下これらの者を「世帯主等」という。）に対して、修繕の内容及び費用その他業務開始前にあらかじめ確認が必要な事項について連絡し、相互に合意の上で業務を開始するものとする。

（業務上の事故の扱い）

第４条　乙は、業務を実施するに当たり、世帯主等との間で事故を生じさせないように努め、万が一事故が生じた場合は、当事者間で話し合いの上、解決を図るものとする。

（費用）

第５条　第３条第２項に規定する相談業務は、原則として無償とする。

２　第３条第３項に規定する修繕等に要した費用は、乙は、世帯主等から直接支払を受けるものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 12 月 31 日までとし、有効期間が満了する３箇月前までに、甲、乙からの申出がないときは、５年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義がある事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名の上、各自１通を保有する。

平成 23 年 12 月 27 日

甲　杉並区長　　田　中　　良

乙　杉並区小規模建設事業団体連絡会会長

吉　本　正　幸

資料208

災害時における外国人支援活動に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と一般財団法人杉並区交流協会（以下「乙」という。）とは、災害時における外国人支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が行う外国人に対する災害時の応急対策及び平常時の災害予防対策に関する乙の協力について、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、杉並区内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項を行う必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

（１）　外国人に対し、被災状況、救援物資、避難所の利用方法、緊急的な生活支援等に関する情報を提供すること。

（２）　被災外国人の避難先及び被災状況の収集に甲とともに努めること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、必要と認めるもの。

２　前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書により要請ができない場合は、電話等により要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　甲が乙に要請する協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）　語学ボランティアの募集及び登録並びに外国人相談窓口等への協力

（２）　語学ボランティアのコーディネーション

（３）　外国人への情報提供

（４）　甲が行う外国人への防災知識の普及及び啓発に対する協力

２　甲は、災害時に乙が必要とする情報等の提供を行い、乙が行う外国人支援活動に協力するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、協力するものとする。

（平常時の協力）

第５条　乙は、平常時から災害に備えた整備をするものとし、甲は乙に対して当該整備のために必要な支援を行うものとする。

２　甲及び乙は、平常時から相互に協議して連携し、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（費用負担）
第６条　甲の要請に基づいて、災害時に乙が行う外国人支援活動に関し必要な費用は、甲が負担する。
２　乙は、当該外国人支援活動に要した費用を甲に請求するものとする。
３　乙は、前項の費用の内容について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（災害情報等の連絡体制の整備）
第７条　甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について事前に協議するものとする。

（損害補償）
第８条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、活動中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、令和３年４月１日から５年間とし、期間終了の３か月前までに、甲、乙からなんらかの申し出がないときは、さらに５年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和３年４月１日

甲　　杉並区
区長　　田 中　　良

乙　　一般財団法人杉並区交流協会
理事長　井上　泰孝

資料209

災害時におけるボランティア活動に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人杉並区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時における災害応急対策活動等を行うボランティア活動等に関する協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害ボランティアセンターの設置）
第２条　乙は、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、甲と協議し、次のいずれかの場合に、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。
（１）　杉並区内で、震度５強以上の地震が起きたとき。
（２）　東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発せられたとき。
（３）　前各号に掲げる場合のほか、甲がセンターの設置を必要と認めたとき。

（連携及び協力）
第３条　甲と乙は、連携・協力し、センターの設置・運営につき必要な業務を実施するものとする。

（センターの活動）
第４条　センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。
（１）災害ボランティアの受け入れ、派遣に関すること
（２）震災救援所運営、維持等に関する支援・協力
（３）自宅避難者の生活に関する支援・協力
（４）その他、災害応急及び復興活動に関する支援

（設置場所）
第５条　センターの設置場所は、ウェルファーム杉並内とする。ただし、当該施設がり災し、設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。
２　甲は、乙が著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置の必要性を認めたときは、乙の要請により設置場所の確保に努めるものとする。

（平常時の協力）
第６条　乙は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。
２　乙は、甲とともに、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、消防署等関係団体との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（資器材等の確保）
第７条　甲と乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）
第８条　センターの運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。
２　乙は費用の内訳について甲の要求に応じ説明するものとする。

（損害補償）
第９条　災害応急及び復興活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。
２　前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。

（報告）
第 10 条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、１年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 30 年４月１日

甲　杉並区阿佐谷南１－15－１
杉並区長　田　中　　良

乙　杉並区天沼３－19－16
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会
会　長　　小　林　　義　明

資料210

ケーブルテレビ事業等に対する出資に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）は、乙が実施するケーブルテレビ事業等に対する甲の出資に関して、次のとおり協定を締結する。

（出資の目的及び内容）

第１条　甲は、地域における情報通信基盤の整備を支援し、区民生活の利便の向上、地域コミュニティの活性化及び新たな情報ネットワークの構築を図るため、高度な公共性を有する事業等を行う乙に対し出資する。

２　甲の乙に対する出資は、次の内容で行う。

（１）　出　資　額　　金 40,000,000 円

（２）　出資金の使途　　前項の目的を達成するために実施するケーブルテレビ事業等

（３）　出資の方法　　株式取得

（４）　取得価格　　額面による

（出資の条件）

第２条　甲は、乙に対し、次に掲げる条件を付して出資を行う。

（１）　甲は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和 21 年法律第 24 号）第３条の規定に基づき、乙の債務については保証しない。

（２）　乙は、地域による情報格差を是正するため、テレビ電波受信障害対策許可地域を含む、区内全域へのケーブルテレビ施設の設置の早期実現に努力するものとする。

（３）　乙は、テレビ電波受信障害等の原因者又は区民の相談に応じるとともに、適切な電波受信障害対策を図るものとする。

（４）　乙は、区民向けの番組を放送するチャンネル（以下「杉並チャンネル」という。）を設け、甲の提供する行政情報を放送するものとする。

（５）　乙は、甲が、地震、台風等の災害に際し、杉並チャンネルの使用を申し出たときは、優先的かつ無償で放送時間を提供するものとする。

（６）　乙は、放送番組の編集等にあたっては、有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 14 号）第 17 条の規定に基づき、放送番組の適正を図るものとする。

（支援）

第３条　甲は、乙に対し、次のとおり支援するものとする。

（１）　甲は、乙のケーブル敷設のために必要な道路占用並びに公共用地、建物の使用については、条例等の規定に基づき許可する。

（２）　甲は、乙のケーブルの敷設に合わせ、主要施設に予算の範囲内で、ケーブルテレビを導入する。

（３）　その他、甲は、第１条第１項の目的を達するため必要な支援を行う。

（連絡会議）

第４条　甲及び乙は、ケーブルテレビ事業等を円滑に進め、連絡調整を図るため連絡会議を適宜開催する。

（協定の解除等）

第５条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、この協定を解除し、又はその所有する乙の株式を処分することができる。

（１）　乙がこの協定の各条項に違反したとき。

（２）　乙の責めに帰す事由により、出資対象事業の遂行が困難と認められるとき。

（３）　その他、甲が出資する意義が失われると認められるとき。

（報告）
第６条　乙は、次の事項については、事前に甲に報告しなければならない。
（１）　株式構成の変動及び資産又は事業経営に重大な影響を及ぼす事項
（２）　定款の変更事項
（３）　その他、重要な事項

（その他）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合、甲、乙協議のうえこれを定める。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成 11 年５月 11 日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区
杉並区長　　山　田　　宏

乙　杉並区和泉四丁目 47 番 22 号
株式会社ジェイコム東京
代表取締役社長　　高　木　俊比古

資料211

災害時における災害情報の放送等に関する覚書

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）は、平成11年5月11日に締結したケーブルテレビ事業等に対する出資に関する協定書（以下「出資協定」という。）に基づく災害情報の放送に関し、この覚書を作成する。

（目的）
第１条　出資協定第２条に基づき、杉並区内で地震、風水害その他の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、災害時の情報（以下「災害情報」という。）を市民に迅速かつ正確に伝えるため、乙が放送等をもって協力することを目的とする。

（要請及び協力）
第２条　甲は災害時に、災害情報の放送等を、乙に要請するものとする。
２　前項の要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、FAXまたは電子メールで行う。
３　乙は、甲から要請を受けた場合は、通常番組の放送及び他の業務に優先して、協力するものとする。

（放送内容）
第３条　乙が放送する災害情報は、甲から受けた放送要請書に添って放送するものとし、主な放送内容は次のとおりとする。
（１）地震に関する事項
（２）風水害に関する事項
（３）大規模災害に関する事項

（連絡調整）
第４条　本覚書に定める事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。
２　前項の連絡責任者は、甲においては、杉並区政策経営部広報課長、乙においては株式会社ジェイコム東京南エリア局管理部長とする。

（覚書の期間）
第５条　この覚書の有効期限は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までとする。ただし、期間終了の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）
第６条　この覚書に定めない事項およびこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記、この覚書の成立の証として、本書を２通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成18年6月28日

甲　　杉　並　区　　代表者　　区　長　　山　田　　宏

乙　　株式会社ジェイコム東京　代表者　代表取締役社長　　高　橋　　進

資料212

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、杉並区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に多数の死者が集中的に発生した場合における、甲の遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求めるときの手続等必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）
第２条　乙の協力業務の内容は次のとおりとする。
（１）　遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
（２）　遺体の搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
（３）　遺体の安置に必要な施設の提供
（４）　甲が設置した震災救援所等における被災者に対する食事等の供給
（５）　前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）
第３条　前条の規定による甲の要請は、杉並区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。
２　甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、その後速やかに、甲は災害時協力要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。
（１）　要請を行った者の職氏名、担当者氏名
（２）　要請内容
（３）　履行の期日（期間）及び場所
（４）　その他必要な事項

（業務の実施）
第４条　乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）
第５条　乙は、第２条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、乙は災害時要請業務実施報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。
（１）　実施業務内容
（２）　従事者の氏名
（３）　その他必要な事項

（経費の負担）
第６条　第２条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）
第７条　前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一覧表等を添付した請求書による甲に一括して請求するものとする。
２　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）
第８条　甲は、前条第１項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（価格の決定）
第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で決定するものとする。

（損害の負担）
第 10 条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

（損害補償）
第 11 条　甲は、業務従事者が業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（支援体制の整備）
第 12 条　乙は、災害時における円滑な業務の協力が行えるよう、広域応援体制及び情報伝達態勢の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）
第 13 条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては防災課長とし、乙にあっては全東京葬祭業連合会会長とする。

（災害時の情報提供）
第 14 条　乙は、協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（現況の報告）
第 15 条　乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年４月１日現在で甲に提出するものとする。

（協議）
第 16 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）
第 17 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 14 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙からなんらの申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保有する。

平成 13 年 11 月 12 日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１　　杉並区長　　山　田　　宏

乙　文京区本駒込三丁目 30 番３号　　全東京葬祭業連合会　　会　長　泉　　幸　延
文京区本駒込三丁目 30 番３号　　東京都葬祭業協同組合　理事長　久　保　正　数
江戸川区春江町三丁目 45 番 12 号　　東武葬祭協同組合　　理事長　泉　　幸　延
杉並区梅里一丁目 21 番４号　　東都聖典協同組合　　理事長　井　上　晴　雄
世田谷区上北沢四丁目 33 番３号　　山手葬祭協同組合　　理事長　清　水　定　雄

令和５年(2023 年) ７月 18 日付け組織名変更
（旧）全東京葬祭業連合会
↓
（新）全東京葬祭業協同組合連合会

資料213

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、杉並区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に多数の死者が集中的に発生した場合における、甲の遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求めるときの手続等必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）
第２条　乙の協力業務の内容は次のとおりとする。
（１）　遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
（２）　遺体の搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
（３）　遺体の安置に必要な施設の提供
（４）　甲が設置した震災救援所等における被災者に対する食事等の供給
（５）　帰宅困難者のための施設の提供
（６）　前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）
第３条　前条の規定による甲の要請は、杉並区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。
２　甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、その後速やかに、甲は災害時協力要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。
（１）　要請を行った者の職氏名、担当者氏名
（２）　要請内容
（３）　履行の期日（期間）及び場所
（４）　その他必要な事項

（業務の実施）
第４条　乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）
第５条　乙は、第２条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、乙は災害時要請業務実施報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。
（１）　実施業務内容
（２）　従事者の氏名
（３）　その他必要な事項

（経費の負担）
第６条　第２条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）
第７条　前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一覧表等を添付した請求書による甲に一括して請求するものとする。
２　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）
第８条　甲は、前条第１項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（価格の決定）
第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で決定するものとする。

（損害の負担）
第 10 条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

（損害補償）
第 11 条　甲は、業務従事者が業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 41 年 10 月杉並区条例第 26 号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

（支援体制の整備）
第 12 条　乙は、災害時における円滑な業務が行えるよう、広域応援体制及び情報伝達態勢の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）
第 13 条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては防災課長とし、乙にあっては事務局専務理事とする。

（災害時の情報提供）
第 14 条　乙は、協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（現況の報告）
第 15 条　乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年４月１日現在で甲に提出するものとする。

（協議）
第 16 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）
第 17 条　この協定の有効期間は、協定締結のから平成 14 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲又は乙からなんらの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 13 年 11 月 12 日

甲　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　山　田　　宏

乙　港区虎ノ門五丁目 13 番１号
社団法人　全日本冠婚葬祭互助協会
会　　長　　山　下　宗　吉

資料214

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目的）
第１条　この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）
第２条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。
２　本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
３　本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
４　本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
５　本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
６　本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）
第３条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

（支援の要請）
第４条　この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

（相互協力及び相互支援の内容）
第５条　この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
（１）　職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区への応援職員の派遣
　ロ　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
　ハ　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
（２）　救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区への救援物資の提供
　ロ　支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
　ハ　その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
（３）　避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
（４）　被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区へのボランティアの斡旋
　ロ　支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
　ハ　その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
（５）　被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
（６）　動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
（７）　被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項

（８） ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
（９） 災害弱者の救援支援に関する次の事項
イ 被災区への専門職員等の派遣
ロ 支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
ハ その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
(11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
(13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
ハ その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
(14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

（支援経費の負担）
第６条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
２ 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３ 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

（連絡担当部署）
第７条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

（平常時の措置）
第８条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

（実施細目の作成）
第９条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

（協定内容の見直し）
第 10 条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容をもたせるよう必要な修正を行うものとする。

（その他）
第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附 則
この協定は、平成８年２月 16 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 23 通作成し、各区長は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年２月 16 日

千代田区長	木村　茂	港　区　長	菅谷　眞一
中 央 区 長	矢田　美英	新 宿 区 長	小野田　隆
文 京 区 長	遠藤　正則	杉 並 区 長	本橋　保正
台 東 区 長	飯村　恵一	豊 島 区 長	加藤　一敏
墨 田 区 長	奥山　澄雄	北　区　長	北本　正雄
江 東 区 長	室橋　昭	荒 川 区 長	藤枝　和博
品 川 区 長	高橋　久ニ	板 橋 区 長	石塚　輝雄
目 黒 区 長	河原　勇	練 馬 区 長	岩波　三郎
大 田 区 長	西野　善雄	足 立 区 長	古性　直
世田谷区長	大場　啓二	葛 飾 区 長	青木　勇
渋 谷 区 長	小倉　基	江戸川区長	中里　喜一
中 野 区 長	神山　好市		

資料215

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目 的）

第１条　この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援

（２）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん

（３）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

（４）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第３条　被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

（１）災害時等の状況

（２）協力の内容

（３）協力の期間

（４）協力の場所

（５）その他必要な事項

２　被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第２条第１項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

３　前２項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　前条第１項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

２　前条第２項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

３　知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知する ものとする。

（自主協力）

第５条　知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第３条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、

同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

（協力費用の負担区分）
第６条　第４条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
２　協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
３　第１項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
４　前３項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

（都の役割）
第７条　都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。
２　都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

（他の協定との関係）
第８条　この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

（その他）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

（適 用）
第 10 条　この協定は、令和３年 12 月 27 日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書４通を作成し、各１通を保有するものとする。

令和３年 12 月 27 日

東京都
代表者　東京都知事　小池　百合子

都内 23 特別区（別表のとおり）
代表者　江東区長（特別区長会会長）　　山崎　孝明

都内 26 市（別表のとおり）
代表者　町田市長（東京都市長会会長）　石阪　丈一

都内 13 町村（別表のとおり）
代表者　瑞穂町長（東京都町村会会長）　杉浦　裕之

資料216

杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書

この協定は、平成18年６月６日に締結された交流協定の理念に基づき、災害が発生した際における、応急相互援助の協力体制を確立しようとするものである。

（協定の趣旨）
第１条　杉並区及び名寄市（以下「両都市」という。）は、地震等により災害が発生した場合、両都市が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）
第２条　両都市のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災都市は、他方に対して援助を要請するものとする。

（援助物資等）
第３条　前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。
（１）　物的援助
①　食料品
②　生活必需品
③　応急対策用資器材
④　医療品
（２）人的援助
①　職員の派遣
②　ボランティアの斡旋
（３）その他要請のあった事項

（費用負担）
第４条　第２条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した都市の負担とする。
なお、援助を要請した都市が、費用を負担する時間的余裕がない場合は、援助の要請を受けた都市が一時立替えるものとする。

（援助物資等の情報交換）
第５条　両都市は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、平成18年７月１日から両都市の交流協定が存続している間とする。

（協議等）
第７条　この協定に定めのない事項については、両都市で協議のうえ決定するものとする。
２　この協定の実施に関し必要な事項は、両都市の防災担当者が協議して別に定めるものとする。

平成18年７月１日

杉並区長　　山　田　　宏

名寄市長　　島　　多慶志

杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書実施細目

（趣旨）
第１条　杉並区及び名寄市（以下「両都市」という。）は、「杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書」（以下「協定」という。）第７条第２項の規定に基づき、この細目を定める。

（要請の方法）
第２条　協定第２条の規定による援助の要請は、被災都市が他方に対し、電話等により行うことができる。
２　前項の要請を行う場合においては、必要とする物資等の品名、数量、人数輸送方法及び輸送場所を併せて通知するものとする。

（輸送）
第３条　物資等の輸送は、原則として要請都市において行うものとする。ただし、その時の状況により、要請都市において輸送することが困難な場合は、受託都市において、指定場所まで輸送するものとする。

（費用の精算）
第４条　協定第４条による費用負担については、災害復旧後、援助物資のほか人員の提供なども含め、両都市協議のうえ速やかに精算するものとする。

（援助物資等の情報交換）
第５条　調達可能な援助物資等の情報は、毎年４月１日現在で相互に交換するものとする。

この細目を証するため、両都市は本書２通を作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 18 年７月１日

杉並区　　政策経営部危機管理室長　　大 藤　健一郎

名寄市　　総 務 部 長　　石 王　和 行

資料217

杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書

この協定は、平成18年8月26日に締結された友好協定の理念に基づき、災害が発生した際における、応急相互援助の協力体制を確立しようとするものである。

（協定の趣旨）
第１条　杉並区及び東吾妻町（以下「両都市」という。）は、地震等により災害が発生した場合、両都市が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）
第２条　両都市のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災都市は、他方に対して援助を要請するものとする。

（援助物資等）
第３条　前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。
（１）物的援助
　①　食料品
　②　生活必需品
　③　応急対策用資器材
　④　炊き出し用燃料
　⑤　医療品
（２）人的援助
　①　職員の派遣
　②　ボランティアの斡旋
　③　避難住民の相互受入
　④　小・中学校への児童・生徒の臨時的入学
（３）その他要請のあった事項

（費用負担）
第４条　第２条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した都市の負担とする。
　なお、援助を要請した都市が、費用を負担する時間的余裕がない場合は、援助の要請を受けた都市が一時立替えるものとする。

（援助物資等の情報交換）
第５条　両都市は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、平成18年10月10日から両都市の友好協定が存続している間とする。

（協議等）
第７条　この協定に定めのない事項については、両都市で協議のうえ決定するものとする。
２　この協定の実施に関し必要な事項は、両都市の防災担当者が協議して別に定めるものとする。

平成18年10月10日

杉並区長　　山　田　　宏

東吾妻町長　　茂　木　　伸　一

杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書実施細目

（趣旨）
第１条　杉並区及び東吾妻町（以下「両都市」という。）は、「杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書」（以下「協定」という。）第７条第２項の規定により、円滑かつ適切に実施するためこの細目を定める。

（要請の方法）
第２条　協定第２条の規定による援助の要請は、被災都市が他方に対し、電話等により行うことができる。
２　前項の要請を行う場合においては、必要とする物資等の品名、数量、人数輸送方法及び輸送場所を併せて通知するものとする。

（輸送）
第３条　物資等の輸送は、原則として要請都市において行うものとする。ただし、その時の状況により、要請都市において輸送することが困難な場合は、受託都市において、指定場所まで輸送するものとする。

（費用の精算）
第４条　協定第４条による費用負担については、災害復旧後、援助物資のほか人員の提供なども含め、両都市協議のうえ速やかに精算するものとする。

（援助物資等の情報交換）
第５条　調達可能な援助物資等の情報については、毎年４月１日現在で相互に交換するものとする。

この細目を証するため、両都市は本書２通を作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 18 年 10 月 10 日

杉 並 区　政策経営部危機管理室長　　大藤　健一郎

東吾妻町　生活環境課長　　加部　保一

資料218

杉並区及び小千谷市の災害時相互援助に関する協定

区民が創る「みどりの都市」杉並を目指す杉並区と、技と自然が織りなす心ふれあうまちを目指す小千谷市は、杉並区井草四丁目に東京小千谷学生寮があることから、小千谷市が杉並区のふるさと祭りに参加するなど交流の実績を積んできたところである。こうした中で特に近年、大田黒公園への錦鯉の放流、小学校同士の交流の開始、小千谷市物産展の定期的な開催、また、おぢや風船一揆や片貝まつりへの杉並区からの参加など、経済・文化・教育などの各方面にわたって一層交流が深まってきている。

小千谷市は、農都共生事業を市政運営の柱の一つに掲げており、杉並区との交流が地域活性化の一助となることが期待でき、また杉並区にとっても、豊かな自然に恵まれた小千谷市や小千谷市民との交流を進めることの意義は大きなものがある。

今後とも、杉並区と小千谷市が、経済や教育、文化、観光などの諸分野について積極的な交流を図り、区民・市民レベルでも豊かな交流の実を挙げていくことを切望する。

今般、小千谷市が市制施行 50 周年を迎えるにあたり、これまでの交流の実績を踏まえつつ、更に広く、深い相互の交流を願い、その第一歩として、次のとおり、地震等により災害が発生した場合の災害時相互援助に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　杉並区及び小千谷市（以下「両自治体」という。）は地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第２条　両自治体のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条の規定により援助する物資は、次に掲げるものとする。

（１）物的援助

①　食料品

②　生活必需品

③　応急対策用資器材

④　医療品

（２）人的援助

①　職員の派遣

②　ボランティアのあっせん

（３）その他要請のあった事項

（援助物資等の輸送）

第４条　援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議のうえ速やかに清算するものとする。

（援助物資等の情報交換）
第６条　両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両自治体協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から何らの申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各１通を保有する。

平成 16 年５月 12 日

杉並区長名　山　田　　宏

小千谷市長名　関　　広　一

［立会人］　杉並区議会議長名　伊　田　　明　行

小千谷市議会議長名　吉　原　　正　幸

資料219

杉並区及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定

区民が創る「みどりの都市」杉並を目指す杉並区と、「環境と福祉のモデル都市」を目指す南相馬市とは、30年以上前から、少年野球をはじめ、民間団体主導のスポーツの分野で交流の実績を積んできたところである。

南相馬市は、一千有余年の歴史と伝統を誇る相馬野馬追に代表されるように、長い歴史と伝統を背景にまちづくりを進めており、杉並区との交流が地域活性化の一助となることが期待でき、また杉並区にとっても、豊かな自然と海洋性の穏やかな気候に恵まれた南相馬市や南相馬市民との交流を進めることの意義は大きなものがある。

今般、民間レベルから培われてきた交流の実績を踏まえ、更に広く、深い相互の交流を願い、その第一歩として、次のとおり、地震等により災害が発生した場合の災害時相互援助に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　杉並区及び南相馬市（以下「両自治体」という。）は地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第２条　両自治体のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条の規定により援助する物資は、次に掲げるものとする。

（１）物的援助

① 食料品
② 生活必需品
③ 応急対策用資器材
④ 医療品

（２）人的援助

① 職員の派遣
② ボランティアのあっせん

（３）その他要請のあった事項

（援助物資等の輸送）

第４条　援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議のうえ速やかに清算するものとする。

（援助物資等の情報交換）

第６条　両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両自治体協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から何らの申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各１通を保有する。

平成 19 年２月 19 日

杉並区長　　山　田　　宏

南相馬市長　　渡　辺　　一　成

資料220

杉並区及び青梅市の災害時相互援助に関する協定

この協定は、平成21年5月21日に締結された「杉並区及び青梅市の交流に関する協定」（以下「交流協定」という。）の理念にもとづき、災害が発生した際における、相互援助の協力体制を確立しようとするものである。

（協定の趣旨）

第１条　杉並区及び青梅市（以下「両自治体」という。）は、地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第２条　両自治体のうち、いずれか、または双方が被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、東京都防災行政無線等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　飲料水

ウ　日用品

エ　燃料

オ　応急対策用資器材

カ　医療品

キ　その他、生活に必要な物資

（２）　人的援助

ア　職員の応援

イ　ボランティアの斡旋

（３）　被災者支援

ア　避難住民や要援護者の受入れ

イ　帰宅困難者への休憩場所等の提供

（４）　その他要請のあった事項

（援助物資等の輸送）

第４条　援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議の上、速やかに清算するものとする。

（援助物資等の情報交換）

第６条　両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から交流協定が存続している間とする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名の上、各々１通を保管する。

平成23年８月28日

杉　並　区　長　　田　中　　良

青　梅　市　長　　竹　内　　俊　夫

【立　会　人】

杉並区議会議長　　藤　本　　直　也

青梅市議会議長　　浜　中　　啓　一

資料221

杉並区及び武蔵野市の災害時相互協力に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　隣接自治体である杉並区及び武蔵野市（以下「両自治体」という。）は、両自治体の区域内において大規模な地震等の災害が発生した場合、それぞれの区域にかかわらず互いの区域内においても被災者を保護するとともに、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策（以下「応急復旧」という。）を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（相互協力の内容）

第２条　この協定に基づく相互協力の内容は、次のとおりとする。

（１）両自治体の区域内における避難所等の運営
（２）被災者の救命、救助及び救出に必要な物資等の提供
（３）被災者を一時収容する施設、救援物資の集積場所等の提供
（４）応急復旧に必要な職員の派遣
（５）応急復旧に必要な車両、資機材等の提供
（６）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な車両及び資機材の提供
（７）ボランティアのあっせん
（８）仮設住宅建設用地の確保
（９）前各号に掲げるもののほか、被災自治体から要請のあった事項

（協力の要請）

第３条　被災した自治体（以下「被災自治体」という。）は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、東京都防災行政無線等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条の規定による相互協力に要した経費は、原則として被災自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議のうえ、速やかに精算するものとする。

（災害補償等）

第５条　第２条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、援助自治体の負担とする。

２　派遣職員が応援業務中に第三者に損害を与えた場合は、被災自治体が賠償の責めを負うものとする。

（情報交換）

第６条　両自治体は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力に関する連絡担当部署とし、防災対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに相互に何らかの意思表示もないときは、５年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも同様とする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各々１通を保管する。

平成 23 年 12 月 20 日

所在地
杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号

代表者　杉並区長　　田　　中　　良

所在地
武蔵野市緑町二丁目２番 28 号

代表者　武蔵野市長　　邑　　上　　守　　正

資料222

杉並区及び北塩原村の災害時相互援助に関する協定

杉並区と北塩原村（以下「両自治体」という。）は、平成16年11月1日に「まるごと保養地協定」を締結し、様々な交流の実績を積み重ねてきたところである。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災自治体の要望を踏まえた支援を迅速かつ的確に行う上で、基礎自治体を中心とした水平的な支援の取組みが有効に機能することが明らかになった。このため、これまで両自治体が培ってきた友好関係を土台として、新たに本協定を締結し、災害が発生した際における相互援助体制の確立を図るものである。

（協定の趣旨）

第１条　地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第２条　両自治体のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法、その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）物的援助

ア　食料品

イ　飲料水

ウ　日用品

エ　燃料

オ　応急対策用資器材

カ　医療品

キ　その他、生活に必要な物資

（２）人的援助

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）避難住民の相互受入れ

（４）その他要請のあった事項

（援助物資等の輸送）

第４条　援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議の上、速やかに清算するものとする。

（援助物資等の情報交換）

第６条　両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに相互に意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名の上、各々１通を保管する。

平成24年２月25日

杉　並　区　長　　田　中　　良

北 塩 原 村 長　　小　椋　敏　一

【立　会　人】

杉並区議会議長　　藤　本　なおや

北塩原村議会議長　　小　椋　　眞

資料223

杉並区及び忍野村の災害時相互援助に関する協定

杉並区と忍野村との交流は、昭和 39 年に、杉並区が忍野村忍草に校外学習施設「富士学園」を設置したのを機に、杉並区立小学校の児童が豊かな自然環境の中で、忍野村民の協力を得て様々な体験学習を実施してきたことに始まる。

忍野村民は、杉並区の児童との田植え体験などを通して、日頃は伝えられない自然や農業に対する様々な思いを直接子どもたちに伝え、互いの交流を深めてきたところである。

こうした中、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模災害時における自治体間の結びつきによる水平的支援の輪が、被災地への支援に大きな力となることを再認識したところである。

そこで、杉並区と忍野村は、これまでの交流を発展させ･災害によりいずれかの自治体が被災した場合、他方の自治体はできる限りの支援を行うこととし、災害時相互援助に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　杉並区及び忍野村（以下「両自治体」という。）　は、地震等の災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）　に対して文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）物的援助

ア　食料品

イ　飲料水

ウ　日用品

エ　燃料

オ　応急対策用資機材

カ　医療品

キ　その他生活に必要な物資

（２）人的援助

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（４）その他要請のあった事項

（援助物資等の輸送）
第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）
第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるものや負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議の上、負担について定めるものとする。

（災害補償等）
第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）
第７条　両自治体は、防災担当課をこの協定に基づく連絡担当部署とし、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに相互に意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、立会人のもと両自治体の長が署名の上、各々１通を保管する。

平成 24 年８月２７日

杉　並　区　長　　田　中　　良
忍　野　村　長　　天　野　　康　則

【立会人】

杉　並　区　議　会　議　長　　井　口　　かづ子
忍　野　村　議　会　議　長　　天　野　　貞　夫

資料224

杉並区及び南伊豆町の災害時相互援助に関する協定

杉並区と南伊豆町との交流は、昭和 49 年に、杉並区が区立小学校に在籍する病虚弱児童を対象とした全寮施設「南伊豆養護学園」を南伊豆町湊に開設したことに端を発する。その後、昭和 55 年に、杉並区が.「弓ヶ浜学園（現;弓ヶ浜クラブ）」を開設し、区立小学校の移動教室が行われるなど、杉並区と南伊豆町は、これまで様々な交流の実績を積み重ねてきたところである。

こうした中、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模災害時における自治体間の結びつきによる水平的支援の輪が、被災地への支援に大きな力となることを再認識したところである。

そこで、杉並区と南伊豆町は、これまでの交流を発展させ、災害によりいずれかの自治体が被災した場合、他方の自治体はできる限りの支援を行うこととし、災害時相互援助に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　杉並区及び南伊豆町（以下「両自治体」という。）は、地震等の災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　飲料水

ウ　日用品

エ　燃料

オ　応急対策用資機材

カ　医療品

キ　その他生活に必要な物資

（２）人的援助

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（４）その他要請のあった事項

（援助物資等の輸送）
第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）
第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるものや負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、南自治体協議の上、負担について定めるものとする。

（災害補償等）
第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）
第７条　両自治体は、防災担当課をこの協定に基づく連絡担当部署とし、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了日の３箇月前までに相互に意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、立会人のもと両自治体の長が署名の上、各々１通を保管する。

平成 24 年９月 14 日

杉並区町　　田中　良
南伊豆町長　　鈴木　史鶴哉

【立会人】

杉並区議会議長　　井口　かづ子
南伊豆町議会議長　　梅木　数熙

資料225

自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定

自治体スクラム支援会議は、平成23年３月11日に発生した東日本大震災で被災した南相馬市に対し、当時、杉並区と災害時相互援助協定等を締結していた自治体が連携・協力して支援を行ったことをきっかけとして発足し、その後、この取組に賛同する自治体を加え現在に至っている。

東日本大震災では、住民の生命と財産を守る基礎自治体の役割の重要性を再認識させられるとともに、被災した自治体のみで対応が困難な災害に対しては、被災していない自治体間による相互支援の仕組みである「自治体スクラム支援（水平的支援）」が有効に機能することが明らかとなった。

震災から10年が経過するに当たり、自治体スクラム支援会議に参加する各自治体の災害対応力を高めるとともに、災害が発生した際の相互援助の協力体制を強化するため、本協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　自治体スクラム支援会議に参加する名寄市、北塩原村、南相馬市、小千谷市、東吾妻町、青梅市、南伊豆町、忍野村、杉並区（以下「スクラム自治体」という。）は、前文の趣旨を尊重し、スクラム自治体の中で災害により被災した自治体に対し、被災していない自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策等を円滑に遂行することを目的とする。

（連携する事項）

第２条　スクラム自治体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して推進する。

（１）スクラム自治体間で、日頃から友好交流を深めること。

（２）災害発生時において、可能な範囲の支援を行うこと。

（３）基礎自治体間の水平的支援を促進すること。

（４）その他、自治体スクラム支援の趣旨にのっとった事項に関すること。

２　スクラム自治体は、前項各号に定める事項を推進するため、定期的に会議（自治体スクラム支援会議及び同担当者会議）を開催し、具体的な支援方法の検討及び策定のほか、情報交換を行うものとする。

（取組）

第３条　前条の事項を推進するため、次のとおり取り組むものとする。

（１）スクラム自治体間での住民・職員の交流を通して、風土や人情への理解を深めるよう努めること。

（２）災害時に迅速かつ適切に支援が行えるように、「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画」の確認と理解を重ねるなど、平時の準備に努めること。

（３）災害時の支援は、物的な支援、人的な支援、その他必要な支援とし、支援の方法について、受援自治体に負担が生じない方法の選択に努めること。

（４）スクラム自治体以外の基礎自治体から、スクラム自治体を通じて支援要請を受けた場合も、可能な範囲で支援に努めること。

（５）災害時の基礎自治体間の水平的支援を促進するため、スクラム自治体と関係する基礎自治体と連携し、災害救助法の改正を国に要望するよう努めること。

（支援の要請）

第４条　スクラム自治体のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策等に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災した自治体は、被災していない自治体に対して支援を要請できるものとする。なお、被害が甚大である場合、被災していない自治体は、被災した自治体からの要請を待たずして支援することができるものとする。

（支援内容）

第５条　前条の規定による支援内容は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資器材
エ　燃料
オ　医療品
（２）人的援助
ア　職員の派遣
イ　ボランティアの斡旋
ウ　避難住民の受入
エ　小・中学校への児童・生徒の臨時的受入
（３）その他要請のあった事項

（費用負担）
第６条　第２条第１項第２号の規定による支援に要した費用は、原則として支援を受けたスクラム自治体の負担とすることとし、災害復旧後、支援を行ったスクラム自治体と協議の上、速やかに清算するものとする。

（支援物資等の情報交換）
第７条　スクラム自治体は、平時において、スクラム自治体の地域防災計画を相互共有するなど、支援内容に関する情報を相互に交換するものとする。

（協議等）
第８条　この協定に定めのない事項については、スクラム自治体で協議の上、決定するものとする。
２　この協定の実施に関し必要な事項は、スクラム自治体の防災担当者が協議して別に定めるものとする。

（その他）
第９条　この協定は、スクラム自治体が災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第５条の２及び第８条第２項第１２号の規定により、別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

この協定の締結を証するため、本書９通を作成し、各自治体の長が署名の上、各自１通を保有する。

令和４年５月 20 日

北海道名寄市大通南一丁目１番地
名寄市
代表者　名寄市長　加藤　剛士

福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ケ作 3151 番地
北塩原村
代表者　北塩原村長　遠藤　和夫

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
南相馬市
代表者　南相馬市長　門馬　和夫

新潟県小千谷市城内二丁目７番５号
小千谷市
代表者　小千谷市長　大塚　昇一

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地
東吾妻町
代表者　東吾妻町長　中澤　恒喜

東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1
青梅市
代表者　青梅市長　浜中　啓一

静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 315 番地の 1
南伊豆町
代表者　南伊豆町長　岡部　克仁

山梨県南都留郡忍野村忍草 1514 番地
忍野村
代表者　忍野村長　天野　多喜雄

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
杉並区
代表者　杉並区長　田中　良

資料226

東京消防庁ヘリコプター緊急離着陸場としての杉並区が所管する施設の使用に関する覚書

（目的）

第１条　この覚書は、杉並区と杉並消防署及び荻窪消防署が協力して、杉並区民の安全と安心を守るため、東京消防庁ヘリコプター緊急離着陸場として、杉並区所管の施設（以下「緊急離着陸場指定施設」という。）の使用及び維持管理について、杉並区（以下「甲」という。）と東京消防庁杉並消防署（以下「乙」という。）及び東京消防庁荻窪消防署（以下「丙」という。）において、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急離着陸場指定施設）

第２条　緊急離着陸場指定施設は次のとおりである。

(1)	杉並区立杉並第十小学校	杉並区和田３－55－49
(2)	杉並区立柏の宮公園	杉並区浜田山２－５
(3)	杉並区立杉並第二小学校	杉並区成田西３－４－１
(4)	杉並区立馬橋公園	杉並区高円寺北４－35－５
(5)	杉並区立高円寺中学校	杉並区高円寺北１－４－11
(6)	杉並区立西宮中学校	杉並区宮前５－１－25
(7)	杉並区立井草中学校	杉並区上井草３－20－11
(8)	杉並区立桃井第二小学校	杉並区荻窪５－10－25
(9)	杉並区立桃井第五小学校	杉並区下井草４－22－４
(10)	杉並区立松庵小学校	杉並区松庵２－23－24

（緊急離着陸場指定施設の使用条件等）

第３条　緊急離着陸場としての使用条件は航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 81 条の２によるものとする。

２　乙及び丙は、当該緊急離着陸場指定施設を使用する場合は、甲に事前に連絡するものとする。

３　当該緊急離着陸場指定施設を使用する場合は、乙及び丙は警戒、広報等を行い安全に配慮する。
　また、広報を実施するに際し、甲は乙及び丙に協力するものとする。

４　甲は、緊急離着陸場指定施設の周囲環境の変化により離着陸不能となった場合は、乙及び丙に通知するものとする。

（維持管理等）

第４条　緊急離着陸場指定施設の維持管理は、甲が行うものとする。

２　緊急離着陸場としての、施設の管理及び離着陸に障害となる樹木等の除去は、甲が行うものとする。

３　甲は、緊急離着陸場指定施設内に障害となる建物等を建築する場合は、事前に乙及び丙に連絡するものとする。

４　甲は、緊急離着陸場指定施設を廃止または使用不能となる場合は乙及び丙に連絡するものとする。
　また、緊急離着陸場指定施設を廃止及び新たに指定する場合は甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

（疑義）

第５条　この覚書の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この覚書の有効期間は、覚書締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲、乙及び丙いずれからも意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（覚書の保管）
第７条　この覚書を証するため、正本３通を作成し、甲、乙及び丙署名のうえそれぞれ各１通を保管するものとする。

平成 19 年４月 27 日

甲　杉並区
杉並区長　山　田　宏

乙　東京消防庁
杉並消防署長　畠　山　輝　美

丙　東京消防庁
荻窪消防署長　寺　西　忠　裕

資料227

非常通信の運用に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）及び東京消防庁杉並消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第４号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）
第２条　甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。
２　前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）
第３条　非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）
第４条　非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。
２　前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。
３　乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）
第５条　甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）
第６条　甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）
第７条　甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）
第８条　甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）
第９条　この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）
第 10 条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 21 年３月 31 日までとする。なお、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印の上、各１通を保管する。

平成 20 年３月 31 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南１－15－１
　　杉並区　代表者　杉並区長　山田　宏

乙　東京都杉並区阿佐谷南３－４－３
　　東京消防庁杉並消防署　代表者　杉並消防署長　畠山　輝美

資料228

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、杉並区長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、杉並区内に災害が発生又は災害が発生する恐れがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）
第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
一　杉並区内で重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合
二　杉並区災害対策本部等が設置された場合
三　その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）
第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。
一　一般被害状況に関すること。
二　公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること。
三　その他甲又は乙が必要とする情報に関すること。

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）
第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）
第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）
第６条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙押印のうえ、各々１通を保管する。

平成23年６月28日

甲　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　下　保　修

乙　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉　並　区　長　田　中　良

資料229

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と杉並区（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（２）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第３条　甲は、乙に対し、第５条に規定する基準を満たす場合において、次条第１項から第３項までに規定する手続により（１）アからエまで及び（２）に掲げる資器材を貸与し、並びに（１）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

（１）応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

ア　応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）

イ　ホース（20ｍ×２本）

ウ　差込式異径媒介金具（２個）

エ　開栓器、鉄蓋開閉用バール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ　カラーコーン（４本）、コーンウエイト（４個）、コーンバー（４本）、残留塩素検査キット、バケツ（２個）及びホーローカップ

（２）消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア　管そう（噴霧ノズル一体型）
イ　ホース（20m×３本）

２　甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第４条　乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

２　前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

３　甲は、第１項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

４　乙は、第２項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（資器材の貸与等の基準）

第５条　甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

（１）資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施錠可能な場所）が確保されていること。

（２）資器材の保管場所ごとに年に１回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

（資器材の配送及び受領）

第６条　甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

２　前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

３　乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

（資器材の保管及び管理）

第７条　乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

２　乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は、乙が負担する。

３　乙は、年に１回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

（災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定）

第８条　甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

２　乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

（区職員への訓練等）

第９条　乙が次条第１項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第３条第１項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

（消火栓等からの応急給水等の訓練の実施）

第 10 条　乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に１回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

２　乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。

３　乙は、第１項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第８条第１項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

（訓練参加者の損害に対する補償）

第 11 条　乙が前条第１項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

（消火栓等からの応急給水等の実施）

第 12 条　乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第８条第１項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

２　乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

（相互の連絡調整）

第 13 条　甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（疑義等に関する協議）

第 14 条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管するものとする。

平成 25 年 7 月 10 日

甲　東京都
　　水道局長　　増子　　敦

乙　杉並区
　　杉並区長　　田中　良

資料230

震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定

東京消防庁杉並消防署（以下「甲」という。）と杉並区（以下「乙」という。）は、東京都杉並区阿佐谷南三丁目４番３号　東京消防庁杉並消防署敷地内に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理及び活用について、下記のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、東京消防庁が震災時の火災等に対処するために消防水利として設置する深井戸に関し、消火用水としての活用及び生活用水（以下「生活用水等」という。）その他多目的な活用についての事項を定める。

（深井戸の構造）

第２条　深井戸とは、東京消防庁が設置し、甲が管理する井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口及びこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第３条　甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備及び管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第４条　震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

（消火用水以外の活用）

第５条　甲は、震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、乙と協議し、乙は深井戸を生活用水等として活用することができる。ただし乙の活動中に、新たな災害が発生する等深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

２　前項の規定により、乙が深井戸を生活用水等として活用する場合の給水及び配水については、乙の責任において行うものとする。

（防火防災訓練等への活用）

第６条　乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申出があった場合は、甲乙協議のうえ、深井戸の活用を認めるものとする。

（費用負担）

第７条　深井戸の整備及び管理に係る経費並びに災害活動及び防火防災訓練等で活用する場合の自家用発電装置の燃料に係る費用負担は甲が行うものとする。

２　生活用水等として活用する場合の自家用発電装置の燃料に係る費用負担は乙が負担するものとする。

（協議による決定）

第８条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

（適用期間等）

第９条　本協定は、平成 25 年 10 月 15 日から３年間適用し、期間満了３カ月前までに甲乙いずれからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新されるものとする。

上記協定の証として本協定書を２通作成し、押印のうえ甲乙それぞれ各１通を保有する。

平成 25 年 10 月 15 日

甲　東京都杉並区阿佐谷南三丁目４番３号
東京消防庁
杉並消防署長　浅見　繁

乙　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　田中　良

資料231

区立大宮前公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定

東京消防庁荻窪消防署（以下「甲」という。）と杉並区（以下「乙」という。）は、東京都杉並区宮前三丁目 15 番 10 号　杉並区立大宮前公園に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理及び活用について、下記のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、東京消防庁が震災時の火災等に対処するために、消防水利として設置する深井戸に関し、消火用水及び消火用水以外についての事項を定める。

（深井戸の構成）

第２条　深井戸とは、東京消防庁が設置した、井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口及びこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第３条　甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備及び管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第４条　震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸の活用を制限することができる。

（消火用水以外の活用）

第５条　甲が震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、甲と協議し、乙は深井戸を活用することができる。

２　乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、甲の職員立会いのもと深井戸の活用を認めるものとする。

（消火用水以外の活用の制限及び責務）

第６条　乙が深井戸を活用中に、新たな災害が発生する等、深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸の活用を制限することができる。

２　乙が深井戸を活用する場合の給水及び配水については、乙の責務において行うものとする。

（費用負担）

第７条　深井戸の整備及び管理に係る経費並びに災害活動及び防火防災訓練等で活用する場合の自家用発電装置の燃料に係る経費は甲が負担するものとする。

２　第５条第１項における経費は乙が負担するものとする。

（協議による決定）
第８条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

（適用期間等）
第９条　本協定は、平成 28 年３月 23 日から３年間適用し、期間満了３カ月前までに甲乙何れからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新されるものとする。

上記協定の証として本協定書を２通作成し、押印のうえ甲乙それぞれ各１通を保有する。

平成 28 年３月 23 日

甲　　東京都杉並区桃井三丁目４番１号
東京消防庁
荻窪消防署長　　小林　一広

乙　　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　　田中　良

資料232

区立梅里中央公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定

東京消防庁杉並消防署（以下「甲」という。）と杉並区（以下「乙」という。）は、東京都杉並区梅里二丁目34番20号　杉並区梅里中央公園に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理及び活用について、下記のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、東京消防庁が震災時の火災等に対処するために、消防水利として設置する深井戸に関し、消火用水及び消火用水以外についての事項を定める。

（深井戸の構成）

第２条　深井戸とは、東京消防庁が設置した、井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口及びこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第３条　甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備及び管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第４条　震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸の活用を制限することができる。

（消火用水以外の活用）

第５条　甲が震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、甲と協議し、乙は深井戸を活用することができる。

２　乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、甲の職員立会いのもと深井戸の活用を認めるものとする。

（消火用水以外の活用の制限及び責務）

第６条　乙が深井戸を活用中に、新たな災害が発生する等、深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸の活用を制限することができる。

２　乙が深井戸を活用する場合の給水及び配水については、乙の責務において行うものとする。

（費用負担）

第７条　深井戸の整備及び管理に係る経費並びに災害活動及び防火防災訓練等で活用する場合の自家用発電装置の燃料に係る経費は甲が負担するものとする。

２　第５条第１項における経費は乙が負担するものとする。

（協議による決定）
第８条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

（適用期間等）
第９条　本協定は、平成 29 年６月１日から３年間適用し、期間満了３カ月前までに甲乙何れからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新されるものとする。

上記協定の証として本協定書を２通作成し、押印のうえ甲乙それぞれ各１通を保有する。

平成 29 年６月１日

甲　東京都杉並区阿佐谷南三丁目４番３号
東京消防庁
杉並消防署長　本多　博

乙　東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
杉並区長　田中　良

資料233

区立馬橋ほんむら公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定

東京消防庁杉並消防署（以下「甲」という。）と杉並区（以下「乙」という。）は、東京都杉並区高円寺南三丁目１６番　杉並区立馬橋ほんむら公園に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理及び活用について、下記のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、東京消防庁が震災時の火災等に対処するために、消防水利として設置する深井戸に関し、消火用水及び消火用水以外の活用についての事項を定める。

（深井戸の構成）

第２条　深井戸とは、東京消防庁が設置した、井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口及びこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第３条　甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備及び管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第４条　震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸活用を制限することができる。

（消火用水以外の活用）

第５条　甲が震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、乙は甲と協議し、深井戸を活用することができる。

２　乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、甲の職員立ち会いのもと深井戸活用を認めるものとする。

（消火用水以外の活用の制限及び責務）

第６条　乙が深井戸を活用中に、新たな災害が発生する等、深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸活用を制限することができる。

２　乙が深井戸を活用する場合の給水及び配水については、乙の責務において行うものとする。

（費用負担）

第７条　深井戸の整備及び管理に係る経費並びに災害活動及び防火防災訓練等で活用する場合の自家用発電装置の燃料に係る経費は甲が負担するものとする。

２　第５条第１項における経費は乙が負担するものとする。

（協議による決定）
第８条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（適用期間等）
第９条　本協定は、平成３１年４月１日から３年間適用し、期間満了３カ月前までに甲乙何れからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新されるものとする。

上記協定の証として本協定書を２通作成し、押印のうえ甲乙それぞれ各１通を保有する。

平成３１年3月３１日

甲　東京都杉並区阿佐谷南三丁目４番３号
東京消防庁
杉並消防署長　竹内　吉彦

乙　東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉並区長　田中　良

資料234

災害時における相互連携に関する基本協定

杉並区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴う停電が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び杉並区地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、情報の迅速な連携を目的として、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を甲又は乙に応援できるものとする。

（情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（１）　甲が乙に対して提供する情報

ア　復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる施設等）のリスト（更新の都度、随時提供するものとする。）

イ　住民が避難している地域、避難所の情報

（２）　乙が甲に対して提供する情報

停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報

（３）　甲及び乙がそれぞれ提供し共有する情報

甲又は乙が知り得た道路陥没、水没、土砂崩落若しくは樹木倒壊等による道路寸断の情報又は道路復旧の状況

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

（１）　電力復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施

（２）　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（３）　住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（平時の相互協力）
第５条　災害時等における乙の電力設備周辺の樹木に起因した停電被害を未然に防止するため、甲及び乙は、平時から計画的な樹木の巡視、伐採等について相互に協力する。

（細目の締結）
第６条　甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に細目により定めるものとする。

（秘密保持）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）
第８条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも、書面による疑義の申し出がないときは、本協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第９条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年 10 月１日

甲
所在地　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
名　称　杉並区
代表者　杉並区長　田 中　良

乙
所在地　練馬区中村北一丁目 12 番７号
名　称　東京電力パワーグリッド株式会社　荻窪支社
代表者　支社長　千 田　英 昭

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社（以下「乙」という。）は、令和３年 10 月１日付けで締結した「災害時における相互連携に関する基本協定」に基づき、停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するために必要な相互協力に関する細目を次のとおり定めるものとする。

（原則）

第１条　甲及び乙の相互協力に当たっては、各所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議の上、必要と認められる場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）に基づき相互に協力する。

（対象区域）

第２条　本細目の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、甲が道路啓開に必要と判断した場合は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 44 条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２　その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議の上、必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第３条　本細目の対象となる作業は、次の各号に定めるものとする。

（１）　停電復旧作業

停電復旧に係る応急措置に支障となる電柱・電線に接触している樹木などの障害物の除去又は障害物が近接し感電や火災の危険性排除のために必要な措置、その他道路啓開に必要な電線等の除去等

（２）　啓開作業

道路の通行に支障となる樹木、土砂等の障害物の除去等（停電復旧作業によるものを除く。）

２　原則として、前項第１号の停電復旧作業は乙が行うものとし、第２号の啓開作業は甲が行うものとする。

（要請の手続）

第４条　乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を書面で報告するものとする。

（１）要請の種別（障害物の除去依頼／電力設備の除去依頼／両者）

（２）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

（３）作業内容

（４）作業希望日時

（５）要請者連絡先

（６）その他必要な事項

２　緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続を行う。

（対象区域における作業の実施）

第５条　甲又は乙は、要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

２　甲は、迅速な道路啓開に乙の電力設備が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

３　前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

４　乙は、停電復旧を早期に実施するに当たってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡した上で啓開作業を実施することができる。

（障害物の保管、土地の一時使用）

第６条　乙は、停電復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先については、甲の指示に従う。

２　乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法第 64 条第１項の規定に基づき、他人の土地を一時使用できる。

（費用負担）

第７条　第５条に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添１「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・道路啓開作業の費用負担」による。

２　甲及び乙は、前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

（連絡体制）

第８条　甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別添２「災害時における障害物の除去等に関わる連絡体制」に基づき、相互協力のための連絡体制を確立し別途共有する。

２　前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

（実施責任）

第９条　関係機関への周知及び第三者からの問合せ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

２　作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（定めのない事項等）

第 10 条　本細目に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本細目を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年 10 月１日

甲

所在地　杉並区阿佐谷南一丁目 15 番１号
名　称　杉並区
代表者　杉並区長　田 中　良

乙

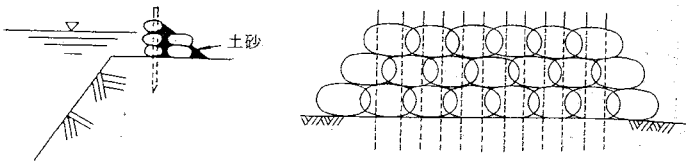
所在地　練馬区中村北一丁目 12 番７号
名　称　東京電力パワーグリッド株式会社　荻窪支社
代表者　支社長　　千 田　英 昭

資料235

水防工法

1. 積土のうエ

3 段積み



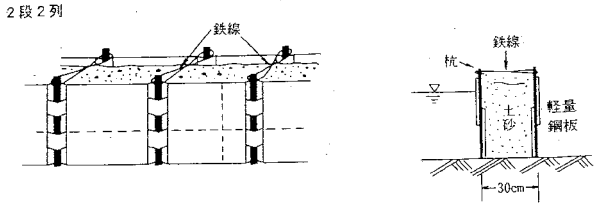
工　法	資　　材			器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数　量	品　名	数	編成の基準(名)
積土のう 延長 10m　表3段 控2段	土のう 土砂 土のう留杭	径 1.6 ㎝、 長さ 1.2m	130～150 袋 4㎥ 40～50 本	か け や	2	4MH／10m
				スコップ	4	
				もっこ	2	20 名

（注） 単位作業量は、純作業時間を人、時で示したもので、積土のう4MH／10m（表3段、控2段）を積むのに4人で1時間を要することを示す。

1. 各土のうは、留杭で固定すること。
　ただし、流れが急なときは留杭を2倍することも可。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

2. 鋼板防護工

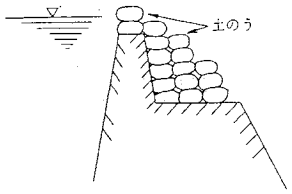
2 段 2 列



工　法	資　　材			器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
2段二列工法	軽量鋼板	L＝1.8m　W＝43.5 ㎝	28 枚	大ハンマー	4	14MH／10m
	杭	L＝1.5m　φ48.6 ㎜	30 本	シャベル	10	
	土　の　う		20 袋	ペンチ	1	
延長　10m	土　　砂		3㎥			
高さ　75 ㎝	鉄　　線		15m	ねじり棒	2	20 名

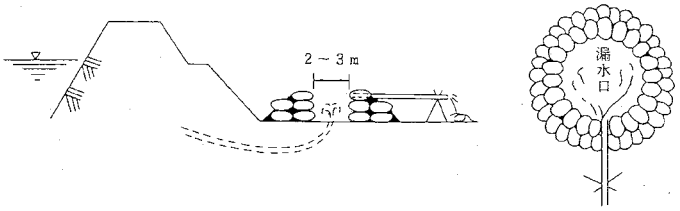
1. 小口は土のうでおさえる。
2. 中詰土砂の一部を土のうにすることも可。
3. 防水シートを併用すると防水性が効果的である。
4. 軽易に施工するときは、鋼板を一列とし、背面に土のうまたは土砂でおさえることも可。

3. 護岸裏積土のうエ



工　法	資　　材			器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
護岸裏積土のうエ	土のう		200 袋	シャベル	2	4MH／6m
延長6m高さ1m	杭		4㎥	もっこ	1	10 名

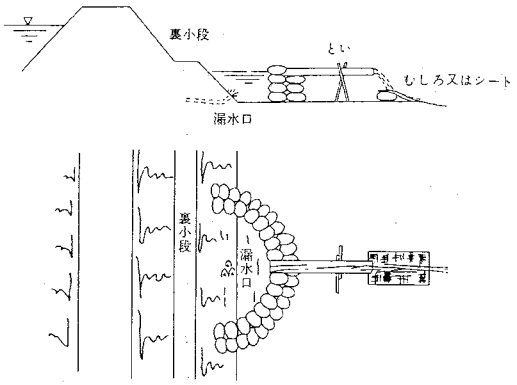
4. かま段工



工　法	資　　材			器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
かま段工	土　の　う		120 袋	シ　ャ　ベ　ル	4	10MH／1個
	土　　砂		3㎥	も　　っ　　こ	2	
直径2m、 3段、控2段 （間隙なし）	土のう留杭	径 1.6 ㎝、長さ 1.2m	35 本	大　ハ　ン　マ　ー	2	20 名
	と　　い	長さ3～5m	1本			
	く　　い	長さ 1.5m	2本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。
2. 土のう留杭は状況に応じて用いる。
3. 鋼製かましつきセットで実施することも可。

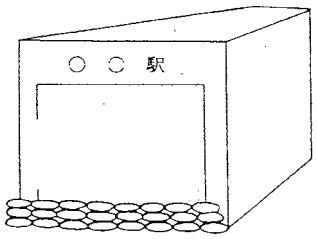
5. 月の輪工



工　法	資　　材			器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
月の輪工	土　の　う		140 袋	か　　け　　や	2	10MH／1個
	土　　砂		3㎥	大　ハ　ン　マ　ー	2	
半径2m、 表4段、 控3段 （間隙なし）	土のう留杭	径 1.6 ㎝、長さ 1.2m	20 本	シ　ャ　ベ　ル	4	20 名
	と　　い	長さ3～5m	1本	も　　っ　　こ	2	
	く　　い	長さ 1.5m	2本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

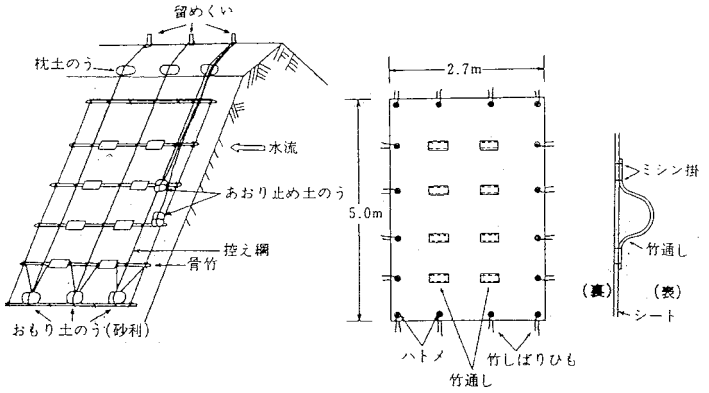
6. 吸水性水のう積工



工　法	資　　材			器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
吸水性水のう積工	吸水性水のう	0.6m×0.35m	27			2MH／40m
						2名

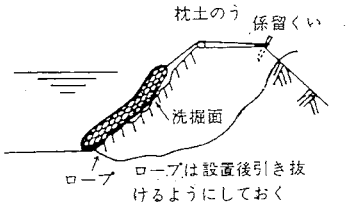
1. 4段積(1段h≒10 ㎝)以上のときは、2列とするか土のう留杭を使用する。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

7. シート張り工



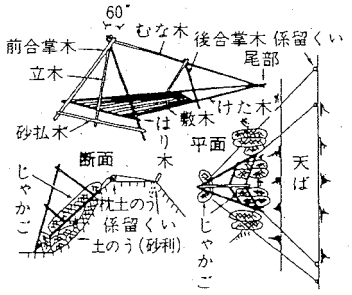
工　法	資　　材				器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格		数	品　名	数	編成の基準(名)
シート張り工	シ　ー　ト	規格品		1枚	か　け　や	1	1.5H／1個
	竹	径4～6㎝ 長さ3m		6本	か　　ま	1	
	く　　い	末口径9㎝ 長さ1m		3本	の こ ぎ り	1	
	土　の　う			8～9袋	お　　の	1	
幅　5m 長さ 2.7m	控　え　綱	長さ 10m	規格品に付属	3本	投 入 用 控　え　綱	1～2	10 名
	竹 し ば り ひ も	長さ 50m		16 本			
	なわ(おもり 土のう用)			若干			

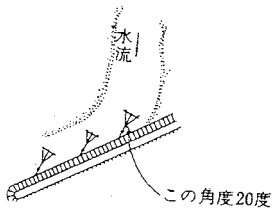
8. 立てかごエ



工法	資材			器材		単位作業量(MH)
条件	品名	規格	数	品名	数	編成の基準(名)
立てかごエ	鉄線じゃかご	径 45 cm、長さ5m	2	かけや	1	3.5MH／1個
	石	粒径 15 cm以上	1.5 ㎥	ワイヤーカッター	1	
長さ 10m、径 45 cm、人力による設置	木くい	長さ 1.5m	2本	ペンチ	1	10 名
	鉄線	8番線	60m			
	ロープ	長さ 20m	1本			

9. 川倉工

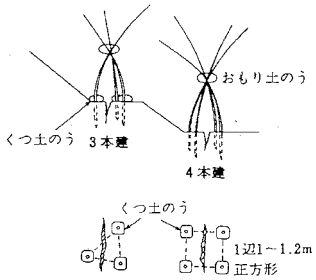




工法	資材			器材		単位作業量(MH)
条件	品名	規格	数	品名	数	編成の基準(名)
川倉の作成	むな木	未口径 12 cm 長さ 5.4m	1本	のこぎり	2	30MH／1個
	けた木	未口径 12 cm 長さ 5.4m	2本	おの	2	
	前合掌木 立木、はり木	未口径 12 cm 長さ 5.4m	4本	ワイヤーカッター	1	
	砂払木	径9cm 長さ 4.5m	1本	ペンチ	4	
丸太製1個 長さ5m	後合掌木 はり木	径9cm 長さ 3.6m	3本	金づち	4	10 名
	敷木	径9cm 長さ 2.7m	12 本	バール	1	
	鉄線	8番線	80m	しの	4	
	くぎ	15 cm	24 本			

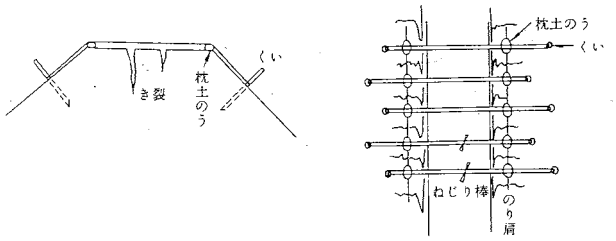
工法	資材			器材		単位作業量(MH)
条件	品名	規格	数	品名	数	編成の基準(名)
川倉の設置	木くい	長さ 15m	4本	かけや	1	60MH／1個
	鉄線	8番線	40m	ワイヤーカッター	1	
堤防ののり面で人力で設置	ロープ	長さ 20m	4本	しの	2	20 名
	じゃかご	長さ5m	9個			
	土のう	枕土のう	4個			

10.五徳縫い工



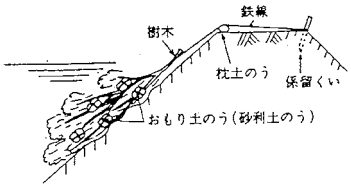
工　法	資　材			器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
五徳縫い工	青　竹	径5～6cm のびなり	4本	か　ま	1	0.35MH／1個
4本建て	土　の　う		5袋			5名
	な　わ		5m			

11.杭打ち継ぎ工



工　法	資　材			器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
杭打ち継ぎ工	木　く　い	径 10 cm 長さ 1.5m	14 本	か　け　や	2	40MH／10m
	鉄　線	8番線	200m	ワイヤーカッター	1	
延長 10m 天ば幅5m	土　の　う		14 袋	ペ　ン　チ	2	10 名
	ね　じ　り　棒	径5cm、 長さ 5.0m	7本			

12.木流し工



工　法	資　材			器　材		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
木流し工	立　木		1本	か　け　や	1	1MH／1個
	土　の　う		10 袋	ワイヤーカッター	1	
1個	木　く　い	長さ1m	1本	か　ま	1	10 名
	鉄　線	8番線	20m	命　鋼	2	
	な　わ		40m			

資料236

水防資器材備蓄一覧

（平成27年(2015年)２月現在）

資器材＼場所		土木事務所	公園緑地事務所		消防署		水防倉庫（南公園）	計
			南公園	北公園	杉並	荻窪		
土のう(袋)		2,500			1,000	350		3,850
吸水式土のう(袋)		800			10	250		1,060
水のう(袋)					350			350
貸出用土のう袋(袋)							800	800
土入り土のう(袋)		13,810	800	1,000	100	20		15,730
土のう用止杭(本)		200			750	350	200	1,500
モッコ(枚)						14	150	164
モッコ用担棒(本)					4	12	30	46
防水シート(枚)		46	1		10	0	29	86
ロープ類	トラロープ(m)	200			1,800	1,000	1,600	4,600
	マニラロープ(m)			50	100		500	650
	ビニールロープ(m)						3,400	3,400
鉄線(巻)		2			2	1	1	6
かがい	正(本)						230	230
	手違(本)						50	50
ベニヤ板(枚)							40	40
丸太杭(本)					4			4
鋼杭(本)					150	70		220
器具	剣スコップ(本)	7	6	5	120	110	82	330
	角スコップ(本)	20	36	15	31	80	33	215
	かま(丁)				10	1	6	17
	掛矢(丁)	3			15	20	20	58
	かなづち(丁)	3				5	10	18
	ペンチ(丁)	3				1	16	20
	番線切り(丁)		1		1	3	8	13
	のこぎり(丁)	5	1		6	10	6	28
	なた(丁)				2	4	4	10
	げんのう(丁)	5			2	1	11	19
	つるはし(丁)	10	5		20	20	35	90
	片つるはし(丁)						27	27
防災無線（半固定）（基）		12			1	1		14
防災無線（車載）（基）		2		2				4

資器材＼場所	土木事務所	公園緑地事務所		消防署		水防倉庫(南公園)	計
		南公園	北公園	杉並	荻窪		
ライトバン(台)	8	2	2				12
道路パトカー(台)	2						2
トラック(台)	3	1	1				5
縄ばしご(個)	4					2	6
エンジンポンプ(台)	21	2	2				25
水中ポンプ(台)	30	2	2			5	39
汚泥用ポンプ(台)	4						4
チェンソー(台)	5	1	4				10
発電機(台)	12	1	4			1	18
発電機（震災対策用）（台）	1						1
大型投光器(台)		1	1				2
大型投光機（震災対策用）（台）	1						1
小型投光器(台)	8	1	2				11
強力ライト(器)			2			2	4
ラウドスピーカー(台)	12	1				1	14
回転警告灯(器)	6		1				7
コードリール(巻)	16		1		5		22
バースタンド(台)	1		1				2
カッター(丁)	2						2
保安用ベスト(丁)	16						16
ラジオ(台)	3						3
テレビ(台)	3		2				5
カメラ(台)	8		2				10
毛布(枚)	75		18				93
天幕(張)	3		1				4
一輪車(台)	4		1		6	11	22
ハンドライト(個)	36						36
キャップライト(個)	44						44
シグナルライト(個)	26						26
カラーコーン(基)	149		10	10	12		181
カラーコーン用バー(個)	52		10	10	18		90
バリケード(基)	96				20	9	125
机(台)	3						3
折り畳み椅子(脚)	30						30
ホワイトボード(台)	1						1
ボディパネル(枚)	33						33
エアージャッキ(個)	2	1					3
爪付き油圧ジャッキ(個)	5						5
油圧ジャッキ(個)	7	4			4		15
チェーンブロック(個)	4						4

（2） 都建設局第三建設事務所

（平成 26 年(2014年) 4 月現在）

品名 ＼ 備蓄倉庫	向陽橋倉庫	新道橋倉庫	第三建設事務所	計
土のう類（袋）	13500	9800		23,300
土のう留杭（本）	3090	2990		6080
軽量鋼板（枚）	130	30		160
籠（本）				
木材（㎥）				
シート（㎡）	6080	4870		10,950
鉄線（kg）	300	300		600
杭（本）	360	360		720
縄（m）	7,300	5,800		13,100
玉石（㎥）				
ショベル（丁）	145	145		290
ツルハシ（丁）	78	78		156
掛矢（丁）	14	16		30
鋸（丁）	15	15		30
鉈（丁）	7	10		17
番線カッター（丁）	4	2		6
もっこ（枚）	10			10
一輪車（台）	4	5		9
自走式排水ポンプ車（台）			2	2

資料237

水 防 巡 視 点 検 表

水防管理団体・ 建設事務所名		年　月　日　時　分現在		
担当部署連絡先	部　課 係	Tel Fax	報告者	
水防巡視箇所	左 川　岸　地先 右			
地名・住所	区市 町村			
河川の状況	推移（天端下がり）約　．　m	上昇中 現在、水位は、変化なし 下降中		
	支障物　あり・なし			
護岸等の状況	変化　あり・なし			
水防活動状況	支障物　あり・なし			
その他				
洪水後の水位	洪水後、護岸にある水跡等で推測　推移（天端下がり）約　．　m			

資料238

一時（いっとき）避難地指定基準

昭和 61 年３月４日
杉環防発第 422 号

（目的）

第１　杉並区が建設する防災空地を兼ねた公園（防災公園）は、条件を整備し、東京都の避難場所の指定を受けることを基本とするが、それまでの間、区の防災計画上、一時避難地として指定し、その位置づけを明確にすると共に、災害時における近隣住民の利用とその安全性を図ることを目的とする。

（利用）

第２　一時避難地は、大地震により、周辺が大火災に発展する恐れがあるとき、又は周辺に小火災が発生したとき、周辺住民が一時的に避難する場所としてその活用を図るものとする。

ただし、周辺の火災が延焼拡大し、ふく射熱から身を守ることができなくなった場合等、安全性が確保できなくなったときは、区長の避難勧告等により、東京都指定の避難場所へ避難するものとする。

２　一時避難地においては、情報伝達、その他、各種連絡に備える体制を整備する。

（指定）

第３　一時避難地の指定基準及び利用住民は、次によるものとする。

（１）　一時避難地は、スプリンクラー、放水銃等の防災設備があり、かつ面積が１万平方メートル以上ある公園を原則とする。

（２）　一時避難地を利用する住民の地域割は、防災会等の住民組織を単位とし、その指定については、区が、近隣の防災会等の住民組織、警察署及び消防署と協議のうえ決定するものとする。

（その他）

第４　一時避難地が、東京都の避難場所として指定されたときは、一時避難地の指定を取消すこととする。

附　則

この基準は、昭和 61 年３月４日から適用する。

資料239

震災救援所・補助代替施設一覧

令和５年(2023年)９月現在

救援隊	施設名	所在地	電話	収容可能人員（人）	補助・代替施設
阿佐谷救援隊本隊	杉一小震災救援所	阿佐谷北１－５－27	(3338)8367	1,023	都立豊多摩高校
	杉六小震災救援所	阿佐谷南１－24－21	(3314)2164	1,159	（成　田　西２－６－18）
	杉七小震災救援所	阿佐谷南３－19－２	(3392)6328	1,270	都立杉並高校
	杉九小震災救援所	本　天　沼１－２－19	(3390)0167	1,493	（成　田　西４－15－15）
	馬橋小震災救援所	高円寺北４－28－５	(3330)3411	1,489	（私）日本大学第二高校
	天沼小震災救援所	天　　沼２－46－３	(3392)6428	1,723	（天　　沼１－45－33）
	杉森中震災救援所	阿佐谷北５－45－24	(3330)3431	1,377	（私）文化学園大学杉並高校
	阿佐ヶ谷中震災救援所	阿佐谷南１－17－３	(3314)2261	1,486	（阿佐谷南３－48－16）
	天沼中震災救援所	本　天　沼３－10－20	(3390)0161	1,394	（私）杉並学院
	保育室若杉震災救援所	天　　沼３－15－20	(3391)6533	150	（阿佐谷南２－30－17）
井草救援隊本隊	桃五小震災救援所	下　井　草４－22－４	(3390)3188	1,770	（私）中央大学杉並高校
	四宮小震災救援所	上　井　草２－12－26	(3390)3147	1,678	（今　　川２－７－１）
	沓掛小震災救援所	清　　水３－１－９	(3390)4158	1,464	
	八成小震災救援所	井　　草２－25－４	(3399)3138	1,461	
	中瀬中震災救援所	下　井　草４－３－29	(3399)2196	1,448	
	井荻中震災救援所	今　　川２－13－24	(3399)0148	1,979	
	東原中震災救援所	下　井　草１－28－５	(3390)0148	1,471	
永福和泉救援隊本隊	高三小震災救援所	下高井戸４－16－24	(3302)0181	1,476	（私）日本大学鶴ヶ丘高校
	旧新泉小震災救援所	和　　泉１－44－26	(3322)7171	623	（和　　泉２－26－12）
	方南小震災救援所	方　　南１－52－14	(3322)7661	1,672	（私）専修大学附属高校
	永福小震災救援所	永　　福２－16－33	(3322)7391	1,510	（和　　泉４－４－１）
	泉南中震災救援所	堀　ノ　内１－３－１	(3313)2361	1,288	（私）明治大学(和泉校舎)
	大宮小震災救援所	堀　ノ　内１－12－16	(3313)2164	1,335	（永　　福１－９－１）
	済美小震災救援所	堀　ノ　内１－17－24	(3313)2364	1,420	都立中央ろう学校
	向陽中震災救援所	下高井戸３－24－１	(3302)2989	1,511	（下高井戸２－22－10）
	大宮中震災救援所	堀　ノ　内１－16－38	(3313)2161	1,663	都立永福学園
	杉並和泉学園震災救援所	和　　泉２－17－14	(3322)4251	3,077	（永　　福１－７－28）
					（私）高千穂大学
					（大　　宮２－19－１）

救援隊	施設名	所在地	電話	収容可能人員（人）	補助・代替施設
荻窪救援隊本隊	杉二小震災救援所	成 田 西３－４－１	(3313)0564	1,777	都立荻窪高校
	西田小震災救援所	荻　　窪１－38－15	(3392)6828	1,658	（荻　　窪５－７－20）
	松溪中震災救援所	荻　　窪２－３－１	(3392)7328	1,741	
	桃二小震災救援所	荻　　窪５－10－25	(3392)6728	2,048	
	荻窪小震災救援所	宮　　前２－13－18	(3333)6628	1,959	
	高四小震災救援所	西 荻 南１－８－16	(3333)7828	1,278	
	東田中震災救援所	成 田 東３－19－17	(3313)1461	1,500	
	神明中震災救援所	南 荻 窪２－37－28	(3333)7428	1,149	
	東田小震災救援所	成 田 東１－21－１	(3313)1464	1,276	
	宮前中震災救援所	宮　　前２－12－１	(3333)8728	1,596	
高円寺救援隊本隊	杉三小震災救援所	高円寺南１－15－13	(3314)1564	1,105	（私）東京立正高校
	旧杉四小震災救援所	高円寺北２－14－13	(6383)0290		（堀 ノ 内２－41－15）
	旧杉八小震災救援所（高円寺体育館）	高円寺南２－40－24（高円寺南２-36-31）	(3312)0313	482	（私）光塩女子学院
	杉十小震災救援所	和　　田３－55－49	(3313)1364	1,625	（高円寺南２－33－28）
	堀之内小震災救援所	堀 ノ 内３－24－11	(3313)2264	1,513	（私）女子美術短大
	和田小震災救援所	和　　田２－30－21	(3383)2425	1,285	（和　　田１－49－８）
	高円寺学園震災救援所	高円寺北１－４－11	(3389)1581	5,146	（私）佼成学園
	松ノ木小震災救援所	松 ノ 木１－２－26	(3313)2464	1,099	（和　　田２－６－29）
	高南中震災救援所	和　　田３－40－10	(3313)1361	1,342	（私）明聖高校中野キャンパス
	松ノ木中震災救援所	松 ノ 木１－４－１	(3313)1561	1,348	（高円寺南５－15－３）
	和田中震災救援所	和　　田２－21－８	(3383)2428	1,298	
高井戸救援隊本隊	浜田山小震災救援所	浜 田 山４－23－１	(3313)1564	1,716	都立西高校
	高井戸小震災救援所	高井戸西２－２－１	(3333)7628	2,103	（宮　　前４－21－32）
	高二小震災救援所	久 我 山４－49－１	(3333)7728	2,082	都立杉並総合高校
	松庵小震災救援所	松　　庵２－23－24	(3333)7928	1,241	（下高井戸５－17－１）
	富士見丘小震災救援所	久 我 山２－19－１	(3333)7028	1,806	（私）国学院大学久我山高校
	高井戸東小震災救援所	高井戸東１－12－１	(3304)5711	1,403	（久 我 山１－９－１）
	久我山小震災救援所	久 我 山５－18－７	(3331)3631	1,428	
	富士見丘中震災救援所	上高井戸２－16－13	(3333)8928	1,334	
	高井戸中震災救援所	高井戸東１－28－１	(3302)1762	1,764	
	西宮中震災救援所	宮　　前５－１－25	(3333)8828	1,420	

救援隊	施設名	所在地	電話	収容可能人員（人）	補助・代替施設
西荻救援隊本隊	桃一小震災救援所	桃　　井２－６－１	(3390)3178	1,637	都立農芸高校
	桃三小震災救援所	西 荻 北２－10－７	(3399)3135	1,315	（今　　川３－25－１）
	桃四小震災救援所	善 福 寺３－３－５	(3390)3185	1,356	（私）東京女子大学
	井荻小震災救援所	善 福 寺１－10－19	(3390)3141	1,283	（善 福 寺２－６－１）
	三谷小震災救援所	上 井 草３－14－12	(3390)0164	1,319	都立杉並工科高校
	井草中震災救援所	上 井 草３－20－11	(3390)3144	2,040	（上 井 草４－13－31）
	荻窪中震災救援所	善 福 寺１－８－３	(3399)0196	1,316	
計　　65 カ所				98,159	

※収容可能人員は、各震災救援所の普通教室、特別教室（４割を利用可能と想定）及び屋内運動場に収容するものとし、3.3 ㎡あたり２人として算出した。

資料240

第二次救援所・福祉救援所一覧

《第二次救援所一覧》

施設名 （救援隊）	所在地	電話
永福和泉第二次救援所 （永福和泉救援隊本隊）	和泉３－８－18 永福和泉地域区民センター内	5300－9311
高円寺第二次救援所 （高円寺救援隊本隊）	梅里１－22－32 高円寺地域区民センター内	3317－6561
阿佐谷第二次救援所 （阿佐谷救援隊本隊）	阿佐谷北１－１－１ 阿佐谷地域区民センター内	5364－9902
荻窪第二次救援所 （荻窪救援隊本隊）	荻窪２－34－20 荻窪地域区民センター内	3398－8261
西荻第二次救援所 （西荻救援隊本隊）	桃井４－３－２ 西荻地域区民センター内	3301－0981
井草第二次救援所 （井草救援隊本隊）	下井草５－７－22 井草地域区民センター内	3394－0462
高井戸第二次救援所 （高井戸救援隊本隊）	高井戸東３－７－５ 高井戸地域区民センター内	3333－5399

《福祉救援所一覧：区立施設》

施設名	カテゴリ	所在地	救援隊	電話番号
すぎのき生活園	障害者通所施設	井草 3-18-14	井草	3399-8953
こども発達センター	児童発達支援センター	高井戸東 1-18-5	高井戸	5317-5661
こすもす生活園	障害者通所施設	堀ノ内 1-27-9	永福和泉	3317-9312
済美養護学校	特別支援学校	堀ノ内 1-19-25		3313-0561
なのはな生活園	障害者通所施設	宮前 2-22-4	荻窪	3335-0415

《福祉救援所一覧：都立施設》

施設名	カテゴリ	所在地	救援隊
永福学園	特別支援学校	永福 1-7-28	永福和泉
中央ろう学校	聴覚障害特別支援学校	下高井戸 2-22-10	

《福祉救援所一覧：民間施設》

施設名	カテゴリ	所在地	救援隊
沓掛ホーム	特養ホーム	本天沼 3-34-28	井草
ベネッセケアハウス今川	軽費老人ホーム	今川 2-5-18	
杉並育成園すだちの里すぎなみ	知的障害者入所更生施設	今川 2-14-12	
すぎなみ正吉苑	特養ホーム	清水 2-15-24	
リバービレッジ杉並	特養ホーム	清水 3-3-13	
ビーステップ井草	通所介護施設	井草 5-10-22	
上井草園	特養ホーム	上井草 3-33-10	西荻
サンフレンズ善福寺	特養ホーム	善福寺 3-27-11	
介護老人保健施設 シーダ・ウォーク	介護老人保健施設	桃井 3-4-9	
上井草グルップボエンデ	認知症高齢者グループホーム	上井草 4-3-22	
あけぼの作業所	障害者通所施設	上井草 4-3-11	
さんじゅ阿佐谷	特養ホーム	阿佐谷北 1-2-1	阿佐谷
阿佐谷福祉工房	障害者通所施設	天沼 1-15-18	
フェニックス杉並	特養ホーム	天沼 3-19-14	
バンブーワァオ高円寺校	放課後等デイサービス施設	高円寺北 4-15-2	
マイルドハート高円寺ほのぼの	特養ホーム	高円寺北 1-28-1	高円寺
マイルドハート高円寺なでしこ	障害者支援施設		
ブース記念老人保健施設グレイス	介護老人保健施設	和田 1-40-15	
ニチイホーム杉並堀ノ内	介護付き有料老人ホーム	堀ノ内 2-29-16	
プライムガーデンズ高円寺	特養ホーム	高円寺南 5-33-7	
愛敬苑	特養ホーム	和田 1-3-7	
和田堀ホーム	特養ホーム	和田 2-27-8	
南陽園等	特養ホーム	高井戸西 1-12-1	高井戸
さんじゅ久我山	特養ホーム	久我山 3-47-16	
ひまわり作業所	障害者通所施設	松庵 2-22-22	
かえで園	特養ホーム	宮前 5-5-1	
山河	特養ホーム	高井戸東 3-30-13	
ウェルファー	介護老人保健施設	堀ノ内 1-6-6	永福和泉
和泉サナホーム	特養ホーム	和泉 4-16-10	
方南二丁目複合施設	小規模多機能型居宅介護施設等	方南 2-6-28	
永福南社会福祉ガーデン	特養ホーム等	永福 1-7-6	
新泉サナホーム	特養ホーム	和泉 1-44-19	
おぎくぼ紫苑	特養ホーム	荻窪 3-7-30	荻窪
ハートフル成田東	特養ホーム	成田東 3-26-6	

資料241

自主避難所又は避難所(水害・土砂災害時)一覧及び開設の目安

No	自主避難所又は避難所	開設順	自主避難所及び避難所(水害・土砂災害時)の開設目安
1	荻窪地域区民センター	A	・警報（大雨・洪水）が発表された場合 ・またはそれに準ずる場合 ・その他必要と認めた場合
2	西荻地域区民センター	A	
3	杉並第二小学校	B	・Aの状況により、さらに警戒が必要な場合 ・その他必要と認めた場合
4	和田小学校	B	
5	大宮中学校	B(C)	
6	久我山会館	C	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・またはそれに準ずる場合 ・その他必要と認めた場合
7	高井戸東小学校	C	
8	方南小学校	C	
9	杉並第一小学校	D	・B及びCの状況により、さらに警戒が必要と認めた場合 ・その他必要と認めた場合
10	中瀬中学校	D	
11	四宮小学校	D	
12	永福小学校	D	
13	杉並第三小学校	E	・大雨特別警報が発表された場合 ・記録的短時間大雨情報が発表され、かつ被害拡大が見込まれる場合 ・またはそれに準ずる場合 ・その他必要と認めた場合
14	東田小学校	E	
15	桃井第三小学校	E	
16	荻窪小学校	E	
17	高井戸小学校	E	
18	堀之内小学校	E	
19	阿佐ヶ谷中学校	E	
20	荻窪中学校	E	
21	松ノ木中学校	E	
22	泉南中学校	E	
23	高井戸第三小学校	E	
－	桃井第一小学校	F	・西荻地域区民センター、久我山会館にて多数の避難者が発生した場合 ・その他必要と認めた場合
－	高井戸第二小学校	F	
※	他の区立施設・小中学校 （震災時の救援所及び第二次救援所の活用）		・さらに多数の避難者発生が想定される場合 ・その他必要と認めた場合
計	23か所		

資料242

指定緊急避難場所、指定避難所

○指定緊急避難場所、指定避難所の整理

［震災時］

避難場所、救援所等 【杉並区地域防災計画時の指定状況】	指定緊急避難場所、指定避難所の指定 【杉並区地域防災計画にて指定】
震災救援所（小中学校等）	「地震」「大規模火災」時の指定緊急避難場所、指定避難所に指定。
第二次救援所（地域区民センター）	「地震」「大規模火災」時の指定避難所に指定。
区立施設の福祉救援所（生活園、こども発達センター、済美養護学校）	「地震」「大規模火災」時の指定避難所に指定。
民間施設の福祉救援所 （特別養護老人ホーム等）	※各施設と協議し、今後整理を行う。
一時避難地（馬橋公園、塚山公園、下高井戸おおぞら公園）	「地震」「大規模火災」時の指定緊急避難場所に指定。
広域避難場所（桃井原っぱ公園一帯等）	※都の広域避難場所の指定にあわせて整理を行う。

［風水害時］

避難所 【杉並区地域防災計画時の指定状況】	指定緊急避難場所、指定避難所の指定 【杉並区地域防災計画にて指定】
避難所（荻窪地域区民センター、西荻窪地域区民センター、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校、高井戸第三小学校）	「洪水」「内水氾濫」「土砂災害」時の指定緊急避難場所、指定避難所に指定。

施設別指定緊急避難場所、指定避難所一覧

施設名	避難場所、避難所					指定緊急避難場所、指定避難所									
	震災時				風水害時	洪水		内水氾濫		土砂災害		地震		大規模火災	
	震災救援所	第二次救援所	福祉救援所	一時避難地	避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
杉並第一小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並第二小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
旧杉並第四小学校	○											○	○	○	○
杉並第七小学校	○											○	○	○	○
西田小学校	○											○	○	○	○
東田小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
馬橋小学校	○											○	○	○	○
高円寺学園	○											○	○	○	○
杉森中学校	○											○	○	○	○
阿佐ヶ谷中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東田中学校	○											○	○	○	○
松溪中学校	○											○	○	○	○
桃井第一小学校	○											○	○	○	○
桃井第五小学校	○											○	○	○	○
四宮小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沓掛小学校	○											○	○	○	○
八成小学校	○											○	○	○	○
東原中学校	○											○	○	○	○
中瀬中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井荻中学校	○											○	○	○	○
高井戸第三小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浜田山小学校	○											○	○	○	○
旧新泉小学校	○											○	○	○	○
方南小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
永福小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
向陽中学校	○											○	○	○	○
泉南中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並第九小学校	○											○	○	○	○
桃井第二小学校	○											○	○	○	○
天沼小学校	○											○	○	○	○
天沼中学校	○											○	○	○	○
保育室若杉	○											○	○	○	○
神明中学校	○											○	○	○	○
杉並第三小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並第六小学校	○											○	○	○	○
旧杉並第八小学校	○											○	○	○	○
杉並第十小学校	○											○	○	○	○
大宮小学校	○											○	○	○	○
堀之内小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和田小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
済美小学校	○											○	○	○	○
松ノ木小学校	○											○	○	○	○
高南中学校	○											○	○	○	○

施設名	避難場所、避難所					指定緊急避難場所、指定避難所									
	震災時				風水害時	洪水		内水氾濫		土砂災害		地震		大規模火災	
	震災救援所	第二次救援所	福祉救援所	一時避難地	避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
松ノ木中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大宮中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和田中学校	○											○	○	○	○
荻窪小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高井戸小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高井戸第二小学校	○											○	○	○	○
高井戸第四小学校	○											○	○	○	○
松庵小学校	○											○	○	○	○
富士見丘小学校	○											○	○	○	○
高井戸東小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久我山小学校	○											○	○	○	○
宮前中学校	○											○	○	○	○
富士見丘中学校	○											○	○	○	○
高井戸中学校	○											○	○	○	○
西宮中学校	○											○	○	○	○
桃井第三小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
桃井第四小学校	○											○	○	○	○
井荻小学校	○											○	○	○	○
三谷小学校	○											○	○	○	○
井草中学校	○											○	○	○	○
荻窪中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並和泉学園	○											○	○	○	○
永福和泉地域区民センター		○			○	○	○	○	○	○	○		○		○
高円寺地域区民センター		○			○	○	○	○	○	○	○		○		○
阿佐谷地域区民センター		○			○	○	○	○	○	○	○		○		○
荻窪地域区民センター		○			○	○	○	○	○	○	○		○		○
西荻地域区民センター		○			○	○	○	○	○	○	○		○		○
井草地域区民センター		○			○	○	○	○	○	○	○		○		○
高井戸地域区民センター		○			○	○	○	○	○	○	○		○		○
久我山会館					○	○	○	○	○	○	○				
すぎのき生活園			○										○		○
こすもす生活園			○										○		○
なのはな生活園			○										○		○
こども発達センター			○										○		○
済美養護学校			○										○		○
馬橋公園				○								○		○	
塚山公園				○								○		○	
下高井戸おおぞら公園				○								○		○	

資料243

震災救援所補助・代替施設指定基準

昭和 57 年６月 21 日
杉環防発第 72 号

改正　昭和 61 年３月 27 日杉環防発第 455 号　平成２年６月 25 日杉環防発第 62 号
平成９年１月 28 日杉環防発第 318 号　平成 14 年４月 26 日杉区防発第 22 号

（目的）

第１　この基準は、震災により被災者が拡大し、震災救援所の救援能力を以ってしては対応しきれなくなった場合、あるいは震災救援所に予定されていた施設が被災し、使用できなくなった場合を想定し、あらかじめ震災救援所補助・代替施設（以下「補助・代替施設」という。）を指定しておくための基準を定めることを目的とする。

（定義）

第２　この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　「震災救援所」とは、杉並区災害対策本部に関する規則（平成 14 年杉並区規則第 52 号。以下規則という。）に定める震災救援所をいう。

（２）　「救援隊」とは、規則第６条に定める救援隊をいう。

（分掌事務）

第３　補助・代替施設で行う事務は、次のとおりとする。

（１）　補助施設では、原則として被災者の収容、宿泊のみを行い、他の救援に関する事務は原震災救援所において行う。

（２）　代替施設では、規則で定める震災救援所の分掌事務のすべてを行う。

（対象）

第４　補助・代替施設の対象となる施設は、原則として次の各号に掲げる条件を満たすものでなくてはならない。

（１）　原震災救援所の所属する救援隊の所管区域内にあること。

（２）　区有施設であると否とは問わないが、学校施設又はこれに準ずる収容能力を持つ公共的施設であること。

（指定）

第５　補助・代替施設は、原則として各救援隊の所管区域ごとに指定する。

（通知、承認）

第６　補助・代替施設が区有施設の場合は、指定後すみやかに当該施設の長にこのことを通知するとともに、関係部署並びに関係防災機関等に対しても充分周知徹底を図らなければならない。

２　非区有施設を補助・代替施設として指定するときは、あらかじめ当該施設の所有者もしくは管理者にこのことを通知し、その承認を得なければならない。

３　指定を解除もしくは変更した場合の処置については、前二項の規定を準用する。

附　則

この基準は、昭和 57 年６月１日から適用する。

附　則（平成 14 年４月 26 日杉区防発第 22 号）

この基準は、平成 14 年４月 26 日から施行する。

資料244

洪水浸水想定区域の災害時要配慮者利用施設及び地下街等

1　地下街等

	名称	所在地
1	東京メトロ　荻窪駅	荻窪 5 丁目 31-7
2	東京メトロ　南阿佐ヶ谷駅	阿佐谷南 1 丁目 15-7
3	東京メトロ　新高円寺駅	高円寺南 2 丁目 20-1
4	東京メトロ　東高円寺駅	和田 3 丁目 55-42
5	東京メトロ　方南町駅	堀ノ内 1 丁目 1-1
6	荻窪東地下自転車駐車場（短時間利用）	上荻 1 丁目 4-8
7	井荻南地下自転車駐車場	上井草 1 丁目 24-16
8	井荻北地下自転車駐車場	井草 3 丁目 3-10

2　医療機関

	名称	所在地
1	一般社団法人衛生文化協会　城西病院	上荻 2 丁目 42-11
2	医療法人社団静山会　清川病院	阿佐谷南 2 丁目 31-12
3	河北リハビリテーション病院	堀ノ内 1 丁目 9-27
4	医療法人社団君真光　寺田病院	宮前 5 丁目 18-16
5	河北総合病院	阿佐谷北 1 丁目 7-3

3　高齢者施設

	名称	所在地
1	ふれあいの家　しみず正吉苑	清水 3 丁目 22-4
2	デイサービス　あすなろの家	成田東 5 丁目 36-11
3	優っくりデイサービス沓掛	本天沼 3 丁目 34-28
4	デイサービス　凛	阿佐谷北 1 丁目 17-3
5	デイホーム　フレイア	荻窪 2 丁目 36-3
6	ＳＯＭＰＯケア　堀之内デイサービス	堀ノ内 2 丁目 19-26
7	もえぎ西荻北	西荻北 1 丁目 19-17
8	上井草グルップボエンデ	上井草 4 丁目 3-22
9	杉並区グループホーム　なごみ高井戸	高井戸西 2 丁目 5-1
10	グループホーム豊生	高円寺南 3 丁目 43-11
11	マザアスホームだんらん　杉並・松庵	松庵 1 丁目 13-21
12	グルップボエンデ井荻	下井草 5 丁目 22-4
13	グループホームなごみ松ノ木	松ノ木 1 丁目 12-50

	名称	所在地
14	セントケアホーム上井草	上井草2丁目26-10
15	フォービスライフ松庵　英	松庵1丁目2-8
16	グループホームふくろう宮前	宮前2丁目11-11
17	グループホームきらら荻窪	清水1丁目28-1
18	ＳＯＭＰＯケア　そんぽの家　GH堀ノ内	堀ノ内2丁目19-26
19	ライフコミューン杉並松庵	松庵2丁目22-28
20	有料老人ホーム　ルフラン荻窪	天沼2丁目3-16
21	グランダ新高円寺	堀ノ内3丁目10-11
22	介護付有料老人ホーム白寿園 ヴィラフォーレ荻窪	本天沼3丁目34-20
23	ツクイ・サンシャイン杉並	下井草4丁目31-2
24	くらら上井草	上井草4丁目15-26
25	フローレンスケア荻窪	荻窪2丁目4-29
26	トラストガーデン杉並宮前	宮前2丁目11-10
27	ライフステージ阿佐ヶ谷	阿佐谷北1丁目9-5
28	ゆめふる天沼店	本天沼3丁目44-12
29	高齢者在宅サービスセンター 和泉ふれあいの家	和泉4丁目40-31
30	（株）ケアサービス デイサービスセンター下井草	下井草4丁目4-4
31	ＮＰＯ法人デイサービスセンター　夢の飛行船	高円寺南3丁目48-5
32	エンジョイ音楽デイサービスひばり高円寺	高円寺南1丁目22-20
33	デイサービスまごころ高円寺	高円寺南5丁目20-3
34	デイサービスセンターなごやか方南町	方南2丁目3-5
35	デイサービスセンターなごやか杉並	高円寺南5丁目6-4
36	スマイルデイサービス　西荻窪店	上荻3丁目5-4
37	スマイルデイサービス　荻窪店	荻窪5丁目10-25
38	スマイルデイサービス　本天沼店	本天沼3丁目44-2
39	デイサービスあすなろ	久我山2丁目1-22
40	魔法のつえ	成田西3丁目3-25
41	デイサービス太陽スポーツ館　成田東	成田東3丁目13-6
42	リハビリデイサービスｎａｇｏｍｉ荻窪店	荻窪3丁目13-8
43	デイサービス　孫の家	井草3丁目26-14
44	デイサービス太陽スポーツ館　西荻南	西荻南2丁目18-8
45	スリーベルデイ阿佐ヶ谷	阿佐谷北5丁目12-24

	名称	所在地
46	短時間リハビリデイサービス　柿ノ木	南荻窪 3 丁目 30-15
47	こすもすリハビリデイサービス井草	井草 4 丁目 2-14
48	だんらんの家　デイサービス永福	永福 1 丁目 30-2
49	ナイス杉並なでしこ倶楽部	阿佐谷北 1 丁目 3-5
50	デイサービスほっとらいふ　ふじみ橋	和田 1 丁目 18-3
51	りはびり空間　プレミア・ケア　阿佐ヶ谷店	阿佐谷南 2 丁目 32-9
52	リゾートデイサービス　プルメリア	西荻南 2 丁目 18-17
53	健康ぷらす　高円寺	高円寺南 3 丁目 50-15
54	Ｒｅｈａ　Ｌａｂｏ　和田	和田 1 丁目 55-10
55	團ライフ	荻窪 2 丁目 17-4
56	リハラボ高円寺	高円寺北 3 丁目 17-3
57	ツクイ杉並下井草	下井草 4 丁目 31-7
58	せらび荻窪	今川 4 丁目 8-8
59	高齢者ショートステイマイルドハート西荻	西荻北 1 丁目 19-9
60	ＳＯＭＰＯケア　堀ノ内　ショートステイ	堀ノ内 2 丁目 19-26
61	セントケア看護小規模荻窪	宮前 2 丁目 21-19
62	さんじゅ久我山	久我山 3 丁目 47-16
63	さんじゅ阿佐谷	阿佐谷北 1 丁目 2-1
64	すぎなみ正吉苑	清水 2 丁目 15-24
65	特別養護老人ホーム愛敬苑	和田 1 丁目 3-7
66	特別養護老人ホーム沓掛ホーム	本天沼 3 丁目 34-28
67	特別養護老人ホームおぎくぼ紫苑	荻窪 3 丁目 7-30
68	特別養護老人ホーム　和泉サナホーム	和泉 4 丁目 16-10
69	メディカルナーシングホーム杉並	宮前 5 丁目 18-13
70	ゆうゆう西田館	荻窪 1 丁目 57-4
71	ゆうゆう方南館	方南 1 丁目 51-7
72	ゆうゆう荻窪館	南荻窪 2 丁目 25-17
73	ゆうゆう桃井館	桃井 1 丁目 35-2
74	ゆうゆう梅里堀ノ内館	堀ノ内 3 丁目 37-4
75	ゆうゆう和泉館	和泉 4 丁目 16-22
76	ミモザ久我山	宮前 4 丁目 30-3
77	グループホーム　なごみ松ノ木	松ノ木 1 丁目 12-50
78	エフリオ訪問看護・定期巡回ステーション	阿佐谷北 2 丁目 14-5
79	スギコー定期巡回	高井戸東 3 丁目 18-7
80	おおきなき杉並	南荻窪 4 丁目 29-10

	名称	所在地
81	ヘルパーステーションたいせい	浜田山 3 丁目 23-9
82	看護小規模多機能型居宅介護　しもいぐさ正吉苑	下井草 4 丁目 23-11
83	デイサービスセンターしもいぐさ正吉苑	下井草 4 丁目 23-11
84	ソフィア訪問看護ステーション下井草	下井草 2 丁目 19-19
85	ケアリッツ永福町	永福 2 丁目 42-4
86	ジョイフルデイサービス高円寺南	阿佐谷南 1 丁目 23-20

4　教育施設

	名称	所在地
1	杉並第九小学校	本天沼 1 丁目 2-19
2	桃井第二小学校	荻窪 5 丁目 10-25
3	井荻小学校	善福寺 1 丁目 10-19
4	杉並第七小学校	阿佐谷南 3 丁目 19-2
5	高井戸第四小学校	西荻南 1 丁目 8-16
6	松庵小学校	松庵 2 丁目 23-24
7	方南小学校	方南 1 丁目 52-14
8	済美小学校	堀ノ内 1 丁目 17-24
9	松ノ木小学校	松ノ木 1 丁目 2-26
10	東田中学校	成田東 3 丁目 19-17
11	東原中学校	下井草 1 丁目 28-5
12	向陽中学校	下高井戸 3 丁目 24-1
13	和田中学校	和田 2 丁目 21-8
14	宮前中学校	宮前 2 丁目 12-1
15	高井戸中学校	高井戸東 1 丁目 28-1
16	杉並和泉学園	和泉 2 丁目 17-14
17	済美養護学校	堀ノ内 1 丁目 19-25
18	南荻窪図書館	南荻窪 1 丁目 10-2
19	高井戸図書館	高井戸東 1 丁目 28-1
20	堀ノ内子供園	堀ノ内 1 丁目 9-26
21	高円寺北子供園	高円寺北 2 丁目 14-13
22	西荻北子供園	西荻北 1 丁目 19-22
23	光塩女子学院幼稚園	高円寺南 5 丁目 11-35
24	杉並教会幼稚園	和田 3 丁目 48-8
25	たから幼稚園	西荻南 1 丁目 12-12
26	日本大学幼稚園	天沼 1 丁目 31-14

	名称	所在地
27	富士幼稚園	南荻窪 4 丁目 5-7
28	阿佐谷幼稚園	阿佐谷北 5 丁目 13-2
29	和泉町幼稚園	和泉 2 丁目 25-7
30	佼成学園中学校	和田 2 丁目 6-29
31	東京朝鮮第 9 初級学校	阿佐谷北 1 丁目 39-3
32	永福学園	杉並区永福 1 丁目 7-28
33	中央ろう学校	下高井戸 2 丁目 22-10

5　児童福祉施設

	名称	所在地
1	荻窪児童館	荻窪 2 丁目 40-1
2	堀ノ内南学童クラブ	堀ノ内 1 丁目 9-26
3	永福南学童クラブ	永福 2 丁目 6-12
4	高円寺南児童館	高円寺南 3 丁目 24-15
5	今川児童館	今川 3 丁目 3-18
6	善福寺北児童館	善福寺 3 丁目 13-10
7	四宮森児童館	上井草 2 丁目 41-11
8	子ども・子育てプラザ高円寺	高円寺南 2 丁目 52-2
9	和田中央児童館	和田 1 丁目 38-18
10	方南児童館	方南 1 丁目 51-7
11	児童青少年センター	荻窪 1 丁目 56-3
12	高井戸児童館	高井戸西 2 丁目 5-10
13	よりみちくらぶ　ヤギのサンダル	宮前 2 丁目 10-42
14	よりみちくらぶ　ネコのトランク	成田東 4 丁目 1-26
15	発達支援ルーム　にこっと	高円寺南 4 丁目 22-7
16	カノン	高円寺南 3 丁目 16-20
17	LITALICO ジュニア高円寺教室	高円寺南 2 丁目 7-1
18	心理・発達相談室　こぐま	高円寺南 3 丁目 31-18
19	第２ドルフィンキッズ	上荻 1 丁目 4-5
20	障害児保育園ヘレン	天沼 3 丁目 12-12
21	八成れいんぼう	清水 2 丁目 16-20
22	子どもの家エラン	南荻窪 1 丁目 34-21
23	小学館アカデミーにしおぎ駅前保育園	松庵 3 丁目 35-15
24	荻窪コスモ保育園	荻窪 5 丁目 6-5
25	HOPPA 中野富士見町保育園	和田 1 丁目 17-12

	名称	所在地
26	きらら保育園杉並松庵	松庵 3 丁目 18-17
27	こどもヶ丘保育園阿佐谷南園	阿佐谷南 1 丁目 13-16
28	杉並保育園ソラグミ	西荻南 2 丁目 18-20
29	ふたばクラブ西永福保育園	永福 4 丁目 19-17
30	マグハウス西荻第２	松庵 3 丁目 41-1
31	マグハウス西荻	西荻南 2 丁目 8-16
32	西永福らる小規模保育園	永福 3 丁目 33-10
33	ハーモニー・キッズ	高井戸東 2 丁目 29-13
34	ピヨピヨおうちえん	上荻 2 丁目 7-9
35	doors 新高円寺	梅里 1 丁目 8-10
36	かわきたおひさま保育所	阿佐谷北 1 丁目 3-10
37	桃井グループ保育室	桃井 1 丁目 35-2
38	小規模保育園　ぴーかーぶぅ	和泉 4 丁目 42-5
39	AIAI NURSERY 荻窪	荻窪 5 丁目 15-21
40	アウル宮前保育園	宮前 2 丁目 11-11
41	和泉ここわ保育園	和泉 2 丁目 17-5
42	うぃず阿佐ヶ谷駅前保育園	阿佐谷北 1 丁目 15-3
43	うぃず成田東保育園	成田東 3 丁目 17-32
44	荻窪りとるぱんぷきんず	荻窪 3 丁目 7-29
45	グローバルキッズ松庵園	松庵 2 丁目 23-6
46	高円寺りとるぱんぷきんず	高円寺北 1 丁目 27-3
47	佼成育子園	和田 1 丁目 16-7
48	小学館アカデミー にしおぎ南保育園	西荻南 4 丁目 14-4
49	清水保育園	清水 3 丁目 22-11
50	杉並さゆり保育園	高円寺北 4 丁目 34-22
51	杉並ゆりかご保育園	成田東 1 丁目 18-8
52	成田コスモ保育園	成田西 3 丁目 8-12
53	ピノキオ幼児舎和田保育園	和田 2 丁目 21-8
54	マミー高円寺保育園	高円寺南 2 丁目 40-45
55	むさしの保育園	和田 1 丁目 8-20
56	ゆめの樹保育園たかいどにし	高井戸西 1 丁目 1-32
57	和田ここわ保育園	和田１丁目 5-7
58	高井戸保育園	高井戸西 1 丁目 31-3
59	和泉保育園	和泉 4 丁目 16-22
60	今川保育園	今川 3 丁目 3-18

	名称	所在地
61	永福南保育園	永福 2 丁目 6-12
62	大宮前保育園	宮前 5 丁目 19-8
63	荻窪保育園	南荻窪 2 丁目 25-17
64	高円寺東保育園	高円寺南 1 丁目 28-4
65	レイモンド中瀬保育園	下井草 4 丁目 25-10
66	グローバルキッズ荻窪保育園	阿佐谷南 3 丁目 13-12
67	大空と大地のなーさりぃ高円寺南園	高円寺南 4 丁目 37-23
68	子育てサポートセンター今川	今川 3 丁目 3-18
69	はっぴーほーむ	和田 1 丁目 3-12 サンライズオオバ 102
70	まことのぶどうの木 Nursery	松庵 3 丁目 38-4
71	ハーモニー・キッズ高井戸	高井戸東 2 丁目 26-3
72	杉九学童クラブ	本天沼 1 丁目 2-19
73	高井戸学童クラブ	高井戸西 2 丁目 5-10
74	桃二学童クラブ	荻窪 5 丁目 10-25
75	えがおの森保育園・あさがや	阿佐谷北 4 丁目 21-9
76	ふたばクラブ浜田山駅前保育園	浜田山 3 丁目 24-4
77	大空と大地のなーさりぃ中野富士見町駅前園	和田 1 丁目 1-6
78	エンジェル高円寺保育園	高円寺南 3 丁目 38-14
79	すぎなみのぞみ保育園	桃井 4 丁目 13-19
80	きらきらぼし保育園	清水 2 丁目 17-11
81	保育ルームリカリロ	清水 1 丁目 16-10
82	しまキッズナーサリー	荻窪 3 丁目 35-5

6　障害者施設

	名称	所在地
1	エンジョイ	下井草 4 丁目 30-1
2	堀ノ内ハイム	堀ノ内 3 丁目 16-31
3	宮前ホーム	宮前 1 丁目 2-4
4	ワルツ	上荻 2 丁目 7-9
5	笑がおの里杉並	下井草 1 丁目 24-6
6	グループホーム　ゲンキ永福	永福 2 丁目 4-13
7	杉並区下井草カラフルホーム	下井草 4 丁目 30-1
8	フォレス	成田西 4 丁目 8-5
9	パルテ	上荻 1 丁目 13-10
10	杉並いずみ第一	和泉 4 丁目 44-4

	名称	所在地
11	けやき亭	成田東 3 丁目 1-3
12	アゲイン	永福 1 丁目 27-31
13	かいとー	浜田山 3 丁目 1-9
14	工房ラルゴ	上荻 4 丁目 26-11
15	杉並いずみ第一	堀ノ内 3 丁目 9-11
16	杉並いずみ第二	方南 1 丁目 52-20
17	済美職業実習所	堀ノ内 1 丁目 26-6
18	どんまい福祉工房	本天沼 1 丁目 24-9
19	パソコン工房ゆずりは	荻窪 1 丁目 20-15
20	ゆい企画	成田東 5 丁目 15-23
21	ワークショップ・かたつむり	和田 1 丁目 5-18
22	ホーム中條	高円寺南 1 丁目 4－18
23	ジョイス	上荻 3 丁目 16-14
24	フォレス西荻窪	善福寺 1 丁目 11-7
25	グループホームみらい清水	清水 3 丁目 26-9

合計　239 施設（令和 6 年(2024 年)4 月 1 日時点）

資料245

緊急通行車両確認証明書

（災害対策基本法施行規則第６条に基づく証明書）

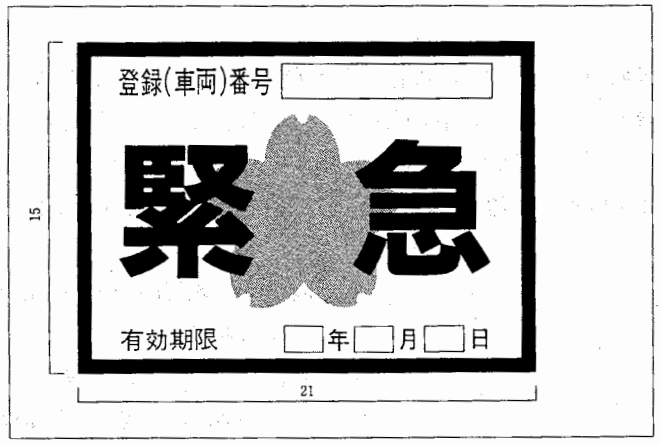
<table>
<tr><td colspan="3">第　　号
緊急通行車両確認証明書
年　月　日
知　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号票に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所</td><td>（　）　局番</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行経路</td><td>出発地　／　目的地</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

用紙は日本工業規格Ａ５とする。

資料246

緊　急　車　両　標　章

（災害対策基本法施行規則第６条に基づく標章）



備　考

１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料247

区車両等保有状況一覧

令和５年(2023年)９月１日現在

所属 ＼ 保有車両種別 / ナンバー種別	普通乗用	小型乗用	普通貨物	小型貨物	軽乗用	軽貨物	特種	乗合	原付	計
	3	5･7	1	4	5	4	8	2		
総務部										
経理課	9	１２		4	5	7	1	3	１２	５３
危機管理室										
危機管理対策課		1			4		1		1	7
防災課							3		2	5
区民生活部										
産業振興センター		1								1
保健福祉部										
障害者生活支援課										
すぎのき生活園						1				1
杉並福祉事務所										
荻窪事務所		1								1
高円寺事務所		1								1
高井戸事務所		1								1
杉並保健所										
健康推進課		1		1						2
生活衛生課				1	1	1				3
子ども家庭部										
児童青少年課				1		1			1	3
都市整備部										
土木管理課						4				4
土木計画課				1		1				2
狭あい道路整備課						1				1
建築課						2				2
みどり公園課						1				1
南公園緑地事務所			1			2			2	5
北公園緑地事務所			1			2			2	5
杉並土木事務所			1	1		9	3		4	１８
環境部										
環境課				1	1	1				3
杉並清掃事務所		2				２０				２２
高円寺車庫						8	１０			１８
方南支所		1				１１				１２
教育委員会										
社会教育センター						1				1
郷土博物館						1				1
済美教育センター		2		1		3				6
中央図書館				1						1
特別支援教育課		1								1
合　計	9	２４	3	１２	１１	７７	１８	3	２４	１８１

資料248

災害時活動計画（東京都獣医師会杉並支部）

Ⅰ．本計画の目的

この災害時活動計画は、杉並区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第２条第１号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した場合の動物に関わる救護活動に備え、杉並区と東京都獣医師会杉並支部（以下、杉並支部）との間に締結された「災害時の動物に関わる救護活動に関する協定」に基づき、杉並支部の活動を定めるものである。

Ⅱ．計画の大要

災害が発生し、杉並区災害対策本部長より杉並支部へ動物に関わる救護活動の要請があった場合は、直ちに本計画を発動し、獣医師会救護班を出動させ負傷動物救護所並びに震災救援所における救護活動を実施する。

Ⅲ．杉並支部救護組織の構成

１．東京都獣医師会杉並支部災害対策本部（以下、杉並支部災害対策本部）

杉並支部防災委員、杉並支部役員にて編成する。

杉並支部長が杉並支部災害対策本部長、杉並支部防災委員長が杉並支部災害対策副本部長に就任し、杉並支部災害対策本部は杉並支部災害対策副本部長宅（あるいは診療施設）に設置する。

２．獣医師会救護班

獣医師会救護班は、獣医師会動物医療救護班（以下、動物医療救護班）及び獣医師会支援班（以下、支援班）により構成する。

１）動物医療救護班

①杉並区を５ブロックに分割し、各ブロックに獣医師２名、動物看護要員数名で編成する動物医療救護班を数チーム設置し、ローテーションを組み負傷動物救護所に派遣する。各ブロックには班長を指名し、ブロック活動を統括する。

②１負傷動物救護所あたり１チームの動物医療救護班を派遣する。

③動物医療救護班の人員配置は、年度毎あるいは杉並支部会員の被災状況に応じて再構築する。

④動物看護要員は、協定で定めた協力事項に賛同した動物看護士等で、杉並支部会員の推薦を受けた者とし、年度毎に杉並支部を介して杉並区へ登録する。

なお、動物看護士等の活動は杉並区が依頼するものとする。

２）支援班

各ブロックより獣医師１名以上で編成する支援班を震災救援所に派遣する。

３）服装

動物医療救護班は、負傷動物救護所に配備されたユニホームを着用の上活動する。

３．杉並区内後方動物医療施設（拠点動物病院）

杉並支部会員診療施設の中から、住民区分、道路事情を考慮し、稼動可能な診療施設を区内後方動物医療施設として設置する。

Ⅳ．杉並支部救護組織の業務

杉並支部長は、杉並区災害対策本部長から動物に関わる救護活動の要請を受けた場合は、直ちに杉並支部防災委員並びに杉並支部役員に周知し、杉並支部災害対策本部を設置すると共に、可能な通信・連絡手段を用いて杉並支部会員に通達し、救護活動体制を整える。

１．杉並支部災害対策本部

１）杉並支部災害対策本部長あるいは副本部長の指揮のもと、杉並区並びに関係各機関と緊密に連携し、協力体制を構築し、救護活動にあたる。

２）獣医師会救護班並びに杉並区内後方動物医療施設における動物救護活動を統括する。

２．獣医師会救護班

１）動物医療救護班

（１）動物医療救護活動実施場所

杉並区災害対策本部が設置する区内５ケ所の負傷動物救護所

（２）動物医療救護業務

次の初動期動物医療救護活動を実施する。

ア）負傷動物に対する応急処置〔一次診療〕

イ）重症患畜の後方動物医療施設への転送の要否、および転送順位の決定

ウ）動物の死亡診断

エ）準備医薬品・資機材等の備蓄及び調達

２）支援班

（１）支援活動実施場所

杉並区災害対策本部が設置する震災救援所内の同行避難動物収容施設

（２）支援業務

同行避難動物収容施設において、杉並区災害対策本部が実施する飼育管理指導（対飼い主）および公衆衛生上の活動を支援する。

３．杉並区内後方動物医療施設

杉並区内後方動物医療施設は、それぞれ独自の活動計画を定め、それに則った動物医療救護活動を実施する[二次診療]。

ア）外来救急動物医療

イ）負傷動物救護所により搬送された重症患畜の治療

ウ）必要に応じ、区内外後方動物医療施設への重症患畜等の後送

Ⅴ．動物医療資器材および動物医薬品・医療材料等の配備・備蓄

１．動物医療救護班

ブロック毎に動物医療救護セットを配備する。

２．杉並区内後方動物医療施設

後方動物医療施設の会員各自が備蓄する。

Ⅵ．杉並区災害対策本部、杉並支部災害対策本部等の相互間の連絡・情報交換

（ホットラインの設置）

1．杉並区災害対策本部、杉並支部災害対策本部および負傷動物救護所間は、杉並区災害対策本部から貸与された防災無線機を利用し、連絡・情報交換を行う。
2．杉並支部災害対策本部、動物医療救護班、支援班並びに杉並区内後方動物診療施設間は、可能な通信手段を利用し、連絡・情報交換を行う。

Ⅶ．負傷動物救護所並びに震災救援所内の同行避難動物収容施設の設営および備品の確保
杉並区地域防災計画に基づき、杉並区災害対策本部に委ねる。

Ⅷ．獣医師会救護班等の通行権の確保
杉並区地域防災計画に基づき、杉並区災害対策本部および関係諸機関に委ねる。

Ⅸ．合同訓練
杉並区が実施する合同訓練に参加する。

Ⅹ．費用弁償等
杉並区との協定並びに覚書に基づく。

Ⅺ．動物救護活動実施要綱
東京都獣医師会杉並支部動物救護活動マニュアルに定める。

資料249

医療救護所・災害拠点病院等一覧

1　医療救護所・災害拠点病院等

医療救護所			所管センター
名称	所在地	電話番号	
杉二小医療救護所	成田西３－４－１	3313－0564	荻窪保健センター 荻窪５－20－１ 3391－0015
桃一小医療救護所	桃井２－６－１	3390－3178	
桃二小医療救護所	荻窪５－10－25	3392－6728	
桃三小医療救護所	西荻北２－10－７	3399－3135	
桃五小医療救護所	下井草４－22－４	3390－3188	
三谷小医療救護所	上井草３－14－12	3390－0164	
高三小医療救護所	下高井戸４－16－24	3302－0181	高井戸保健センター 高井戸東３－20－３ 3334－4304
富士見丘小医療救護所	久我山２－19－１	3333－7028	
西宮中医療救護所	宮前５－１－25	3333－8828	
杉一小医療救護所	阿佐谷北１－５－27	3338－8367	高円寺保健センター 高円寺南３－24－15 3311－0116
杉十小医療救護所	和田３－55－49	3313－1364	
馬橋小医療救護所	高円寺北４－28－５	3330－3411	
和田小医療救護所	和田２－30－21	3383－2425	
方南小医療救護所	方南１－52－14	3322－7661	
杉並和泉学園医療救護所	和泉２－17－14	3322－4251	

	災害拠点病院・災害拠点連携病院等		
	名称	所在地	電話番号
◎	荻窪病院	今川３－１－24	3399－1101
○	城西病院	上荻２－42－11	3390－4166
○	浜田山病院	浜田山４－１－８	3311－1195
△	救世軍ブース記念病院	和田１－40－５	3381－7236
○	浴風会病院	高井戸西１－12－１	3332－6511
○	河北総合病院	阿佐谷北１－７－３	3339－2121
○	東京衛生アドベンチスト病院	天沼３－17－３	3392－6151
○	清川病院	阿佐谷南２－31－11	3312-0151
○	山中病院	南荻窪１－５－15	3335-5611
◎	杏林大学医学部付属杉並病院	和田２－25－１	3383-1281
○	ニューハート・ワタナベ国際病院	浜田山３－19－11	3311-1119

◎ 災害拠点病院　○ 災害拠点連携病院　△ 災害拠点協力病院

2 歯科医療救護所

歯科医療救護所		
名称	所在地	電話番号
杉並区歯科保健医療センター	（杉並保健所内）	3398-5666

3 負傷動物救護所

負傷動物救護所			所管センター
名称	所在地	電話番号	
東田中負傷動物救護所	成田東３－19－17	3313－1461	荻窪保健センター
井草中負傷動物救護所	上井草３－20－11	3390－3144	
高二小負傷動物救護所	久我山４－49－１	3333－7728	高井戸保健センター
杉森中負傷動物救護所	阿佐谷北５－45－24	3330－3431	高円寺保健センター
杉並和泉学園負傷動物救護所	和泉２－17－14	3322－4251	

（上記学校に設置が困難な場合は、近接する他の学校に設置。）

資料250

医療資器材・医薬品等備蓄一覧

品名	内容	数量	備考
災害用接骨セット	骨折固定用具、包帯材料用品等	65 セット	震災救援所用

資料251

震災対策における都・区間の役割分担（昭和 52 年合意）

事　　項	検　　討　　結　　果
1　市民消火隊の育成	市民消火隊 665 隊（１隊 10 名程度）を区へ移管する。
2　防災活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする（補助方式は廃止する）。
3　消防水利の確保	防災市民組織が利用する小型防火水槽（40㎥以下）は、区が対応する。 都は、原則として、40㎥以上の防火水槽を設置する。
4　飲料水の確保	（１）　給水拠点における飲料水の確保は、都が行う。 （２）　給水拠点から住民に対する給水は、区が実施する。
5　食料及び生活必需品の確保	（１）　乾パン等の食料については、区が１日分を目標に備蓄する。都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。 （２）　調整粉乳については、最初の３日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄又は調達で対応する。 （３）　生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。 （４）　住民への配布は区があたる。
6　備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。
7　避難場所の利用管理	（１）　利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応は、原則として避難場所所在の区が対処する。 （２）　２区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係区において協議するものとする。 （３）　大規模避難場所で、所在区のみで対応することが困難な避難場所については、都が補完する方向で検討する（現在のところ、皇居前広場・日比谷公園地区を考えている）。
8　避難誘導体制	（１）　一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。 （２）　地域ごとの避難計画については、区が策定する。 （３）　避難場所等の標識の設置は都、管理は区とする。
9　医療救護班の編成	（１）　医療救護班の編成基準は、都が「災害医療運営連絡会」における協議に基づき作成する。 （２）　考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援にあたるものとする。
10　医療救護所の設置と負傷者の搬送	（１）　医療救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。 （２）　搬送体制は次の区分で行う。 被災現場　→　医療救護所（区） 医療救護所　→　後方医療施設（都及び区）
11　医薬品、医療器材等の備蓄	（１）　都・区の医療救護班が使用する医薬品、医薬器材等の確保については、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれが調達を含め確保する。

震災対策における都・区間の役割分担（平成８年合意）

事　　項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
1　地震計ネットワークの整備 （総務局）	地震被害の軽減を図るため、震度分布状況を即時に把握することにより、激甚な被害地を特定し、初動対応の迅速化を図る。	（地震計設置経費の 1/2 を区市町村が負担する。）
2　ボランティアの受入れ体制 （生活文化局）	区市町村は、災害時においてボランティア活動の拠点となるべき施設をあらかじめ設定し、ボランティアの受入れ体制を整備する。	都は、総合ボランティアセンター（仮称）を設置し、ボランティア団体の育成支援、情報提供、ネットワークづくりやコーディネーターの養成等を行う。 このセンターが、災害時には都・区市町村のボランティア間の総合的な連絡調整を行う。
3　災害弱者の安全対策 （福祉局）	（1）「高齢者・障害者等対策班」の設置 区市町村は、災害弱者に対応する窓口等（高齢者・障害者等対策班）を設置し、安否確認や支援サービス等必要な対策を総合調整する。 （2）二次避難所の利用 区市町村は社会福祉施設等を二次避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である高齢者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供していく。	都は、「高齢者・障害者等対策班」を設置し、区市町村と連携、調整等を図る。 都は、都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指定できるよう、条件整備に努める。
4　避難所の開設 （福祉局）	（1）避難所機能の充実 区市町村は、避難所に指定した建物について、早期に耐震診断等を実施して、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 （2）小中学校等の避難所機能の強化 区市町村は、地域内の公立小中学校等を避難所として指定し、食料等の備蓄や必要な資器材等を整備するなど避難所機能の強化を図る。 （3）二次避難所の開設 ア　区市町村は、自宅や避難所で生活している高齢者等に介護など、必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所	都は、耐震性貯水槽、井戸、ろ水器、可とう性の下水排水管救急箱（４点セット）に係る事業について経費を助成する。 都立学校は、小規模応急給水槽やろ水器、医療品などを整備し、避難所機能を強化する。 都は、都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指定できるよう、条件整備に努める。

事　　項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
4　避難所の開設 （福祉局）	として指定する。 イ　区市町村は、指定した二次避難所の所在地等について、都福祉局に報告する。	
5　避難所の管理運営 （福祉局） （教育庁）	避難所の管理運営 ア　区市町村は、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に管理運営方法を定める。 イ　学校は、避難所の管理運営について協力・援助を行う。 避難所に指定されている学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。	都は、避難所における教職員の役割分担等について、基本的な方針を示す。
6　帰宅困難者への対応 （福祉局）	都及び区市町村は、企業等にも食料・生活必需品等の備蓄について協力を依頼する。	
7　義援金品の受付､配分 （福祉局）	（1）　義援金品募集配分委員会 ア　義援金品の募集及び配分を、確実、迅速、適正に行うため、都災害対策本部に義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 イ　委員会は、次の事項を審議決定する。 ①　被災者への義援金品の配分計画の策定 ②　義援金品の受付・配分に係る広報活動 ③　その他義援金品の受付・配分等に関して必要なこと ウ　配分計画は、被災状況等を勘案して世帯及び人員を単位として計画する。 エ　委員会は、次の機関等で構成する。 ①　東京都 ②　区市町村 ③　日本赤十字社 ④　その他関係機関 （2）　義援金品の受付等 ア　義援金は、都、区市町村及び日本赤十字社が受け付ける。受け付けた義援金は、委員会に送金する。 イ　義援品は、被害の状況等を勘案し、必要な物資について募集し、都及び区市町村で受け付ける。	（義援金の取扱いの詳細については、委員会で協議する。）

事　　項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
7　義援金品の受付､配分 （福祉局）	（３）　義援金品の保管及び配分 　委員会は、配分計画に基づき義援金を被災区市町村に送金し、被災区市町村が被災者に義援金を配布する。 　なお、義援品については、速やかに被災区市町村に引き渡す。	
8　応急仮設住宅 （住宅局）	（１）　建設用地の選定 ア　区市町村は、あらかじめ次の点を考慮のうえ建設予定地を定めておくものとする。 （ア）　接道及び用地の整備状況 （イ）　ライフラインの状況 （ウ）　一時避難場所などの利用の有無 イ　都は、予定された建設地の中から仮設住宅用地を選定する。都が仮設住宅の建設に当たり、各区市町村の当該行政区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合うものとする。 ウ　都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年１回区市町村から報告を求めるものとする。 （２）　工事監督 　工事の監督は、都住宅局が行う。 　ただし、これにより難い事情がある場合には、区市町村等に委任する。 （３）　入居者の募集・選定 　入居者の募集計画は被災状況に応じて東京都が策定し、区市町村に住宅を割当てるものとする。 　割当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割当てるものとするが、所要所数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合うものとする。 　住宅の割当てを受けた区市町村は当該区市町村の被災地に対し募集を行う。	都は、国公有地をはじめ災害時のオープンスペースの利用について、全体的な調整を行う。

事　　項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
8　応急仮設住宅 （住宅局）	入居者の選定は、高齢者・障害者等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して区市町村が行う。 （4）　応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区市町村が行う。	都は、区市町村が円滑な入居者管理等を行えるよう、必要に応じて協力する。
9　医療情報の収集伝達 （衛生局）	（1）　被害情報の収集 区市町村は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制を確立し、災害時には地区医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況等について把握して都衛生局に報告する。 （2）　都民等への情報提供 区市町村は、地域住民に対し医療情報を提供する窓口を設置する。	都は、病院の被害状況を、区市町村及び都医師会等の協力を得て収集する。 都は、収集した医療機関の被害情報等を区市町村等に伝達するとともに、報道機関を通じて、都民に広報する。
10　医療救護活動 （衛生局）	（1）　医療救護班派遣状況の報告 区市町村は、地区医師会の協力を得て医療救護班を派遣するとともに、医療救護班の派遣状況について衛生局長に報告する。 （2）　歯科医療救護班の編成 歯科医師や歯科衛生士などで歯科医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。 （3）　薬剤師の配置 医療救護所や避難所に薬剤師を配置し調剤、服薬指導等を行う。	
11　負傷者等の搬送体制 （衛生局）	（1）　医療スタッフの搬送体制 区市町村は、区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送体制を確立する。 （2）　医薬品等の搬送体制 区市町村は、区市町村が設置する医療救護所等で使用する医薬品・医療資器材の搬送体制を確立する。	都は、都が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送体制を確立する。 都は、都が備蓄、供給する医薬品・医療資器材の搬送体制を確立する。

事　　項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
12　保健活動 （衛生局）	（１）　保健婦班の編成 区市町村及び都は、避難所等での不自由な生活や被災のショック等による心身の健康障害や在宅療養者の病状悪化を防ぐため、保健婦班を編成し、避難所での健康相談や巡回健康相談等を行う。 （２）　精神疾患患者対策 区市町村及び都は、保健所を拠点に精神科診療所及び巡回診療チームを設置する。 （３）　メンタルケア 区市町村及び都は、保健所を拠点に精神相談室及び巡回相談チームを設置する。 （４）　在宅難病患者対策 平常時から保健所を通じて患者の把握を行う。	都は、精神科医その他の専門スタッフについて、広域応援等も含め、確保に努める。
13　防　疫 （衛生局）	区市町村及び都は、避難所その他の衛生環境確保のためのマニュアルを作成する。	
14　遺体の収容 （衛生局）	区市町村及び都は、都及び関係機関と協議のうえ、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立する。 また、災害時には速やかに遺体収容所を開設して運営にあたるとともに、開設状況を都及び警視庁に報告する。	都は、あらかじめ遺体の収容について関係機関との調整を行うとともに、区市町村の要請に基づき遺体収容所の開設・運営に関して必要な支援措置を講ずる。
15　遺体の埋火葬等 （衛生局）	区市町村は、火葬許可証の迅速な発行に努め、遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。 区市町村は、遺体の安置、保管及び搬送体制を確立する。	都は、近県市等との遺体火葬に関する協力体制を確立する。 都は、遺体の安置・保管に係る物品の調達について、関係業界や近県市等との協力体制を確立する。
16　ごみ処理方法 （清掃局）	（１）　災害時のごみは、区の協力を得て、分別を徹底させ、収集可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。 （２）　処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、区の協力を得て、幹線道路に面した公有地等を中継所として活用し、収集の効率化を図る。	

事　　項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
17　し尿処理方法 （清掃局）	（1）　し尿処理の基本的考え方 ア　水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。 　避難所等においては、施設の耐震性を強化して震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。断水時には、プール、井戸等により確保した水を使用する。 イ　アの対策と併行して、仮設トイレを使用したし尿処理を行う。 　区市町村は、仮設トイレの備蓄及び設置マニュアル整備を行う。 　仮設トイレ等の機能選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。 　仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。 （2）　収集、処理体制 　震災が発生した場合、都は、仮設トイレの設置状況を区からの連絡により把握し、収集体制を整備する。 　収集したし尿は、水再生センターに搬入して処理する。	都は、学校の避難所機能強化の一環として、下水管の可撓管化や井戸の設置補助を順次行う。
18　がれき処理 （清掃局）	（1）　がれき処理対策臨時組織の設置 　発災後、都は速やかに「がれき」処理を行う臨時組織である「がれき処理対策本部（仮称）」を設置するとともに、区の協力を得て、各区内に「がれき処理対策班（仮称）」を設置し、都区共同で地域の「がれき」処理を行う。 （2）　倒壊建物の解体及びがれきの撤去 　個人住宅や一部の中小事業所等に限り各区の対策班において「がれき」撤去に関して、住民からの申請受付、民間業者との契約及び適正処理の指導等の事務を行う。 （3）　特例処置が講ぜられた場合 　倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととする。	（解体は所有者の責任） （解体後は、廃棄物として市町村が処理） （国は、市町村が行う処理に要する費用の 1/2 を補助）

事　　項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
18　がれき処理 （清掃局）	ただし、個人住宅や一部の中小事業所等について、特例措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体処理についても撤去と同様の処理を行う。	
19　応急給水活動 （水道局）	給水拠点での都（多摩地区については、都営水道市町水道部所）・区市町の役割分担 ア　応急給水槽では、区市町が応急給水に必要な資機材等の設営及び被災者への応急給水を行う。 イ　浄水場（所）・給水所では、都は応急給水に必要な資機材等の設営を、区市町は被災者への応急給水を行う。 ウ　飲料水を車両輸送する避難場所では都は、区市町が避難場所に設置する仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、被災者への応急給水は区市町が行う。	
20　避難計画 （総務局）	避難の方法等は、原則として現行どおりとするが、地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法についても想定しておくものとする。	

資料252

災害救助物資備蓄一覧

震災救援所１か所あたりの備蓄品一覧（基準値）

令和５年(2023年) ４月現在

	No.	品名	基準値 数量	単位
A・救援所運営	1	震災救援所セット（初動４班セット） ※１	1	組
	2	ボランティア腕章	200	個
	3	震災救援所用ベスト	50	着
	4	ヘルメット	2	個
	5	台車	1	台
	6	防水シート（ブルーシート）（1.5間×2間）（2間×3間）	各50	枚
	7	要配慮者用防水シート（オレンジシート）（2間×3間）	5	枚
	8	要配慮者用テント(W2m×D2m×H2m)	1	張
	9	ワンタッチ式テント(W1.2m×D1.2m×H1.8m)	2	張
	10	テント型プライベートルーム（W1.8m×D1.8m×H2.2m）	3	張
	11	リヤカー	4	台
	12	テント(ジャバラタイプ)（3.6m×2.4m）	2	張
	13	簡易間仕切(1セット：4畳半×10部屋)	4	セット
	14	ストーブ一式（灯油仕様）	1	式
	15	災害用特設公衆電話（ＮＴＴ）	3	台
	16	戸別受信機	1	セット
	17	アンプルボード	2	台
B・食品・飲料水関係	1	クラッカー（1箱70食入り）	3,500	食
	2	ライスクッキー（アレルギー対応食 1箱40食入り）	320	食
	3	アルファ米 個食用（アレルギー対応食 五目ご飯 1箱50食入り）	3,200	食
	4	おかゆ（アレルギー対応 ほたて貝柱 1箱30食入り）	210	食
	5	味噌汁（1箱200食入り）	1,400	食
	6	食料用保存水（1箱 2L 6本入り）	384	本
	7	ミネラルウォーター（1箱 2L 6本入り）	1,800	本
	8	粉乳（らくらくキューブ アレルギー非対応）	192	食
	9	粉乳（アレルギー対応ミルク800ｇ）	1	缶
	10	粉乳用ほ乳びん	30	本
	11	液体ミルク(1缶240ｍｌ) ※2	40	缶
	12	液体ミルク用ほ乳びん（使い捨て）	40	個
	13	わりばし	5,000	膳
	14	炊飯器具（大釜・カマド・バーナー）	2	セット
	15	カセットコンロ	20	台
	16	やかん	10	個
	17	ラップ	50	本
	18	金属バケツ	30	個
	19	給水袋（５Ｌ ５０個、６Ｌ ５０個）	100	個
	20	ポリコップ	4,000	個
	21	受水槽セット	1	式
	22	応急給水セット （黄色パック）	1	式

	No.	品名	基準値 数量	単位
C・工具・救助関係	1	スタンドパイプセット （青色パック）	1	式
	2	救助工具セット ※３	1	式
	3	ロープ（2巻1組）	2	巻
	4	はしご	1	台
	5	軍手	480	双
	6	防塵マスク	150	枚
	7	防塵メガネ	10	個
	8	担架	10	台
	9	万能担架	2	台
	10	レスキューキャリーマット	5	組
	11	おんぶ紐	5	本
	12	車いす(ノーパンクタイヤ)	2	台
	13	松葉杖	5	組
	14	応急救護セット	1	組
	15	聴覚障害者対応セット※４	1	組
	16	特殊救急収納袋（遺体収納袋）・遺体防腐剤	各5	セット
	17	三脚（アルミ）	2	台
	18	けん引式車椅子補助装置	1	台
D・照明器具・電源関係	1	コードリール	3	組
	2	投光器（頭・三脚セット）	3	組
	3	懐中電灯（単三×2本）	50	個
	4	ＬＥＤ防水ヘッドライト（単三×2本）単三電池2本付き	20	個
	5	ランタン（単三×4本）	50	個
	6	ラジオ（単三×2本）単三電池2本付き	10	台
	7	乾電池（単三）	450	本
	8	バルーン投光機	1	台
	9	バルーン投光機用発電機（青色）	1	台
	10	小型発電機（緑色）	1	台
	11	発電機（ガスボンベ式）（白色）	2	台
	12	大型発電機（青or赤色）	1	台
E・生活必需品関係	1	靴袋	1,000	枚
	2	土のう袋（マンホールトイレ重り用）	50	枚
	3	毛布	800	枚
	4	不織布毛布	400	枚
	5	エアーマット	400	枚
	6	救急シート	100	枚
	7	使い捨てカイロ	1,920	個
	8	タオル	600	枚
	9	ウェットティッシュ	1000	個

	No.	品名	基準値 数量	単位
E・生活必需品関係	10	ポケットティッシュ	2,000	個
	11	箱ティッシュ（1箱50個入×10）	500	個
	12	トイレットペーパー（1箱48個入×4）	192	巻
	13	紙おむつ（大人用M・パンツ180枚入/パンツL192枚入）	各1	袋
		紙おむつ（子供Sテープ82枚入）	1	袋
		紙おむつ（子供Mテープ128枚入/パンツ116枚入）	各1	袋
		紙おむつ（子供Lテープ108枚入/パンツ88枚入）	各1	袋
	14	生理用品（1,080枚入）	1	箱
	15	洗い桶	100	個
	16	石けん（1箱200個入）	200	個
	17	ハンドソープ（２５０ｍｌ）	25	本
	18	マンホールトイレ和式(組立式テント付)	10	台
	19	マンホールトイレ洋式	5	台
	20	ペール缶トイレセット(ワンタッチ式テント付)	3	セット
	21	簡易トイレ（プラダン組立式）	2	台
	22	洋式便器セット（収便袋１０枚、受けバッグ１個	20	セット
	23	簡易トイレ（和式便器へセットし洋式にする）	5	台
	24	収便袋	3,000	枚
	25	ゴミ袋（45Ｌ/90Ｌ）	各500	枚
	26	手提げビニール袋	1,800	枚
	27	蓋付バケツ（20Ｌ）	20	個
	28	トイレ清掃セット	1	式
	29	マスク（1,０００枚は真空包装）	2,000	枚
	30	女性用備蓄セット ※５ 内訳は裏面参照	1	セット
F・燃料関係	1	ライター	20	本
	2	固形燃料（ヘキサクック）	36	個
	3	くん薪(5ｋｇ×4箱)	1	箱
	4	ガスボンベ(コンロ120・発電機30)	150	本
	5	ガソリン1缶詰 （学校倉庫３０缶+災害備蓄倉庫１４缶）	44	缶
	6	灯油缶詰（ストーブ用） （学校倉庫３０缶+災害備蓄倉庫３０缶）	60	缶
	7	プロパンガス	2	本

※１ 震災救援所セット（初動４班セット）

避難者対応班セット（主な役割：避難者誘導・受付）

	品名	数量
1	誘導灯	3本
2	誘導チョッキ	3着
3	メガホン	10個
4	トランジスターメガホン（単三電池12本付）	2台
5	リーフレットファイル(マニュアル)	1冊
6	ノート（記録用）	3冊
7	パウチ①（トイレルール）	5部
8	パウチ②（初動対応アナウンス）	2部
9	避難者登録カード	100部

施設の安全点検班セット（主な役割：施設点検）

	品名	数量
1	建物点検用LEDライト（単一電池4本付き）	2台
2	立入禁止テープ	2巻
3	トラロープ １００ｍ	1巻
4	トラロープ ２０ｍ	5巻
5	簡易工具セット ★1 内訳は右記参照	1個
6	リーフレットファイル(マニュアル,安全点検チェック	1冊
7	ノート（記録用）	3冊

総括班セット（主な役割：情報集約・災対本部連絡）

	品名	数量
1	震災救援所垂れ幕	1枚
2	腕章	24枚
3	文具セット ★2 内訳は右記参照	1式
4	布粘着テープ	10巻
5	多言語表示シート ◎対応言語は下記参照	1冊
6	トランシーバー	3台
7	携帯電話充電器（手動式）	1台
8	携帯電話充電器（電池式）	5台
9	携帯電話充電器（ＵＳＢ式６個口）	2個
10	電源タップ	2個
11	リーフレットファイル(マニュアル)	1冊
12	ノート（記録用）	3冊
13	ホワイトボードシート	1個
14	ホワイトボードシート用ペン（黒・赤・青）	各3本

◎中国語、韓国語、英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ロシア語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語

衛生班セット（主な役割：感染症対策）

	品名	数量
1	感染症対策セット ★3 内訳は右記参照	1式
2	リーフレットファイル(マニュアル,食中毒予防ハンドブック)	1冊
3	ノート（記録用）	3冊

★1 簡易工具セット内訳

	品名	数量
1	モンキーレンチ/150mm	1本
2	ネールハンマー	1本
3	万能ハサミ	1本
4	ウォーターポンププライヤー/235mm	1本
5	ラジオペンチ/150mm	1本
6	コンベックス/3m	1個
7	ドライバー/75,100,150mm,-6×125mm	4本
8	スタビードドライバー/38mm	1本
9	カッター	1本
10	六角棒レンチ/1.5,2,2.5,3,4,5,6mm	7本
11	精密ドライバー	3本

★2 文具セット内訳

	品名	数量
1	電卓	2台
2	マジック	20本
3	カッターナイフ	5本
4	セロテープ	2本
5	はさみ	2丁
6	鉛筆	2打
7	鉛筆削り	2個
8	災害備蓄倉庫鍵	1式

★3 感染症対策セット内訳 ※一部衛生班セット外にあり

	品名	数量
1	フェイスシールド	230個
2	ゴム手袋（M300双、Ｌ200双）	500双
3	除菌消臭用漂白剤（1000ml）	2本
4	手指消毒剤（500ｍｌ）	1本
5	手指消毒剤（８００ｍｌ）	12本
6	手指消毒剤（１ℓ）	4本
7	感染症対策除菌消臭剤（２５０ｍｌ）	4本
8	防護服セット	1式
9	医療用ガウン	250着
10	非接触式電子温度計保管場所A3パウチ	1枚
11	非接触式電子温度計（単三電池仕様）	2本
12	非接触式電子体温計（単四電池仕様）	1本
13	接触式電子体温計	5本
14	養生テープ	1個

※２ 液体ミルクについて

・備蓄場所：区内5カ所の災害備蓄倉庫内冷蔵庫
（阿佐谷南・井草・高井戸・善福寺第二・和田第二）
・常温（25℃以下）保管必須
・上記５か所に持ち運び用クーラーボックスあり（各１個）
・各冷蔵庫に蓄電池を設置⇒停電後、約72時間電源を確保

※３ 救助工具セット内訳

	品名	数量
1	スコップ（角）	5本
2	スコップ（剣）	5本
3	トビクチ	10本
4	カケヤ	10本
5	ツルハシ	10本
6	大型バール	10本
7	大型ハンマー	10本
8	カナテコ	10本
9	オノ	10本
10	折込のこぎり	10本
11	油圧ジャッキ（赤ケース・白ケース）	2台

※４ 聴覚障害者対応セット内訳

	品名	数量
1	用紙（Ａ４）	500枚
2	ファイル（Ａ４）	2個
3	スケッチブック（Ａ３）	5冊
4	ボールペン黒（1.0mm）	10本
5	油性ペン黒	4本
6	ホワイトボード（A3無地）	4個
7	ホワイトボードマーカー（黒）	5本
8	軍手	3双
9	緑色バンダナ（聴覚障害者用）	5本
10	黄色ゼッケン（ボランティア用）	5着
11	クリップボード	4枚
12	ヘッドライト	2個
13	暗闇で光る手話手袋	2組

※５ 女性用備蓄セット内訳

	品 名	数 量
1	防犯ブザー	900個
2	メイク落とし（クレンジングシート）	900枚
3	チャック付きゴミ袋	300枚

資料 252

資料253

区有施設の防災井戸一覧

令和５年(2023年)８月現在

施設名	所在地	備考
児童青少年センター	荻窪１－56－３	
杉並保健所	荻窪５－20－１	電動ポンプ
こども発達センター	高井戸東１－18－５	
阿佐谷こぶし緑地	阿佐谷北３－36－２	
井草森公園	井草４－12－１	
八成区民集会所	井草１－３－２	
上井草特別養護老人ホーム	上井草３－33－10	
ゆうゆう梅里堀ノ内館	堀ノ内３－37－４	雨水利用
ゆうゆう上高井戸館	高井戸東２－６－17	
梅里公園	梅里１－１－55	２基あり
下高井戸おおぞら公園	下高井戸２－28－23	２基あり
おぎ緑地	西荻北１－12－11	打ち込み
阿佐谷ことり公園	阿佐谷南３－４－16	
なのはな生活園	宮前２－22－４	
桃井児童館	桃井２－10－９	
高井戸福祉事務所	高井戸東３－26－10	
和田三丁目まちづくり用地	和田３－27－５	
松庵わかくさ公園	松庵３－24－８	
神田川高井戸橋右岸	高井戸東２－30先	
下井草いど公園	下井草２－９－１	
宮前ふれあいの家	宮前５－17－15	
成田東防災住宅	成田東４－14－34	
高井戸保育園	高井戸西１－31－３	
柏の宮公園	浜田山２－５－１	２基あり
天沼児童館	天沼１－６－25	
天沼もえぎ公園	天沼３－31－５	
三井の森公園	高井戸東１－28－２	
Ａさんの庭	阿佐谷北５－45－13	
与謝野公園	南荻窪４－３－22	
済美公園	堀ノ内１－27－40	
清水いづみ公園	清水２－17－12	
大宮前体育館	南荻窪２－１－１	
角川庭園	荻窪３－14－22	
西荻地域区民センター	桃井４－３－２	
阿佐谷地域区民センター	阿佐谷北１－１－１	
セシオン杉並	梅里１－22－32	

上記のほか、震災救援所及び済美養護学校に設置。

資料254

生活用水井戸登録状況一覧

令和５年(2023年)８月現在

町丁目		登録基数
井　草		
	1	1
	2	2
	3	―
	4	―
	5	1
上井草		
	1	1
	2	2
	3	2
	4	1
下井草		
	1	―
	2	1
	3	―
	4	2
	5	2
善福寺		
	1	3
	2	―
	3	1
	4	―
今　川		
	1	―
	2	2
	3	2
	4	―
桃　井		
	1	3
	2	1
	3	―
	4	1
西荻北		
	1	2
	2	―
	3	―
	4	―
	5	1
上　荻		
	1	4
	2	1
	3	3
	4	1
清　水		
	1	4
	2	4
	3	2

町丁目		登録基数
本天沼		
	1	2
	2	―
	3	7
天　沼		
	1	2
	2	5
	3	6
阿佐谷北		
	1	1
	2	5
	3	5
	4	3
	5	5
	6	7
阿佐谷南		
	1	11
	2	3
	3	9
高円寺北		
	1	5
	2	3
	3	4
	4	2
高円寺南		
	1	2
	2	4
	3	5
	4	―
	5	4
和　田		
	1	3
	2	1
	3	8
方　南		
	1	4
	2	―
和　泉		
	1	3
	2	8
	3	2
	4	1
堀ノ内		
	1	2
	2	1
	3	3

町丁目		登録基数
松ノ木		
	1	―
	2	3
	3	4
大　宮		
	1	―
	2	―
梅　里		
	1	3
	2	5
久我山		
	1	2
	2	1
	3	3
	4	―
	5	―
高井戸西		
	1	―
	2	1
	3	―
上高井戸		
	1	8
	2	4
	3	1
永　福		
	1	―
	2	1
	3	1
	4	3
浜田山		
	1	3
	2	―
	3	6
	4	2
下高井戸		
	1	1
	2	―
	3	―
	4	6
	5	1
高井戸東		
	1	―
	2	―
	3	―
	4	2

町丁目		登録基数
成田東		
	1	1
	2	3
	3	7
	4	6
	5	4
成田西		
	1	―
	2	4
	3	3
	4	―
荻　窪		
	1	4
	2	5
	3	5
	4	4
	5	2
南荻窪		
	1	1
	2	―
	3	―
	4	2
西荻南		
	1	2
	2	1
	3	―
	4	―
松　庵		
	1	―
	2	1
	3	1
宮　前		
	1	―
	2	1
	3	3
	4	2
	5	―
合　計		309

資料255

非常用発電機設置済み公衆浴場一覧

浴場名	所在地
なみのゆ	高円寺北 3-29-2
玉の湯	阿佐谷北 1-13-7
井草湯	下井草 5-3-15
秀の湯	桃井 4-2-4

資料256

遺 体 処 理 票

災害遺体番号		第　　号
死亡者	氏名 （年　令）	（　才）
	住所	
	死亡年月日	年　月　日
	死亡原因	
	死体発見の日時・場所	
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年　月　日
遺留品	処理番号	第　　号
	保管所	
備考		
遺体収容所		

(注)身元不明遺体の場合は、備考欄にその旨記載し遺体の特徴、その他参考となる事項を詳しく記入すること。

資料257

遺 留 品 処 理 票

遺留品処理番号		第　　号		
遺留品	品　名	数量	品　目	数量
引取人	氏　名			
	住　所			
	死亡者との関係			
	引取年月日	年　月　日		
死亡者	遺体番号	第　　号		
	氏　名			
	住　所			
備　考				
遺留品保管所				

(注)遺留品の特徴、その他を備考欄に記入
　すること。

資料258

遺　体　氏　名　札

杉並区災害遺体

第　　号

氏　　名

資料259

災 害 遺 体 搬 送 票

送付番号

災害遺体搬送票

杉並区災害遺体第　　号
氏名　　を送付する。

年　月　日
杉並区長
斎場宛

資料260

遺　骨　処　理　票

遺骨処理票		第　　号
死亡者	災害遺体番号	第　　号
	氏　　名	
	住　　所	
	焼骨日時 場　　所	
引取人	氏　　名	
	住　　所	
	死亡者との 関　　係	
	引取年月日	年　月　日
遺留品	処理番号	第　　号
	保　管　所	
備考		
納骨場所		

資料261

り災証明願・り災証明書

年　月　日

杉並区長　宛

り　災　証　明　願

申　請　者	住　所 電話　（　）	
	フリガナ 氏　名	り災者との関係 □本人　□同居の家族 □その他（　）※要委任状
証明書必要数	（　）　通	

下記によりり災したので証明願います。

記

り　災　者 （申請者と同じ場合は記載不要）	住　所 フリガナ 氏　名　電話			
り災世帯の 構　成　員 （り災した世帯員を記載）	氏　名	続柄	氏　名	続柄
り　災　日　時	年　月　日			
り　災　原　因	□水害　□地震　□風害 □その他（　）			
り災家屋等の 所　在　地 （申請者と同じ場合は記載不要）	杉並区　丁目　番　号 □住家　□事業所			

※り災者本人又は同居の家族以外の方が申請する場合は、次の委任状に御記入ください。

委任状

年　月　日

杉並区長宛

上記代理申請者＿＿＿＿＿＿＿＿に、り災証明書の請求・受領について委任します。

委任者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿

本人確認	□現住　□運転免許証　□健康保険証 □マイナンバーカード □その他（　）

り 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

追加記載事項①

被災者区分 ：
世帯構成員 ：

構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

杉並区長　　印

資料262

義 援 金 品 受 領 書

義援金品受領書

NO._____

金額	千	百	十	万	千	百	十	一	円

品　　名	数　　量	摘　　要

上記のもの確かに受領いたしました。

年　　月　　日

住 所

氏 名　　様

杉並区災害対策本部長

杉 並 区 長

氏 名　　㊞

資料263

激甚法に定める主な事業及び都関係局

激甚法に定める事業及び関係局は次のとおりである。

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第３条	１　公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	２　公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	３　公共学校施設災害復旧事業	教育庁	
	４　公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	５　生活保護施設災害復旧事業	福祉局	
	６　児童福祉施設災害復旧事業		
	７　老人福祉施設災害復旧事業		
	８　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	９　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10　婦人保護施設災害復旧事業		
第３条及び第19条	11　感染症予防事業	保健医療局	
	12　感染症指定医療機関災害復旧事業		
第３条及び第９条	13　堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁業 上記の施設の区域外
第３条及び第10条	14　堪水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第５条	15　農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第５条及び第６条	16　農林水産業共同利用施設災害復旧事業		

適用条項	事　　業　　名	都関係局名	備　　考
第７条	17　開拓者等の施設の災害復旧事業	産業労働局	
第８条	18　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第 11 条	19　共同利用小型漁船の建造費の補助		
第 12 条	20　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第 13 条	21　小規模企業者等設備同遠敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第 14 条	22　事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第 16 条	24　公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第 17 条	25　私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第 20 条	26　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉局	
第 21 条	27　水防資材費の補助の特例	建設局	
第 22 条	28　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	住宅政策本部	
第 24 条	30　共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

資料264

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○　南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○　観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○　観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○　監視領域内※1でマグニチュード 6.8 以上※2の地震※3が発生 ○　1 カ所以上のひずみ計での有意な変化※4 と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4 が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※5 が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○　その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で 2 時間後	巨大地震警戒	○　想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※6 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○　想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50㎞ 程度までの範囲

※2　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで 6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。

※4　気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを１～３として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル１：平常時のデータのゆらぎの中の１年に１～２回現れる程度の値に設定

レベル２：レベル１の 1.5～1.8 倍に設定

レベル３：レベル１の２倍に設定

「有意な変化」とは上記、レベル３の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル１以上の変化を意味する。

※5　ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40㎞）では数ヶ月から１年程度の間隔で、数日～１週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

資料265

気 象 庁 震 度 階 級 関 連 解 説 表

平成 21 年(2009 年)3 月 31 日から適用

（使用にあたっての留意事項）

1.気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

2.地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

3.震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

4.この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

5.この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

6.この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ま	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがあ	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5	5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5	5 強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止す
5	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

計測震度	震度階級	木造建物（住宅）	
		耐震性が高い	耐震性が低い
5	5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5	5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6	6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6	6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
6	7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

計測震度	震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
		耐震性が高い	耐震性が低い
5	5 強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
	6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6	6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
6	7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況木造建物（住宅）の状況

計測震度	震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5	5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
	5 強		
5	6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6	6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
6	7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料266

〈速報版〉

水防活動報告表

水防管理団体		年　月　日　時 現在		
担当部所連絡先	部　課 係	Tel Fax	報告者	
水防活動実施箇所	左 川　岸　地先 右			
地名・住所		区 市 町 村		
活動日時	自　月　日　時　～　至　月　日　時			
出動人員	職　員	消防団	その他	
	人	人	人	
水防活動の概況および工法	工　法			
	延　長	m		

使用資器材	品　名	単位	数　量		
				水位の状況	
				水防関係者の死傷状況	
通信欄					

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)
注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。
注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

資料267

水防活動実施報告書

	区市町村 水防管理団体 建設事務所 支庁 名	水防活動延べ人員（人）	使用資材費（円）		備　　考 （資材の内訳等）
			主要資材	その他資材	
月分					
月分					
月分					
計					

※書ききれない場合には、表を加工してください。

資料268

被　害　報　告　表

建設事務所・区市町村名		第　報	報告者	年　月　日　時現在	
				調査率	% 気象コード
担当部所			連絡先		
異常気象名			災害発生年月日	自　　年　月　日：至　月　日	

気象データ	市町村名	連続雨量最大：		被災中心地：	
	連続雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大日雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大時間雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大平均風速	m/秒	日　時　分～　時　分	m/秒	日　時　分～　時　分
	その他				

一般被害等	人的被害				住家被害			
	区分	人数	市町村名	原因（がけ崩れ、転落等）	区分	戸数	主な市町村名	原因（破堤、溢水、内水等）
	死者				全壊			
	行方不明				半壊			
	負傷者				一部損壊			
	避難者				床上浸水			
	避難勧告				床下浸水			
	災害救助法適用市町村名（発令月日）							

工種	都工事		市町村工事		計	
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）
河川						
海岸（港湾に係るもの）						
海岸（その他）						
砂防設備						
地すべり防止施設						
急傾斜地崩壊防止施設						
道路						
橋梁						
港湾						
下水道						
公園						
計						

道路・橋梁を除く主な施設被害	区分 河川・海岸名等	被災位置（市町村字名）	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要（期間）	被害状況等（原因、状況等）

主な道路・橋梁施設	区分 路線名	被災位置（市町村字名）	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要（期間）	迂回路の有無	交通規制 月日 全面・一部	被害状況等（原因、状況、バス路線・孤立集落の有無）

全面通行止				一部通行規制				
都管理国道	路線　箇所	市町村道	路線　箇所	都管理国道	路線　箇所	市町村道	路線　箇所	
都道府県道	路線　箇所	計	路線　箇所	都道府県道	路線　箇所	計	路線　箇所	

注1）第1報は被災後速やかに報告すること。なお、被害状況等については、確認中であれば「調査中」と報告してもよい。
注2）第2報以降は、被災状況が確認できた段階で、情報を更新し報告すること。

資料269

防災拠点対象施設

（注）施設名「下線」は委託事業者

防災拠点名	施設の機能	対象施設		
		直営施設	指定管理者による管理又は委託事業者が受託している施設	民間施設及び都立施設等
災害対策本部	本部会議、事務局調整会議 情報連絡員との連携、調整 外部支援機関との連携、調整 報道対応、情報発信	杉並区役所本庁舎	―	
本庁代替施設	本庁舎の災害対策本部としての使用が困難な場合に代替として使用する拠点	井草防災拠点	社会教育センター（セシオン杉並）	
区災害医療活動拠点	都、医師会など関係機関との連絡調整 区内医療機関に関する情報収集 関係機関等への派遣要請等	杉並保健所 ※関連拠点として、区医療救護活動拠点支所（杉並区医師会館）がある。	―	
土木施設応急対策活動拠点	緊急道路障害物除去路線等の障害物除去作業の拠点 損傷した道路・河川等の被害状況調査及び応急復旧活動の拠点	杉並土木事務所 南公園緑地事務所 北公園緑地事務所	―	
地域活動拠点	救援隊本隊の活動拠点	―	高井戸地域区民センター 井草地域区民センター 荻窪地域区民センター 阿佐谷地域区民センター 高円寺地域区民センター 永福和泉地域区民センター 西荻地域区民センター	
第二次救援所	震災救援所での生活が困難な要配慮者の避難スペース			
一時滞在施設	帰宅困難者の一時滞在スペース	―	高井戸地域区民センター 井草地域区民センター 荻窪地域区民センター 阿佐谷地域区民センター 高円寺地域区民センター 永福和泉地域区民センター 西荻地域区民センター コミュニティふらっと永福 杉並芸術会館（座・高円寺）	協定締結民間施設 都立杉並高校 都立豊多摩高校 都立農芸高校

防災拠点名	施設の機能	対象施設		
		直営施設	指定管理者による管理又は委託事業者が受託している施設	民間施設及び都立施設等
震災救援所	救援・救護の拠点。緊急の避難場所及び長期避難施設として活用。情報提供、生活物資の提供。要配慮者の安否確認、搬送支援等	右記以外の小中学校等	旧杉並第四小学校（※1） 旧杉並第八小学校（※1） 旧新泉小学校	
避難所（水害・土砂災害時）	水害、土砂災害時の避難スペース、緊急避難所としての活用 情報の提供。必要に応じて災害用備蓄品の提供	杉並第二小学校 和田小学校 大宮中学校 高井戸東小学校 方南小学校 杉並第一小学校 中瀬中学校 四宮小学校 永福小学校 杉並第三小学校 東田小学校 桃井第三小学校 荻窪小学校 高井戸小学校 堀之内小学校 阿佐ヶ谷中学校 荻窪中学校 松ノ木中学校 泉南中学校 高井戸第三小学校 桃井第一小学校 高井戸第二小学校	荻窪地域区民センター（重複） 久我山会館	
福祉救援所	特別な支援や介護を必要とする高齢者・障害者等の避難施設	すぎのき生活園 こすもす生活園 なのはな生活園 こども発達センター 済美養護学校		
広域避難場所（都指定）	大規模火災からみを守るため、一時的に避難するためのスペース	柏の宮公園管理事務所	上井草スポーツセンター（重複） 蚕糸の森公園管理事務所 井草森公園運動場管理事務所（重複） 桃井原っぱ管理事務所	広域避難場所内の民間及び都立施設
一時避難地（区指定）	大規模火災等から身を守るため、一時的に避難するスペース	馬橋公園管理事務所	塚山公園管理事務所 下高井戸おおぞら公園管理事務所	
災害ボランティアセンター	ボランティア活動拠点	ウェルファーム杉並		

防災拠点名	施設の機能	対象施設		
		直営施設	指定管理者による管理又は委託事業者が受託している施設	民間施設及び都立施設等
給水拠点	区救援隊が行う、区民への給水活動場所	馬橋公園管理事務所 昭栄公園	井草森公園運動場管理事務所※（重複）（令和６年度から一時休止予定） 蚕糸の森公園管理事務所	都水道局和泉水圧調整所 都立和田堀公園 善福寺川緑地 都水道局上井草給水所 杉並浄水所（休止中）
井草防災拠点	災害拠点倉庫、支援物資等の受け入れを行う地域内輸送拠点、重機保管場所、本庁代替施設、応援職員の活動拠点	井草防災拠点 ※令和５年時点では、直営施設、指定管理者導入施設等での施設運営は検討中。		
地域内輸送拠点	救援物資の受入、仕分整理、配送拠点	井草防災拠点 ※令和５年時点では、直営施設、指定管理者導入施設等での施設運営は検討中。	上井草スポーツセンター 高円寺体育館（旧杉並第八小学校工事期間中は休止） 永福体育館 大宮前体育館 井草森公園運動場管理事務所	
緊急医療救護所				荻窪病院 杏林大学医学部付属杉並病院 浜田山病院 河北総合病院 清川病院 城西病院 東京衛生アドベンチスト病院 ニューハート・ワタナベ国際病院 山中病院 浴風会病院 救世軍ブース記念病院
医療救護所	地域における医療救護班等が活動する拠点	桃井第一小学校 桃井第二小学校 桃井第三小学校 桃井第五小学校 三谷小学校 高井戸第三小学校 方南小学校 杉並和泉学園 富士見丘小学校 西宮中学校 杉並第一小学校 杉並第二小学校		

防災拠点名	施設の機能	対象施設		
		直営施設	指定管理者による管理又は委託事業者が受託している施設	民間施設及び都立施設等
		杉並第十小学校 馬橋小学校 和田小学校		
遺体収容所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、納棺等行う拠点		妙正寺体育館 荻窪体育館 下高井戸区民集会所	
災害時緊急離着陸場候補地	迅速な救出、救助、消防活動の物資を輸送等に資するためのヘリコプター離着陸場候補地及び活動拠点	杉並第二小学校 杉並第十小学校 高円寺学園 西宮中学校 桃井第二小学校 桃井第五小学校 松庵小学校 井草中学校	井草森公園運動場管理事務所 桃井原っぱ管理事務所 柏の宮公園 下高井戸おおぞら公園	高井戸公園 和田堀公園（第一競技場、第二競技場）
大規模救出拠点	自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース	杉並清掃工場		和田堀公園
応急保育施設		区立保育園 区立子供園		
応急育成施設		区立児童館・こども子育てプラザ		
防災拠点活動支援施設	広域避難場所や一時避難地など、主に公園敷地が防災拠点となっている中に施設があり、職員の出先本部・待機場所として活用する施設		下高井戸運動場 高井戸温水プール 松ノ木運動場 和田堀公園野球場、 杉並第十小学校温水プール 和田堀公園プール	
本部直轄施設	災害対策本部(区庁舎)や救援隊本隊(地域区民センター)の近隣にあることから、本部機能を支援する施設として活用する施設 ※他自治体の応援支援本部などで活用する場合もある。	中央図書館	高齢者活動支援センター 産業商工会館	

防災拠点名	施設の機能	対象施設		
		直営施設	指定管理者による管理又は委託事業者が受託している施設	民間施設及び都立施設等
災害時活用施設	災害発生時、施設利用者及び周辺住民の安全確保対応後、災害対策本部が活用する施設	柿木図書館 高円寺図書館 西荻図書館 荻窪会議室（※2） 高円寺中央会議室（※2） 桜上水北会議室（※2）	杉並芸術会館（座・高円寺）、阿佐谷図書館、成田図書館、方南図書館、南荻窪図書館、下井草図書館、今川図書館、宮前図書館、高井戸図書館、西荻南区民集会所、四宮区民集会所、八成区民集会所、本天沼区民集会所、梅里区民集会所、和田区民集会所、高円寺北区民集会所、上高井戸区民集会所、下高井戸区民集会所、久我山会館、方南会館、浜田山会館、ゆうゆう館（28 施設）、コミュニティふらっと（5 施設）	

（※1）今後、指定管理・業務委託・貸付等で対応する施設。
（※2）無人施設。

資料270

指定管理制度導入施設等における
災害対応に関するガイドライン

目次

第１節 ガイドラインの目的

第２節 防災拠点に位置づけている区施設

（１） 防災拠点とは

（２） 防災拠点に指定されている指定管理者制度導入施設等

第３節 災害対応とは

（１） 災害対応とは何か

（２） 災害対応に協力する根拠

第４節 指定管理者等に求める取組

（１） 事業者の責務

（２） 指定管理者等の役割

（３） 委託事業者の役割

第５節 災害対応に向けて準備する事項

（１） マニュアル等の策定

（２） 事業継続計画の作成

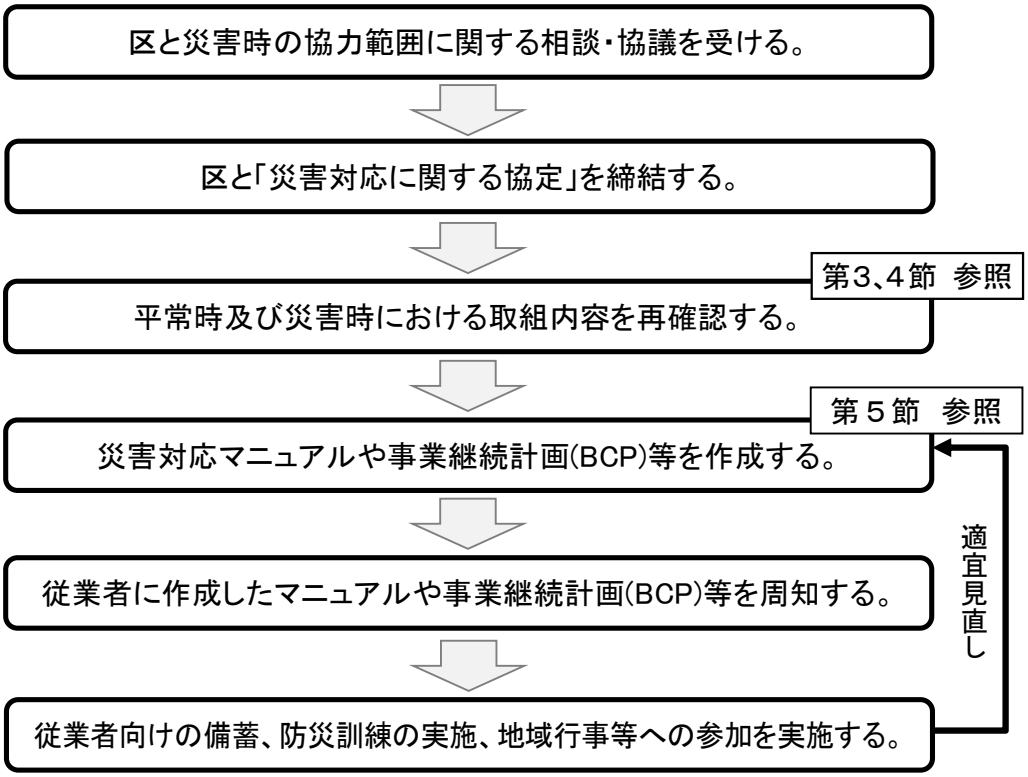
第１節　ガイドラインの目的

平成 28 年(2016 年)に発生した熊本地震では、市町村と指定管理者の間で避難所運営の役割分担が共有されていなかったことにより、様々な混乱が生じたこと、また、指定管理者が管理する施設において、避難所として指定していないにもかかわらず、避難者が集まり、事実上、避難所となったケースがあったことが、国の中央防災会議で報告されました。あわせて、施設の被害状況の確認や避難者誘導等を行うにあたっては、常日頃から施設を管理運営している指定管理者が力を発揮したことが報告され、災害発生時には、指定管理者等の協力が不可欠であることが明らかとなった。

杉並区地域防災計画で防災拠点に位置付けられている施設はもとより、防災拠点に位置付けられていない施設であっても、周辺住民から避難に適していると判断される施設においては、事実上、避難者が集まる場所となりうることも想定され、さらに杉並区（以下、「区」という。）から施設利用の協力要請を受けた場合に、どのように対応していくのかを検討しておくことが重要です。

そのため、「指定管理制度導入施設等における災害対応に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）を定め、災害時における防災拠点に指定している施設の指定管理者又は委託事業者等（以下、「指定管理者等」という。）が、区から求められる災害対応について理解を深めたうえで、協定により災害時の協力体制を整備することを目的とします。

図　本ガイドライン活用の流れ（例）



第２節　防災拠点に位置づけている区施設

（１）防災拠点とは

防災拠点とは、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に地方公共団体が実施する災害対策の拠点となる施設や場所のことです。

区の公共施設は、指定管理者制度導入施設等を含め、地震、風水害、その他の災害等が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時等」という。）に、震災救援所・救援隊本隊や第二次救援所及び一時滞在施設を含む活動拠点、地域内輸送拠点等、災害時等に使用する施設を防災拠点（以下「防災拠点」という。）として使用することが、杉並区地域防災計画に定められており、防災上重要な施設に位置付けられています。

表　指定管理者等が管理する防災拠点一覧と機能

防災拠点名	施設の機能
救援隊本隊 ※第二次救援所及び 一時滞在施設の役割も含む。	地域の救援活動拠点・一時滞在施設・第二次救援所・被害調査隊活動拠点本部・り災証明発行業務・生活相談窓口等
第二次救援所	震災救援所での生活が困難な要配慮者の避難スペース
一時滞在施設	帰宅困難者の一時滞在スペース（発災後 72 時間対応）
震災救援所	救援・救護の拠点 緊急の避難場所及び長期避難施設として活用
避難所 （水害・土砂災害時）	水害、土砂災害時の避難スペース 緊急避難所としての活用
広域避難場所（都指定） 一時避難地（区指定）	大規模火災等から身を守るため、一時的に避難するスペース（一部施設には輻射熱対策の散水設備整備）
給水拠点	区救援隊が行う、区民への給水活動場所
地域内輸送拠点	救援物資の受入、仕分整理、配送拠点
遺体収容所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、納棺等行う拠点
災害時緊急離着陸場候補地	迅速な救出、救助、消防活動の物資を輸送等に資するためのヘリコプター離着陸場候補地及び活動拠点
防災拠点活動支援施設	区災害対策本部からの要請による施設利用 広域避難場所や一時避難地など、主に公園敷地が防災拠点となっている中に施設があり、職員の出先本部・待機場所として活動を支援する。
本部直轄施設	区災害対策本部からの要請による施設の利用 災害対策本部（区庁舎）や救援隊本隊（地域区民センター）の近隣にあることから、本部機能を支援する施設として活用する。また、他自治体の応援支援本部などで活用する場合もある。
災害時活用施設	災害発生時、施設利用者及び周辺住民の安全確保対応後、災害対策本部が活用する施設

（２）防災拠点に指定されている指定管理者制度導入施設等

防災拠点に該当する指定管理者制度導入施設等は、次のとおりです。

表　防災拠点に指定している指定管理者制度導入施設等

防災拠点名	指定管理者制度導入施設等
救援隊本隊 ※第二次救援所及び一時滞在施設の役割も含む	高井戸地域区民センター、井草地域区民センター、 荻窪地域区民センター、阿佐谷地域区民センター、 高円寺地域区民センター、永福和泉地域区民センター、 西荻地域区民センター
第二次救援所	
一時滞在施設	救援隊本隊、コミュニティふらっと永福、杉並芸術会館（座・高円寺）
震災救援所	旧杉並第四小学校、旧新泉小学校、 高円寺体育館（※旧杉並第八小学校改築工事期間中のみ）
避難所（水害・土砂災害時）	荻窪地域区民センター、西荻地域地域区民センター、久我山会館
広域避難場所（都指定）	上井草スポーツセンター、井草森公園運動場管理事務所、桃井原っぱ管理事務所
一時避難地（区指定）	塚山公園管理事務所、下高井戸おおぞら公園管理事務所
給水拠点	井草森公園運動場管理事務所
地域内輸送拠点	上井草スポーツセンター、永福体育館、大宮前体育館 井草森公園運動場管理事務所 高円寺体育館（※旧杉並第八小学校改築工事期間中は休止）
遺体収容所	妙正寺体育館、荻窪体育館、下高井戸区民集会所
災害時緊急離着陸場候補地	井草森公園運動場管理事務所
防災拠点活動支援施設	下高井戸運動場、高井戸温水プール、松ノ木運動場、和田堀公園野球場、杉並第十小学校温水プール、和田堀公園プール
本部直轄施設	高齢者活動支援センター、産業商工会館、中央図書館
災害時活用施設	杉並芸術会館（座・高円寺）、阿佐谷図書館、 成田図書館、方南図書館、南荻窪図書館、下井草図書館、今川図書館、宮前図書館、高井戸図書館、西荻南区民集会所、四宮区民集会所、八成区民集会所、本天沼区民集会所、梅里区民集会所、和田区民集会所、高円寺北区民集会所、上高井戸区民集会所、方南区民集会所、久我山会館、方南会館、浜田山会館、ゆうゆう館（28 施設）、コミュニティふらっと（5 施設）

第３節　災害対応とは

（１）災害対応とは何か

大規模災害（首都直下地震や大規模な洪水など）が発生し、区内で甚大な被害が発生した場合、区では、区民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、東京都、関係機関、他の地方公共団体等の協力を得て、災害対応（震災救援所等の設置、食品、飲料水の給与、被服、寝具等の給与、医療・助産、被災者の救出等）を実施します。

（２）災害対応に協力する根拠

大規模災害が発生した場合、区だけでの災害対応の円滑な実施は困難であると想定されるため、区が指定管理者等に対して災害対応への協力要請を実施することとなります。

なお、区から指定管理者等に対して行う災害対応への協力要請に関する根拠は、次のとおりです。

根拠	概要
杉並区防災対策条例第８条及び杉並区地域防災計画に基づく事業者の責務	杉並区防災対策条例第８条では、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、社会的責任に基づき、その管理する施設並びに従業員、事業所に来所する顧客及び事業所の周辺地域における住民（以下「従業員等」という。）の安全の確保及び区民、自主防災組織等との連携及び協力を図るとともに、区長その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努める義務がある。
東京都帰宅困難者対策条例に基づく事業者の責務	震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させる等、一斉帰宅抑制やあらかじめ従業者の３日分の飲料水及び食糧等を備蓄する努力義務のほか、あらかじめ従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に関する努力義務がある。 また事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、区及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という）を作成する義務がある。
災害対策基本法第 45 条第１項に基づく要請、勧告又は指示	防災会議の会長（区長）が地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、区市町村、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者に対して必要な要請、勧告、指示することができる。
災害対策基本法第 62 条第２項に基づく協力	区の委員会又は委員、区内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、地域防災計画の定めるところにより、区長 所管の下、所掌業務に係る応急措置を実施し、区長の実施する応急措置に協力する義務がある。

根拠	概要
地方自治法第 245 条の４第１項に基づく助言	総務省自治行政局長より「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）」（平成 29 年４月 25 日）にて、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について適切な運用に努めるよう助言を受けている。

※指定管理者制度導入施設等は、多数の区民が利用し、公共公益施設であることから、区では「防災上重要な施設」に分類しています。

第４節　指定管理者等に求める取組

（１）事業者の責務

区では、杉並区地域防災計画に記載している「事業者の責務」に基づき、指定管理者等に求める基本的な事項を、下記のとおり整理しました。

区で活動する、全ての事業者は以下の責務があります。

【事業者の責務】

２－３　事業者の責務

・事業者は、その社会的責任に基づき、施設や従業員、来客、周辺住民の安全確保に努めなければならない。
・事業者は、防災市民組織など区民との連携･協力を図るとともに、区などの行政機関が行う防災事業に協力するよう努めなければならない。
・事業者は、従業員などが、防災に関する知識や技術を習得する機会を設けるよう努めなければならない。
・事業者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、震災時には、施設の安全等を確認したうえで、従業者を事業所内に待機させる等、一斉帰宅抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ従業者の３日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
・事業者は、あらかじめ従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
・事業者は、東京都震災対策条例第 10 条に基づき、その事業活動に関して震災を防止するため、区及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という）を作成しなければならない。

出典：杉並区地域防災計画（令和６年修正）震災・風水害編【総則・予防対策】

①（行政機関、地域への協力活動・区条例）

行政機関が実施する災害対策及び区民が行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大限の努めること。

②（安全確保・区条例）

災害時の被害を防止するため、施設利用者、従業者等及び施設の周辺地域における区民（以下「周辺住民」という。）並びに管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めること。

③（一斉帰宅の抑制、備蓄・都条例）

災害時には、施設及び設備の被害状況等を確認し、区に報告したうえで、従業者を施設内に待機させ、一斉帰宅の抑制に努めること。そのため、従業者の３日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めること。

④（従業者への安全対策・都条例）

あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段の確保、避難場所、避難経路、避難方法、徒歩による帰宅経路の確認等の周知徹底に努めること。

⑤（災害対策活動・区条例）

管理する施設の周辺地域における被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めること。

⑥（防災計画の策定・都条例）

東京都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成すること。

（２）指定管理者等の役割

① 指定管理者は、「事業者の責務」を踏まえて、「表　平常時及び災害時における取組」をお願いいたします。また、指定管理者については、災害対策基本法第 62 条２項に基づく、「区の実施する応急措置」に協力する義務がありますので、ご協力をお願いします。

表　平常時及び災害時における取組

	取組概要	内容
平常時	事業者の責務の取組	指定管理者は、前頁の「事業者の責務」に基づいて事業者の社会的責任として、管理する施設、従業者、利用者及び事業所周辺住民の安全の確保に努めてください。
	区との連携強化	指定管理者は、災害時における当該施設の位置付けや、初動対応について区と共通認識を持ち、合同による防災訓練を行うなど、区と災害対応に向けた連携を図ってください。
	地域との連携強化	指定管理者は、周辺地域の防災活動や防災訓練へ積極的な参加に努めてください。
	災害対応マニュアル及び事業継続計画の作成及び検証	災害時には、当該施設や周辺地域等の迅速な状況把握、利用者の避難誘導や負傷者への応急処置等が求められるため、指定管理者は、施設単位で災害対応マニュアル、事業継続計画等を作成及び保管するとともに、防災訓練等を通じて災害時の対応方法を確認し、必要に応じて更新してください。
	連絡先の交換	区と「災害対応に関する協定」を締結している指定管理者は、区と緊急時の連絡先を交換し、随時、更新してください。
災害時	勤務時間内の初動対応	施設に出勤している従業者は、初動対応（施設利用者の保護、施設の被害状況の確認等）を実施してください。
	初動対応の報告	施設の所管課に対して施設の被害状況、施設利用者・従業者の安全確保状況、地域住民の受入状況等を報告してください。
	区が実施する災害対応への協力	初動対応後、協定及び災害対応マニュアルに基づき、区災害対策本部への施設の引き渡すとともに、当該施設で区が行う災害対策活動に対し、施設運営での協力に努めてください。

② 区の実施する応急措置への協力（災害対策基本法第 62 条第２項）

応急措置とは、災害が発生し、又は発生しようとしているとき、法令・地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急的措置をいう。当該措置を適切に講じなければ人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高いものである。一般的には、避難所を立ちあげ、水や食糧を確保し、安定的に運営できるようになるまでが、応急措置の対象となります。

（３）委託事業者の役割

第４節（１）の「事業者の責務」に加え、委託事業者に求める役割は以下のとおりです。委託事業者に対しては、杉並区防災対策条例第８条に基づき、その事業活動を行うに当たっては、社会的責任に基づき、その管理する施設並びに従業員、事業所（区施設を含む）に来所する顧客（利用者を含む）及び事業所の周辺地域における住民（以下「従業員等」という。）の安全の確保及び区民、自主防災組織等との連携及び協力を図るとともに、区長その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努める義務があります。また、委託事業者については、平常時及び災害時における取組（「平常時及び災害時における取組」の表）及び区の実施する応急措置へ可能な範囲での協力をお願いします。

・協定に基づく主な協力内容例

① 施設利用者や避難してきた者等に、移動経路等の安全性を踏まえ、安全な自宅への帰宅、震災救援所等への移動を含め、利用者の施設外への退去を促し、施設を閉館させ、区へ引き渡す。

② 上記、初動対応後、協定等に基づき、当該施設で区が行う災害対策活動に対し、建物、設備の運営等を行う。

③ 避難者受入場所の確保・誘導への協力等、区職員が実施する応急措置について、可能な限りで対応する。

第５節　災害対応に向けて準備する事項

（１）マニュアル等の策定

区と「災害対応に関する協定」を締結した指定管理者等は、別冊の「災害対応マニュアル（ひな形）」等を参考に、災害対応マニュアル、避難所開設運営マニュアル等を策定してください。

表　防災拠点別の作成資料一覧

防災拠点名	作成する資料		
	災害対応マニュアル	避難所開設運営マニュアル	事業継続計画
活動拠点（救援部）	○		○
震災救援所	○	※1	○
避難所（水害・土砂災害時）	○	※1	○※3
広域避難場所	○		○※3
防災拠点活動支援施設	○		○
第二次救援所	○		○
一時滞在施設	○		○
給水拠点	○		○※3
地域内輸送拠点	○		○
遺体収容所	○		○
災害時緊急離着陸場候補地	○		○※3
一時避難地	○		○※3
本部直轄施設	○		○※3
災害時活用施設	○	○※2	○※3

※1　区と協議のうえ、区の救援所マニュアルを補完する部分を作成します

※2　指定管理者等の業務内容が小規模である場合、杉並区避難所開設運営ガイドラインの内容から必要な内容を抜粋し、避難所開設運営マニュアルを作成することします

※3　業務継続計画については、指定管理者の場合は原則作成ですが、業務委託の場合、委託事業者が実施する業務委託の内容等を相談・協議した上で、作成を不要とすることもできます

ア　災害対応マニュアルの作成

指定管理者等は、区との相談・協議によって、協力内容が決定した項目に基づいて、別冊の「災害対応マニュアル（ひな形）」を参考に災害対応マニュアルを作成してください。

また、災害対応マニュアルのひな形では、施設名や防災拠点の種別などを記号で表示していますので、正しい名称に修正してください。

置き換える内容（例）	対応
○○○○○○（施設名）	現在、管理・運営している施設の名称を記載してください。
○○○○○○（指定管理者、業務委託事業者等）	所属する事業者又は団体の名称を記載してください。

【「２　事前の準備　（２）協力内容」（抜粋）】

＜　防災拠点の施設利用　＞

①活動拠点（救援部救援隊本隊）

○基本的事項　活動拠点（救援部救援隊本隊）としての利用
地域区民センターは、区災害対策本部における救援部救援隊本隊の活動拠点となります。

＜協力内容＞
・事業継続計画に基づいて災害発生直後の対応・初動対応を実施します。
・区から防災協力に関する要請を受け、活動拠点の使用場所を確保し、救援部の受け入れ準備を行います。
・到着した区職員に施設を引き渡します。
・地震発生前から施設を利用されている方の施設外への退去（自宅への帰宅又は震災救援所等への移動）を促します。ただし、施設利用者の安全を優先し、移動経路が危険な場合等は、一時的に一部の部屋に留まってもらうなど対応します。
・救援部救援隊本隊の活動拠点としてのエリア（一時滞在施設、第二次救援所を除く）について、立入禁止であることを掲示し、関係者以外の進入を制限します。
・上記以外に区職員から要請を受けた内容に協力します。

○対応スケジュール例

平常時	業務の実施
災害発生直後	施設の解錠（勤務時間外）
要[illegible] 要[illegible]	
災害対応中	・施設利用者の施設外への退去 ・立入禁止の掲示及び関係者以外の立入制限 ・区職員からの要請に対する協力
防災拠点閉鎖後	・通常業務の再開（停止していた業務）

※対応スケジュールは、事業継続計画の内容も含むものとします。

区との相談・協議で「協力内容」のうち、可能な範囲を確認します。

（２）協力内容

・事業継続計画に基づいて災害発生直後の対応・初動対応を実施します。
・区から防災協力に関する要請を受け、活動拠点の使用場所を確保し、救援部の受け入れ準備を行います。
・到着した区職員に施設を引き渡します。
・地震発生前から施設を利用されている方の施設外への退去（自宅への帰宅又は震災救援所等への移動）を促します。ただし、施設利用者の安全を優先し、移動経路が危険な場合等は、一時的に一部の部屋に留まってもらうなど対応します。

○対応スケジュール例

平常時	・通常業務の実施
災害発生直後	・従業者の参集、施設の解錠（勤務時間外） ・通常業務の停止（業務継続が必要なもの以外）
	・施設利用者及び従業者の安全確保 ・施設の被害状況の把握及び応急修繕
防災拠点閉鎖後	・通常業務の再開（停止していた業務）

相談・協議の結果、協力内容が決定した項目を「（２）協力内容」の記入スペースに転記してください。

イ　避難所開設運営マニュアルの作成

震災救援所及び災害時活用施設については、別冊の「杉並区避難所開設運営ガイドライン（指定管理者等用）」を参考に避難所開設運営マニュアルを作成してください。

なお、指定管理者等の業務内容に応じて、区と協議の上、杉並区避難所開設運営ガイドラインの内容から必要な内容を抜粋し、避難所開設運営マニュアルを作成してください。

（２）事業継続計画の作成

区と相談・協議を実施した指定管理者等は、別冊の「事業継続計画(ひな形)」を参考に事業継続計画を作成してください。

業務委託の場合、委託事業者が実施する業務委託の内容等を区が相談・協議した上で、作成を不要とする場合もあります。

杉並区地域防災計画
（令和6年（2024年）修正）
別冊・資料

登録印刷物番号
０６－００１７

頒価6,700円

令和6年（2024年）6月発行

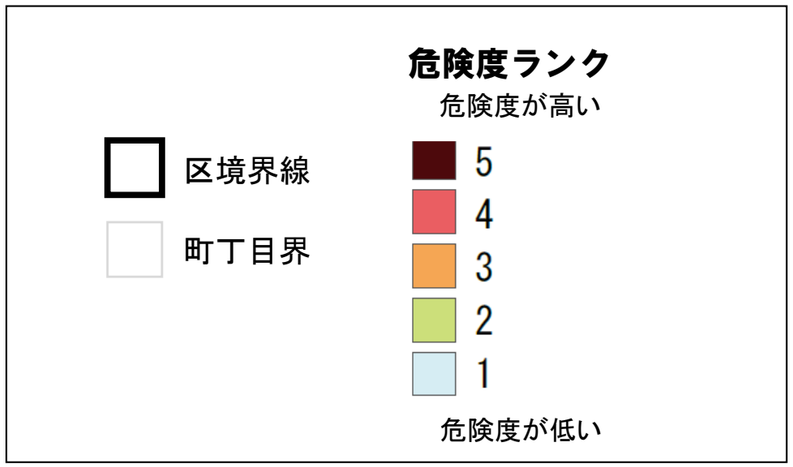
編集・発行：杉並区防災会議
事　務　局：杉並区総務部危機管理室防災課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL（03）3312－2111（代表）

☆杉並区のホームページでご覧になれます。
https://www.city.suginami.tokyo.jp/

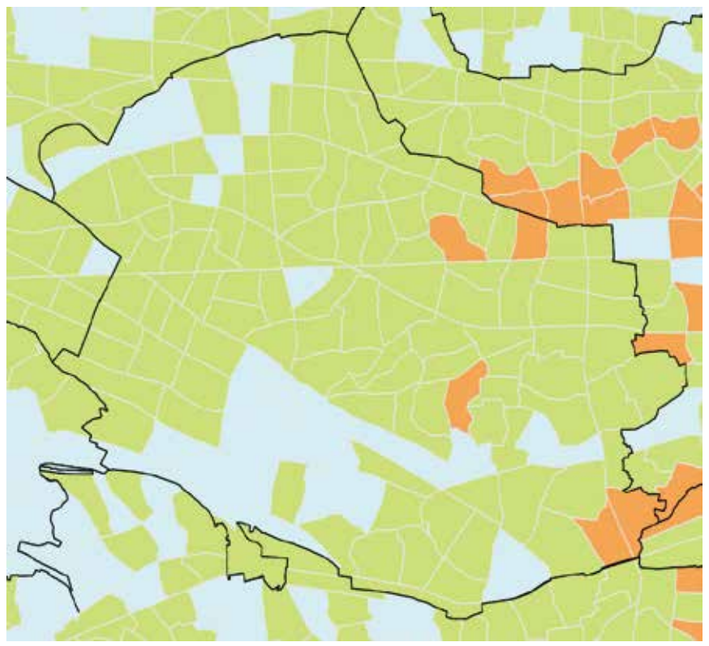
図１　地震に関する地域危険度

・地震に関する地域危険度測定調査では、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度を公表している。
・建物倒壊危険度は、地震の揺れにより傾いたりする危険性の度合いを測定したものである。
・火災危険度は、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性の度合いを測定したものである。
・総合危険度は、地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を足し合わせ、各種の災害時活動の困難さを係数として掛け合わせ、１つの指標にまとめたものである。

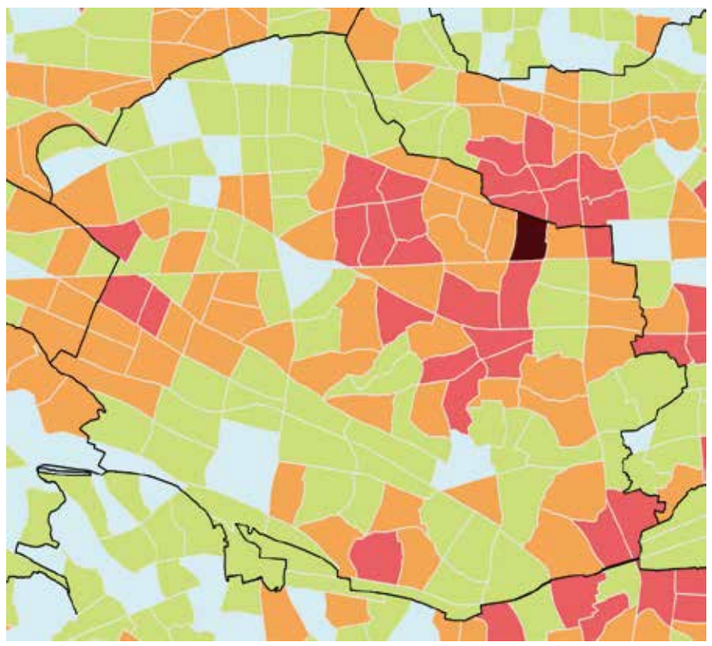
東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書」（第９回）（令和４年９月）



①建物倒壊危険度



②火災危険度



③総合危険度

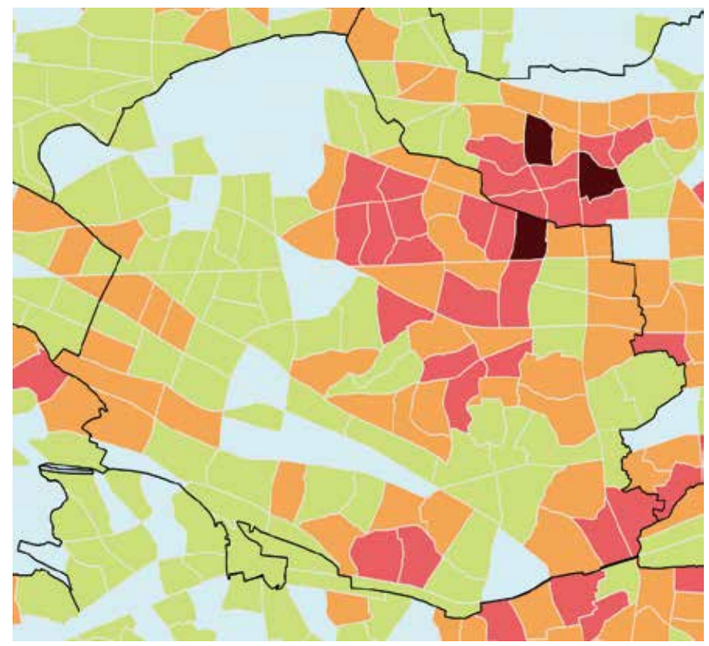


図 2　杉並区水害ハザードマップ

私の行動計画

まず、はじめに・・・

自宅から避難所までのルートを地図に書き込みましょう！

どこに避難する？

○○小学校
自宅２階
友人宅　etc.

気にかける人、家族の居るところは？

（地図に☆印を書いておこう！）

子供（○○保育園、○○学校（電話番号））
おじいちゃん、おばあちゃん
職のおばあちゃん　etc.

持ち出すものは？

□
□
□
□
□
□
□
□

避難行動開始はどんな合図から？

・○○橋が危険水位を越えたら
・○○により、区から注意喚起の情報が来たら　etc.

避　難　所

以下の23個所の施設は、避難所として指定されています。西荻地域区民センター及び荻窪地域区民センターの2個所をはじめに開設し、降雨状況の危険性に応じてA→B→C→D→Eの順に、避難所を開設します。

	名　称	住　所	索引
A	西荻地域区民センター	桃井4-3-2	3-B
	荻窪地域区民センター	荻窪2-34-20	4-D
B	杉並第二小学校	成田西3-4-1	5-E
	和田小学校	和田2-30-21	5-G
B(C)	大宮中学校	堀ノ内1-16-38	6-G
C	久我山会館	久我山3-23-20	6-B
	高井戸東小学校	高井戸東1-12-1	7-D
	方南小学校	方南1-52-14	7-H
D	杉並第一小学校	阿佐谷北1-5-27	4-F
	中瀬中学校	下井草4-3-29	2-D
	四宮小学校	上井草2-12-26	2-C
	永福小学校	永福2-16-33	8-F

	名　称	住　所	索引
E	杉並第三小学校	高円寺南1-15-13	4-G
	東田小学校	成田東1-21-1	5-F
	桃井第三小学校	西荻北2-10-7	4-B
	荻窪小学校	宮前2-13-18	5-C
	高井戸小学校	高井戸西2-2-1	6-C
	堀之内小学校	堀ノ内3-24-11	5-F
	阿佐ヶ谷中学校	阿佐谷南1-17-3	4-E
	荻窪中学校	善福寺1-8-3	3-B
	松ノ木中学校	松ノ木1-4-1	6-F
	泉南中学校	堀ノ内1-3-1	6-G
	高井戸第三小学校	下高井戸4-16-24	8-E

・C区分については、土砂災害が発生するおそれのある場合、優先的に開設します。
・避難所へ避難する際は、区のホームページで、避難所開設状況の確認をお願いいたします。
・被害の拡大が予想される場合、または降雨状況によって、他の区立施設も開設します。

杉並区水害ハザードマップについて

この地図は、大雨によって河川などが増水し洪水になった場合に予想される浸水区域とその深さ及び避難所などを示したものです。
区民の皆さんには、浸水の可能性を知っていただき、水害に対する日頃からの備えや避難行動などに役立てていただくようお願いします。

＜注意点＞
○浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形状及び河川、下水道の整備状況などにより変化します。
○黒い斜線で囲まれた範囲は過去に浸水したことがある箇所です。降雨時には十分注意してください。

＜浸水予想に用いた条件＞
○対象とした降雨：想定最大規模降雨（時間最大雨量　153mm、総雨量　690mm）が、杉並区全域に降った場合です。
○対象とした地域の河川及び下水道の整備状況：平成２８年時点までの整備状況です。
以上の条件を考慮して、東京都がシミュレーションを行い、予想される浸水状況を示したものです。

（神田川流域　作成：平成30年3月30日　都市型水害対策連絡会　※1）
（城南地区河川流域 作成：平成30年12月20日　都市型水害対策連絡会　※1）
※1 都市型水害対策連絡会は、東京都と各流域の区市等により構成され、浸水予想区域図の作成・公表を行った。



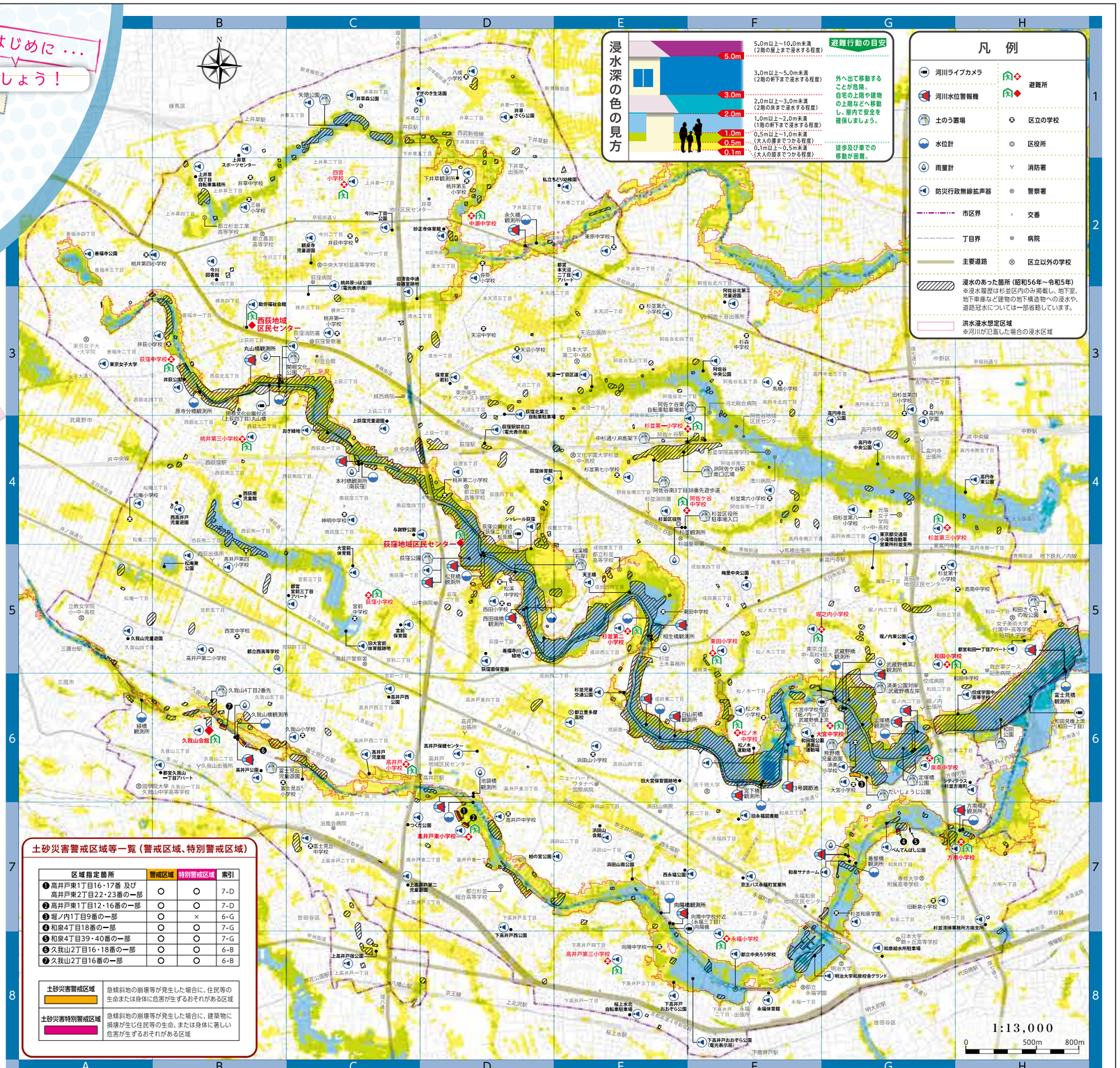
防災関係機関

名　称	住　所	電　話	索引
杉並区役所	阿佐谷南1-15-1	3312-2111	4-E

名　称	電　話
東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007
東京都下水道局西部第一下水道事務所 杉並出張所	3394-9457

警　察	住　所	電　話	索引
杉並警察署	成田東4-38-16	3314-0110	4-E
荻窪警察署	桃井3-1-3	3397-0110	3-C
高井戸警察署	宮前1-16-1	3332-0110	5-C

消　防	住　所	電　話	索引
杉並消防署	阿佐谷南3-4-3	3393-0119	4-E
荻窪消防署	桃井3-4-1	3395-0119	3-C



土砂災害警戒区域等一覧（警戒区域、特別警戒区域）

区域指定箇所	警戒区域	特別警戒区域	索引
❶ 高井戸東1丁目16・17番 及び 高井戸東2丁目22・23番の一部	○	○	7-D
❷ 高井戸東1丁目12・16番の一部	○	○	7-D
❸ 堀ノ内1丁目9番の一部	○	×	6-G
❹ 和泉4丁目18番の一部	○	○	7-G
❺ 和泉4丁目39・40番の一部	○	○	7-G
❻ 久我山2丁目16・18番の一部	○	○	6-B
❼ 久我山2丁目16番の一部	○	○	6-B

土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命、または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都発行2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT利許第05-1154号）

地図データ作成：令和6年1月　神田川流域浸水データ作成：平成30年3月30日　城南地区河川流域浸水データ作成：平成30年12月20日

図 3　緊急道路障害物除去路線網

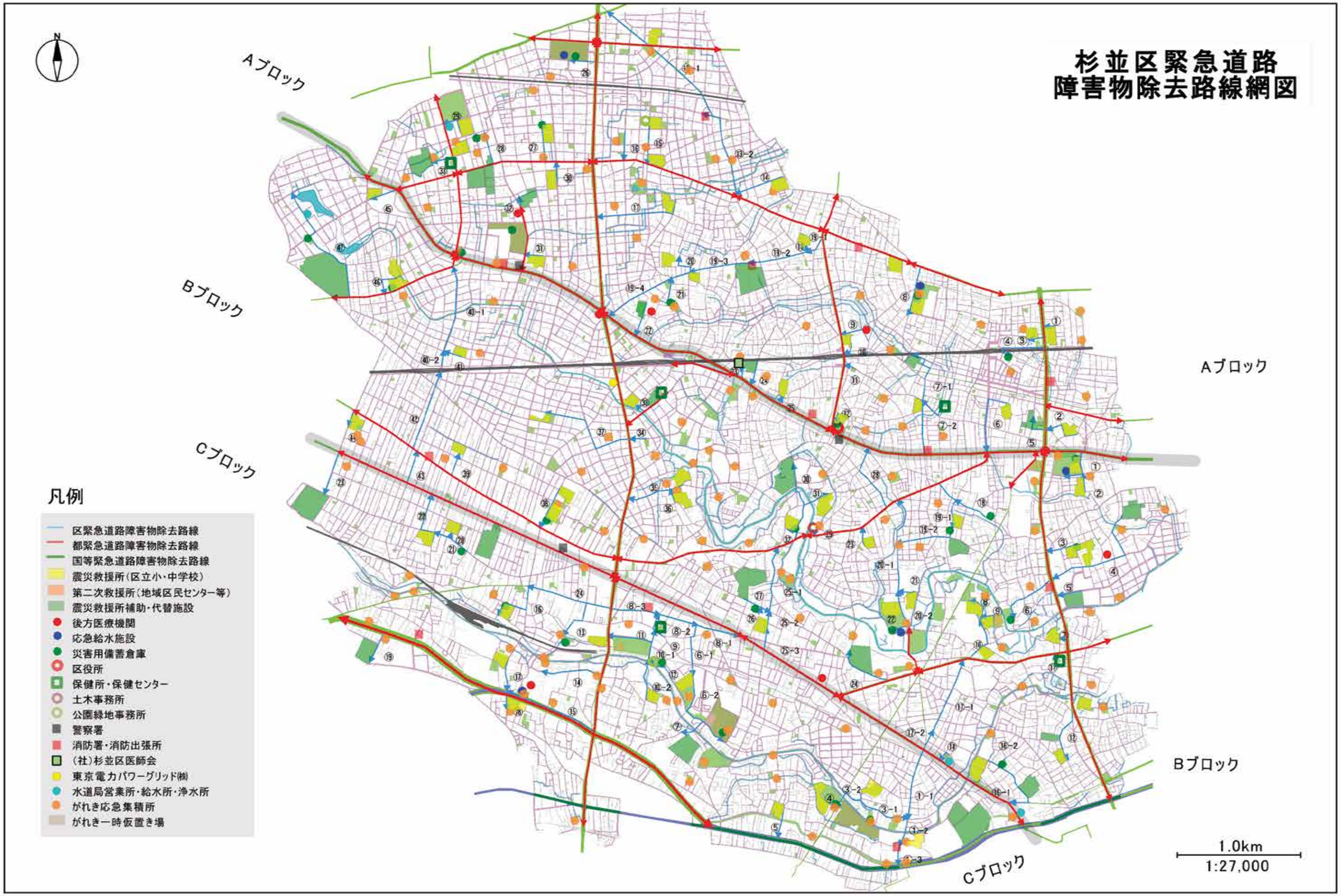
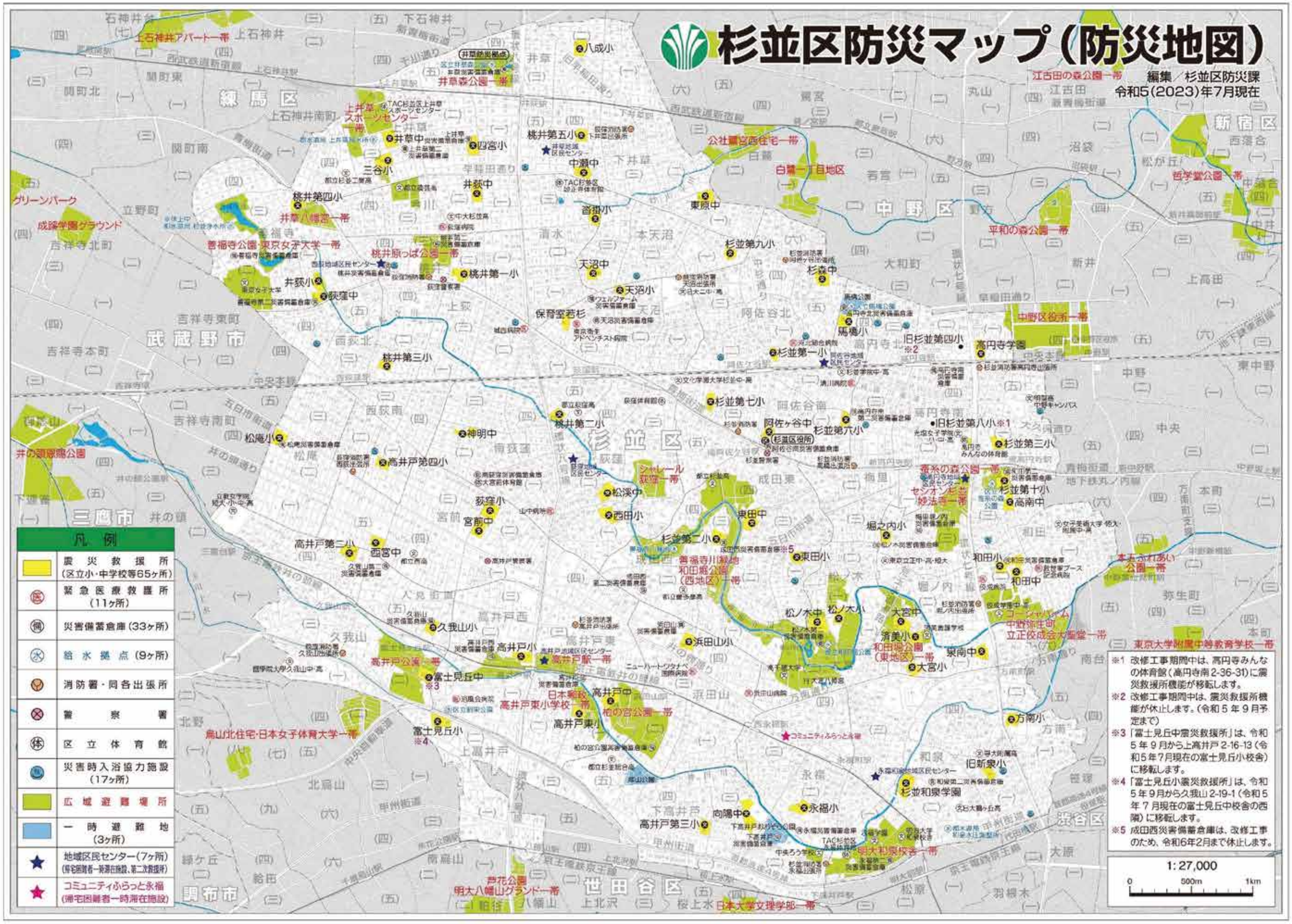


図 4　杉並区防災マップ（防災地図）


杉並区防災マップ（防災地図）
編集／杉並区防災課
令和5(2023)年7月現在
凡例
震災救援所（区立小・中学校等65ヶ所）
緊急医療救護所（11ヶ所）
災害備蓄倉庫（33ヶ所）
給水拠点（9ヶ所）
消防署・同各出張所
警察署
区立体育館
災害時入浴協力施設（17ヶ所）
広域避難場所
一時避難地（3ヶ所）
地域区民センター（7ヶ所）（帰宅困難者一時滞在施設、第二次救援所）
コミュニティふらっと永福（帰宅困難者一時滞在施設）
※1 改修工事期間中は、高円寺みんなの体育館（高円寺南2-36-31）に震災救援所機能が移転します。
※2 改修工事期間中は、震災救援所機能が休止します。（令和5年9月予定まで）
※3 「富士見丘中震災救援所」は、令和5年9月から上高井戸2-16-13（令和5年7月現在の富士見丘小校舎）に移転します。
※4 「富士見丘小震災救援所」は、令和5年9月から久我山2-19-1（令和5年7月現在の富士見丘中校舎の西隣）に移転します。
※5 成田西災害備蓄倉庫は、改修工事のため、令和6年2月まで休止します。
1:27,000
0 500m 1km
練馬区
武蔵野市
三鷹市
調布市
杉並区
中野区
新宿区
世田谷区
井の頭恩賜公園
上石神井アパート一帯
井草森公園一帯
上井草スポーツセンター一帯
井草八幡宮一帯
善福寺公園・東京女子大学一帯
桃井原っぱ公園一帯
成蹊学園グラウンド
グリーンパーク
公社鷺宮西住宅一帯
白鷺一丁目地区
平和の森公園一帯
哲学堂公園一帯
江古田の森公園一帯
中野区役所一帯
高井戸公園一帯
高井戸駅一帯
日本閣跡
高井戸東小学校一帯
柏の宮公園一帯
烏山北住宅・日本女子体育大学一帯
芦花公園
明大八幡山グランド一帯
日本大学文理学部一帯
シャレール荻窪一帯
善福寺川緑地
和田堀公園（西地区）一帯
和田堀公園（東地区）一帯
本天沼あいあい公園一帯
東京大学附属中等教育学校一帯
明大和泉校舎一帯
杉並和泉学園
コミュニティふらっと永福
八成小
桃井第五小
中瀬中
東原中
首掛小
杉並第九小
杉森中
天沼中
天沼小
保育室若杉
馬橋小
旧杉並第四小
高円寺学園
杉並第一小
杉並第七小
阿佐ヶ谷中
杉並第六小
旧杉並第八小※1
杉並第三小
杉並第十小
高南中
桃井第四小
井荻中
三谷小
四宮小
井荻小
荻窪中
桃井第一小
桃井第三小
桃井第二小
神明中
松庵小
高井戸第四小
松渓中
西田小
宮前中
荻窪小
高井戸第二小
西宮中
杉並第二小
東田小
東田中
堀之内小
和田小
和田中
松ノ木中
松ノ木小
大宮中
清美小
大宮小
浜田山小
久我山小
高井戸小
富士見丘中※3
高井戸中
高井戸東小
富士見丘小※4
高井戸第三小
向陽中
永福小
旧新泉小
方南小
泉南中
桃井第五小
井草中
井荻中
四宮小
三谷小
桃井第四小
井草八幡宮一帯
善福寺公園・東京女子大学一帯
桃井原っぱ公園一帯
井荻小
荻窪中
桃井第一小
桃井第三小
東京女子大学
城西病院
荻窪病院
都立荻窪高
都立杉並総合高
都立杉並高
都立杉並工高
都立杉並二部高
都立農芸高
都立西高
都立富士高
都立杉並第二中
都立杉並第四中
都立杉並第一中
都立杉並第三中
都立杉並第五中
都立杉並第六中
都立杉並第七中
都立杉並第八中
都立杉並第九中
都立杉並第十中
都立杉並第十一中
都立杉並第十二中
都立杉並第十三中
都立杉並第十四中
都立杉並第十五中
都立杉並第十六中
都立杉並第十七中
都立杉並第十八中
都立杉並第十九中
都立杉並第二十中
都立杉並第二十一中
都立杉並第二十二中
都立杉並第二十三中
都立杉並第二十四中
都立杉並第二十五中
都立杉並第二十六中
都立杉並第二十七中
都立杉並第二十八中
都立杉並第二十九中
都立杉並第三十中
都立杉並第三十一中
都立杉並第三十二中
都立杉並第三十三中
都立杉並第三十四中
都立杉並第三十五中
都立杉並第三十六中
都立杉並第三十七中
都立杉並第三十八中
都立杉並第三十九中
都立杉並第四十中
都立杉並第四十一中
都立杉並第四十二中
都立杉並第四十三中
都立杉並第四十四中
都立杉並第四十五中
都立杉並第四十六中
都立杉並第四十七中
都立杉並第四十八中
都立杉並第四十九中
都立杉並第五十中
都立杉並第五十一中
都立杉並第五十二中
都立杉並第五十三中
都立杉並第五十四中
都立杉並第五十五中
都立杉並第五十六中
都立杉並第五十七中
都立杉並第五十八中
都立杉並第五十九中
都立杉並第六十中
都立杉並第六十一中
都立杉並第六十二中
都立杉並第六十三中
都立杉並第六十四中
都立杉並第六十五中
都立杉並第六十六中
都立杉並第六十七中
都立杉並第六十八中
都立杉並第六十九中
都立杉並第七十中
都立杉並第七十一中
都立杉並第七十二中
都立杉並第七十三中
都立杉並第七十四中
都立杉並第七十五中
都立杉並第七十六中
都立杉並第七十七中
都立杉並第七十八中
都立杉並第七十九中
都立杉並第八十中
都立杉並第八十一中
都立杉並第八十二中
都立杉並第八十三中
都立杉並第八十四中
都立杉並第八十五中
都立杉並第八十六中
都立杉並第八十七中
都立杉並第八十八中
都立杉並第八十九中
都立杉並第九十中
都立杉並第九十一中
都立杉並第九十二中
都立杉並第九十三中
都立杉並第九十四中
都立杉並第九十五中
都立杉並第九十六中
都立杉並第九十七中
都立杉並第九十八中
都立杉並第九十九中
都立杉並第一百中
都立杉並第一百一中
都立杉並第一百二中
都立杉並第一百三中
都立杉並第一百四中
都立杉並第一百五中
都立杉並第一百六中
都立杉並第一百七中
都立杉並第一百八中
都立杉並第一百九中
都立杉並第一百十中
都立杉並第一百十一中
都立杉並第一百十二中
都立杉並第一百十三中
都立杉並第一百十四中
都立杉並第一百十五中
都立杉並第一百十六中
都立杉並第一百十七中
都立杉並第一百十八中
都立杉並第一百十九中
都立杉並第一百二十中
都立杉並第一百二十一中
都立杉並第一百二十二中
都立杉並第一百二十三中
都立杉並第一百二十四中
都立杉並第一百二十五中
都立杉並第一百二十六中
都立杉並第一百二十七中
都立杉並第一百二十八中
都立杉並第一百二十九中
都立杉並第一百三十中
都立杉並第一百三十一中
都立杉並第一百三十二中
都立杉並第一百三十三中
都立杉並第一百三十四中
都立杉並第一百三十五中
都立杉並第一百三十六中
都立杉並第一百三十七中
都立杉並第一百三十八中
都立杉並第一百三十九中
都立杉並第一百四十中
都立杉並第一百四十一中
都立杉並第一百四十二中
都立杉並第一百四十三中
都立杉並第一百四十四中
都立杉並第一百四十五中
都立杉並第一百四十六中
都立杉並第一百四十七中
都立杉並第一百四十八中
都立杉並第一百四十九中
都立杉並第一百五十中
都立杉並第一百五十一中
都立杉並第一百五十二中
都立杉並第一百五十三中
都立杉並第一百五十四中
都立杉並第一百五十五中
都立杉並第一百五十六中
都立杉並第一百五十七中
都立杉並第一百五十八中
都立杉並第一百五十九中
都立杉並第一百六十中
都立杉並第一百六十一中
都立杉並第一百六十二中
都立杉並第一百六十三中
都立杉並第一百六十四中
都立杉並第一百六十五中
都立杉並第一百六十六中
都立杉並第一百六十七中
都立杉並第一百六十八中
都立杉並第一百六十九中
都立杉並第一百七十中
都立杉並第一百七十一中
都立杉並第一百七十二中
都立杉並第一百七十三中
都立杉並第一百七十四中
都立杉並第一百七十五中
都立杉並第一百七十六中
都立杉並第一百七十七中
都立杉並第一百七十八中
都立杉並第一百七十九中
都立杉並第一百八十中
都立杉並第一百八十一中
都立杉並第一百八十二中
都立杉並第一百八十三中
都立杉並第一百八十四中
都立杉並第一百八十五中
都立杉並第一百八十六中
都立杉並第一百八十七中
都立杉並第一百八十八中
都立杉並第一百八十九中
都立杉並第一百九十中
都立杉並第一百九十一中
都立杉並第一百九十二中
都立杉並第一百九十三中
都立杉並第一百九十四中
都立杉並第一百九十五中
都立杉並第一百九十六中
都立杉並第一百九十七中
都立杉並第一百九十八中
都立杉並第一百九十九中
都立杉並第二百中
都立杉並第二百一中
都立杉並第二百二中
都立杉並第二百三中
都立杉並第二百四中
都立杉並第二百五中
都立杉並第二百六中
都立杉並第二百七中
都立杉並第二百八中
都立杉並第二百九中
都立杉並第二百十中
都立杉並第二百十一中
都立杉並第二百十二中
都立杉並第二百十三中
都立杉並第二百十四中
都立杉並第二百十五中
都立杉並第二百十六中
都立杉並第二百十七中
都立杉並第二百十八中
都立杉並第二百十九中
都立杉並第二百二十中
都立杉並第二百二十一中
都立杉並第二百二十二中
都立杉並第二百二十三中
都立杉並第二百二十四中
都立杉並第二百二十五中
都立杉並第二百二十六中
都立杉並第二百二十七中
都立杉並第二百二十八中
都立杉並第二百二十九中
都立杉並第二百三十中
都立杉並第二百三十一中
都立杉並第二百三十二中
都立杉並第二百三十三中
都立杉並第二百三十四中
都立杉並第二百三十五中
都立杉並第二百三十六中
都立杉並第二百三十七中
都立杉並第二百三十八中
都立杉並第二百三十九中
都立杉並第二百四十中
都立杉並第二百四十一中
都立杉並第二百四十二中
都立杉並第二百四十三中
都立杉並第二百四十四中
都立杉並第二百四十五中
都立杉並第二百四十六中
都立杉並第二百四十七中
都立杉並第二百四十八中
都立杉並第二百四十九中
都立杉並第二百五十中
都立杉並第二百五十一中
都立杉並第二百五十二中
都立杉並第二百五十三中
都立杉並第二百五十四中
都立杉並第二百五十五中
都立杉並第二百五十六中
都立杉並第二百五十七中
都立杉並第二百五十八中
都立杉並第二百五十九中
都立杉並第二百六十中
都立杉並第二百六十一中
都立杉並第二百六十二中
都立杉並第二百六十三中
都立杉並第二百六十四中
都立杉並第二百六十五中
都立杉並第二百六十六中
都立杉並第二百六十七中
都立杉並第二百六十八中
都立杉並第二百六十九中
都立杉並第二百七十中
都立杉並第二百七十一中
都立杉並第二百七十二中
都立杉並第二百七十三中
都立杉並第二百七十四中
都立杉並第二百七十五中
都立杉並第二百七十六中
都立杉並第二百七十七中
都立杉並第二百七十八中
都立杉並第二百七十九中
都立杉並第二百八十中
都立杉並第二百八十一中
都立杉並第二百八十二中
都立杉並第二百八十三中
都立杉並第二百八十四中
都立杉並第二百八十五中
都立杉並第二百八十六中
都立杉並第二百八十七中
都立杉並第二百八十八中
都立杉並第二百八十九中
都立杉並第二百九十中
都立杉並第二百九十一中
都立杉並第二百九十二中
都立杉並第二百九十三中
都立杉並第二百九十四中
都立杉並第二百九十五中
都立杉並第二百九十六中
都立杉並第二百九十七中
都立杉並第二百九十八中
都立杉並第二百九十九中
都立杉並第三百中
都立杉並第三百一中
都立杉並第三百二中
都立杉並第三百三中
都立杉並第三百四中
都立杉並第三百五中
都立杉並第三百六中
都立杉並第三百七中
都立杉並第三百八中
都立杉並第三百九中
都立杉並第三百十中
都立杉並第三百十一中
都立杉並第三百十二中
都立杉並第三百十三中
都立杉並第三百十四中
都立杉並第三百十五中
都立杉並第三百十六中
都立杉並第三百十七中
都立杉並第三百十八中
都立杉並第三百十九中
都立杉並第三百二十中
都立杉並第三百二十一中
都立杉並第三百二十二中
都立杉並第三百二十三中
都立杉並第三百二十四中
都立杉並第三百二十五中
都立杉並第三百二十六中
都立杉並第三百二十七中
都立杉並第三百二十八中
都立杉並第三百二十九中
都立杉並第三百三十中
都立杉並第三百三十一中
都立杉並第三百三十二中
都立杉並第三百三十三中
都立杉並第三百三十四中
都立杉並第三百三十五中
都立杉並第三百三十六中
都立杉並第三百三十七中
都立杉並第三百三十八中
都立杉並第三百三十九中
都立杉並第三百四十中
都立杉並第三百四十一中
都立杉並第三百四十二中
都立杉並第三百四十三中
都立杉並第三百四十四中
都立杉並第三百四十五中
都立杉並第三百四十六中
都立杉並第三百四十七中
都立杉並第三百四十八中
都立杉並第三百四十九中
都立杉並第三百五十中
都立杉並第三百五十一中
都立杉並第三百五十二中
都立杉並第三百五十三中
都立杉並第三百五十四中
都立杉並第三百五十五中
都立杉並第三百五十六中
都立杉並第三百五十七中
都立杉並第三百五十八中
都立杉並第三百五十九中
都立杉並第三百六十中
都立杉並第三百六十一中
都立杉並第三百六十二中
都立杉並第三百六十三中
都立杉並第三百六十四中
都立杉並第三百六十五中
都立杉並第三百六十六中
都立杉並第三百六十七中
都立杉並第三百六十八中
都立杉並第三百六十九中
都立杉並第三百七十中
都立杉並第三百七十一中
都立杉並第三百七十二中
都立杉並第三百七十三中
都立杉並第三百七十四中
都立杉並第三百七十五中
都立杉並第三百七十六中
都立杉並第三百七十七中
都立杉並第三百七十八中
都立杉並第三百七十九中
都立杉並第三百八十中
都立杉並第三百八十一中
都立杉並第三百八十二中
都立杉並第三百八十三中
都立杉並第三百八十四中
都立杉並第三百八十五中
都立杉並第三百八十六中
都立杉並第三百八十七中
都立杉並第三百八十八中
都立杉並第三百八十九中
都立杉並第三百九十中
都立杉並第三百九十一中
都立杉並第三百九十二中
都立杉並第三百九十三中
都立杉並第三百九十四中
都立杉並第三百九十五中
都立杉並第三百九十六中
都立杉並第三百九十七中
都立杉並第三百九十八中
都立杉並第三百九十九中
都立杉並第四百中
都立杉並第四百一中
都立杉並第四百二中
都立杉並第四百三中
都立杉並第四百四中
都立杉並第四百五中
都立杉並第四百六中
都立杉並第四百七中
都立杉並第四百八中
都立杉並第四百九中
都立杉並第四百十中
都立杉並第四百十一中
都立杉並第四百十二中
都立杉並第四百十三中
都立杉並第四百十四中
都立杉並第四百十五中
都立杉並第四百十六中
都立杉並第四百十七中
都立杉並第四百十八中
都立杉並第四百十九中
都立杉並第四百二十中
都立杉並第四百二十一中
都立杉並第四百二十二中
都立杉並第四百二十三中
都立杉並第四百二十四中
都立杉並第四百二十五中
都立杉並第四百二十六中
都立杉並第四百二十七中
都立杉並第四百二十八中
都立杉並第四百二十九中
都立杉並第四百三十中
都立杉並第四百三十一中
都立杉並第四百三十二中
都立杉並第四百三十三中
都立杉並第四百三十四中
都立杉並第四百三十五中
都立杉並第四百三十六中
都立杉並第四百三十七中
都立杉並第四百三十八中
都立杉並第四百三十九中
都立杉並第四百四十中
都立杉並第四百四十一中
都立杉並第四百四十二中
都立杉並第四百四十三中
都立杉並第四百四十四中
都立杉並第四百四十五中
都立杉並第四百四十六中
都立杉並第四百四十七中
都立杉並第四百四十八中
都立杉並第四百四十九中
都立杉並第四百五十中
都立杉並第四百五十一中
都立杉並第四百五十二中
都立杉並第四百五十三中
都立杉並第四百五十四中
都立杉並第四百五十五中
都立杉並第四百五十六中
都立杉並第四百五十七中
都立杉並第四百五十八中
都立杉並第四百五十九中
都立杉並第四百六十中
都立杉並第四百六十一中
都立杉並第四百六十二中
都立杉並第四百六十三中
都立杉並第四百六十四中
都立杉並第四百六十五中
都立杉並第四百六十六中
都立杉並第四百六十七中
都立杉並第四百六十八中
都立杉並第四百六十九中
都立杉並第四百七十中
都立杉並第四百七十一中
都立杉並第四百七十二中
都立杉並第四百七十三中
都立杉並第四百七十四中
都立杉並第四百七十五中
都立杉並第四百七十六中
都立杉並第四百七十七中
都立杉並第四百七十八中
都立杉並第四百七十九中
都立杉並第四百八十中
都立杉並第四百八十一中
都立杉並第四百八十二中
都立杉並第四百八十三中
都立杉並第四百八十四中
都立杉並第四百八十五中
都立杉並第四百八十六中
都立杉並第四百八十七中
都立杉並第四百八十八中
都立杉並第四百八十九中
都立杉並第四百九十中
都立杉並第四百九十一中
都立杉並第四百九十二中
都立杉並第四百九十三中
都立杉並第四百九十四中
都立杉並第四百九十五中
都立杉並第四百九十六中
都立杉並第四百九十七中
都立杉並第四百九十八中
都立杉並第四百九十九中
都立杉並第五百中
都立杉並第五百一中
都立杉並第五百二中
都立杉並第五百三中
都立杉並第五百四中
都立杉並第五百五中
都立杉並第五百六中
都立杉並第五百七中
都立杉並第五百八中
都立杉並第五百九中
都立杉並第五百十中
都立杉並第五百十一中
都立杉並第五百十二中
都立杉並第五百十三中
都立杉並第五百十四中
都立杉並第五百十五中
都立杉並第五百十六中
都立杉並第五百十七中
都立杉並第五百十八中
都立杉並第五百十九中
都立杉並第五百二十中
都立杉並第五百二十一中
都立杉並第五百二十二中
都立杉並第五百二十三中
都立杉並第五百二十四中
都立杉並第五百二十五中
都立杉並第五百二十六中
都立杉並第五百二十七中
都立杉並第五百二十八中
都立杉並第五百二十九中
都立杉並第五百三十中
都立杉並第五百三十一中
都立杉並第五百三十二中
都立杉並第五百三十三中
都立杉並第五百三十四中
都立杉並第五百三十五中
都立杉並第五百三十六中
都立杉並第五百三十七中
都立杉並第五百三十八中
都立杉並第五百三十九中
都立杉並第五百四十中
都立杉並第五百四十一中
都立杉並第五百四十二中
都立杉並第五百四十三中
都立杉並第五百四十四中
都立杉並第五百四十五中
都立杉並第五百四十六中
都立杉並第五百四十七中
都立杉並第五百四十八中
都立杉並第五百四十九中
都立杉並第五百五十中
都立杉並第五百五十一中
都立杉並第五百五十二中
都立杉並第五百五十三中
都立杉並第五百五十四中
都立杉並第五百五十五中
都立杉並第五百五十六中
都立杉並第五百五十七中
都立杉並第五百五十八中
都立杉並第五百五十九中
都立杉並第五百六十中
都立杉並第五百六十一中
都立杉並第五百六十二中
都立杉並第五百六十三中
都立杉並第五百六十四中
都立杉並第五百六十五中
都立杉並第五百六十六中
都立杉並第五百六十七中
都立杉並第五百六十八中
都立杉並第五百六十九中
都立杉並第五百七十中
都立杉並第五百七十一中
都立杉並第五百七十二中
都立杉並第五百七十三中
都立杉並第五百七十四中
都立杉並第五百七十五中
都立杉並第五百七十六中
都立杉並第五百七十七中
都立杉並第五百七十八中
都立杉並第五百七十九中
都立杉並第五百八十中
都立杉並第五百八十一中
都立杉並第五百八十二中
都立杉並第五百八十三中
都立杉並第五百八十四中
都立杉並第五百八十五中
都立杉並第五百八十六中
都立杉並第五百八十七中
都立杉並第五百八十八中
都立杉並第五百八十九中
都立杉並第五百九十中
都立杉並第五百九十一中
都立杉並第五百九十二中
都立杉並第五百九十三中
都立杉並第五百九十四中
都立杉並第五百九十五中
都立杉並第五百九十六中
都立杉並第五百九十七中
都立杉並第五百九十八中
都立杉並第五百九十九中
都立杉並第六百中
都立杉並第六百一中
都立杉並第六百二中
都立杉並第六百三中
都立杉並第六百四中
都立杉並第六百五中
都立杉並第六百六中
都立杉並第六百七中
都立杉並第六百八中
都立杉並第六百九中
都立杉並第六百十中
都立杉並第六百十一中
都立杉並第六百十二中
都立杉並第六百十三中
都立杉並第六百十四中
都立杉並第六百十五中
都立杉並第六百十六中
都立杉並第六百十七中
都立杉並第六百十八中
都立杉並第六百十九中
都立杉並第六百二十中
都立杉並第六百二十一中
都立杉並第六百二十二中
都立杉並第六百二十三中
都立杉並第六百二十四中
都立杉並第六百二十五中
都立杉並第六百二十六中
都立杉並第六百二十七中
都立杉並第六百二十八中
都立杉並第六百二十九中
都立杉並第六百三十中
都立杉並第六百三十一中
都立杉並第六百三十二中
都立杉並第六百三十三中
都立杉並第六百三十四中
都立杉並第六百三十五中
都立杉並第六百三十六中
都立杉並第六百三十七中
都立杉並第六百三十八中
都立杉並第六百三十九中
都立杉並第六百四十中
都立杉並第六百四十一中
都立杉並第六百四十二中
都立杉並第六百四十三中
都立杉並第六百四十四中
都立杉並第六百四十五中
都立杉並第六百四十六中
都立杉並第六百四十七中
都立杉並第六百四十八中
都立杉並第六百四十九中
都立杉並第六百五十中
都立杉並第六百五十一中
都立杉並第六百五十二中
都立杉並第六百五十三中
都立杉並第六百五十四中
都立杉並第六百五十五中
都立杉並第六百五十六中
都立杉並第六百五十七中
都立杉並第六百五十八中
都立杉並第六百五十九中
都立杉並第六百六十中
都立杉並第六百六十一中
都立杉並第六百六十二中
都立杉並第六百六十三中
都立杉並第六百六十四中
都立杉並第六百六十五中
都立杉並第六百六十六中
都立杉並第六百六十七中
都立杉並第六百六十八中
都立杉並第六百六十九中
都立杉並第六百七十中
都立杉並第六百七十一中
都立杉並第六百七十二中
都立杉並第六百七十三中
都立杉並第六百七十四中
都立杉並第六百七十五中
都立杉並第六百七十六中
都立杉並第六百七十七中
都立杉並第六百七十八中
都立杉並第六百七十九中
都立杉並第六百八十中
都立杉並第六百八十一中
都立杉並第六百八十二中
都立杉並第六百八十三中
都立杉並第六百八十四中
都立杉並第六百八十五中
都立杉並第六百八十六中
都立杉並第六百八十七中
都立杉並第六百八十八中
都立杉並第六百八十九中
都立杉並第六百九十中
都立杉並第六百九十一中
都立杉並第六百九十二中
都立杉並第六百九十三中
都立杉並第六百九十四中
都立杉並第六百九十五中
都立杉並第六百九十六中
都立杉並第六百九十七中
都立杉並第六百九十八中
都立杉並第六百九十九中
都立杉並第七百中
都立杉並第七百一中
都立杉並第七百二中
都立杉並第七百三中
都立杉並第七百四中
都立杉並第七百五中
都立杉並第七百六中
都立杉並第七百七中
都立杉並第七百八中
都立杉並第七百九中
都立杉並第七百十中
都立杉並第七百十一中
都立杉並第七百十二中
都立杉並第七百十三中
都立杉並第七百十四中
都立杉並第七百十五中
都立杉並第七百十六中
都立杉並第七百十七中
都立杉並第七百十八中
都立杉並第七百十九中
都立杉並第七百二十中
都立杉並第七百二十一中
都立杉並第七百二十二中
都立杉並第七百二十三中
都立杉並第七百二十四中
都立杉並第七百二十五中
都立杉並第七百二十六中
都立杉並第七百二十七中
都立杉並第七百二十八中
都立杉並第七百二十九中
都立杉並第七百三十中
都立杉並第七百三十一中
都立杉並第七百三十二中
都立杉並第七百三十三中
都立杉並第七百三十四中
都立杉並第七百三十五中
都立杉並第七百三十六中
都立杉並第七百三十七中
都立杉並第七百三十八中
都立杉並第七百三十九中
都立杉並第七百四十中
都立杉並第七百四十一中
都立杉並第七百四十二中
都立杉並第七百四十三中
都立杉並第七百四十四中
都立杉並第七百四十五中
都立杉並第七百四十六中
都立杉並第七百四十七中
都立杉並第七百四十八中
都立杉並第七百四十九中
都立杉並第七百五十中
都立杉並第七百五十一中
都立杉並第七百五十二中
都立杉並第七百五十三中
都立杉並第七百五十四中
都立杉並第七百五十五中
都立杉並第七百五十六中
都立杉並第七百五十七中
都立杉並第七百五十八中
都立杉並第七百五十九中
都立杉並第七百六十中
都立杉並第七百六十一中
都立杉並第七百六十二中
都立杉並第七百六十三中
都立杉並第七百六十四中
都立杉並第七百六十五中
都立杉並第七百六十六中
都立杉並第七百六十七中
都立杉並第七百六十八中
都立杉並第七百六十九中
都立杉並第七百七十中
都立杉並第七百七十一中
都立杉並第七百七十二中
都立杉並第七百七十三中
都立杉並第七百七十四中
都立杉並第七百七十五中
都立杉並第七百七十六中
都立杉並第七百七十七中
都立杉並第七百七十八中
都立杉並第七百七十九中
都立杉並第七百八十中
都立杉並第七百八十一中
都立杉並第七百八十二中
都立杉並第七百八十三中
都立杉並第七百八十四中
都立杉並第七百八十五中
都立杉並第七百八十六中
都立杉並第七百八十七中
都立杉並第七百八十八中
都立杉並第七百八十九中
都立杉並第七百九十中
都立杉並第七百九十一中
都立杉並第七百九十二中
都立杉並第七百九十三中
都立杉並第七百九十四中
都立杉並第七百九十五中
都立杉並第七百九十六中
都立杉並第七百九十七中
都立杉並第七百九十八中
都立杉並第七百九十九中
都立杉並第八百中
都立杉並第八百一中
都立杉並第八百二中
都立杉並第八百三中
都立杉並第八百四中
都立杉並第八百五中
都立杉並第八百六中
都立杉並第八百七中
都立杉並第八百八中
都立杉並第八百九中
都立杉並第八百十中
都立杉並第八百十一中
都立杉並第八百十二中
都立杉並第八百十三中
都立杉並第八百十四中
都立杉並第八百十五中
都立杉並第八百十六中
都立杉並第八百十七中
都立杉並第八百十八中
都立杉並第八百十九中
都立杉並第八百二十中
都立杉並第八百二十一中
都立杉並第八百二十二中
都立杉並第八百二十三中
都立杉並第八百二十四中
都立杉並第八百二十五中
都立杉並第八百二十六中
都立杉並第八百二十七中
都立杉並第八百二十八中
都立杉並第八百二十九中
都立杉並第八百三十中
都立杉並第八百三十一中
都立杉並第八百三十二中
都立杉並第八百三十三中
都立杉並第八百三十四中
都立杉並第八百三十五中
都立杉並第八百三十六中
都立杉並第八百三十七中
都立杉並第八百三十八中
都立杉並第八百三十九中
都立杉並第八百四十中
都立杉並第八百四十一中
都立杉並第八百四十二中
都立杉並第八百四十三中
都立杉並第八百四十四中
都立杉並第八百四十五中
都立杉並第八百四十六中
都立杉並第八百四十七中
都立杉並第八百四十八中
都立杉並第八百四十九中
都立杉並第八百五十中
都立杉並第八百五十一中
都立杉並第八百五十二中
都立杉並第八百五十三中
都立杉並第八百五十四中
都立杉並第八百五十五中
都立杉並第八百五十六中
都立杉並第八百五十七中
都立杉並第八百五十八中
都立杉並第八百五十九中
都立杉並第八百六十中
都立杉並第八百六十一中
都立杉並第八百六十二中
都立杉並第八百六十三中
都立杉並第八百六十四中
都立杉並第八百六十五中
都立杉並第八百六十六中
都立杉並第八百六十七中
都立杉並第八百六十八中
都立杉並第八百六十九中
都立杉並第八百七十中
都立杉並第八百七十一中
都立杉並第八百七十二中
都立杉並第八百七十三中
都立杉並第八百七十四中
都立杉並第八百七十五中
都立杉並第八百七十六中
都立杉並第八百七十七中
都立杉並第八百七十八中
都立杉並第八百七十九中
都立杉並第八百八十中
都立杉並第八百八十一中
都立杉並第八百八十二中
都立杉並第八百八十三中
都立杉並第八百八十四中
都立杉並第八百八十五中
都立杉並第八百八十六中
都立杉並第八百八十七中
都立杉並第八百八十八中
都立杉並第八百八十九中
都立杉並第八百九十中
都立杉並第八百九十一中
都立杉並第八百九十二中
都立杉並第八百九十三中
都立杉並第八百九十四中
都立杉並第八百九十五中
都立杉並第八百九十六中
都立杉並第八百九十七中
都立杉並第八百九十八中
都立杉並第八百九十九中
都立杉並第九百中
都立杉並第九百一中
都立杉並第九百二中
都立杉並第九百三中
都立杉並第九百四中
都立杉並第九百五中
都立杉並第九百六中
都立杉並第九百七中
都立杉並第九百八中
都立杉並第九百九中
都立杉並第九百十中
都立杉並第九百十一中
都立杉並第九百十二中
都立杉並第九百十三中
都立杉並第九百十四中
都立杉並第九百十五中
都立杉並第九百十六中
都立杉並第九百十七中
都立杉並第九百十八中
都立杉並第九百十九中
都立杉並第九百二十中
都立杉並第九百二十一中
都立杉並第九百二十二中
都立杉並第九百二十三中
都立杉並第九百二十四中
都立杉並第九百二十五中
都立杉並第九百二十六中
都立杉並第九百二十七中
都立杉並第九百二十八中
都立杉並第九百二十九中
都立杉並第九百三十中
都立杉並第九百三十一中
都立杉並第九百三十二中
都立杉並第九百三十三中
都立杉並第九百三十四中
都立杉並第九百三十五中
都立杉並第九百三十六中
都立杉並第九百三十七中
都立杉並第九百三十八中
都立杉並第九百三十九中
都立杉並第九百四十中
都立杉並第九百四十一中
都立杉並第九百四十二中
都立杉並第九百四十三中
都立杉並第九百四十四中
都立杉並第九百四十五中
都立杉並第九百四十六中
都立杉並第九百四十七中
都立杉並第九百四十八中
都立杉並第九百四十九中
都立杉並第九百五十中
都立杉並第九百五十一中
都立杉並第九百五十二中
都立杉並第九百五十三中
都立杉並第九百五十四中
都立杉並第九百五十五中
都立杉並第九百五十六中
都立杉並第九百五十七中
都立杉並第九百五十八中
都立杉並第九百五十九中
都立杉並第九百六十中
都立杉並第九百六十一中
都立杉並第九百六十二中
都立杉並第九百六十三中
都立杉並第九百六十四中
都立杉並第九百六十五中
都立杉並第九百六十六中
都立杉並第九百六十七中
都立杉並第九百六十八中
都立杉並第九百六十九中
都立杉並第九百七十中
都立杉並第九百七十一中
都立杉並第九百七十二中
都立杉並第九百七十三中
都立杉並第九百七十四中
都立杉並第九百七十五中
都立杉並第九百七十六中
都立杉並第九百七十七中
都立杉並第九百七十八中
都立杉並第九百七十九中
都立杉並第九百八十中
都立杉並第九百八十一中
都立杉並第九百八十二中
都立杉並第九百八十三中
都立杉並第九百八十四中
都立杉並第九百八十五中
都立杉並第九百八十六中
都立杉並第九百八十七中
都立杉並第九百八十八中
都立杉並第九百八十九中
都立杉並第九百九十中
都立杉並第九百九十一中
都立杉並第九百九十二中
都立杉並第九百九十三中
都立杉並第九百九十四中
都立杉並第九百九十五中
都立杉並第九百九十六中
都立杉並第九百九十七中
都立杉並第九百九十八中
都立杉並第九百九十九中
都立杉並第一千中
都立杉並第一千一中
都立杉並第一千二中
都立杉並第一千三中
都立杉並第一千四中
都立杉並第一千五中
都立杉並第一千六中
都立杉並第一千七中
都立杉並第一千八中
都立杉並第一千九中
都立杉並第一千十中
都立杉並第一千十一中
都立杉並第一千十二中
都立杉並第一千十三中
都立杉並第一千十四中
都立杉並第一千十五中
都立杉並第一千十六中
都立杉並第一千十七中
都立杉並第一千十八中
都立杉並第一千十九中
都立杉並第一千二十中
都立杉並第一千二十一中
都立杉並第一千二十二中
都立杉並第一千二十三中
都立杉並第一千二十四中
都立杉並第一千二十五中
都立杉並第一千二十六中
都立杉並第一千二十七中
都立杉並第一千二十八中
都立杉並第一千二十九中
都立杉並第一千三十中
都立杉並第一千三十一中
都立杉並第一千三十二中
都立杉並第一千三十三中
都立杉並第一千三十四中
都立杉並第一千三十五中
都立杉並第一千三十六中
都立杉並第一千三十七中
都立杉並第一千三十八中
都立杉並第一千三十九中
都立杉並第一千四十中
都立杉並第一千四十一中
都立杉並第一千四十二中
都立杉並第一千四十三中
都立杉並第一千四十四中
都立杉並第一千四十五中
都立杉並第一千四十六中
都立杉並第一千四十七中
都立杉並第一千四十八中
都立杉並第一千四十九中
都立杉並第一千五十中
都立杉並第一千五十一中
都立杉並第一千五十二中
都立杉並第一千五十三中
都立杉並第一千五十四中
都立杉並第一千五十五中
都立杉並第一千五十六中
都立杉並第一千五十七中
都立杉並第一千五十八中
都立杉並第一千五十九中
都立杉並第一千六十中
都立杉並第一千六十一中
都立杉並第一千六十二中
都立杉並第一千六十三中
都立杉並第一千六十四中
都立杉並第一千六十五中
都立杉並第一千六十六中
都立杉並第一千六十七中
都立杉並第一千六十八中
都立杉並第一千六十九中
都立杉並第一千七十中
都立杉並第一千七十一中
都立杉並第一千七十二中
都立杉並第一千七十三中
都立杉並第一千七十四中
都立杉並第一千七十五中
都立杉並第一千七十六中
都立杉並第一千七十七中
都立杉並第一千七十八中
都立杉並第一千七十九中
都立杉並第一千八十中
都立杉並第一千八十一中
都立杉並第一千八十二中
都立杉並第一千八十三中
都立杉並第一千八十四中
都立杉並第一千八十五中
都立杉並第一千八十六中
都立杉並第一千八十七中
都立杉並第一千八十八中
都立杉並第一千八十九中
都立杉並第一千九十中
都立杉並第一千九十一中
都立杉並第一千九十二中
都立杉並第一千九十三中
都立杉並第一千九十四中
都立杉並第一千九十五中
都立杉並第一千九十六中
都立杉並第一千九十七中
都立杉並第一千九十八中
都立杉並第一千九十九中
都立杉並第一千一百中
都立杉並第一千一百一中
都立杉並第一千一百二中
都立杉並第一千一百三中
都立杉並第一千一百四中
都立杉並第一千一百五中
都立杉並第一千一百六中
都立杉並第一千一百七中
都立杉並第一千一百八中
都立杉並第一千一百九中
都立杉並第一千一百十中
都立杉並第一千一百十一中
都立杉並第一千一百十二中
都立杉並第一千一百十三中
都立杉並第一千一百十四中
都立杉並第一千一百十五中
都立杉並第一千一百十六中
都立杉並第一千一百十七中
都立杉並第一千一百十八中
都立杉並第一千一百十九中
都立杉並第一千一百二十中
都立杉並第一千一百二十一中
都立杉並第一千一百二十二中
都立杉並第一千一百二十三中
都立杉並第一千一百二十四中
都立杉並第一千一百二十五中
都立杉並第一千一百二十六中
都立杉並第一千一百二十七中
都立杉並第一千一百二十八中
都立杉並第一千一百二十九中
都立杉並第一千一百三十中
都立杉並第一千一百三十一中
都立杉並第一千一百三十二中
都立杉並第一千一百三十三中
都立杉並第一千一百三十四中
都立杉並第一千一百三十五中
都立杉並第一千一百三十六中
都立杉並第一千一百三十七中
都立杉並第一千一百三十八中
都立杉並第一千一百三十九中
都立杉並第一千一百四十中
都立杉並第一千一百四十一中
都立杉並第一千一百四十二中
都立杉並第一千一百四十三中
都立杉並第一千一百四十四中
都立杉並第一千一百四十五中
都立杉並第一千一百四十六中
都立杉並第一千一百四十七中
都立杉並第一千一百四十八中
都立杉並第一千一百四十九中
都立杉並第一千一百五十中
都立杉並第一千一百五十一中
都立杉並第一千一百五十二中
都立杉並第一千一百五十